

第4期岐阜県障がい者総合支援プラン (最終案)

令和6年3月
岐阜県

< 目 次 >

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景	1
2 計画の性格及び位置付け	2
3 計画の期間	3
4 障害保健福祉圏域の設定	4
5 計画の推進	5
(1) 役割と責務	5
(2) 施策の推進体制	5
第2章 障がい者及び障がい者を取り巻く施策の動向	6
1 障がい者の動向	6
(1) 身体障がい者	7
(2) 知的障がい者	10
(3) 精神障がい者	12
(4) 難病患者	14
2 障がい者を取り巻く施策の動向	19
(1) 国の障害者基本計画	19
(2) 障害者権利条約の締結及び障害者権利委員会による第1回政府報告審査	19
(3) 岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例の施行	20
(4) 岐阜県手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例の施行	20
(5) 障害者文化芸術推進法の施行	20
(6) 読書バリアフリー法の施行	20
(7) 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行	21
(8) 難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針の策定	21
(9) ぎふ農福連携アクションプランの策定	22
(10) 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行	22
(11) パラリンピック競技大会・デフリンピック競技大会の開催	23
(12) 「清流の国ぎふ」文化祭2024の開催	23
(13) 障害者差別解消法の改正	23
(14) 児童福祉法の改正	24
(15) 障害者総合支援法の改正	24
(16) 障害者雇用促進法の改正等	24
3 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響と今後の対応	25

第3章 計画の概要	26
1 基本目標	26
2 施策体系	27
第4章 分野別施策	28
I 安心して暮らせる社会環境づくり	28
1 障がい者の人権尊重と心のバリアフリーの推進	28
(1) 改正障害者差別解消法の推進	28
(2) 岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例の推進	29
(3) 障がい者の虐待防止、権利・利益の保護	33
(4) 包括的支援体制の整備	35
2 福祉を支える地域社会づくり	37
(1) 地域での支え合い活動の推進	37
(2) 県ボランティア・市民活動支援センターにおけるボランティア活動の促進	38
3 福祉のまちづくりの推進	39
(1) ひとにやさしいまちづくりの推進	39
(2) 移動等の円滑化の推進	41
4 情報環境の整備	43
(1) 岐阜県手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例の推進	43
(2) 障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る支援の充実	49
(3) 視覚障がい者等の読書環境の整備の推進	50
5 ぎふ清流福祉エリアの活用促進	53
ぎふ清流福祉エリア内施設の活用と連携の推進	53
6 安全な暮らしの確保（防災・防犯・感染症対策）	58
(1) 防災対策の充実	58
(2) 防犯対策の充実	60
(3) 感染症対策の充実	61
II 社会参加と自立を進める支援の充実	63
1 インクルーシブ教育システムの構築	63
(1) 特別支援教育を支える体制の整備	63
(2) 障がいのある児童生徒のニーズへの対応	65
(3) 教員の専門性の向上	67
2 雇用・就労の促進	69
(1) 障がい者の一般就労拡大の推進	69
(2) 福祉的就労の充実	75

(3)	農福連携の推進	77
3	外出や移動の支援	80
	様々な障がいに合わせて移動支援の充実	80
4	パラスポーツの充実	81
	誰もが楽しめるパラスポーツの推進と環境の整備	81
5	障がい者の芸術文化活動の充実	85
	障がい者芸術文化活動の取組み推進と環境の整備	85
Ⅲ	日常生活を支える福祉の充実	90
1	障がい者の地域生活支援	90
	(1) 地域生活支援拠点等の機能の充実	90
	(2) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援	91
	(3) 障害福祉サービスの充実、質の向上	94
	(4) 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の推進	97
	(5) 発達障がい児者支援の充実	100
	(6) 高齢障がい者への支援の充実	103
2	身近な相談支援体制の確立	106
	(1) 相談支援従事者の養成、確保及び質の向上	106
	(2) 専門性の高い相談支援事業の実施	107
	(3) 地域における相談支援体制の強化	108
3	福祉人材の確保支援と育成	110
	(1) 福祉人材確保対策の総合的な推進	110
	(2) 障害福祉サービス等を担う専門的人材の育成と資質の向上	112
4	生活支援に係る各種制度等の活用促進	114
	各種手当制度や割引・減免制度の周知徹底	114
Ⅳ	質の高い保健・医療提供体制の整備	115
1	障がいの原因となる疾病等の予防・早期発見・治療体制の充実	115
	各種健診の受診勧奨や保健指導、心の健康づくりの推進	115
2	障がい児者に対する医療と福祉の連携による支援の充実	119
	(1) 保健・医療体制の充実	119
	(2) 療育体制の充実	121
	(3) 強度行動障がい支援体制の充実	122
	(4) 重度障がい・医療的ケア児者支援の充実	123
	(5) 難病患者・小児慢性特定疾病児童支援の充実	125
	(6) 難聴児支援の充実	127
3	リハビリテーション体制の整備	130
	地域リハビリテーションの充実	130

第5章 国の基本指針に即して定める「第7期障害福祉計画」	132
1 計画の策定にあたって	132
(1) 計画の性格及び位置付け	132
(2) 第7期計画の期間	132
(3) 障害保健福祉圏域の設定	132
(4) 計画の推進体制	133
(5) 障害福祉サービス等の見込量の算出	133
2 成果目標	134
(1) 令和8年度の成果目標の設定	134
(2) 令和8年度の活動指標の設定	145
3 障害福祉サービス等の見込量と確保策等	147
(1) 指定障害福祉サービス及び相談支援の見込量と確保策等	147
(2) 圏域ごとの障害福祉サービス等の見込量について	156
第6章 国の基本指針に即して定める「第3期障害児福祉計画」	166
1 計画の策定にあたって	166
(1) 計画の性格及び位置付け	166
(2) 第3期計画の期間	166
(3) 障害保健福祉圏域の設定	166
(4) 計画の推進体制	167
(5) 障害児通所支援等の見込量の算出	167
2 成果目標	168
(1) 令和8年度の成果目標の設定	168
(2) 令和8年度の活動指標の設定	171
3 障害児通所支援等の見込量と確保策等	172
(1) 障害児通所支援等の見込量と確保策等	172
(2) 圏域ごとの障害児通所支援等の見込量について	176
第7章 地域生活支援事業の実施に関する事項	179
1 県が行う地域生活支援事業の実施に関する事項	179
(1) 専門性の高い相談支援事業	179
(2) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業	181
(3) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業	182
(4) 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業	183
(5) 広域的な支援事業	183

【参考】

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成二十九年厚生労働省告示第百十六号）」（国の基本指針）に掲げる都道府県障害福祉計画に定める事項等（抜粋）	185
第8章 達成目標	188
Ⅰ 安心して暮らせる社会環境づくり	188
Ⅱ 社会参加と自立を進める支援の充実	189
Ⅲ 日常生活を支える福祉の充実	190
Ⅳ 質の高い保健・医療提供体制の整備	192
資料	192
第4期岐阜県障がい者総合支援プランの策定に向けた障がい者（児）のニーズ調査の実施状況について	193
障がい福祉に関するアンケート調査結果	199
岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例	204
岐阜県手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例	208
岐阜県障害者施策推進協議会条例	212
岐阜県障害者施策推進協議会委員名簿	213
岐阜県障がい者総合支援懇話会設置要綱	214
岐阜県障がい者総合支援懇話会委員名簿	216
計画の策定経過	217
用語解説	219

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

本県では、これまで「岐阜県障害者基本計画」（平成7年度～16年度）、「岐阜県障害者支援プラン」（平成17年度～21年度）、「第2期岐阜県障がい者支援プラン」（平成22年度～26年度）、「岐阜県障がい者総合支援プラン」（平成27年度～29年度）、「第2期岐阜県障がい者総合支援プラン」（平成30年度～令和2年度）、「第3期岐阜県障がい者総合支援プラン」（令和3年度～令和5年度）を策定し、障がい者施策の一層の推進と、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保と円滑な事業実施を図ってまいりました。

一方、この間、国においては、平成28年4月に、障がい者に対する差別的取扱いの禁止などが盛り込まれた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）」が施行されたほか、県においても、障がいの有無にとらわれることなく社会で共に暮らしていく共生社会の実現に向け、議員提案条例による「岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例」及び「岐阜県手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例」がそれぞれ施行されました。これらの条例では、障がい者関係団体の役割が明記され、障がい者関係団体は自ら主体的に障がいのある人に対する県民の理解啓発に取り組み、県、市町村、障がい者関係団体が連携して、共生社会実現及び意思疎通手段の利用の促進に取り組むことが規定されています。

さらには、平成30年6月の「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（以下、「障害者文化芸術推進法」という。）」の施行及び令和元年6月の「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（以下「読書バリアフリー法」という。）」の施行のほか、令和3年に開催された東京オリンピック・パラリンピックを契機としたスポーツに親しめる環境づくりや、令和6年10月から11月に開催される「清流の国ぎふ」文化祭2024の開催に向けた、障がいの有無などに関わらず誰もが文化芸術に親しむことができる文化芸術活動の取組みなど、社会参加を推進する取組みの強化が図られています。

近年では、令和3年9月に施行された医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行のほか、令和4年5月の「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（以下「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」という。）」の施行及び令和6年4月に施行される改正障害者差別解消法の施行などにより、共生社会の実現に向けた障がい者施策の更なる取組みが進められています。

本県では、このような障がい者施策の目まぐるしい変化に的確に対応しながら、県の実情を踏まえ、県内の障がい者への福祉サービスの更なる向上を図り、障がいのある人もな

い人も共に生きる清流の国づくりの着実な進展を目指して、「第4期岐阜県障がい者総合支援プラン」として改定するものです。

2 計画の性格及び位置付け

- (1) 「第4期岐阜県障がい者総合支援プラン」は、障害者基本法第11条第2項の規定に基づく「都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画」、障害者総合支援法第89条の規定に基づく「都道府県障害福祉計画」、及び児童福祉法33条の22の規定に基づく「都道府県障害児福祉計画」等として策定するものであり、今後3年間における県全体の障がい者施策の基本的方向性ととも、障害福祉サービス等の見込み量並びにその確保に向けた方針等を示しています。
- (2) 「第4期岐阜県障がい者総合支援プラン」は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づく市町村障害者計画策定に当たっての基本となるもので、かつ、市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の達成に資するため、広域的な見地から障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業及び障害児通所支援等の提供体制の確保等に関する計画として定めるものです。
- (3) 「第4期岐阜県障がい者総合支援プラン」は、障害者文化芸術推進法第8条の規定に基づく「地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画」のほか、読書バリアフリー法第8条に基づく「地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の推進に関する計画」及び難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針に基づく「難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画」としての性格も併せ持ちます。

(4) これらの計画は、県政運営の指針である『清流の国ぎふ』創生総合戦略（令和5年度～9年度）」の内容を踏まえたものとしているほか、保健医療計画をはじめとする県が定める各種計画との整合、さらには、SDGsの達成に向けた取組みの推進についても、本県の実情を踏まえ反映しました。



(出典:国際連合広報センターホームページ)

3 計画の期間

この計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

4 障害保健福祉圏域の設定

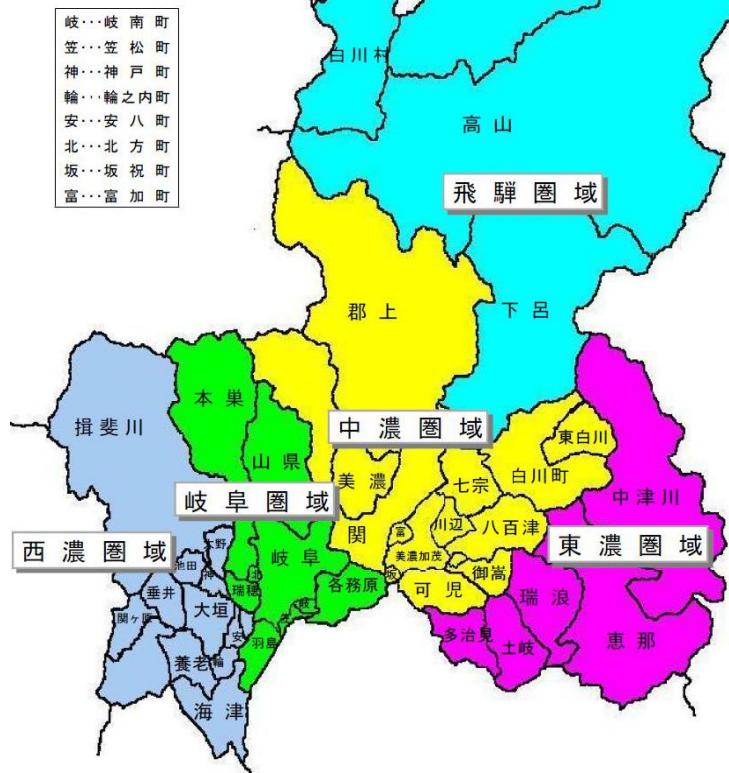
障害福祉サービスについては、障がい者に身近な行政主体である市町村が、当事者のニーズを的確に把握したうえで主体的に取り組んでいくことが重要です。しかしながら、市町村によっては対象となる障がい者が少なく、障がいの種類によっては専門的な対応が必要になるといったことから、複数の市町村による広域的な取組みも必要です。

そこで、県内に下記の5つの障害保健福祉圏域を設定し、必要なサービスを圏域の中で計画的に推進する体制を確立します。

なお、この圏域設定は、岐阜県保健医療計画二次医療圏及び岐阜県老人保健福祉圏域と同一としています。

障害保健福祉圏域

(R6.3.31 現在)



圏域名	区 域
岐阜圏域	岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、北方町
西濃圏域	大垣市、海津市、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町
中濃圏域	関市、美濃市、美濃加茂市、可児市、郡上市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町
東濃圏域	多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市、土岐市
飛騨圏域	高山市、飛騨市、下呂市、白川村

5 計画の推進

(1) 役割と責務

「岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例」の規定にもあるように、障がいのある人も障がいのない人も分け隔てなく共に安心して暮らせる「共生社会」を実現していくためには、県だけではなく、障がい者関係団体、市町村、県民がそれぞれの役割と責務を自覚し、協力・連携して障がい者施策や障害福祉サービスの提供に取り組む必要があります。

また、地域によって異なる多様な課題に対応し、住民が望むサービスを提供していくために、住民に近い市町村がサービスの実施主体であることを踏まえながら、市町村や国と課題を共有し、課題解決に向けて協力して取り組んでいくという姿勢を基本とする必要があります。

一方で、障がいのある人等も、県の施策に協力し、主体的かつ自主的に、基本理念に対する県民の理解の促進及び意思疎通手段の普及に努めるとともに、意思疎通手段を利用する上で障壁があると感じた場合は、それを周囲の人に積極的に伝えるよう努める必要があります。

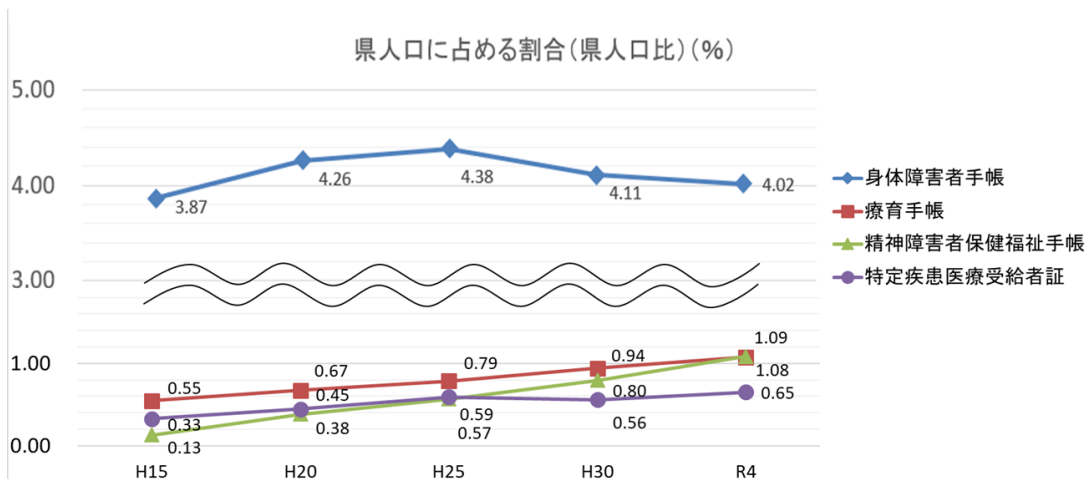
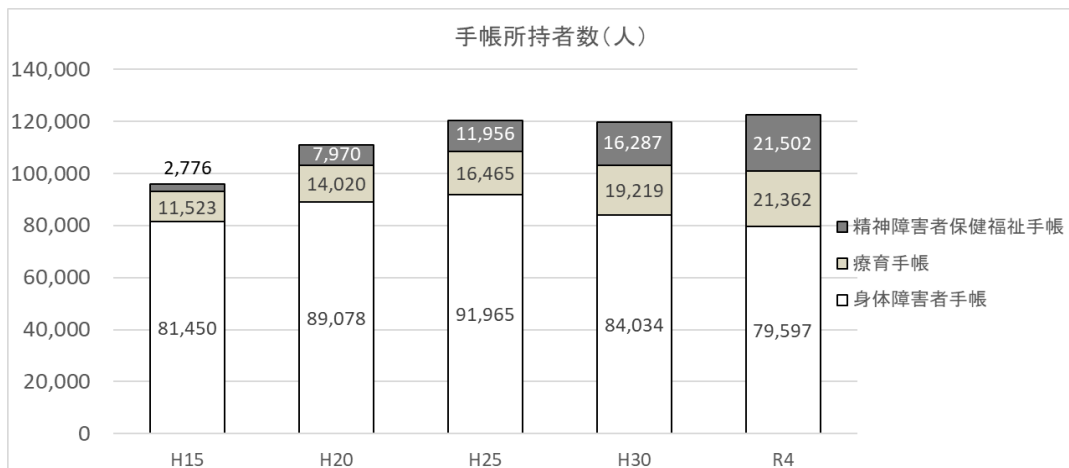
(2) 施策の推進体制

- ① 県は、この計画の内容が市町村障害者計画に適切に反映され、着実な実施が図られるよう、市町村の自主性、主体性を尊重しつつ、市町村障害者計画の策定、改定等の支援を行います。
- ② 施策の推進に当たっては、市町村と県との連携を密にし、協働して障がい者福祉の向上に努めます。
- ③ 計画の進捗状況等を「岐阜県障害者施策推進協議会」に報告し、適切な進行管理と評価を行い、評価結果の公表に取り組みます。また、計画の推進や見直し等に当たっても、「岐阜県障害者施策推進協議会」や「岐阜県障がい者総合支援懇話会」等で意見を聴取するとともに、障がい者関係団体や県民ニーズ等を十分踏まえて進めます。

第2章 障がい者及び障がい者を取り巻く施策の動向

1 障がい者の動向

令和4年度末現在で、県内の手帳所持者は、身体(身体障害者手帳)79,597人、知的(療育手帳)21,362人、精神(精神障害者保健福祉手帳)21,502人、合計122,461人となっています。また、難病患者のうち、特定医療費(指定難病)受給者証交付者数は12,906人となっています。平成15年度末現在と比べると、身体(2.3%減)、知的(85.4%増)、精神(674.6%増)と手帳所持者は身体障がいにおいて減少していますが、知的障がい及び精神障がいにおいて増加しています。また、県人口に占める割合(県人口比)についても増加傾向にあります。



(単位:人、%、各年度末現在)

手帳所持者数	H15		H20		H25		H30		R4	
	所持者数	県人口比	所持者数	県人口比	所持者数	県人口比	所持者数	県人口比	所持者数	県人口比
手帳所持者数(合計)	95,749	4.55	111,068	5.32	120,386	5.74	119,540	5.85	122,461	6.18
身体障害者手帳	81,450	3.87	89,078	4.26	91,965	4.38	84,034	4.11	79,597	4.02
療育手帳	11,523	0.55	14,020	0.67	16,465	0.79	19,219	0.94	21,362	1.08
精神障害者保健福祉手帳	2,776	0.13	7,970	0.38	11,956	0.57	16,287	0.80	21,502	1.09
特定疾患医療受給者証	6,898	0.33	9,315	0.45	12,414	0.59	11,453	0.56	12,906	0.65

※人口は、住民基本台帳に基づく人口(平成20年度までは3月31日、25年度以降は1月1日現在)

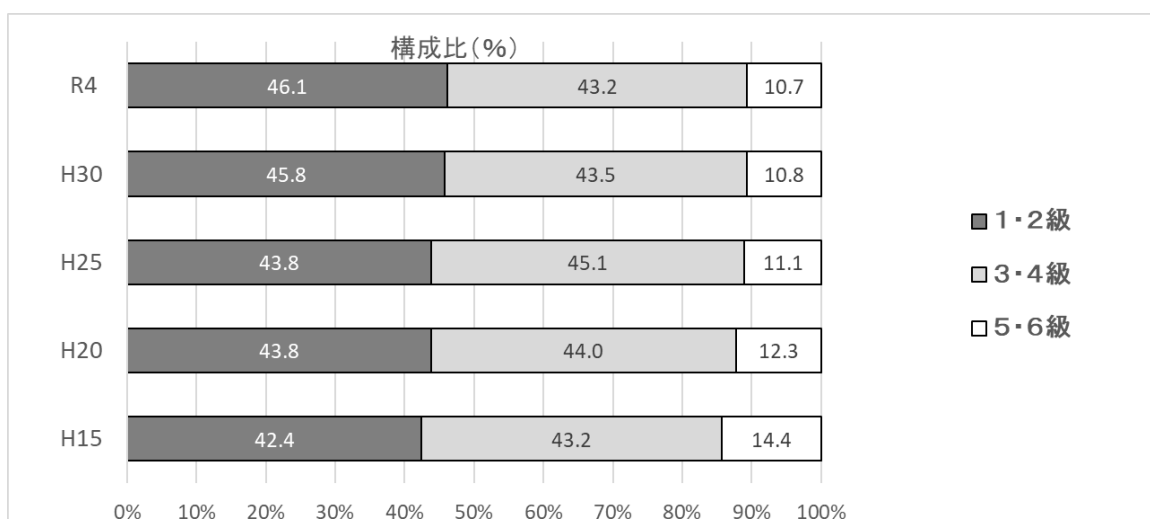
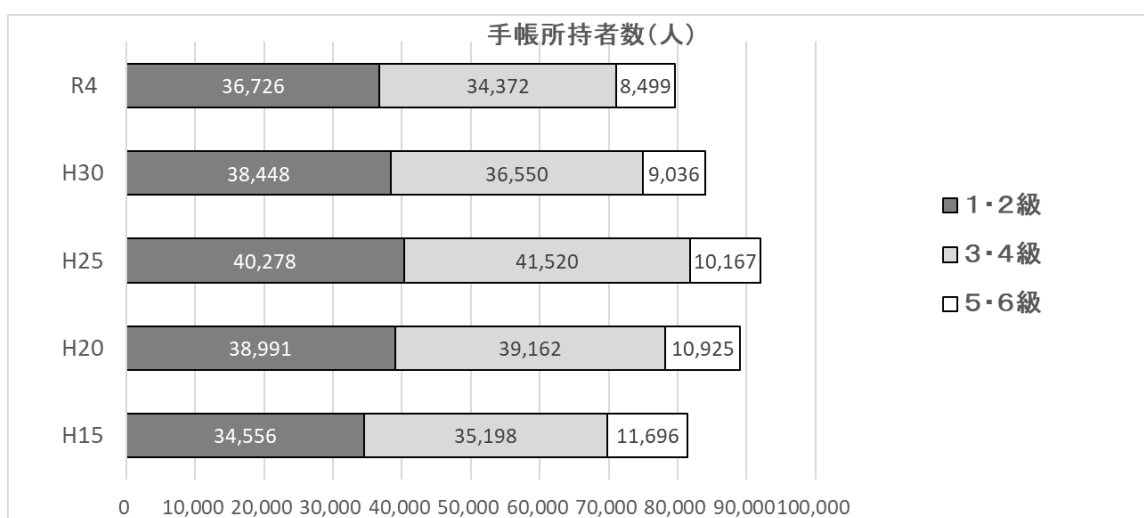
(1) 身体障がい者

①障がい等級別

障がい等級別に見ると、1・2級の重度障がい者が36,726人(構成比46.1%)と最も多く、次いで3・4級の中度障がい者が34,372人(同43.2%)、5・6級の軽度障がい者が8,499人(同10.7%)となっています。

平成15年度から令和4年度までの障がい等級別の構成比の推移を見ると、1・2級の重度障がい者が42.4%から46.1%と増加しているのに対し、5・6級の軽度障がい者の構成比は14.4%から10.7%と減少しており、障がいの重度化がうかがえます。

障がい等級別の推移 (H15~R4年度)



(単位:人、%、各年度末現在)

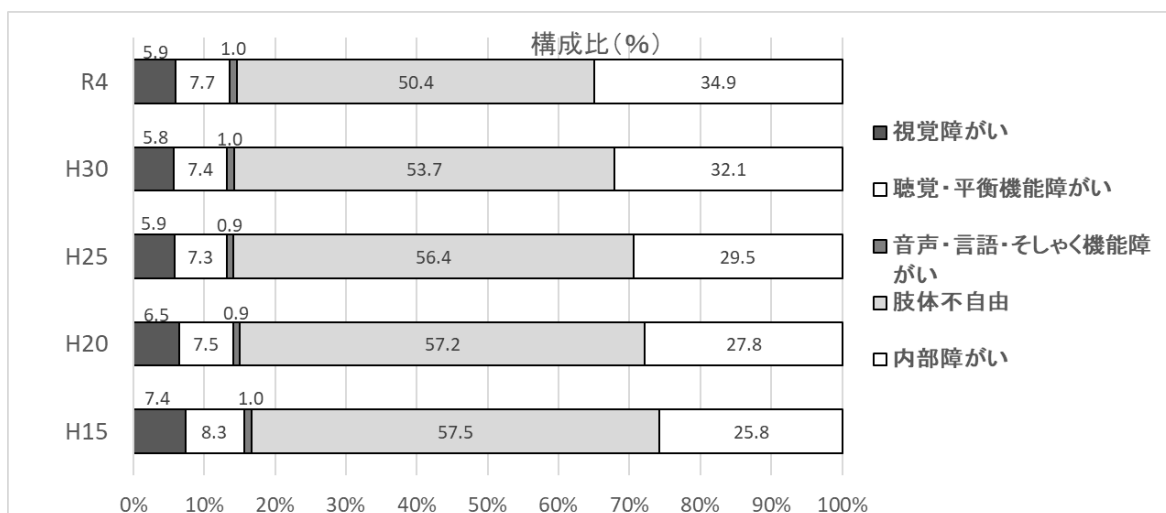
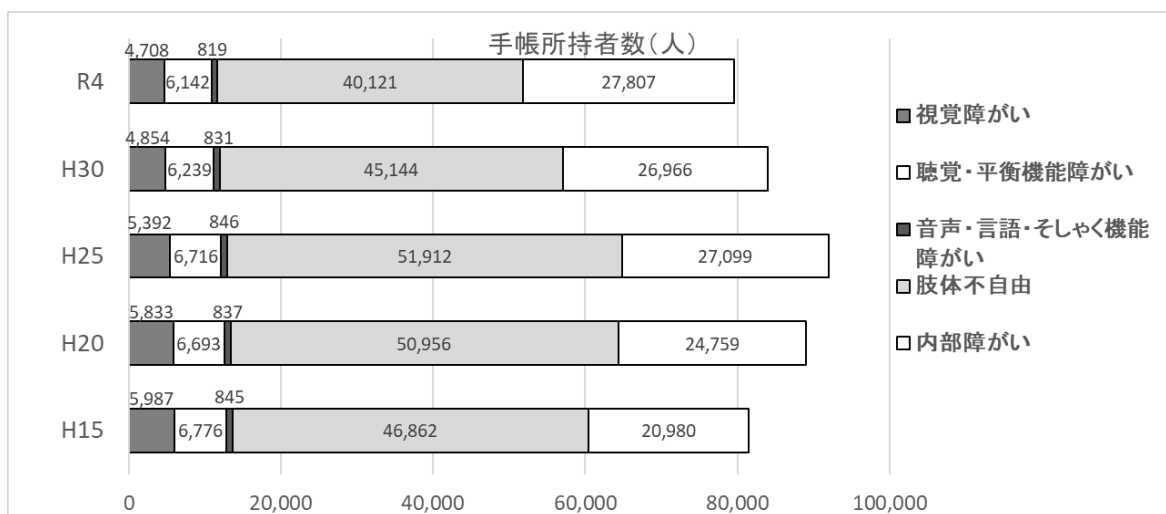
	H15		H20		H25		H30		R4	
	所持者数	構成比	所持者数	構成比	所持者数	構成比	所持者数	構成比	所持者数	構成比
1・2級(重度障がい者)	34,556	42.4	38,991	43.8	40,278	43.8	38,448	45.8	36,726	46.1
3・4級(中度障がい者)	35,198	43.2	39,162	44.0	41,520	45.1	36,550	43.5	34,372	43.2
5・6級(軽度障がい者)	11,696	14.4	10,925	12.3	10,167	11.1	9,036	10.8	8,499	10.7
合計	81,450	100	89,078	100	91,965	100	84,034	100	79,597	100

② 障がい部位別

障がい部位別に見ると、「肢体不自由」が40,121人(構成比50.4%)と最も多く、全体の半数以上を占めています。次いで「内部障がい」が27,807人(同34.9%)と多く、全体の約3分の1を占めています。

平成15年度から令和4年度までの部位別の構成比の推移を見ると、「内部障がい」が25.8%から34.9%と増加しているのに対し、その他の障がいの構成比は横ばい又は減少しており、「内部障がい」を除くすべての障がいで、手帳所持者数そのものが減少しています。

障がい部位別の推移 (H15~R4年度)



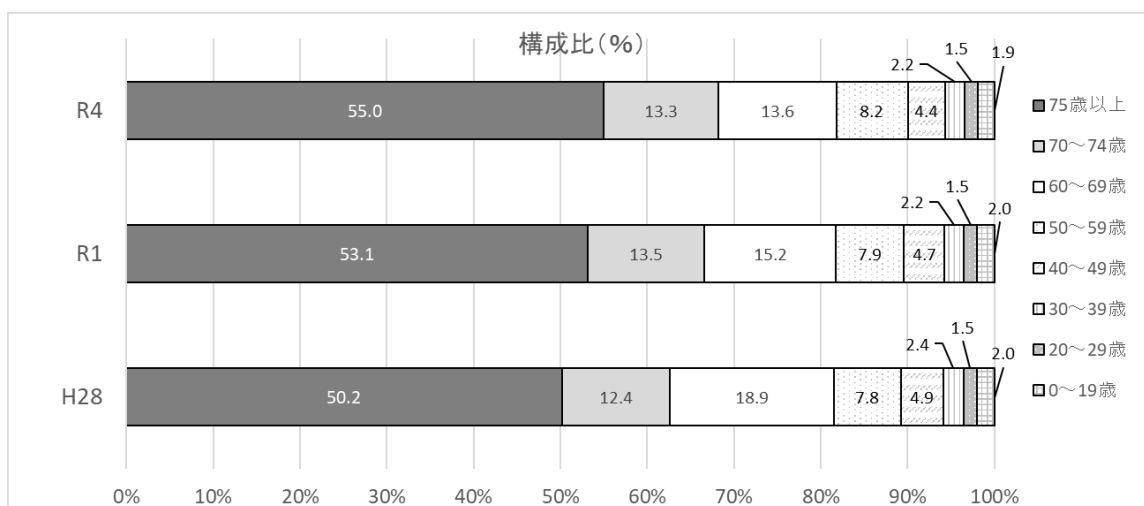
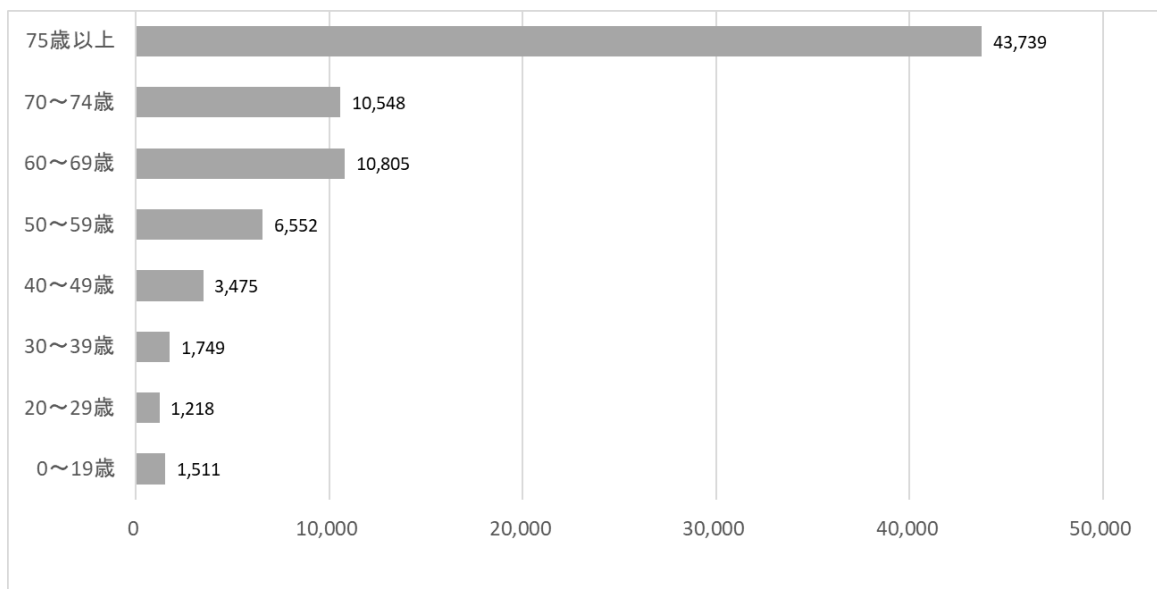
(単位:人、%、各年度末現在)

	H15		H20		H25		H30		R4	
	所持者数	構成比	所持者数	構成比	所持者数	構成比	所持者数	構成比	所持者数	構成比
視覚障がい	5,987	7.4	5,833	6.5	5,392	5.9	4,854	5.8	4,708	5.9
聴覚・平衡機能障がい	6,776	8.3	6,693	7.5	6,716	7.3	6,239	7.4	6,142	7.7
音声・言語・そしゃく機能障がい	845	1.0	837	0.9	846	0.9	831	1.0	819	1.0
肢体不自由	46,862	57.5	50,956	57.2	51,912	56.4	45,144	53.7	40,121	50.4
内部障がい	20,980	25.8	24,759	27.8	27,099	29.5	26,966	32.1	27,807	34.9
合計	81,450	100	89,078	100	91,965	100	84,034	100	79,597	100

③ 年齢階層別

年齢階層別に見ると、70歳以上の割合が全体の約7割を占めています。また、身体障害者手帳所持者のうち70歳以上の割合が増加傾向にあり、今後も身体障がい者の高齢化が見込まれます。

身体障害者手帳所持者の年齢別分布（令和5年3月末現在、人）



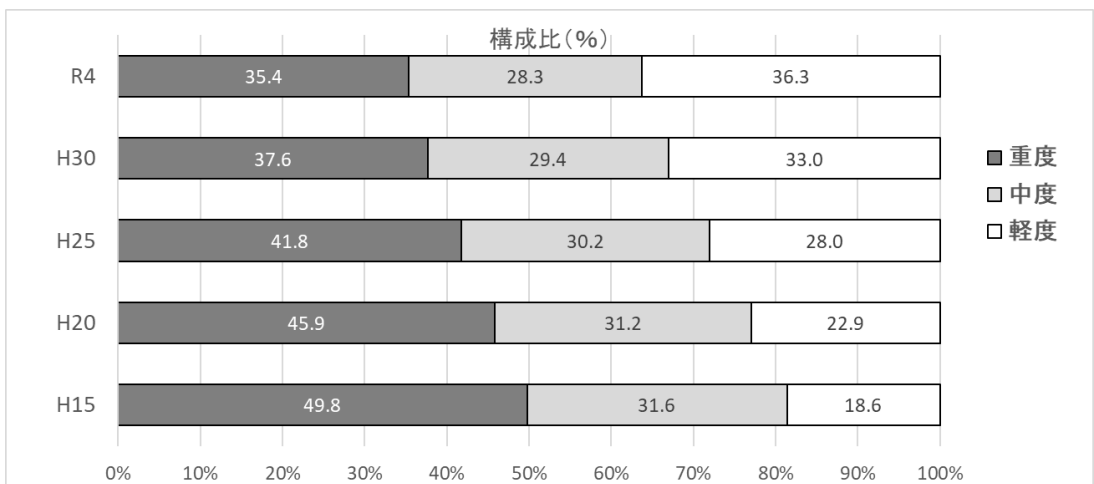
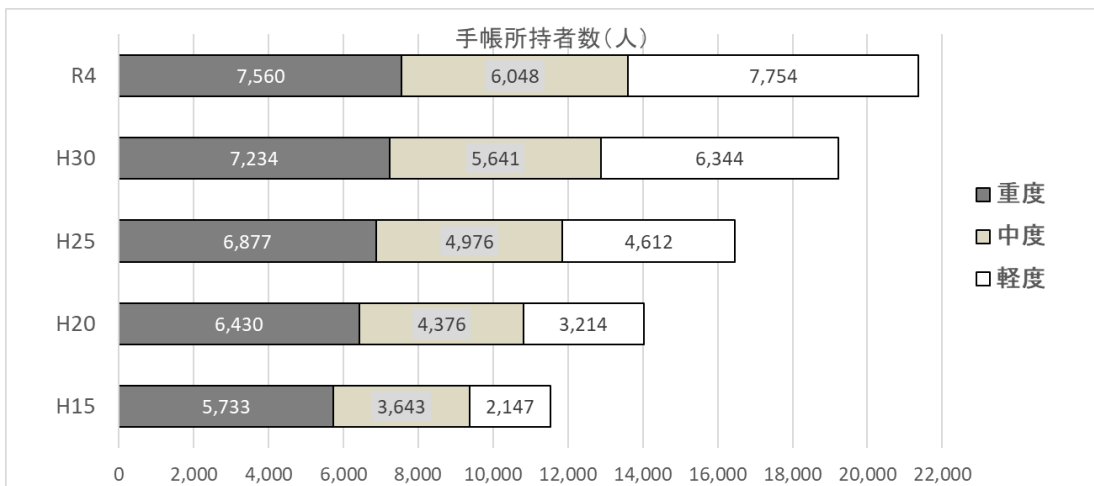
(2) 知的障がい者

① 障がい程度別

障がい程度別に見ると、軽度(B2)が7,754人(構成比36.3%)と約4割を占めて最も多く、次いで重度(A、A1、A2)が7,560人(同35.4%)、中度(B1)が6,048人(同28.3%)となっています。

平成15年度から令和4年度までの障がい程度別の構成比の推移では、特に軽度(B2)の割合が増加傾向にあります。平成18年から、発達障がいの診断を受け、行動面の問題を有する場合は、境界域の知能指数で軽度(B2)の療育手帳が取得できるようになりました。軽度(B2)の割合の増加は、発達障がいの認知度の高まりも影響していると考えられます。

障がい程度別の推移 (H15~R4年度)



(単位:人、%、各年度未現在)

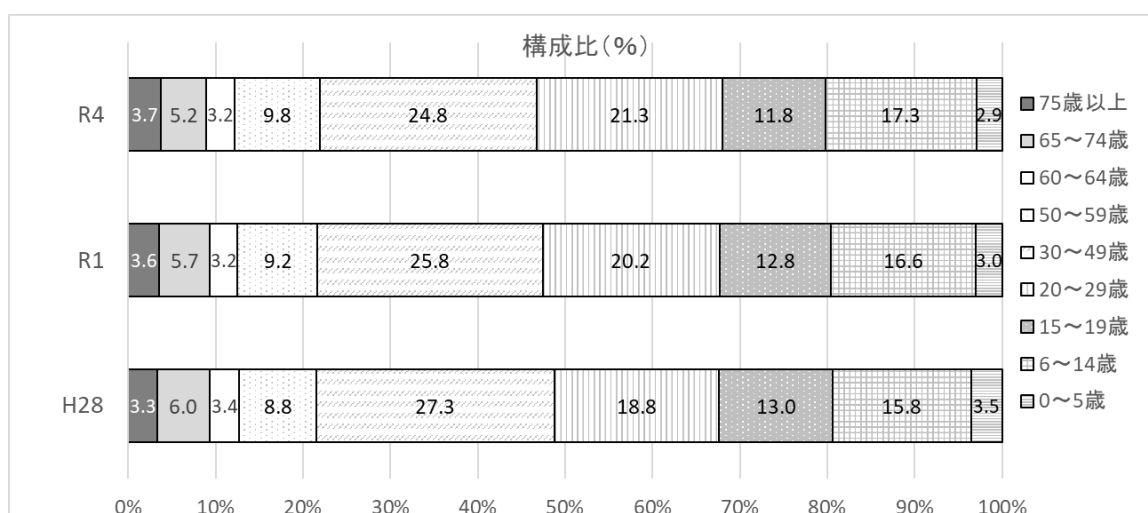
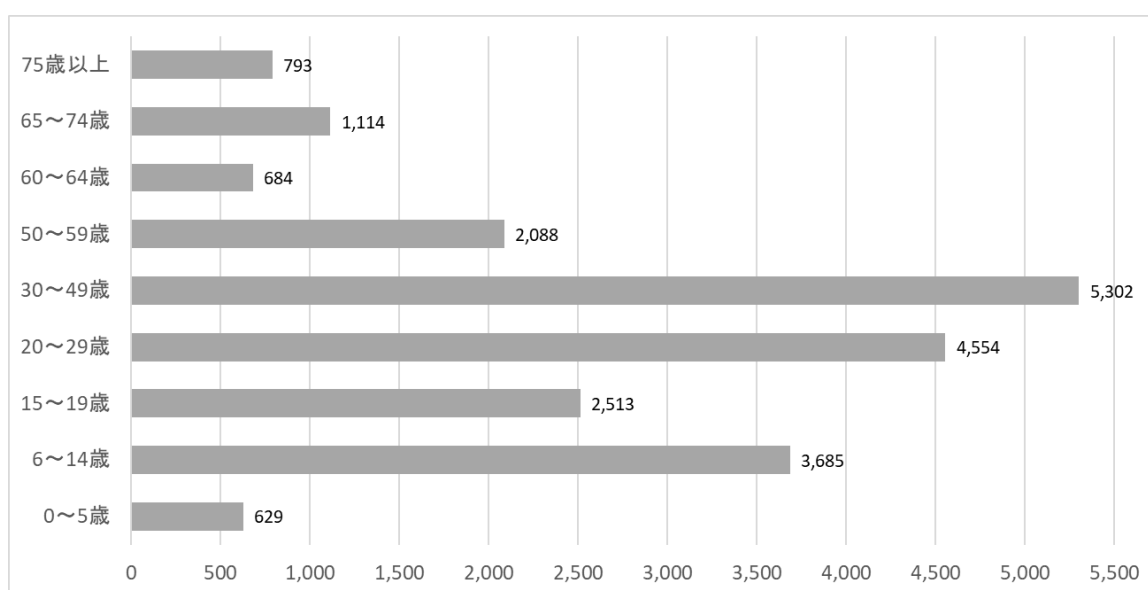
	H15		H20		H25		H30		R4	
	所持者数	構成比	所持者数	構成比	所持者数	構成比	所持者数	構成比	所持者数	構成比
重度(A,A1,A2)	5,733	49.8	6,430	45.9	6,877	41.8	7,234	37.6	7,560	35.4
中度(B1)	3,643	31.6	4,376	31.2	4,976	30.2	5,641	29.4	6,048	28.3
軽度(B2)	2,147	18.6	3,214	22.9	4,612	28.0	6,344	33.0	7,754	36.3
計	11,523	100	14,020	100	16,465	100	19,219	100	21,362	100

② 年齢階層別

知的障がい発達期に現れるものであるため、若年層の割合が高くなっています。また、平成25年度から令和4年度までの年齢構成比に大きな変化は見られません。

少子化が進んでいるにもかかわらず、平成28年度から令和4年度までに20歳以下の所持者は969人(17%)増加しています。前述のとおり、境界域の知能指数で軽度(B2)の療育手帳が取得できるようになったことや、発達障がいの認知度の高まりも影響していると考えられます。

療育手帳所持者の年齢別分布（令和5年3月末現在、人）



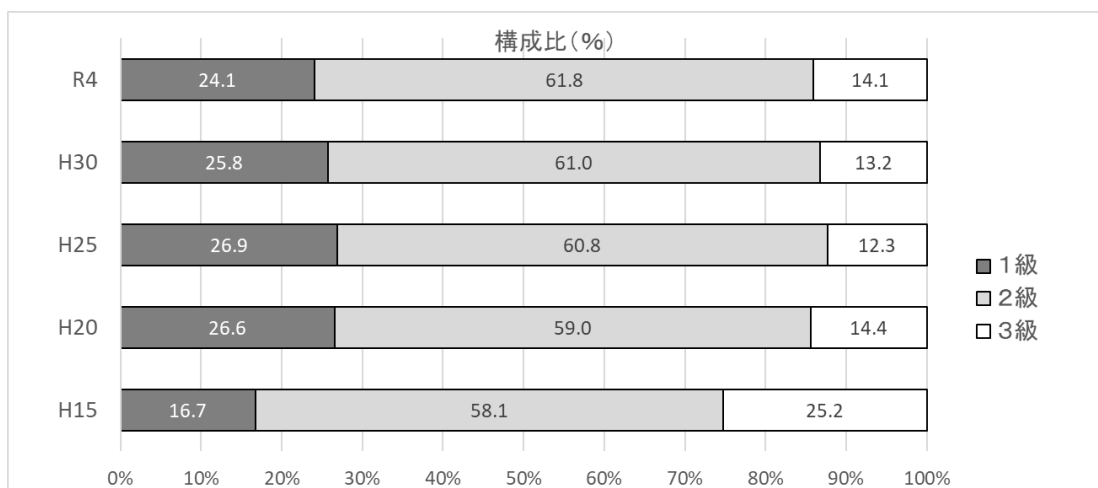
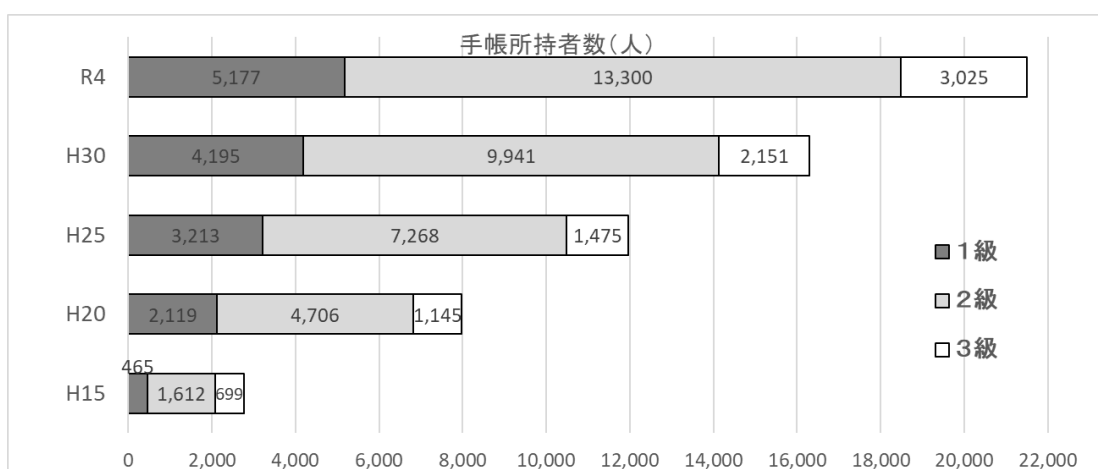
(3) 精神障がい者

① 障がい等級別

精神障害者保健福祉手帳所持者を等級別に見ると、2級が13,300人(構成比61.8%)と最も多く、次いで1級が5,177人(同24.1%)、3級が3,025人(同14.1%)となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成15年度末現在と比べ、年々増加していますが、特に近年は、平成18年度の県福祉医療費助成制度の改正等を背景に、手帳所持者が急激に増加しています。その結果、令和4年度の手帳所持者数は、平成15年度の約7.7倍に増加しています。

障がい等級別の推移 (H15~R4年度)



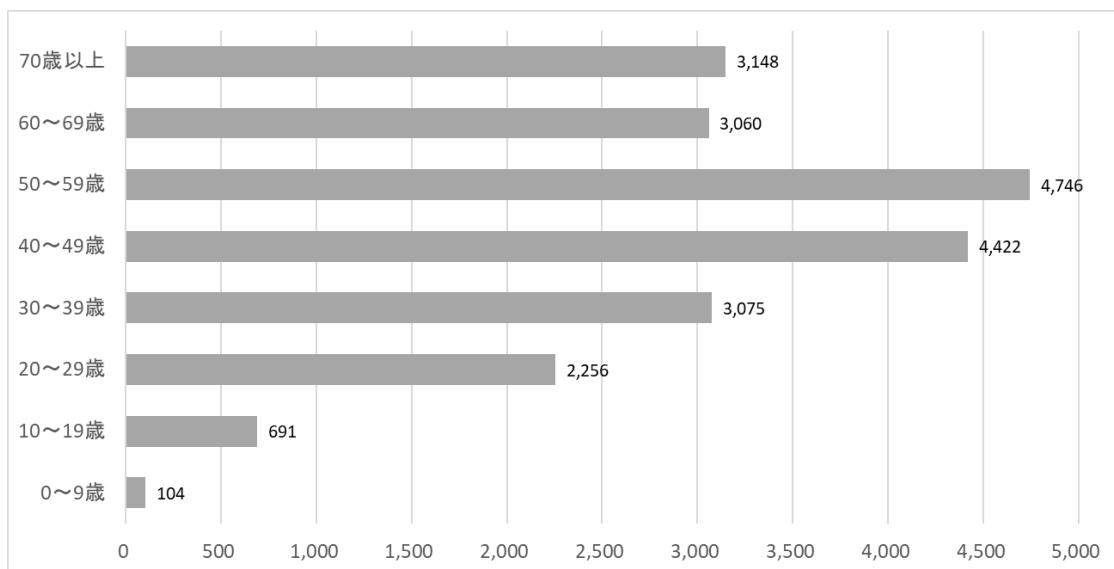
(単位:人、%、各年度末現在)

	H15		H20		H25		H30		R4	
	所持者数	構成比	所持者数	構成比	所持者数	構成比	所持者数	構成比	所持者数	構成比
1級	465	16.7	2,119	26.6	3,213	26.9	4,195	25.8	5,177	24.1
2級	1,612	58.1	4,706	59.0	7,268	60.8	9,941	61.0	13,300	61.8
3級	699	25.2	1,145	14.4	1,475	12.3	2,151	13.2	3,025	14.1
計	2,776	100	7,970	100	11,956	100	16,287	100	21,502	100

② 年齢階層別

年齢階層別に見ると、50歳代が最も多く、次いで40歳代、70歳以上の順となっており、中高年層に多いことがうかがえます。

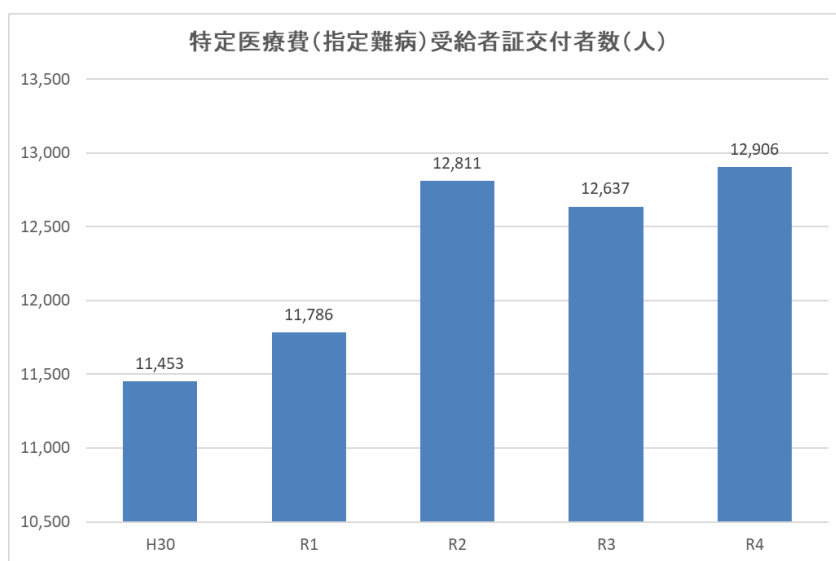
精神障害者保健福祉手帳所持者の年齢別分布（令和5年3月末現在、人）



(4) 難病患者

障害者総合支援法の施行により、障害者手帳の有無にかかわらず、難病患者も障害福祉サービス等を利用することが可能となりました。また、令和3年11月からは、同法の対象となる難病等が366疾病に拡大されています。

平成27年1月から「難病の患者に対する医療等に関する法律(以下「難病法」という。)」が施行され、特定疾患治療研究事業は指定難病医療費助成制度として移行されました。これに伴い対象疾病が徐々に拡大され、令和6年4月からは、341疾病が対象となっています。令和4年度末の特定医療費(指定難病)受給者証交付者数は12,906人となっています。



障害者総合支援法の対象となる疾病(令和5年4月1日現在)

1	アイカルディ症候群	2	アイザックス症候群	3	I g A腎症
4	I g G 4 関連疾患	5	亜急性硬化性全脳炎	6	アジソン病
7	アッシャー症候群	8	アトピー性脊髄炎	9	アペール症候群
10	アミロイドーシス	11	アラジール症候群	12	アルポート症候群
13	アレキサンダー病	14	アンジェルマン症候群	15	アントレー・ピクスラー症候群
16	イソ吉草酸血症	17	一次性ネフローゼ症候群	18	一次性膜性増殖性糸球体腎炎
19	I p 36 欠失症候群	20	遺伝性自己炎症疾患	21	遺伝性ジストニア
22	遺伝性周期性四肢麻痺	23	遺伝性膝炎	24	遺伝性鉄芽球形貧血
25	ウィーバー症候群	26	ウィリアムズ症候群	27	ウィルソン病
28	ウエスト症候群	29	ウェルナー症候群	30	ウォルフラム症候群
31	ウルリッヒ病	32	HTLV-1 関連脊髄症	33	A T R - X 症候群
34	A D H 分泌異常症	35	エーラス・ダンロス症候群	36	エプスタイン症候群
37	エプスタイン病	38	エマヌエル症候群	39	遠位型ミオパチー

40	円錐角膜	41	黄色靱帯骨化症	42	黄斑ジストロフィー
43	大田原症候群	44	オクシピタル・ホーン症候群	45	オスラー病
46	カーニー複合	47	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	48	潰瘍性大腸炎
49	下垂体前葉機能低下症	50	家族性地中海熱	51	家族性低βリポタンパク血症 1(ホモ接合体)
52	家族性良性慢性天疱瘡	53	カナバン病	54	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群
55	歌舞伎症候群	56	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症	57	カルニチン回路異常症
58	加齢黄斑変性	59	肝型糖尿病	60	間質性膀胱炎(ハンナ型)
61	環状20番染色体症候群	62	関節リウマチ	63	完全大血管転位症
64	眼皮膚白皮症	65	偽性副甲状腺機能低下症	66	ギャロウエイ・モルト症候群
67	急性壊死性脳症	68	急性網膜壊死	69	球脊髄性筋萎縮症
70	急速進行性糸球体腎炎	71	強直性脊椎炎	72	巨細胞性動脈炎
73	巨大静脈奇形(頸部口腔咽頭びまん性病変)	74	巨大動静脈奇形(頸部顔面又は四肢病変)	75	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症
76	巨大リンパ管奇形(頸部顔面病変)	77	筋萎縮性側索硬化症	78	筋型糖尿病
79	筋ジストロフィー	80	クッシング病	81	クリオピリン関連周期熱症候群
82	クリッペル・トレノナー・ウェーバー症候群	83	クルーゾン症候群	84	グルコーストランスポーター1欠損症
85	グルタル酸血症1型	86	グルタル酸血症2型	87	クロウ・深瀬症候群
88	クローン病	89	クロンカイト・カナダ症候群	90	痙攣重積型(二相性)急性脳症
91	結節性硬化症	92	結節性多発動脈炎	93	血栓性血小板減少性紫斑病
94	限局性皮質異形成	95	原発性局所多汗症	96	原発性硬化性胆管炎
97	原発性高脂血症	98	原発性側索硬化症	99	原発性胆汁性胆管炎
100	原発性免疫不全症候群	101	顕微鏡の大腸炎	102	顕微鏡的多発血管炎
103	高IgD症候群	104	好酸球性消化管疾患	105	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症
106	好酸球性副鼻腔炎	107	抗糸球体基底膜腎炎	108	後縦靱帯骨化症
109	甲状腺ホルモン不応症	110	拘束型心筋症	111	高チロシン血症1型
112	高チロシン血症2型	113	高チロシン血症3型	114	後天性赤芽球癆
115	広範脊柱管狭窄症	116	膠様滴状角膜ジストロフィー	117	抗リン脂質抗体症候群
118	コケイン症候群	119	コステロ症候群	120	骨形成不全症
121	骨髄異形成症候群	122	骨髄線維症	123	ゴナドトロピン分泌亢進症
124	5p欠失症候群	125	コフィン・シリズ症候群	126	コフィン・ローリー症候群
127	混合性結合組織病	128	鯉耳腎症候群	129	再生不良性貧血
130	サイトメガロウィルス角膜内皮炎	131	再発性多発軟骨炎	132	左心低形成症候群
133	サルコイドーシス	134	三尖弁閉鎖症	135	三頭酵素欠損症
136	CFC症候群	137	シェーグレン症候群	138	色素性乾皮症
139	自己貪食空胞性ミオパチー	140	自己免疫性肝炎	141	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症
142	自己免疫性溶血性貧血	143	四肢形成不全	144	シトステロール血症

145	シトリン欠損症	146	紫斑病性腎炎	147	脂肪萎縮症
148	若年性特発性関節炎	149	若年性肺気腫	150	シャルコー・マリー・トゥース病
151	重症筋無力症	152	修正大血管転位症	153	ジュベール症候群関連疾患
154	シュワルツ・ヤンペル症候群	155	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症	156	神経細胞移動異常症
157	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症	158	神経線維腫症	159	神経フェリチン症
160	神経有棘赤血球症	161	進行性核上性麻痺	162	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症
163	進行性骨化性線維異形成症	164	進行性多巣性白質脳症	165	進行性白質脳症
166	進行性ミオクロオースてんかん	167	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	168	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症
169	スタージ・ウェーバー症候群	170	スティーヴンス・ジョンソン症候群	171	スミス・マギニス症候群
172	スモン	173	脆弱 X 症候群	174	脆弱 X 症候群関連疾患
175	成人スチル病	176	成長ホルモン分泌亢進症	177	脊髄空洞症
178	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	179	脊髄髄膜瘤	180	脊髄性筋萎縮症
181	セピアアプテリン還元酵素 (SR) 欠損症	182	前眼部形成異常	183	全身性エリテマトーデス
184	全身性強皮症	185	先天異常症候群	186	先天性横隔膜ヘルニア
187	先天性核上性球麻痺	188	先天性気管狭窄症/先天性声門下狭窄症	189	先天性魚鱗癬
190	先天性筋無力症候群	191	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール (GPI) 欠損症	192	先天性三尖弁狭窄症
193	先天性腎性尿崩症	194	先天性赤血球形成異常性貧血	195	先天性僧帽弁狭窄症
196	先天性大脳白質形成不全症	197	先天性肺静脈狭窄症	198	先天性風疹症候群
199	先天性副腎低形成症	200	先天性副腎皮質酵素欠損症	201	先天性ミオパチー
202	先天性無痛無汗症	203	先天性葉酸吸収不全	204	前頭側頭葉変性症
205	早期ミオクロニー脳症	206	総動脈幹遺残症	207	総排泄腔遺残
208	総排泄腔外反症	209	ソトス症候群	210	ダイヤモンド・ブラックファン貧血
211	第 14 番染色体父親性ダイソミー症候群	212	大脳皮質基底核変性症	213	大理石骨病
214	ダウン症候群	215	高安動脈炎	216	多系統萎縮症
217	タナトフォリック骨異形成症	218	多発血管炎性肉芽腫症	219	多発性硬化症/視神経脊髄炎
220	多発性軟骨性外骨腫症	221	多発性嚢胞腎	222	多脾症候群
223	タンジール病	224	単心室症	225	弾性線維性仮性黄色腫
226	短腸症候群	227	胆道閉鎖症	228	遅発性内リンパ水腫
229	チャージ症候群	230	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群	231	中毒性表皮壊死症
232	腸管神経節細胞減少症	233	TSH 分泌亢進症	234	TNF 受容体関連周期性症候群
235	低ホスファターゼ症	236	天疱瘡	237	禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症
238	特発性拡張型心筋症	239	特発性間質性肺炎	240	特発性基底核石灰化症
241	特発性血小板減少性紫斑病	242	特発性血栓症(遺伝性血栓性素因によるものに限る)	243	特発性後天性全身性無汗症
244	特発性大腿骨頭壊死症	245	特発性多中心性キャッスルマン病	246	特発性門脈圧亢進症
247	特発性両側性感音難聴	248	突発性難聴	249	ドラベ症候群

250	中條・西村症候群	251	那須・ハコラ病	252	軟骨無形成症
253	難治頻回部分発作重積型急性脳炎	254	22q11.2欠失症候群	255	乳幼児肝巨大血管腫
256	尿素サイクル異常症	257	スーナン症候群	258	ネイルパテラ症候群(爪膝蓋骨症候群)/LMX1B関連腎症
259	ネフロン癆	260	脳クレアチン欠乏症候群	261	脳髄黄色腫症
262	脳表へモジゲリン沈着症	263	膿疱性乾癬	264	嚢胞性線維症
265	パーキンソン病	266	バージャー病	267	肺静脈閉塞症/肺毛細血管腫症
268	肺動脈性肺高血圧症	269	肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性)	270	肺胞低換気症候群
271	ハッチンソン・ギルフォード症候群	272	バッド・キアリ症候群	273	ハンチントン病
274	汎発性特発性骨増殖症	275	P CDH19 関連症候群	276	非ケトーシス型高グリシン血症
277	肥厚性皮膚骨膜炎	278	非ジストロフィー性ミオトニー症候群	279	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症
280	肥大型心筋症	281	左肺動脈右肺動脈起始症	282	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症
283	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症	284	ビッカースタッフ脳幹脳炎	285	非典型型溶血性尿毒症症候群
286	非特異性多発性小腸潰瘍症	287	皮膚筋炎/多発性筋炎	288	びまん性汎細気管支炎
289	肥満低換気症候群	290	表皮水疱症	291	ヒルシュスブルグ病(全結腸型又は小腸型)
292	VATER 症候群	293	ファイファー症候群	294	ファロー四徴症
295	ファンconi貧血	296	封入体筋炎	297	フェニルケトン尿症
298	フォンタン術後症候群	299	複合カルボキシラーゼ欠損症	300	副甲状腺機能低下症
301	副腎白質ジストロフィー	302	副腎皮質刺激ホルモン不応症	303	ブラウ症候群
304	ブラダー・ウィリ症候群	305	プリオン病	306	プロピオン酸血症
307	PRL 分泌亢進症(高プロラクチン血症)	308	閉塞性細気管支炎	309	β-ケトチオラーゼ欠損症
310	バーチェット病	311	バスレムミオパチー	312	ヘパリン起因性血小板減少症
313	ヘモクロマトーシス	314	ペリー症候群	315	ペルーシド角膜辺縁変性症
316	ペルオキシソーム病(副腎白質ジストロフィーを除く。)	317	片側巨脳症	318	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群
319	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠乏症	320	発作性夜間ヘモグロビン尿症	321	ホモシスチン尿症
322	ポルフィリン症	323	マリネスコ・シェーグレン症候群	324	マルファン症候群
325	慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多発性運動ニューロパチー	326	慢性血栓性肺高血圧症	327	慢性再発性多発性骨髄炎
328	慢性膝炎	329	慢性特発性偽性腸閉塞症	330	ミオクロニー欠神てんかん
331	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん	332	ミトコンドリア病	333	無虹彩症
334	無脾症候群	335	無βリポタンパク血症	336	メーブルシロップ尿症
337	メチルグルタコン酸尿症	338	メチルマロン酸血症	339	メビウス症候群
340	メンケス病	341	網膜色素変性症	342	もやもや病
343	モワット・ウイルソン症候群	344	薬剤性過敏症候群	345	ヤング・シンブソン症候群
346	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴	347	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん	348	4p欠失症候群
349	ライソゾーム病	350	ラスムッセン脳炎	351	ランゲルハンス細胞組織球症
352	ランドウ・クレフナー症候群	353	リジン尿性蛋白不耐症	354	両側性小耳症・外耳道閉鎖症

355	両大血管右室起始症	356	リンパ管腫症/ゴーム病	357	リンパ脈管筋腫症
358	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）	359	ルビンシュタイン・テイビ症候群	360	レーベル遺伝性視神経症
361	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症	362	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴	363	レット症候群
364	レノックス・ガストー症候群	365	ロスムンド・トムソン症候群	366	肋骨異常を伴う先天性側弯症

2 障がい者を取り巻く施策の動向

近年、障がい者施策は大きな転換期を迎えており、重要な制度改革や基本的な考え方の見直しが行われています。

(1) 国の障害者基本計画

国においては、平成5年に「障害者対策に関する新長期計画」(平成5年度～14年度)を、平成14年には、平成5年に改正された障害者基本法に基づく「障害者基本計画(第2次)」(平成15年度～24年度)、平成24年には、障害者権利条約締結に向けた「障害者基本計画(第3次)」(平成25年度～29年度)、平成29年には、「障害者基本計画(第4次)」(平成30年度～令和4年度)が策定され、障がいの有無にとらわれることなく社会で共に暮らしていくことを目指し、障がい者施策を推進してきました。また、令和4年には、「障害者基本計画(第5次)」(令和5年度～令和9年度)が策定されました。この計画は、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指す内容となっているほか、条約の理念に即し、「社会モデル」の考え方や「合理的配慮」、「障害者施策の検討、評価への障害者の参画」を包含するものとなっています。

(2) 障害者権利条約の締結及び障害者権利委員会による第1回政府報告審査

障がい者の身体的自由や表現の自由等の権利、教育や労働等の権利を実現するための措置等を規定した障害者権利条約について、我が国は平成19年に署名し、一連の国内法整備を経て、平成26年に締結し、我が国について条約の効力が生じることとなりました。

従来の「障がい」のとらえ方は、障がいは病気や外傷等から生じる個人の問題であり、医療を必要とするものであるという、いわゆる「医学モデル」の考え方を反映したものでしたが、障害者権利条約においては、障がいは主に社会によって作り出されているとする「社会モデル」の考え方が貫かれています。

また令和4年8月、国連欧州本部にて我が国に対する障害者権利条約の第1回政府報告の対面審査が行われました。これは、条約に基づく障がい者の権利の実現のために、よりよい制度や環境の整備・改善を行うための協議の場とされています。対面審査を踏まえた総括所見の中では、肯定的な取組みの一方で、意思決定、地域社会での自立した生活、障がい者を包含する教育(インクルーシブ教育)、精神障がい者の入院、各種サービスや手続の利用及び配慮等多岐にわたる事項に関し、見解及び勧告が示されました。

(3) 岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例の施行

平成 28 年 3 月に岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例が成立し、同年 4 月に施行されました。条例に掲げる障がいの有無にかかわらず、県民誰もが分け隔てなく共に安心して暮らせる社会、「共生社会」の実現を目指し、「共生社会実現施策」を推進します。

(4) 岐阜県手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例の施行

平成 30 年 3 月に岐阜県手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例が成立し、同年 4 月に施行されました。条例に掲げる手話言語の普及、障がいの特性に応じた意思疎通手段の確保に関する施策を総合的に推進します。

(5) 障害者文化芸術推進法の施行

障がい者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を目的として、障害者文化芸術推進法が平成 30 年 6 月に公布・施行されました。法第 7 条の規定に基づき、厚生労働省と文化庁は、平成 31 年 3 月に障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画を策定しました。

(6) 読書バリアフリー法の施行

令和元年 6 月、障がいの有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的として、読書バリアフリー法が成立し、同年 6 月から施行されました。

【読書バリアフリー法の概要】

障がいの有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現を推進。

【基本的な方針】

- アクセシブルな電子書籍等の普及及びアクセシブルな書籍の継続的な提供
- アクセシブルな書籍・電子書籍等の量的拡充・質の向上
- 視覚障がい者等の障がいの種類・程度に応じた配慮

(7) 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行

令和3年9月、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、保育及び教育の拡充に係る施策その他必要な施策並びに医療的ケア児支援センターの指定等について定めた「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行されました。

【医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の概要】

- 医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資する
- 安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与する

【国・地方公共団体の責務】

- 医療的ケア児が在籍する保育所、学校等に対する支援
- 医療的ケア児及び家族の日常生活における支援
- 相談体制の整備 ○情報の共有の促進 ○広報啓発 ○支援を行う人材の確保
- 研究開発等の推進

【保育所の設置者、学校の設置者等の責務】

- 保育所・学校における医療的ケアその他の支援

【医療的ケア児支援センター（都道府県知事が社会福祉法人等を指定又は自ら行う）の責務】

- 医療的ケア児及びその家族の相談に応じ、又は情報の提供若しくは助言その他の支援を行う
- 医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関等への情報の提供及び研修を行う等

(8) 難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針の策定

令和4年2月、新生児聴覚検査に係る取組みの推進、早期療育の促進のための保健、医療、福祉、教育の連携の促進、難聴児の保護者への適切な情報提供の促進等のほか、都道府県において、地域の特性に応じ、難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画を作成することを内容とした難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針が公表されました。

【難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針の概要】

- 新生児聴覚検査に係る取組みの推進、早期療育の促進のための保健、医療、福祉、教育の連携の促進、難聴児の保護者への適切な情報提供の促進等

【難聴児支援の基本的な考え方】

- 早期発見の重要性
- 保健、医療、福祉及び教育の連携
- 本人及び家族等を中心とした支援
- 学校や障害児通所支援事業所等関係機関連携における取組みの重要性

(9) ぎふ農福連携アクションプランの策定

令和4年4月、障がい者の農業分野での活躍を通じて、労働力の確保による農業経営の継続・発展とともに、障がい者の社会参画を実現する取組みである農福連携の取組みを一層進めるため「ぎふ農福連携アクションプラン」が策定されました。

【ぎふ農福連携アクションプランの概要】

障がい者の農業分野での活躍を通じて、労働力の確保による農業経営の継続・発展とともに、障がい者の社会参画を実現する取組みである農福連携の取組みを一層進める。

【基本的な方針】

- 農福連携の理解促進と認知度向上
- 農福連携を支える人材育成
- 農業と福祉のニーズをつなぐマッチングの強化
- 障がい者等が働きやすい環境の整備
- ブランド力向上・販路拡大

(10) 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行

令和4年5月、障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資するため障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が施行されました。

【障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の概要】

障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資する

【基本理念】

- 障がいの種類・程度に応じた手段を選択できるようにする
- 日常生活・社会生活を営んでいる地域にかかわらず等しく情報取得等ができるようにする
- 障がい者でない者と同一内容の情報を同一時点において取得できるようにする
- 高度情報通信ネットワークの利用・情報通信技術の活用を通じて行う（デジタル社会）

(11) パラリンピック競技大会・デフリンピック競技大会の開催

2021年に東京にてパラリンピック競技大会が開催されたことは、障がいのある人への理解や、バリアフリー化の促進など人々の意識を変化させるきっかけとなりました。また、大会への取組みの成果及びレガシーは、今後も継続していくことが期待されています。さらに、2025年11月には、4年に1度行われる聴覚に障がいのある人の国際スポーツ大会「デフリンピック競技大会」が日本で開催されることとなり、障がいの有無にかかわらずスポーツに親しめる環境づくりを進めています。

【大会を契機とした共生社会の実現に向けた取組みとレガシー】

- 共生社会実現に向けた法制度の整備
- 心のバリアフリーの拡大・向上
- ユニバーサルデザインの街づくり
- 共生社会ホストタウン

(12) 「清流の国ぎふ」文化祭 2024 の開催

令和6年10月から11月にかけて「清流の国ぎふ」文化祭2024が開催されます。これは、第39回国民文化祭と第24回全国障害者芸術・文化祭を合わせて開催されるもので、各種文化活動を全国規模で発表・共演・交流する祭典です。年齢、性差、障がいの有無などに関わらず、誰もが参加できる新たな交流によって、人と人とのつながりや生きがいを生み、新しい未来の創造につなげていきます。

【「清流の国ぎふ」文化祭 2024 基本方針】

- 「清流の国ぎふ」の文化力を結集・発信
- 次世代を見据えた文化芸術の創造
- 文化芸術で人が輝く共生社会の実現
- 国民文化の大交流の実現

(13) 障害者差別解消法の改正

令和3年5月、障害者差別解消法が改正され、事業者に対し社会的障壁の排除の実施について必要かつ合理的な配慮をすることが義務付けられたほか、行政相互間の連携の強化など障がいを理由とする差別の解消の一層の推進を図るための見直しが行われました。

【改正障害者差別解消法の概要】

- 事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化
- 国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加
- 障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化

(14) 児童福祉法の改正

令和4年6月に児童福祉法が改正され、子育て世代に対する包括的な支援のための体制強化等の見直しが行われました。

【改正児童福祉法の概要】

- 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充
- 社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化

(15) 障害者総合支援法の改正

令和4年12月に障害者総合支援法が改正され、障がい者等の地域生活や就労支援の強化等により、障がい者等の希望する生活を実現するための見直し等が行われました。

【改正障害者総合支援法の概要】

- 障がい者等の地域生活の支援体制の充実
- 障がい者の多様な就労ニーズに対する支援及び障がい者雇用の質の向上の推進
- 精神障がい者の希望やニーズに応じた支援体制の整備
- 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化
- 障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベースに関する規定の整備

(16) 障害者雇用促進法の改正等

令和4年12月に障害者雇用促進法が改正され、障がいのある人が希望や能力、適性を十分に活かし、障がいのある人と共に働くことが当たり前の社会の実現に向けた、見直しが行われました。

また、同法に基づき障害者雇用率の引上げについて定められました。(民間企業においては、現行2.3%、令和6年4月から2.5%、令和8年7月から2.7%に引上げ)

【改正障害者雇用促進法の概要】

- 事業主の責務として障がい者の職業能力の開発及び向上が含まれることの明確化
- 週所定労働時間10時間以上20時間未満で働く重度の障がい者や精神障がい者の実雇用率への算定による障がい者の多様な就労ニーズを踏まえた働き方の推進
- 企業が実施する職場環境の整備や能力開発のための措置等への助成による障がい者雇用の質の向上

3 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響と今後の対応

新型コロナウイルス感染症の感染拡大については、令和2年2月に県内において初の陽性者が確認された後、令和5年5月8日に感染症法上の5類感染症に位置付けられることとなるまでに、県内で約54.5万人の陽性者が確認され、県民の生活に大きな影響を及ぼしました。

障がい者にとってもその影響は大きく、県内の障害福祉サービス事業所等では、この間に150件を超えるクラスターが発生するなど、利用者や職員、またその家族が多く感染する中で、各事業所等では、感染防止対策を行いながらサービス提供を継続することに大きな困難が伴いました。また利用者にとっては、感染防止対策として、利用者間の距離の確保や感染防護具の使用、様々な行事等の中止などが行われたほか、入所施設では面会交流や外出の制限が行われるなど、感染拡大前とは大きく異なる状況となり、利用者によっては環境の変化への対応が困難な場合もある中で、大きな影響が生じることとなりました。

また、障害福祉サービスの利用のない障がい者においても、不要不急の外出を控えるといった感染防止対策の実施が社会全体で行われる中で、それまでの外出や地域との交流を含めた様々な社会参加の機会が減少するなど、生活に大きな影響を受けることとなりました。

新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日に感染症法上の5類感染症に位置付けられ、一般的にはほとんど感染拡大前の日常生活に戻ってきていますが、3年を超える期間にわたった新型コロナウイルス感染症による障がい者の生活への大きな影響を踏まえ、今後、障がい者福祉に関する施策を進めていく必要があります。

第3章 計画の概要

1 基本目標

- 平成17年3月策定の「岐阜県障害者支援プラン」（平成17年度～21年度）、平成22年3月改定の「第2期岐阜県障がい者支援プラン」（平成22年度～26年度）においては、「障がいのある人が安心して暮らせる人にやさしい岐阜県づくりを進めます。」を基本目標に掲げ、施策を推進してまいりました。
- 平成27年3月策定の「岐阜県障がい者総合支援プラン」及び平成30年3月改定の「第2期岐阜県障がい者総合支援プラン」においては、障がい者への福祉サービスのさらなる向上を目指したものです。特に障害者権利条約や障害者基本法、障害者差別解消法の趣旨にのっとり、「障がいのある人もない人も共に安心して暮らせる『人にやさしい岐阜県づくり』を進めます。」を基本理念としてまいりました。これは、ノーマライゼーションの考えのもと、障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、誰もが安心して暮らせる共生社会を実現するという理念を加えたものです。
- 「第3期岐阜県障がい者総合支援プラン」においては、障害者権利条約や障害者基本法、障害者差別解消法並びに「岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例」の趣旨のほか、「清流の国ぎふ」創生総合戦略の内容も踏まえ、誰もが安心して暮らせる社会づくりを推進するために、さらなる取組みを進める必要があることから、「障がいのある人もない人も共に活躍し、安心して暮らせる『人にやさしい岐阜県づくり』を進めます。」を基本理念としてまいりました。「第4期岐阜県障がい者総合支援プラン」においてもこれらの取組みを強化していく必要があることから、引き続き基本目標を以下のとおりとします。

**障がいのある人もない人も共に活躍し、安心して暮らせる
「人にやさしい岐阜県づくり」を進めます**

2 施策体系



第4章 分野別施策

I 安心して暮らせる社会環境づくり

1 障がい者の人権尊重と心のバリアフリーの推進

(1) 改正障害者差別解消法の推進

※右のアイコンは、SDGs（国連サミットで採択された国際社会全体の17の開発目標）のうち、本項目に関連のあるものを示しています。（以下、同じ。17の開発目標一覧はp3を参照）



現状と課題

- 障がいのある人が職場において差別待遇を受けたり、障がい者施設等における身体的・心理的虐待などの人権問題が発生しています。障がいの有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「こころのバリアフリー」の推進によって、共生社会を実現するため、この問題について関心と理解を深めていくことが必要です。
- 障害者差別解消法において規定されている、行政における障がいを理由とする差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供に取り組む必要があります。
- 県民誰もが安心して暮らすため、障がいを理由とする差別的取扱いに関する相談体制が必要です。また、障害者差別解消法について、事業者や県民に対する普及啓発に取り組む必要があります。
- 障がいのある児童・生徒への多様な対応が求められる中で、教育現場において最新の状況を常に把握して、適切な研修を実施する必要があります。
- 改正障害者差別解消法では、国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加、事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化のほか、障がいを理由とする差別を解消するための支援措置の強化が求められています。

今後の取組み

- ① 障がい者に対する差別や偏見の解消、虐待防止を図るため、人権啓発指導員による「障がい者の人権等」に関する人権啓発出前講座の実施、各種啓発事業の機会におけるパンフレットの配布、インターネット、新聞等の広報媒体を活用した啓発活動を推進します。
(環境生活部人権施策推進課)

- ② 「障がいのある方への配慮マニュアル」を作成するとともに、全ての県の機関に「障がい者差別解消推進員」を設置し、障がい者差別解消のために必要な行動・支援等に係る研修の実施等を通じて、全ての県の機関で障がいのある方に適切に対応します。

(健康福祉部障害福祉課)

- ③ 障がいの多様化が進む中で、特別支援学校だけでなく、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校においても、障がいの特性に応じた意思疎通手段の利用等、適切な支援を行うための研修を充実し、管理職の指導のもと障がいのある児童生徒を支援する教員の専門性の向上を図ります。

(教育委員会教育研修課)

- ④ 岐阜県障がい者差別解消支援センターに専門相談員を配置し、県民からの障がい者差別に関する相談に対応するほか、新たに地域支援相談員を配置し、市町村等との連携強化や民間事業者への重点的な普及啓発に取り組みます。また、センターによる出前講座等を通じ、事業者や県民、行政関係者等、幅広い層への理解啓発に障がい者関係団体と適宜連携しつつ取り組みます。

(健康福祉部障害福祉課)

(2) 岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例の推進



現状と課題

- 平成 28 年 4 月に、障害者差別解消法の施行と同時に、岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例が施行され、障がいに対する理解促進、障がいの理解形成に向けた教育の充実、幼い頃からの障がいのある人とない人との交流の促進等の共生社会実現施策に取り組む必要があります。
- 岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例にも規定されており、障がい者に必要な支援等を視覚的に示す「障がい者マーク」について、県民の理解を深める必要があります。
- 県では、市町村や障がい者関係団体と連携し、周囲に援助や配慮を必要としていることを知らせ、援助や配慮等県民の思いやりのある行動を促すヘルプマークを平成 29 年 8 月から配布しています。ヘルプマークを必要とする方への普及とともに、県民に対しヘルプマークに対する正しい理解啓発をしていく必要があります。

- 障がいや障がいのある人に対する正しい理解と認識を深め、共生社会を実現するためには、単に知識の習得に留まることなく、障がい者との交流やふれあいを通じて互いに人格を認め合うことが重要です。
- 福祉の仕事に対するマイナスイメージや理解不足等から、人材が集まりにくく、福祉施設では人材不足の状況が続いています。
- 子どもから高齢者、障がいがある方もない方もレクリエーションに触れ合う機会を創出するため、レクリエーションの指導者派遣事業を展開しています。
- コロナ禍でのレクリエーションは自粛されることが多く、特に障がいのある人はその傾向がありました。今後、レクリエーションから離れていた人たちが、再びレクリエーションに参加できるよう広報活動などの取組みが必要です。
- 令和3年度に開催する予定で準備してきた「全国健康福祉祭（ねんりんピック）」は新型コロナウイルスの影響により中止となり、令和7年度に改めて開催することとなりました。

今後の取組み

【県民会議の設置】

- ① 岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例で定める共生社会実現施策については、第4期障がい者総合支援プランに関連施策を位置づけるとともに、県民、障がい者関係団体等からなる県民会議を設置し、県民等の意見を反映させることにより効果的な施策推進に取り組みます。

(健康福祉部障害福祉課)

【県民の障がい者への理解促進】

- ② 障害者週間などの機会をとらえ、市町村や障がい者関係団体と連携して、障がい者マークの普及啓発に取り組みます。また、岐阜市等と連携し、白杖SOSシグナルの啓発に取り組みます。

(健康福祉部障害福祉課)

- ③ ヘルプマークについては、市町村や障がい者関係団体と連携した普及啓発に取り組むとともに、特に県民をはじめ警察・消防・医療・福祉等の関係者への啓発に努めます。また、所持している方への声掛けや手助けをするヘルプマークサポーター研修等の取組みも推進します。

(健康福祉部障害福祉課)

- ④ 障がいの特性や配慮を理解し、県と連携してヘルプマークの普及啓発に関する取組みを

企画・実施するヘルプマーク普及啓発サポーター研修の取組みを推進します。

(健康福祉部障害福祉課)

- ⑤ あらゆる機会を捉えて、県民に対する各種障がいの理解促進に努めるとともに、障がい福祉制度や施策について県民に分かりやすい情報提供に努めます。なお、遷延性意識障がい、盲ろう、音声機能障がい、失語症など、県民の理解が進んでいない障がいに対する理解を促進します。

(健康福祉部障害福祉課)

- ⑥ 自閉症をはじめとする発達障がいの理解を深めるため、国連が制定した4月2日の「世界自閉症啓発デー」及び4月2日から8日までの「発達障害啓発週間」の機会をとらえ、市町村や障がい者関係団体と連携して県内各地でブルーライトアップや啓発物品の配布等の活動を行います。

(健康福祉部障害福祉課)

- ⑦ 精神疾患や精神障がい者に対する社会的な誤解や偏見を是正するため、「こころの健康フェスティバル」の開催やこころの問題を考えるためのシンポジウムの開催等、積極的な啓発、広報に努めます。

(健康福祉部保健医療課)

- ⑧ 広く高次脳機能障がいに対する理解を深めるため、普及啓発活動の実施に努めます。

(健康福祉部保健医療課)

- ⑨ アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症に対する誤解や偏見を解消するため、普及啓発活動の実施に努めます。

(健康福祉部保健医療課)

- ⑩ 障がい者の作品展示や販売等を行う「岐阜県障がい者ふれあい福祉フェア」等の開催を通じて、障がい者に対する理解と認識を深め、障がい者の自立と社会参加への意欲を高めます。

(健康福祉部障害福祉課)

- ⑪ 障がい者の意思疎通手段に係る啓発イベントを開催し、県民の理解促進に関する学習機会を確保します。

(健康福祉部障害福祉課)

- ⑫ 福祉人材の確保・定着を図るため、福祉施設職員、福祉系の大学生、福祉教育に携わる教員等を構成員とした「福祉のイメージアップ委員会」において、福祉の仕事のイメージアップを図ります。

(健康福祉部地域福祉課)

【相互理解を深める教育の充実】

- ⑬ 令和4年から、高等学校の保健のすべての教科書に「精神疾患」が記述され理解を深めます。小学校の体育、中学校の保健体育では「心の健康」等について課題を発見し、解決を目指した活動を通じた学習を行っています。

(教育委員会体育健康課)

- ⑭ 児童生徒一人一人の特徴や、学校の特色ある教育活動を生かすとともに、特別支援学校と地域の小・中・義務教育学校・高等学校双方の学校の児童生徒の学習のねらいを明確にした交流及び共同学習を計画的に実施します。

(教育委員会特別支援教育課)

- ⑮ 交流及び共同学習において、オンラインの活用等、児童生徒が安心して、継続的に充実した学習活動が積み重ねられるよう方法を工夫します。

(教育委員会特別支援教育課)

- ⑯ 学校の総合的な学習(探究)の時間や「ひびきあい活動」の取組み等を活用して、福祉体験学習や障がいの疑似体験、障がい者との交流活動、手話を学ぶ取組み等を展開し、障がい及び障がい者への正しい理解を促進します。

(教育委員会義務教育課)

(教育委員会高校教育課)

【幼い頃から障がいのある人とない人との交流の促進】

- ⑰ 幼稚園において、障がいのある幼児との直接的な交流を図ることにより、就学前からの障がい及び障がい者への正しい理解を促進します。

(教育委員会義務教育課)

- ⑱ 小中学校において、障がいのある人との交流を図ることにより、障がい及び障がい者への正しい理解を促進します。

(環境生活部人権施策推進課)

- ⑲ 放課後児童クラブにおいて、集団指導が可能な障がいのある子どもの受け入れを促進し、子育て家庭の保護者が安心して働ける環境をつくるとともに、障がいのある子どもと障がいのない子どもの交流を推進します。

(健康福祉部子ども・女性局子育て支援課)

- ⑳ 児童生徒一人一人の特徴や、学校の特色ある教育活動を生かすとともに、特別支援学校と地域の小・中・義務教育学校・高等学校双方の学校の児童生徒の学習のねらいを明確にした交流及び共同学習を計画的に実施します。

(再掲) (教育委員会特別支援教育課)

- ㉑ オンラインの活用等、児童生徒が安心して、継続的に充実した学習活動が積み重ねられるよう交流の方法を工夫します。

(再掲) (教育委員会特別支援教育課)

- ㉒ 障がいのある人もない人も、県民皆がレクリエーションに触れることのできる「ぎふ清流レクリエーションフェスティバル」を開催し、レクリエーションを通じた交流を促進します。

(清流の国推進部ねんりんピック推進事務局)

- ⑳ 令和7年度に開催する「第37回全国健康福祉祭ぎふ大会（ねんりんピック岐阜2025）」に向け、障がいのある方の参加を積極的に促すなど、スポーツ・レクリエーション・文化を通じた交流の場を創出します。

（清流の国推進部ねんりんピック推進事務局）

- ㉑ 障がいの有無にかかわらず誰もが参加できる「長良川ふれあいマラソン大会」やパラスポーツ教室等を開催し、スポーツを通じた交流を促進します。

（健康福祉部障害福祉課）

- ㉒ ぎふ清流文化プラザを「障がい者の文化芸術活動の拠点」と位置付け、障がい者の文化芸術活動を紹介する企画展示の実施など、発表の場や情報発信・情報交流の場として活用を進めます。

（環境生活部県民文化局文化創造課）

【表彰】

- ㉓ 「岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例」に基づき創設する顕彰制度において、共生社会実現に向けて特に顕著な取り組みをしている団体・個人を表彰することにより、県民の理解促進を図ります。

（健康福祉部障害福祉課）

（3）障がい者の虐待防止、権利・利益の保護



現状と課題

- 障がい者に対する虐待は、障がい者の尊厳を害するものであり、障がい者の自立及び社会参加を促進するに当たり、これを防止することが極めて重要です。引き続き、障がい者虐待の予防、早期発見などに取組む必要があります。
- 判断能力が十分でない方の財産や権利を保護する仕組みとして、「日常生活自立支援事業」と「成年後見制度」があります。
日常生活自立支援事業と成年後見制度は、利用者と想定される認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者の総数から考えると、一層の利用が期待されています。
- 平成28年に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」、平成29年に閣議決定された「成年後見制度利用促進基本計画」により、中核機関の設置や基本計画の策定が市町村の努力義務とされており、どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できる体制を整備することが求められています。

- 社会福祉法において、社会福祉事業者は、公正・中立な第三者機関が福祉サービスの質の評価を行う「第三者評価」の受審などを通じて、自らサービスの質の向上のための措置を講ずるよう努めなければならないとされています。
- 利用者等からの福祉サービスに対する苦情解決のため、社会福祉法では、社会福祉事業の経営者に対して、適切な苦情解決への努力義務が規定され、さらに、社会福祉事業所内における苦情受付担当者などの設置による体制整備や苦情解決の手順等が示されています。また、事業者限りでは解決できない苦情などの受け皿として、県社会福祉協議会により「岐阜県運営適正化委員会」が設置されています。
- 近年、障がい者虐待に関する通報件数、判断件数は年々増加傾向にあり、虐待の予防や早期発見等の取組み強化が必要です。
- 後見等業務の担い手不足に対応するため、新たに市民後見人養成研修を実施していますが、養成した市民後見人の各市町村における活動のあり方等を検討し、市町村と協働した人材の育成を推進していく必要があります。

今後の取組み

- ① 障がい者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を図るため、市町村障害者虐待防止センターや県障害者権利擁護センターを中心として、労働局等関係機関と連携し、虐待への迅速かつ適切な対応、再発の防止等に取り組みます。
(健康福祉部障害福祉課)
- ② 市町村や障害者虐待防止センター等の相談窓口職員の専門性の強化を図るとともに、障がい福祉施設従事者等に対し、障がい者虐待の未然防止や権利擁護、障がい特性に応じた支援に係る資質向上を図るための研修を実施します。
(健康福祉部障害福祉課)
- ③ 住み慣れた地域・在宅での自立した生活を支援していくため、県社会福祉協議会による、判断能力が十分でない方の財産や権利を擁護する体制の定着と充実に向けた日常生活自立支援事業への取組みを支援します。
(健康福祉部地域福祉課)
- ④ 成年後見制度についても、県社会福祉協議会に設置している「岐阜県成年後見・福祉サービス利用支援センター」における、成年後見制度利用促進に向けた取組み、後見等を担う人材の育成に向けた取組みを支援するとともに、圏域ごとに成年後見制度に係る現状や課題の共有、関係機関との連携を図る会議を開催し、市町村における成年後見制度利用促進の体制整備を支援します。
(健康福祉部地域福祉課)

- ⑤ 日常生活や社会生活等において障がい者の意思が適切に反映された生活が送れるよう、障害福祉サービスの提供に関わる主体等が、障がい者の意思決定の重要性を認識した上で、関係機関と連携しながら、必要な対応を実施できるようにするとともに、成年後見制度の適切な利用を促進します。

(健康福祉部地域福祉課)

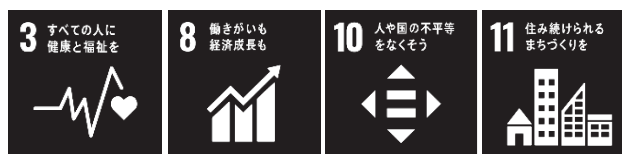
- ⑥ 県内福祉サービスの質の向上を図るため、利用者や社会福祉事業者等からの福祉サービス第三者評価制度に対する社会的評価の向上、評価機関の技能と質の向上などを通して、社会福祉事業者による積極的な第三者評価の受審を促進します。

(健康福祉部地域福祉課)

- ⑦ 指導監査をはじめ様々な機会を捉えた社会福祉事業者に対する指導や、岐阜県運営適正化委員会(県社会福祉協議会)による事業調査や当事者への助言・申し入れ及びあっせん案の提示などにより、利用者の苦情が円滑に解決されるとともに、利用者からの苦情や意見が、事業者による経営改善とサービスの質の向上に繋がる体制づくりを促進します。

(健康福祉部地域福祉課)

(4) 包括的支援体制の整備



現状と課題

- 高齢化の進行に伴い、令和7年には、団塊の世代が後期高齢者になるなど、介護や支援を要する高齢者は増加を続けると推計されているほか、療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者も増加傾向にあることから、今後、支援を必要とする方が増加すると見込まれています。
- 人口構造や社会環境の変化を背景に、ひきこもりの方とその親がともに高齢化する(いわゆる)「8050問題」、介護と子育てを同時に行う「ダブルケア」、子どもが家族の世話などを日常的に行う「ヤングケアラー」など、生活課題はより一層複合化・複雑化しており、既存の単一の制度や分野では対応が難しくなっています。
- インターネット社会の進展といった生活環境の変化や、人口減少、少子高齢化、核家族化などの社会環境の変化に伴って地域における人間関係が希薄化する中、社会から取り残される「孤独・孤立」が社会問題として顕在化しています。

今後の取組み

- ① 「岐阜県孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」を活用し、他分野の支援団体等と連携して取組みを進めることで、孤独・孤立をはじめとする複合化・複雑化した課題を抱える方に対し、分野を横断した包括的な支援を行います。

(健康福祉部地域福祉課)

- ② ヤングケアラーを含むケアラーの実態を踏まえ、ケアラーを社会全体で支える意識の醸成を図るとともに、ケアラーが相談しやすい環境の整備等を推進します。

(健康福祉部地域福祉課)

- ③ 市町村において包括的な支援体制の中核を担う人材を養成するとともに、「重層的支援体制整備事業」の導入に向けた助言や情報提供を行うことで、当該事業の実施をはじめとする、市町村の体制整備を支援します。

(健康福祉部地域福祉課)

2 福祉を支える地域社会づくり

(1) 地域での支え合い活動の推進



現状と課題

- 近年、社会環境の変化や生活環境の多様化、少子高齢化の進展等により、地域生活課題が複合化・複雑化し、福祉分野ごとの体制だけでは、その解決が難しくなっています。また、買物弱者支援や移動支援など、地域において新たな課題が顕在化するとともに、地域住民による支え合い活動の主な担い手が高齢化し、次の担い手の確保が課題となっています。
- 平成 29 年に成立した「地域包括ケア強化法」において、障がい者が 65 歳以上になっても、使い慣れた事業所においてサービスを利用しやすくするという観点や、福祉に携わる人材に限りがある中で、地域の実情に合わせて、人材をうまく活用しながら適切にサービス提供を行うという観点から居宅介護（ホームヘルプ）サービス、通所介護（デイサービス）、短期入所（ショートステイ）などについて、高齢者や障がい児者が共に利用できるサービスとして「共生型サービス」が創設されました。
- 具体的には、介護保険サービス又は障害福祉サービスのいずれかの指定を受けている事業所が、もう一方の制度における指定も受けやすくなるようにするものであり、各事業所は、地域の高齢者や障がい児者のニーズを踏まえて、指定を受けるかどうか判断することとなります。
- 介護保険法の改正でも、居宅介護（ホームヘルプ）サービス、通所介護（デイサービス）、短期入所（ショートステイ）等について、高齢者や障がい児者が共に利用できる「共生型サービス」の創設が盛り込まれ、共生型サービス事業に関する基準等が整備されています。

今後の取組み

- ① 地域での支え合い活動に関し、活動の重要性についての周知啓発や取組事例の情報提供を行うことにより、活動の更なる普及・拡大を図ります。
また、食料品・日用品の買物に課題を抱える高齢者や障がい者等を支援し、あわせて高齢者等の見守りの役割も担う移動販売事業を支援します。

（健康福祉部地域福祉課）
- ② 平成 30 年 4 月に導入された「共生型サービス」については、社会的、地域的ニーズを

踏まえ、県条例等の基準に沿って、共生型サービスの適切な実施を推進します。

(健康福祉部高齢福祉課)

(健康福祉部障害福祉課)

(2) 県ボランティア・市民活動支援センターにおけるボランティア活動の促進



現状と課題

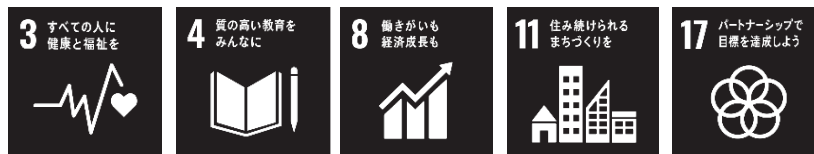
- 県社会福祉協議会と各市町村社会福祉協議会のボランティアセンターでは、ボランティアと支援を必要とする方とのマッチングなどを行っていますが、情報不足や参加するきっかけが無いなどの理由で活動につながらない場合があり、市町村ボランティアセンターの活動の促進が求められています。
- 近年では、大規模災害時において、各地から集まる災害ボランティアの受入れ調整の役割も期待されています。このため、災害ボランティアに関する研修や岐阜県災害ボランティアコーディネーターの設置等を行っています。
- 県内のボランティア数は、団体所属ボランティアがわずかに増加している一方、個人ボランティアが大きく減少しており、全体で見ると緩やかな減少傾向にあります。
一方、県社会福祉協議会が把握する岐阜県内のボランティアニーズは年々上昇しています。
- 災害時に、行政、社会福祉協議会、民間団体が連携して活動するために、三者連携体制の構築が必要ですが、構築済みの市町村は13市町村となっています。

今後の取組み

- ① 岐阜県ボランティア・市民活動支援センターが実施する、研修や会議の開催など、ボランティア活動の推進、ボランティア人材の育成に関する取組みを支援します。
(健康福祉部地域福祉課)
- ② 災害時の多様なニーズに対応するため、災害ボランティアセンターの設置・運営、市町村における三者連携体制構築に関する取組みを支援するとともに、ボランティアをコーディネートできる人材を育成します。
(健康福祉部地域福祉課)

3 福祉のまちづくりの推進

(1) ひとにやさしいまちづくりの推進



現状と課題

- 県では平成10年に「岐阜県福祉のまちづくり条例」を制定し、誰もが安心して暮らしやすいまちづくりを推進しています。

障がい者の安心、安全な地域生活を確保するためには、バリアフリートイレにおける車いす使用者・オストメイトへの対応、ユニバーサルシートの整備などの施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を推進するとともに、福祉のまちづくりに対する県民の理解を深めることが重要です。
- 平成28年4月に障害者差別解消法が施行され、地方公共団体等は障がいのある人に対する合理的な配慮を提供することが求められ、そのためのバリアフリー等の環境整備に努める必要があります。
- 令和元年11月より、車いす使用者用駐車区画の適正な利用を図るため、プラスワン区画を新たに設定し、駐車区画を利用できる対象者の要件を設定し、利用証を交付する「ぎふ清流おもいやり駐車場利用証制度」を運用しています。
- 制度の一層の周知を図り、対象駐車区画の更なる確保とともに正しい利用方法を普及していくことが必要です。
- 令和6年4月より障害者差別解消法における事業者の合理的配慮の提供が義務化されることから、事業者の理解を促進する必要があります。

今後の取組み

- ① 障がい者等が安全かつ快適に利用できる建築物の整備を促進するため、対象建築物の新築等の際にその計画の届出を義務づけ、「岐阜県福祉のまちづくり条例整備基準」に沿った指導、助言を行います。

(都市建築部建築指導課)
- ② 新設、既存を問わず「整備基準」に適合した建築物に適合証を交付して、障がい者等が安全かつ快適に利用できる施設であることを明示し、福祉のまちづくりに対する意識の向

上を図ります。

(都市建築部建築指導課)

- ③ 様々な利用者が共用する公共設備等について、必要な人が、必要な時にユニバーサルデザインの恩恵を受けることができるよう、様々な関係者の意見を伺いながら、障がい者や高齢者はもとより、すべての人が住みやすく活動しやすい環境の整備を推進します。

(健康福祉部地域福祉課)

- ④ 県有施設において、トイレの洋式化やバリアフリートイレの整備等を推進します。

(総務部管財課)

- ⑤ 市町村立学校について、国からの通知、補助制度を周知することにより、バリアフリー化等を促します。

(教育委員会教育財務課)

- ⑥ 都市公園においては、障がい者や高齢者が快適に利用できるよう、園路の段差解消を行うとともに、ベンチ等の休憩施設、身体障がい者用のトイレや車いす使用者用駐車スペースの整備を進めます。

(都市建築部都市公園・交通局都市公園課)

- ⑦ 県が整備した「道の駅」トイレには、多機能トイレを設置しており、今後も新規整備される「道の駅」には、多機能トイレを整備します。

引き続き、温水洗浄便座やオストメイト対応トイレなどトイレ機能の充実を図ります。

(県土整備部道路維持課)

- ⑧ 「ぎふ清流おもいやり駐車場利用証制度」について、プラスワン区画の確保に向けた啓発や車いす使用者用駐車区画の適正な利用などの取組みを行います。

(健康福祉部地域福祉課)

- ⑨ 障がい者等介助を要する人が気軽に外出し、各種の行事等に参加する機会を提供することを通し、社会参加の促進及び自立の支援を図るため、県有リフトバス「ながら号」の運行を行います。

(健康福祉部地域福祉課)

- ⑩ 外国人や高齢者、障がい者を含め、本県を訪れる誰もが楽しく安心して旅行できるよう、受入環境の充実など、ユニバーサルツーリズムの普及を進めます。

(観光国際部観光国際政策課)

(2) 移動等の円滑化の推進



現状と課題

- 障がい者の活動範囲を広げるためには、福祉のまちづくりを総合的に推進する中で、道路、交通等の環境整備や障がい者の移動支援についても一層の充実を図る必要があります。
- 自動車の移動を念頭に置いた道路や街路の整備に加え、歩行者・自転車などの安全性や移動性にも配慮した整備が重要視されてきています。障がい者をはじめ誰もがより一層安心して快適に通行できるような道路整備を推進することが重要です。
- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー法」という。）では、高齢者や障がい者などの自立した日常生活や社会生活を確保するために、旅客施設・車両等、道路、路外駐車場、都市公園、建築物に対してバリアフリー化基準への適合を求めるとともに、重点整備地区において住民参加による重点的かつ一体的なバリアフリー化を進めるための措置などを定めており、行政及び公共交通事業者等による理解と積極的な取組みが必要です。
- バリアフリー法に基づく、主要な生活関連経路の横断箇所において信号機等のバリアフリー化（音響機能付加等）を実施していますが、交通環境の変化に応じて継続した取組みが必要です。

今後の取組み

【歩行空間、旅客施設等のバリアフリー化の促進】

- ① 障がい者の移動円滑化のため、バリアフリー法に基づき、駅や官公庁、福祉施設などを結ぶ、特にバリアフリーが必要な区間として国土交通省が指定した特定道路を優先的に視覚障がい者誘導ブロック（シート）の設置を進めます。ブロックの設置に当たっては、歩行性を考慮するとともに、障がい者・専門家の意見を取り入れるよう努めます。

（県土整備部道路維持課）

（県土整備部道路建設課）

（都市建築部都市整備課）

- ② 公共交通機関における移動の円滑化を促進するため、ノンステップバスなどの低床車両の導入や鉄道駅のバリアフリー化について公共交通事業者等へ働きかけるとともに、国や市町村とともに財政的な支援を行います。

(都市建築部公共交通課)

- ③ 交通バリアフリーの見地から、特別支援学校で使用するスクールバスについては、低床、車いす対応のリフト・スロープ等改造車両の導入を推進します。

(教育委員会特別支援教育課)

【安全な交通の確保】

- ④ バリアフリー法に基づき、視覚障がい者用音響信号機やエスコートゾーン等の整備を推進し、視覚障がい者等の安全な通行の確保に努めます。

(警察本部交通規制課)

- ⑤ 障がい者等が安心して通行できる道路交通環境づくりを推進するため、違法・迷惑駐車や歩道上の違法放置等物件に対する啓発活動を行い、道路を安全に利用していただけるよう努め、障がい者等が道路を横断しようとしている場合には、声掛けや誘導などを推進するよう啓発します。

(環境生活部県民生活課)

(県土整備部道路維持課)

数値目標

項目	基準値 (時点)	R8 末目標	備考
乗合バスに占めるノンステップバス車両の割合	43.3% (R3)	65.4% (R7 年度末)	
視覚障がい者の移動上の安全性を確保することが特に必要と認められる部分に設置されている音響信号機及びエスコートゾーンの設置率	100% (R4)	100%	
交番及び駐在所の改築、改修においてスロープ、自動ドア、ローカウンター、客溜の整備が行われた割合	55.8% (R4)	62.7%	

4 情報環境の整備

(1) 岐阜県手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例の推進



現状と課題

- 岐阜県手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例（平成30年4月施行）に基づき、障がいの特性に応じた意思疎通手段の普及、利用環境の整備、県民の理解促進を図るための具体的な施策を推進しています。
- 障害者差別解消法の施行に伴い、社会的障壁の除去及び合理的配慮を的確に行うため、障がいのある人が来庁した際に、手話や筆談などその障がいの特性に応じたコミュニケーションができるよう環境を整備する必要があります。
- 共生社会実現のためには、障がいのある人とない人の交流を通じた障がいに対する理解形成が必要です。
- 視覚障がい者に対する意思疎通支援手段（点訳・音訳）の確保や中途失明者に対する支援、疾病等で喉頭摘出し、発声が困難な状態となっている方への支援を図っていく必要があります。
- 県政情報の発信については、情報の入手手段が多様化するなかで、様々な媒体や手法を活用した情報提供に取り組んでいます。
- 県公式ホームページでは音声読み上げ及び、ユニバーサルデザインに対応したページを作成し、原則、テキスト形式で概要を掲載、音声読み上げをするよう研修で操作を徹底することが必要です。
- それぞれの障がい特性に応じた意思疎通手段を確保するため、障がい特性に対応できる支援者を育成し、資質の向上を図ることが必要です。
- 視力に障がいのある選挙人等が投票しやすいよう、障がい特性に応じた選挙情報の提供を行う必要があります。

- 平成 23 年の東日本大震災や平成 28 年の熊本地震、同年の台風第 10 号、令和 2 年 7 月豪雨及び令和 6 年 1 月に発生した能登半島地震では、要配慮者支援の取組みを充実させる必要性が浮き彫りとなり、本県においても近い将来、南海トラフ地震や県内活断層による内陸直下地震等大規模災害の発生が懸念されていることから、災害時の福祉支援体制の構築が急務となっています。
- 119 番通報のうち、電話又はファックスによる通報については県内すべての消防本部に対応していますが、音声による通報が困難な聴覚・言語機能障がい者がより円滑に通報を行える体制を整えることが必要です。
- 意思疎通に困難を抱えている障がい者のために、事件、事故、その他非常時における緊急通報手段の周知、支援を図っていく必要があります。
- 幼少の頃から障がいというもの存在を正しく認識し、障がいや障がい者に対する理解を育みながら、障がい者とともに共生社会を担う人材を育成するため、福祉に関する教育の充実を図ることは大変重要な課題です。
- 聴覚障がいのある児童生徒が、学校生活において必要とする支援を適切に受けることができるための体制の充実が必要です。
- 障がい者の職域の拡大及び職業訓練の充実等を図るとともに、保健、福祉、教育、就業支援等の関係機関と連携した支援体制の構築に努め、意思疎通手段の確保に配慮しつつ民間企業への円滑な就業及び職場への定着を促進する必要があります。
- 障がい者に対する消費生活相談体制を整備することが必要です。
- 令和 4 年 4 月に成年年齢が 18 歳に引き下げられたことに伴う若年者の消費者被害の拡大を防止するため、消費者教育の充実を図ることが必要です。
- 障がいのある児童・生徒への多様な対応が求められる中で、教育現場において最新の状況を常に把握して、適切な研修を実施する必要があります。
- コロナ禍において、特に地域交流活動や相互交流の機会が減少しました。

今後の取組み

【情報の取得等におけるバリアフリー化】

- ① 行政情報発信の有力な媒体である県のホームページについては、音声読み上げソフトに対応したページづくりを行う等、ウェブアクセシビリティの向上やユニバーサルデザインを一層徹底します。また、県が作成するチラシやパンフレット等については、原則、テキスト形式で県公式ホームページに概要を掲載します。

(広報課)

(清流の国推進部デジタル推進局情報システム課)

- ② 視覚障がい者に県政情報を的確に伝え、県政への理解を深めていただくため、点字版、音声版、テキストメール版の県広報を配布します。また、聴覚障がい者が県政情報を入力できるよう、地上デジタルデータ放送等を活用した情報発信や、手話通訳と字幕等の文字情報が得られる動画の県のホームページへの掲載など、今後も、広く県民の方に県政情報を届けるため、様々な媒体や手法の活用を努めます。

(広報課)

- ③ 県が制作するテレビ番組やイベント等で上映する映像については、手話通訳や字幕入りでの制作に努めます。

(広報課)

(健康福祉部障害福祉課)

- ④ 聴覚障がい者へ岐阜県議会の情報を発信するために、議場の大型モニターや本会議のテレビ中継及びインターネット配信（ライブ・録画）において手話通訳を表示します。

(議会事務局議事調査課)

- ⑤ 視覚障がい者へ岐阜県議会の情報を発信するために、広報紙「県議会だより」の点字版及び音声版を整備します。

(議会事務局総務課)

- ⑥ 県庁見学等での来庁時において、手話通訳者の同行など意思疎通の確保に努めるほか、希望者には県庁舎の点字パンフレットの貸出しを行うとともに、県庁舎正面玄関等での音声案内装置や県庁舎内各所での点字・触地図による案内板の設置などに努めます。

(総務部管財課)

- ⑦ 県庁舎及び総合庁舎受付に筆談用のボード等を常備し、来庁された聴覚障がい者の意思疎通の確保に努めます。

(総務部管財課)

- ⑧ 市町村相談窓口における手話通訳者の配置や市町村の発行する広報紙の音訳・点訳化について市町村に対し働きかけていくとともに、県民の手話や要約筆記等に対する理解と協力を促進します。

(健康福祉部障害福祉課)

- ⑨ 意思疎通支援機器である点字プリンターや筆談ボード、ヒアリングループ、遠隔手話通訳用タブレット端末、SPコード読み取り装置、色弱模擬フィルタを各所属に貸し出すことで、意思疎通支援を推進します。

(健康福祉部障害福祉課)

- ⑩ 「障がいのある方の配慮マニュアル」の改訂及び職員研修、手話通訳者等の派遣費用の確保等により、県主催行事における障がい者の意思疎通支援の対応を推進します。また県が作成する案内やパンフレットについては、点字版や音声版のほかWEBの活用など様々な媒体や手段を活用した情報発信に努めます。

(健康福祉部障害福祉課)

- ⑪ 国政選挙及び県選挙において、選挙公報の点字版及び音声版を発行します。また、市町村長選挙においても選挙公報の点字版及び音声版が発行されるよう働きかけます。

(選挙管理委員会事務局)

- ⑫ 災害時に要配慮者の避難先となる「福祉避難所」において、円滑な情報伝達も含めた支援体制の構築が進むよう、市町村に対し福祉避難所の指定促進・機能強化に向けた助言・支援等を実施します。

(健康福祉部健康福祉政策課)

- ⑬ 災害時に聴覚障がい者を支援するため、手話通訳者、要約筆者、盲ろう者通訳・介助者を派遣する体制やICT機器を活用した遠隔手話通訳の体制を整備します。

(健康福祉部障害福祉課)

- ⑭ 聴覚・音声・言語機能に障がいのある方が円滑に消防への通報を行えるよう、スマートフォン等による119番通報システム「Net119緊急通報システム」の普及啓発を推進します。

(健康福祉部障害福祉課)

- ⑮ 電話リレーサービス(聴覚障がい者と耳が聞こえる人とを、通訳オペレーターが「手話」や「文字」と「音声」とを通訳することにより、電話で即時双方向につながるサービスの認知度向上に向けた周知広報に努めます。

(健康福祉部障害福祉課)

- ⑯ 「110番アプリシステム」及び「FAX110番」により、聴覚障がい者等からの通報手段を確保して、緊急通報に対応するとともに、通報手段の周知に努めます。

(警察本部通信指令課)

- ⑰ 運転免許更新時等において、聴覚障がい者の特性に応じ、筆談等により分かりやすい説明に配慮した意思疎通手段を利用するなど、聴覚障がいのある方への支援の充実を図ります。

(警察本部運転免許課)

- ⑱ 飛騨地域及び東濃地域において、聴覚障がい支援の専任教員や専門性の高い教員を配置し、聴覚障がいのある児童生徒の保護者等を対象とした相談会、近隣の小・中学校等への指導助言等を行います。また、飛騨地域に加え、東濃地域においても、幼児教室を実施できる体制を整備します。

(教育委員会特別支援教育課)

【人材育成】

- ⑲ 聴覚障がい者の意思疎通手段を確保するために、手話通訳者・手話通訳士・要約筆記者の養成、確保及び技術向上の強化を図るとともに、字幕入りビデオの制作、貸し出しの充実に努めます。聴覚障がい者の意思疎通支援において、手話通訳者等の派遣に係る広域調整を行うとともに、県の窓口業務に係る手話通訳者を設置します。
(健康福祉部障害福祉課)
- ⑳ 視覚障がい者の意思疎通手段を確保するために点訳奉仕員、音訳奉仕員の充実に図るとともに、デージー図書等の制作、貸し出しの充実に努めます。
(健康福祉部障害福祉課)
- ㉑ 中途失明者に対して、点字訓練、パソコン指導等を行い社会生活への復帰を支援します。また、地域で相談会を実施し相談体制の充実に図ります。
(健康福祉部障害福祉課)
- ㉒ 盲ろう者通訳介助者を養成し、派遣することによって、盲ろう者の意思疎通支援を行い、社会参加の促進を図ります。
(健康福祉部障害福祉課)
- ㉓ 疾病等により喉頭を摘出し、音声機能を喪失した者が発声訓練等により、発声方法を獲得し社会復帰できるよう講習会を実施します。
(健康福祉部障害福祉課)
- ㉔ 失語症者に対する意志疎通支援者を養成し、派遣することによって、失語症者の社会参加・復帰を支援します。
(健康福祉部障害福祉課)
- ㉕ 手話通訳者、手話通訳士、要約筆記者、点訳奉仕員、音訳奉仕員、盲ろう者通訳介助者、失語症意思疎通支援者を養成し、全市町村での意思疎通支援事業の実施を促進します。また、現任者のスキルアップ研修を実施するなど、従事者の質の向上を図ります。
(健康福祉部障害福祉課)

【啓発、意思疎通手段及び学習機会の確保】

- ⑳ 障がい者の意思疎通手段に係る啓発イベントを開催し、県民の障がい者意思疎通手段に関する学習機会を確保します。
【共生社会条例関連（再掲）】 (健康福祉部障害福祉課)
- ㉗ 事業者、学校、公官庁に対して、手話や要約筆記及び聴覚障がいに関するアウトリーチ事業を実施し、理解促進に努めます。
(健康福祉部障害福祉課)
- ㉘ 色の使い方をはじめ、印刷物や建物のサイン等を作成する際に配慮すべき事項をまとめたガイドブックを活用し、誰に対しても見やすく分かりやすい情報の提供に努めます。
(健康福祉部障害福祉課)

- ⑳ 障がい者及び障がい者を支え、見守る人材に対する消費生活相談窓口等の周知と手話通訳等による相談体制の整備を図ります。

(環境生活部県民生活課)

- ㉑ 若年者が巻き込まれやすい消費者トラブル事例や相談窓口を周知するため、特別支援学校高等部向けの消費者教育副読本を作成し、授業等における活用を促進します。

(環境生活部県民生活課)

【学校設置者の取組み】

- ㉒ 学校の総合的な学習（探究）の時間や「ひびきあい活動」の取組み等を活用して、福祉体験学習や障がいの疑似体験、障がい者との交流活動、手話等のコミュニケーション方法を学ぶ取組み等を展開し、障がい及び障がい者への正しい理解を促進します。

(教育委員会義務教育課)

(教育委員会高校教育課)

- ㉓ 各障がい種別に対する専門性の高い教育を行う特別支援学校（岐阜地域の5校）をコア・スクールとして位置付け、様々な専門分野に関する指導的立場の教職員（コア・ティーチャー）を養成し、コア・スクールの専門性向上を図ります。

(教育委員会特別支援教育課)

- ㉔ 障がいの多様化が進む中で、特別支援学校だけでなく、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校においても、障がいの特性に応じた意思疎通手段の利用等、適切な支援を行うための研修を充実し、管理職の指導のもと障がいのある児童生徒を支援する教員の専門性の向上を図ります。

【改正障害者差別解消法関連（再掲）】(教育委員会教育研修課)

- ㉕ 特別支援学校を核とした地域連携ネットワークをつくり、障がいのある児童生徒に適切な支援が行えるよう、地域におけるスムーズな連携体制を構築します。

(教育委員会特別支援教育課)

- ㉖ 岐阜聾学校をはじめ、県立の高等学校及び特別支援学校で学ぶ聴覚障がいに関わる合理的配慮を必要とする児童生徒に対し、コミュニケーション力の伸長や学習内容の習得を目的として、音声認識ソフトを活用した学習支援を行います。

(教育委員会特別支援教育課)

- ㉗ 視覚障がいのある児童生徒に対する支援を充実するため、岐阜盲学校を拠点とした通級による指導体制を構築し、県内全域での支援を充実します。

(教育委員会特別支援教育課)

【事業者への協力】

- ㉘ 事業者へ意思疎通支援ハンドブックを使用した職員出前講座を実施します。また、障がい種別ごとの理解啓発については、関係団体と仲介を行います。

(健康福祉部障害福祉課)

- ㉙ 就職に必要な知識・技能を習得するために、民間事業者等に委託して実施する障がい者

の職業訓練の機会の拡充に努めます。訓練実施においては、障がい者の意思疎通手段の確保に配慮します。また、障がい者職業訓練コーディネーターが訓練カリキュラムをコーディネートし、障がい者の個別の事情に応じた効果的な訓練実施に努めます。

(商工労働部労働雇用課)

- ③ 事業者による講演会等の開催における、手話通訳、要約筆記の意思疎通支援手段の確保を支援します。

(健康福祉部障害福祉課)

数値目標

項目	基準値 (時点)	R8 末目標	備考
手話通訳者統一試験合格者数 (累計)	42 人 (R4)	66 人	
要約筆記者 (手書) 統一試験合格者数 (累計)	52 人 (R4)	60 人	
要約筆記者 (P C) 統一試験合格者数 (累計)	28 人 (R4)	36 人	
盲ろう者通訳・介助者養成人数 (累計)	298 人 (R4)	310 人	
失語症者意思疎通支援者養成人数 (累計)	64 人 (R4)	96 人	

(2) 障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る支援の充実



現状と課題

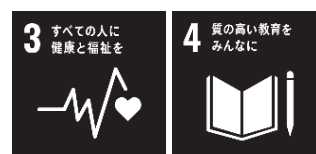
- 令和4年5月に施行された障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づき、全ての障がいのある人が社会を構成する一員として、社会、経済、文化等あらゆる分野の活動に参加できるよう、情報取得利用の向上を図る必要があります。
- 県においては、障がい者が、必要な情報をスムーズに取得及び利用できるよう情報アクセシビリティの向上を図るとともに、その意思を表示し、他人とのコミュニケーションを円滑に行うことができるよう意思疎通支援の充実を図る必要があります。
- 障がいのある人が、ITの活用により自立と社会参加が促進されるよう、情報活用能力(情報リテラシー)の向上を図るための取組みを推進することが重要です。

- 意思疎通に困難の生じる障がいのある方の社会参加には、I C T機器等を使用した意思疎通が重要であり、機器の普及について周知を図る必要があります。

今後の取組み

- ① 福祉メディアステーションと連携し I C T機器の展示会等を実施し、障がい特性に応じた各種研修事業や I C T機器に関する相談・指導事業等の一層の充実を図ります。
(健康福祉部障害福祉課)
- ② 地域で生活する外出等の困難な障がい者のパソコン利用に際し、パソコン本体や周辺機器などの利用方法等についてサポートを行うパソコンボランティアの養成・派遣事業を推進します。
(健康福祉部障害福祉課)
- ③ 視覚障がい者を対象とした I C T機器の紹介・相談及び I C T機器を活用した訓練等を実施し、社会参加促進を図ります。
(健康福祉部障害福祉課)
- ④ 視覚障がい者及び上肢不自由者がパソコンを利用する際に必要となる周辺機器等の購入に対して市町村が助成する日常生活用具給付等事業を支援します。
(健康福祉部障害福祉課)
- ⑤ 視覚障がい者の情報の取得利用及び意思疎通手段の確保するために、I C T機器の操作支援を指導する指導員の充実を図るとともに、I C T機器操作支援等の充実に努めます。
(健康福祉部障害福祉課)
- ⑥ 在宅の身体障がい者や身体障がい児が、その自立に資する目的で先進的な福祉機器を購入する場合に購入費を助成します。
(健康福祉部障害福祉課)
- ⑦ 岐阜聾学校をはじめ、県立の高等学校及び特別支援学校で学ぶ聴覚障がいに関わる合理的配慮を必要とする児童生徒に対し、コミュニケーション力の伸長や学習内容の習得を目的として、音声認識ソフトを活用した学習支援を行います。
(再掲) (教育委員会特別支援教育課)

(3) 視覚障がい者等の読書環境の整備の推進



現状と課題

- 令和元年に読書バリアフリー法が施行、令和2年に国の基本計画が策定され、障がいの有無にかかわらず全ての人が等しく読書を通じて文字・活字の恵沢を享受することができる社会の実現が求められています。
- 読書バリアフリー法施行に関連し、図書館で行っている障がい者へのサービスの周知と同サービスの地域格差を解消するための方策が求められています。
- 視覚障がい者等が点字図書館だけでなく、公共図書館も利用できるよう支援する必要があります。

今後の取組み

【読書環境の整備推進体制の構築】

- ① 読書バリアフリー法の趣旨に基づき、国や市町村、関係機関と連携を図りながら、視覚障がい者等の読書環境の整備を推進します。
(健康福祉部障害福祉課)
- ② 視覚障がい者等が公共図書館の図書を利用できるよう、ダイジー図書の製作及び貸し出しの充実に努めます。
(健康福祉部障害福祉課)
- ③ 図書館では、施設内の移動の容易化、もしくは介助体制を整えることなどを検討し、車いす等での移動に配慮します。
また、館内に点字の案内を整備し、視覚障がい者の利用に配慮します。
(環境生活部県民文化局文化伝承課)
- ④ 図書館では継続的なダイジー図書の製作・提供、対面読書の実施、視覚・身体障がい者への在宅郵送サービスの実施など、障がいの有無にかかわらず全ての人が図書館を利用できる機会を提供します。
(環境生活部県民文化局文化伝承課)
- ⑤ 図書館では館内にあるバリアフリーコーナーの拡充に努め、障がい者サービス関連の資料や機器を広く紹介します。また、図書館協力者の活動やバリアフリーの取組みについての情報発信を行い、サービスの普及と利用促進を図ります。
(環境生活部県民文化局文化伝承課)
- ⑥ 図書館では、ウェブサイトのアクセシビリティの向上に努めるとともに、読み上げ機能付きの電子書籍などアクセシブルな資料の収集と提供を継続し、読書や図書館の利用に困難のある方が、利用しやすい形式の資料にアクセスできるよう支援します。
(環境生活部県民文化局文化伝承課)
- ⑦ 図書館では県内公共図書館の障がい者サービスの実態把握に努め、サービス展開のための情報提供や図書館職員を対象とした研修を実施するなど、全県域における図書館サービ

スの推進を図ります。

(環境生活部県民文化局文化伝承課)

- ⑧ 図書館では、図書館協力者の技術向上を目指した研修会を実施するなど、養成に努め、サービスの質の向上を図ります。

(環境生活部県民文化局文化伝承課)

- ⑨ 図書館では、対面読書の利用方法を来館型とオンライン型を用意し、利用者のニーズに応えます。

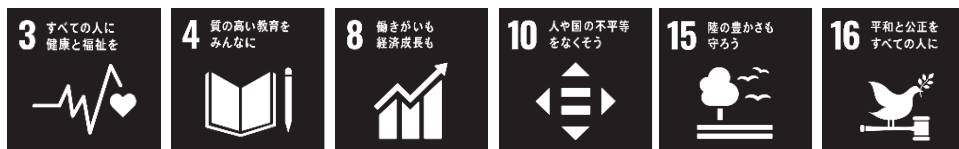
(環境生活部県民文化局文化伝承課)

- ⑩ 特別支援学校向けのおはなし会・調べ学習・読書に活用できるセット文庫の充実を図るとともに、出前おはなし会を実施するなど、読書に困難のある子どもたちの読書環境整備を推進します。

(環境生活部県民文化局文化伝承課)

5 ぎふ清流福祉エリアの活用促進

ぎふ清流福祉エリア内施設の活用と連携の推進



現状と課題

- 岐阜市鷺山地区周辺の「ぎふ清流福祉エリア」は、福祉、医療、教育、文化芸術、スポーツ及び就労支援といった様々な機能を有し、障がいのある方の暮らしを様々な面から支える拠点として整備を進め、令和2年度に全10施設が完成しました。
- 当該エリア内の施設間の連携を強化し、県の障がい者支援施策の拠点としての機能を最大化するとともに、広く県民の各地域との連携を図り、当該エリアや各施設の取り組みの県内全域での活用を推進する必要があります。

<当エリアの整備状況>

平成22年4月	清流園オープン
平成27年4月	障がい者総合相談センターオープン
平成27年9月	希望が丘こども医療福祉センターオープン 岐阜希望が丘特別支援学校（第1期工事：校舎）再整備 ぎふ清流文化プラザリニューアルオープン
平成28年12月	福祉友愛プール移転
平成30年11月	中央子ども相談センター移転
平成31年3月	岐阜希望が丘特別支援学校（第2期工事：校舎、体育館等）再整備
令和元年6月	福祉友愛アリーナオープン
令和2年4月	障がい者総合就労支援センターオープン
令和2年7月	ぎふ木遊館オープン

ぎふ清流福祉エリア全体地図



今後の取組み

- ① 「ぎふ清流福祉エリア」に集積する施設関係者が参集し、エリア全体としての課題等話し合うとともに、必要な連携を図るための意見交換を行う場として、ぎふ清流福祉エリア連携会議を開催します。

(健康福祉部障害福祉課)

【ぎふ清流福祉エリア内施設における支援】

① 希望が丘こども医療福祉センター

医療の提供をはじめ入所又は通所施設における看護、保育、リハビリ等多種職の連携による療育支援を行います。

(健康福祉部医療福祉連携推進課)



② 岐阜希望が丘特別支援学校

肢体不自由教育の拠点として、医療、福祉との連携、パラスポーツを通じた交流等を促進し、教育活動の充実を図ります。

(教育委員会特別支援教育課)



③ 福祉友愛アリーナ

障がい者用体育館として、障がい者の社会参加の促進並びに障がい者のスポーツの推進及び競技水準の向上など、パラスポーツの拠点として機能強化を図ります。

(健康福祉部障害福祉課)



④福祉友愛プール

障がい者用屋内プールとして、障がい者の社会参加の促進並びに障がい者のスポーツの推進及び競技水準の向上など、パラスポーツの拠点として機能強化を図ります。

(健康福祉部障害福祉課)



⑤障がい者総合相談センター

センター内の4つの相談機関(身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、発達障害者支援センター)において、専門性の高い相談支援を行います。

(健康福祉部障害福祉課)



⑥中央子ども相談センター

障がい者総合相談センター内の「発達障害者支援センター」や「希望が丘こども医療福祉センター」と密接な連携を図るとともに、発達障がい等への効果的な相談支援や療育支援に繋げていきます。

(健康福祉部子ども・女性局子ども家庭課)



⑦清流園 (参考)

岐阜県福祉事業団が運営しており、障がい者の就労や生活を支援しています。施設内の「カフェレストランDono」では、パン工房やレストランで、障がい者が作る喜びややりがいを感じると共に、それぞれの適性に応じて働けるよう取り組んでいます。

(岐阜県福祉事業団)



⑧ぎふ清流文化プラザ

ぎふ清流文化プラザを「障がい者の文化芸術活動の拠点」と位置付け、障がい者の文化芸術活動を紹介する企画展示の実施など、発表の場や情報発信・情報交流の場として活用を進めます。

【共生社会条例関連（再掲）】
（環境生活部県民文化局文化創造課）



⑨岐阜県障がい者総合就労支援センター

障がい者の一般就労を、相談、職業訓練、職業紹介、定着支援により総合的に支援します。それぞれの役割を担う機関として、障がい者雇用企業支援センター、障がい者職業能力開発校、県立ハローワーク、障害者就業・生活支援センターが入居しています。

（商工労働部労働雇用課）



⑩ぎふ木遊館

ぎふ清流福祉エリア内の障がい者向け施設とのタイアップなどを通じて、障がい者の方にも参加いただける木育を推進します。

（林政部森林活用推進課）



数値目標

項目	基準値 (時点)	R8 末目標	備考
福祉友愛プール年間利用者数	37,461人 (R4)	45,000人	
福祉友愛アリーナ年間利用率	59.4% (R元)	84.0%	

6 安全な暮らしの確保（防災・防犯・感染症対策）

（1）防災対策の充実



現状と課題

- 発災時に障がい者が、的確かつ迅速に避難を行うことができるよう市町村や地域住民などの地域の関係機関が連携した支援体制が必要です。
- 平成 23 年の東日本大震災や平成 28 年の熊本地震、同年の台風第 10 号、令和 2 年 7 月豪雨及び令和 6 年 1 月に発生した能登半島地震では、要配慮者支援の取組みを充実させる必要性が浮き彫りとなり、本県においても近い将来、南海トラフ地震や県内活断層による内陸直下地震等大規模災害の発生が懸念されていることから、災害時の福祉支援体制の構築が急務となっています。
- 平成 29 年 6 月の「水防法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、市町村地域防災計画に定められた洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等に避難確保計画の作成や避難訓練の実施が義務付けられたことから、各施設の対応を促進する必要があります。
- 市町村では、自ら避難することが困難な避難行動要支援者ごとに避難支援を実施するための個別避難計画の作成の取組みが進められています。
- 避難行動要支援者の避難訓練については、避難行動要支援者と避難支援等実施者の両者に参加を求め、避難支援等について実際に機能するか点検しておくことが必要です。
- 土砂災害発生のある場合、要配慮者利用施設利用者は速やかに避難することが困難なため、土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設が立地する箇所については優先的に土砂災害防止施設を整備することが必要です。
- 119 番通報のうち、電話又はファックスによる通報については県内すべての消防本部に対応していますが、音声による通報が困難な聴覚・言語機能障がい者がより円滑に通報を行える体制を整えることが必要です。
- 意思疎通に困難を抱えている障がい者は、災害その他非常事態において、必要な情報の

取得、他者と意思疎通手段に不安を抱えている方が多くいることから、非常時における意思疎通手段の確保が求められています。

今後の取組み

- ① 災害対策基本法により市町村に作成が義務付けられている避難行動要支援者名簿について、名簿情報をもとにした市町村、民生委員、地域住民など地域の関係機関の連携による実効性のある避難がなされるよう支援し、災害時における障がいのある方の避難支援体制の構築を働きかけます。

(危機管理部防災課)

- ② 地域の関係者による避難支援等が図られるよう、市町村が取り組む個別避難計画の作成を支援します。

(危機管理部防災課)

- ③ 市町村や地域が実施する防災訓練について、避難行動要支援者の避難を含めた防災訓練へ拡充するなど、避難行動要支援者と関係者が連携した避難訓練の実施を働きかけます。

(危機管理部防災課)

- ④ 清流の国ぎふ防災リーダー育成講座の実施を通じて、障がい者等の要配慮者の避難誘導、情報伝達、救助等の担い手の育成を支援します。

(危機管理部防災課)

- ⑤ 災害時に要配慮者の避難先となる「福祉避難所」において、円滑な情報伝達も含めた支援体制の構築が進むよう、市町村に対し福祉避難所の指定促進・機能強化に向けた助言・支援等を実施します。

【情報環境整備関連（再掲）】(健康福祉部健康福祉政策課)

- ⑥ 災害時に一般の避難所において、障がいのある方や難病患者の方が周囲からの配慮や援助を受けられやすくなるよう、災害時に避難所の運営に関わる地域の代表者や清流の国ぎふ防災リーダー、学校等へのヘルプマーク周知を推進します。

(健康福祉部障害福祉課)

- ⑦ 県内の福祉団体等で構成する「岐阜県災害福祉広域支援ネットワーク協議会」において、災害時の福祉的支援に係る議論を進めるとともに、被災した要配慮者が避難所等においても十分な福祉的ケアを受けられるよう支援活動を行う「岐阜県災害派遣福祉チーム(岐阜DWA T)」の充実・強化を進めます。

(健康福祉部健康福祉政策課)

- ⑧ 洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の施設管理者等が行う避難確保計画作成を働きかけるため、市町村と協力し施設管理者向け講習会を開催し、避難確保計画作成を支援します。

(危機管理部防災課)

(県土整備部河川課)

(県土整備部砂防課)

(健康福祉部障害福祉課)

- ⑨ 洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に所在する所管施設について、避難確保計画に基づく避難訓練の実施を支援するとともに、地域住民との連携や社会福祉施設相互間の応援協力体制の確立に努めるよう促します。

(健康福祉部障害福祉課)

- ⑩ 土砂災害の恐れがある土地に要配慮者利用施設が立地する箇所において、砂防堰堤等の土砂災害防止施設の整備を重点的に推進します。

(県土整備部砂防課)

- ⑪ 自力で避難することが困難な人が入所する社会福祉施設等について、火災に備えたスプリンクラー等や、緊急災害時用の自家発電設備、給水設備の整備を促進します。

(健康福祉部障害福祉課)

- ⑫ 聴覚・音声・言語機能に障がいのある方が円滑に消防への通報を行えるよう、スマートフォン等による119番通報システム「Net119緊急通報システム」の普及啓発を推進します。

【情報環境整備関連（再掲）】(健康福祉部障害福祉課)

数値目標

項目	基準値 (時点)	R8 末目標	備考
要配慮者利用施設がある土砂災害特別警戒区域の着手率	97.4% (R4)	100%	

(2) 防犯対策の充実



現状と課題

- 障がい者施設等への防犯指導を実施し、協力体制の確立に取り組んでいます。
- 障がい者の方の特性を理解した上で、効果的な防犯対策に取り組んでいくことが必要です。
- ホームページ、安全・安心メール、防犯アプリ、ツイッターなど様々な広報媒体での情報発信に取り組んでいます。

- 意思疎通に困難を抱えている障がい者のために、事件、事故、その他非常時における緊急通報手段の周知、支援を図っていく必要があります。

今後の取組み

- ① 防犯教室等において、対象に応じたわかりやすい防犯指導を行い、自主防犯意識と自衛能力の向上を図ります。
(警察本部少年課)
- ② あらゆる広報媒体を活用した広報啓発活動を継続し、防犯対策の普及促進を図ります。
(警察本部生活安全総務課)
- ③ 岐阜県警察防犯アプリの音声読み上げ機能を活用して、視覚障がい者等に対する情報発信を行います。
(警察本部生活安全総務課)
- ④ 「110番アプリシステム」及び「FAX110番」により、聴覚障がい者等からの通報手段を確保して、緊急通報に対応するとともに、通報手段の周知に努めます。
【情報環境整備関連（再掲）】（警察本部通信指令課）
- ⑤ 社会福祉施設等について、防犯対策及び安全対策を強化するため、非常通報装置や防犯カメラ等の整備を促進します。
(健康福祉部障害福祉課)

(3) 感染症対策の充実



現状と課題

- 令和元年12月に中国で確認された新型コロナウイルス感染症は、世界全体に拡大し、本県においても令和2年2月に初めて感染者が確認され、その後、数次にわたり変異を重ねながら、全域に広がりました。
- 特に、障がい者施設においては、新型コロナウイルス感染症を始めとした感染症における重症化のリスクが高い障がい者が入所されていることから、感染防止対策の徹底が求められたほか、施設内の療養者に対し、適切な医療を確保する体制が必要となりました。また、クラスターの発生等、感染が拡大した場合には、必要なサービスの提供を継続するために、いかに職員を確保するかが課題となりました。
- こうした課題に対して、行政や医療機関等、関係機関と連携しながら対応してきたところであり、この経験を踏まえ、次なる感染症危機に備えるべく、感染防止対策の更なる強

化・促進や医療支援を受けられる体制づくりを進めるほか、職員に対する感染防止対策の教育や、感染症発生時に備えた人材確保対策及び衛生用品等の備蓄が必要となります。

今後の取組み

- ① 岐阜県感染症対策連携協議会等を通じて、平時から障がい者施設等と医療機関や消防機関、保健所等の間で、医療支援や患者移送等の連携強化を図ります。

(健康福祉部感染症対策推進課)

- ② 障がいの感染者を受け入れる病床の確保や、施設内の療養者に対する医療支援に対応できる医療機関と協定を締結し、障がい者に対する医療提供体制を確保します。

(健康福祉部感染症対策推進課)

- ③ 医療支援に対応できる医療機関の確保、感染症の予防及びまん延の防止のための研修・訓練や、業務継続に向けた計画（BCP）の策定及び研修・訓練、備蓄品の確保が、障がい者施設等において平時から適切に行われるよう、市町村等と連携して指導・助言をしていきます。

(健康福祉部障害福祉課)

- ④ 障がい者施設へ感染症対策の専門家を派遣し、日常の感染防止に向けた事前指導を実施するとともに、派遣指導の内容を県内各施設に対し共有を図ることで、施設における感染防止に向けた取り組み体制を強化します。また、新興感染症発生時には、新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえ、専門家と連携した情報発信、指導等により障がい者施設等を支援します。

(健康福祉部障害福祉課)

- ⑤ 障がい者施設等においてクラスターが発生した場合には、濃厚接触者の把握と適切な管理、利用者同士の接触機会の低減に係る要請、予防的検査の実施等により感染の拡大や新たなクラスターの発生防止に努めます。

(健康福祉部感染症対策推進課)

Ⅱ 社会参加と自立を進める支援の充実

1 インクルーシブ教育システムの構築

(1) 特別支援教育を支える体制の整備



現状と課題

- 「子どもかがやきプラン」に基づき各地域において特別支援学校の整備を進め、平成 29 年度に県立特別支援学校 20 校体制が完成しました。しかし、児童生徒の増加に伴い、一部の学校では、2 校舎体制や教室不足の状況があります。
- 乗車希望者が乗車できるよう、スクールバスの整備を進めるとともに、待機者の解消や乗車時間 60 分超えの縮減を行ってきました。今後も、乗車を希望する児童生徒の推移に合わせたスクールバスの整備が求められています。
- 知的障がいの程度が軽度である生徒が増加していることに対応するため、職業教育に特化した高等特別支援学校の整備を進め、平成 29 年度に岐阜地域において岐阜清流高等特別支援学校を、平成 30 年度には西濃地域において西濃高等特別支援学校を開校しました。また、令和 5 年度には可茂地域において可茂特別支援学校に高等特別支援学校機能を整備しました。
今後は、各地域の状況に応じた高等特別支援学校機能の整備が求められています。
- 幼稚園や保育所、認定こども園における幼児一人一人の発達の課題に即した教育・保育を充実させることが必要です。
- 高等学校に在籍する障がいのある生徒の就労支援ニーズの高まりから、雇用情報の集約・発信等、高等学校への支援を行う必要がでてきています。

今後の取組み

- ① 特別支援学校設置基準を踏まえた学習環境を整備し、特別支援学校の 2 校舎体制や教室不足等の解消に向けた取組を進めます。
(教育委員会教育財務課)
- ② 県内各地域に高等特別支援学校機能の整備を進めます。

(教育委員会教育財務課)

(教育委員会特別支援教育課)

- ③ 乗車を希望する児童生徒数の推移に合わせたスクールバスの整備を行うとともに、各特別支援学校に整備したスクールバスの老朽化に伴うバスの更新を行い、通学手段を確保します。

(教育委員会特別支援教育課)

- ④ 高等特別支援学校及び高等特別支援学校機能を導入した特別支援学校に配置された就労支援コーディネーターを活用し、地域の特別支援学校との連携や企業とのジョブプランの検討、高等学校向けの情報提供等を行います。

(教育委員会特別支援教育課)

- ⑤ 高等特別支援学校機能の全県展開に向け、就労に関する専門的な職業教育が実施できるよう、専門教科の担当教員を養成します。

(教育委員会特別支援教育課)

- ⑥ 「働きたい！応援団ぎふ」登録企業を拡大し、地域の企業と一体になった職業教育を推進するとともに、労働・福祉関係機関との連携により、卒業後の定着支援等、企業と生徒をつなぐきめ細かな就労支援を充実します。

(教育委員会特別支援教育課)

- ⑦ 特別支援学校における老朽化施設の改修を順次行います。

(教育委員会教育財務課)

- ⑧ 私立幼稚園における障がい児の就園促進及び教育の充実を図るために必要な経費(人件費、教育研究経費、設備費)を助成します。

(環境生活部私学振興・青少年課)

- ⑨ 幼稚園や保育所、認定こども園の特別支援教育コーディネーター等の研修を充実し、全教職員に対して、特別な支援が必要な幼児についての理解を促進するなど、支援体制が築かれるよう指導・助言します。

特別な支援が必要な幼児のスムーズな就学ができるような支援体制づくりの実践事例を収集し、その成果を県内に普及・啓発します。また、「個別の教育支援計画」が幼稚園や保育所、認定こども園で作成・活用され、適切な支援が小学校等へ引き継がれていくよう指導・助言します。

(教育委員会特別支援教育課)

数値目標

項目	基準値 (時点)	R8 末目標	備考
高等特別支援学校機能の整備件数 (累計)	2 件 (R4)	5 件	

(2) 障がいのある児童生徒のニーズへの対応



現状と課題

- 医療的ケアを必要とする特別支援学校の児童生徒が校外学習等に参加する場合、保護者の送迎や同行が必要になる状況があります。
- 特別支援学校における児童生徒は、重度・重複化、多様化してきており、多様な教育的ニーズに対応する教員の専門性の向上が必要です。
- 障がいの状況に応じた合理的配慮がなされ、障がいのある児童生徒一人一人が特性に応じた指導・支援が適切に行われる体制の充実が必要です。
- 「岐阜県におけるいじめの防止等のための基本的な方針」では、いじめの防止や早期発見等のため、障がいのある児童生徒への適切な指導や必要な支援を行うこととしています。
- 発達障がいのある児童生徒への理解が徐々に高まりつつあるなか、発達障がいの特性を踏まえた支援や、発達障がいのある児童生徒一人一人に合わせた支援を切れ目なく行うための体制のさらなる充実が必要です。
- 聴覚障がいの専門的な療育及び教育機関が岐阜市にあることから、遠距離地域に居住する幼児児童生徒は、専門的な指導、支援、相談を受けにくい状況にあります。専門的な療育や教育を受けることのできる体制を整備することが必要です。
- 年々、学校だけでは対応困難な事案が増加する中、専門的な立場から有効な助言を得て、支援体制の充実を図る必要があります。

今後の取組み

【障がいのある児童生徒の支援体制の充実】

- ① 特別支援学校に在籍する医療的ケアを必要とする児童生徒が、保護者が同行しなくても安心して校外学習等に参加できるよう、看護師を配置するなどの医療的ケア実施体制を整備します。また、その成果と課題を踏まえ、医療的ケアを必要とする児童生徒の通学支援の実現に向けて取り組みます。

(教育委員会特別支援教育課)

- ② 訪問教育児童生徒について、家庭や医療施設と学校をオンラインでつなぐ通信環境を整備することで学習機会の充実を図ります。

(教育委員会特別支援教育課)

- ③ 各障がい種別に対する専門性の高い教育を行う特別支援学校(岐阜地域の5校)をコア・スクールとして位置付け、様々な専門分野に関する指導的立場の教職員(コア・ティーチャー)を養成し、コア・スクールの専門性向上を図ります。

【情報環境整備関連(再掲)】(教育委員会特別支援教育課)

- ④ 特別な支援が必要な就学前児の早期発見・早期支援体制の一層の促進を図るとともに、個別の教育支援計画・個別の指導計画を活用した切れ目のない支援の引継ぎの周知・徹底を図ります。

(教育委員会特別支援教育課)

- ⑤ 一人一人のニーズに応じた「合理的配慮」を継続的に実施し、切れ目のない支援を行うために、障がいのあるなしにかかわらず必要に応じて「個別の教育支援計画」を作成し、進学時の確実な引継ぎを徹底します。

(教育委員会特別支援教育課)

- ⑥ 児童生徒の就学先については、本人・保護者と合意形成を図りつつ、各市町村において総合的な観点から判断・決定することができるよう、市町村の担当者に対する研修会を実施するなどにより、市町村の体制づくりを支援します。

(教育委員会特別支援教育課)

- ⑦ 障がいの特性に応じた学習上、生活上の困難さを改善し、持てる力を最大限に発揮できるよう、ICT機器やデジタル教材の理解・普及に努めます。

(教育委員会特別支援教育課)

- ⑧ 小・中学校や義務教育学校、高等学校の通常の学級に在籍する、特別な支援が必要な児童生徒が安心して学び、将来の自立した生活に必要な力を高めるため、見通しがもてる学習過程や、集中しやすい教材・教具の工夫・改善等を取り入れた授業づくりを推進します。

(教育委員会特別支援教育課)

- ⑨ 専門家の意見を踏まえ、発達障がいを含む、障がいのある特別な教育的支援を必要とする児童生徒の実態を適切に把握し、いじめの防止をはじめ、適切な指導や必要な支援を組織的に行うために、校内支援体制の充実を図ります。

(教育委員会学校安全課)

【発達障がい児童生徒の支援】

- ⑩ 各地域の発達障がいのある児童生徒に対する指導力を備えた小・中学校の教員を発達障がいコア・ティーチャーに指名し、コア・ティーチャーによる実践的な通級担当教員の養成研修を実施します。

(教育委員会特別支援教育課)

- ⑪ 高等学校においても、小・中学校段階で個別の支援を受けていた生徒が、必要に応じて

引き続き支援を受けることができるよう、該当校の状況に応じて支援員の配置や、高等学校における通級による指導を行います。

(教育委員会特別支援教育課)

- ⑫ 発達障がいの可能性のある児童生徒に対する合理的配慮の提供や一人一人の特性に応じた指導・支援が適切に行われるように、通常学級の担任等への助言を継続的に行うシステム（発達障がいコア・ティーチャー、指導教諭等）を継続します。

(教育委員会特別支援教育課)

【聴覚障がいのある児童生徒等の支援】

- ⑬ 飛騨地域及び東濃地域において、聴覚障がい支援の専任教員や専門性の高い教員を配置し、聴覚障がいのある児童生徒の保護者等を対象とした相談会、近隣の小・中学校等への指導助言等を行います。また、飛騨地域に加え、東濃地域においても、幼児教室を実施できる体制を整備します。

(教育委員会特別支援教育課)

- ⑭ 聴覚障がい支援を行う特別支援学校が核となり、各地域において、難聴児の子育てについて兄弟を含めた家族同士や当事者同士が交流する機会を設けます。

(教育委員会特別支援教育課)

- ⑮ 岐阜聾学校をはじめ、県立の高等学校及び特別支援学校で学ぶ聴覚障がいに関わる合理的配慮を必要とする児童生徒に対し、コミュニケーション力の伸長や学習内容の習得を目的として、音声認識ソフトを活用した学習支援を行います。

【情報環境整備関連（再掲）】(教育委員会特別支援教育課)

【視覚障がいのある児童生徒等の支援】

- ⑯ 視覚障がいのある児童生徒に対する支援を充実するため、岐阜盲学校を拠点とした通級による指導体制を構築し、県内全域での支援を充実します。

【情報環境整備関連（再掲）】(教育委員会特別支援教育課)

(3) 教員の専門性の向上



現状と課題

- 障がいの多様化に伴い、特別支援学校、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校において発達障がい等の特別な教育的ニーズのある幼児児童生徒一人一人に適切な支援を行うことのできる教員の育成や指導力の向上が必要です。
- 近年、発達障がいを対象とする通級指導教室が急増しており、適切に通級教室の指導を行うことのできる教員の育成が喫緊の課題となっています。

- 障がいのある児童・生徒への多様な対応が求められる中で、教育現場において最新の状況を常に把握して、適切な研修を実施する必要があります。

今後の取組み

- ① 飛騨地域及び東濃地域において、聴覚障がい支援に携わる小学校、中学校、義務教育学校、高等学校の教員を対象とした研修を実施します。

(教育委員会特別支援教育課)

- ② 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校の教員に対し発達障がいの特性を踏まえ、該当幼児児童生徒一人一人に合わせた適切な支援を行うために必要な実践的な指導力を身に付けるための研修を実施します。

(教育委員会特別支援教育課)

- ③ 障がいの多様化が進む中で、特別支援学校だけでなく、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校においても、障がいの特性に応じた意思疎通手段の利用等、適切な支援を行うための研修を充実し、管理職の指導のもと障がいのある児童生徒を支援する教員の専門性の向上を図ります。

【改正障害者差別解消法関連（再掲）】(教育委員会教育研修課)

- ④ 障がい種に応じた免許を持つ教員を確保、育成し、適切に配置するため、特別支援学校教諭免許状の取得を支援する教育職員免許法認定講習を開催し、教員の専門性の向上を図ります。

(教育委員会義務教育課)

【発達障がい児童生徒の支援】

- ⑤ 各地域の発達障がいのある児童生徒に対する指導力を備えた小・中学校の教員を発達障がいコア・ティーチャーに指名し、コア・ティーチャーによる実践的な通級担当教員の養成研修を実施します。

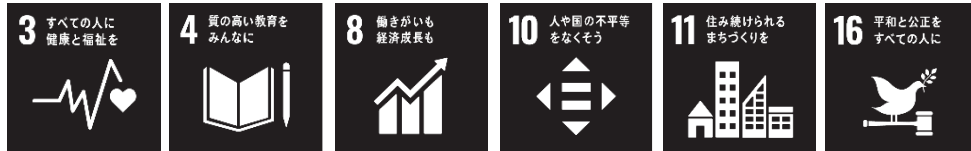
【障がいのある児童生徒への対応関連（再掲）】(教育委員会特別支援教育課)

数値目標

項目	基準値 (時点)	R8 末目標	備考
特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状保有率	89.2% (R4)	100%	
幼稚園・小・中・高等学校教員を対象とした発達障がい支援担当教員等養成研修の受講者数（累計）	207人 (～R4 累計)	650人	

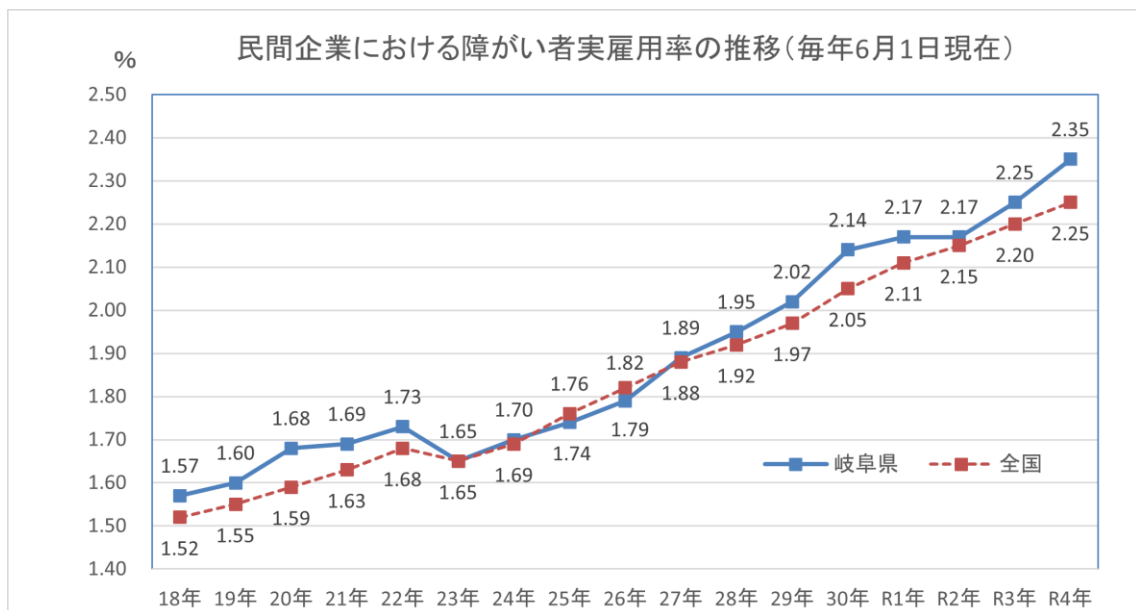
2 雇用・就労の促進

(1) 障がい者の一般就労拡大の推進



現状と課題

- 本県の民間企業における障がい者雇用の状況は、障がい者雇用についての理解と関心の高まりにより近年着実に進展しています。令和4年6月1日現在で障がい者実雇用率は2.35%となり、法定雇用率(2.3%)を上回りました。しかしながら、法定雇用率は、令和6年4月から2.5%、令和8年7月からは2.7%に引き上げられます。今後も、障がい者の就業促進と職業的自立の重要性について、事業主をはじめ、広く県民に理解を深めていただくため、啓発広報の充実に努める必要があります。



- ハローワークを通じた新規求職申込件数及び就職件数は、コロナ禍で減少したものの、令和4年度はいずれも前年度を上回りました。しかしながら、法定雇用率達成企業の割合は55.1% (令和4年6月1日現在) に留まっています。
- 特別支援学校卒業生及び一般就労を希望する軽度の知的障がいのある生徒の増加は今後も見込まれるため、実習先・就労先の受け入れ企業を拡大し、生徒一人一人のニーズに合った就労支援を強化する必要があります。
- 障がい者の職域の拡大及び職業訓練の充実等を図るとともに、保健、福祉、教育、就業

支援等の関係機関と連携した支援体制の構築に努め、民間企業への円滑な就業及び職場への定着を促進する必要があります。

- 令和元年6月に改正された障害者雇用促進法に基づき、各任命権者(知事、教育委員会、警察本部長など)は、職員を対象とする「障がい者活躍推進計画」を定めており、計画に掲げる目標の達成に向けて、障がいのある職員の職業生活における活躍の推進に関する取組みを着実に進める必要があります。
- また、令和6年4月からの法定雇用率の改定に伴い、県の公的機関における法定雇用率も段階的に引き上げられることから(地方公共団体及び警察本部 2.8% (R6.4) →3.0% (R8.7)、教育委員会 2.7% (R6.4) →2.9% (R8.7))、上記の計画に基づき、引き続き障がい者雇用の推進に努める必要があります。
- 平成30年度から一般就労に移行した障がい者の就労に伴う日常、社会生活上の支援に対応する就労定着支援事業が開始されました。
- 障がい者の働き方のひとつとして、企業における在宅勤務(テレワーク)の導入が期待されています。
- 障がい者の雇用、職場への定着、活躍のためには、障がい者雇用に関わる企業の担当者、障害者就業・生活支援センターや福祉サービス事業所の支援者など障がい者雇用を取り巻く人材の対応力強化、育成を行い、障がい者雇用に係る土壌をつくる必要があります。
- 難病団体の要望でも、就労支援に関する項目が増加しており、ニーズが増大しています。

今後の取組み

【雇用の場の拡大】

- ① 経済団体、障がい者関係団体、福祉関係者、NPO等の関係者で情報交換や現状の課題の検討などを行い、各種施策の改善、拡充等に役立てます。
(商工労働部労働雇用課)
- ② 障がい者雇用を推進するためのセミナーを開催するなど、啓発活動の実施に努め、障がい者の雇用促進に関する事業主の理解を深めます。
(商工労働部労働雇用課)
- ③ 岐阜労働局等関係機関と連携し、特定求職者雇用開発助成金をはじめとする各種助成制度やトライアル雇用、ジョブコーチ制度をはじめとする各種支援制度の普及、啓発を図り、法定雇用率未達成企業の解消に努めます。

(商工労働部労働雇用課)

- ④ 障がい者雇用優良事業所及び優秀勤労障がい者の表彰を行い、広く県民に周知することで、障がい者の雇用促進と職業の安定を図ります。

(商工労働部労働雇用課)

- ⑤ 積極的に障がい者を雇用している県内の中小企業(障がい者雇用率4%以上)、在宅就業支援団体及び障害福祉サービス事業所等から県が優先的に物品等を調達する制度(通称「ハート購入制度」)を引き続き実施し、障がい者の雇用の促進と継続及び福祉的就労の促進を図ります。また、県内市町村に対し、県はハート購入制度の導入について積極的に働きかけます。

(商工労働部労働雇用課)

(健康福祉部障害福祉課)

- ⑥ 障がい者の雇用に積極的に取り組んでいる県内の中小企業者、組合等の事業資金を比較的可利な利率で融資することにより、障がい者の雇用の促進を図ります。

(商工労働部商業・金融課)

- ⑦ 障がい者の一般就労の拡大に向けて、県内企業に対し、実習の受け入れや求人申込に向けた働きかけを行います。

(商工労働部労働雇用課)

- ⑧ 障がい者雇用企業支援センターを設置し、障がい者に適した業務の切り出しなど、障がい者雇用に関する専門的な助言や、岐阜県独自の障がい者雇用における職場内支援者として「岐阜県障がい者職場活躍ナビゲーター」、「岐阜県障がい者職場活躍サポーター」を養成するほか、就労機会の拡大に向けた就労相談会等を開催するなど、障がい者雇用に関し総合的な企業支援を行います。

(商工労働部労働雇用課)

- ⑨ 増加する精神障がい者の就労と雇用に対応するため「精神障がい者就労支援ワーカー」を配置し、就労から職場定着に至る専門的な支援を行います。

(商工労働部労働雇用課)

- ⑩ 人事課内に設置する「障がい者就労オフィス『かがやきオフィスぎふ』」や本庁及び現地機関の幅広い所属における就労の場の確保を通じ、県における障がい者雇用を継続します。

(総務部人事課)

- ⑪ 障がいに関する理解促進、啓発のための研修や障害者職業生活相談員による訪問相談など、「岐阜県障がい者活躍推進計画」に定める取組みを実施することで、障がいのある職員が働きやすい職場環境整備を進めます。

(総務部人事課)

(教育委員会教育総務課)

- ⑫ 「岐阜県警察障がい者活躍推進計画」に基づき、障がいの特性に応じた職員の募集・採

用試験の案内や障害者職業生活相談員による部内研修会等を実施するなど、全ての職員に障がい特性の理解の促進を図る取組みを推進します。

(警察本部警務課)

- ⑬ 障がい者雇用企業支援センターにおいて、企業のテレワーク導入に関する相談対応、支援を行います。

(商工労働部労働雇用課)

- ⑭ 精神障がい者の雇用を円滑にするためのツールを開発し、県内に普及させ、企業担当者など障がい者雇用に関わる人材の対応力強化を図ります。精神障がい者就労支援ワーカーや障がい者雇用拡大支援員向けの研修を実施するなど、支援者の育成を図ります。

(商工労働部労働雇用課)

【特別支援学校卒業生の就労支援の充実】

- ⑮ 圏域ごとに「障がい者雇用拡大支援員」を設置し、事業所の個別訪問による障がい者雇用の普及啓発及び職場実習先・就職先の開拓を進めます。また、特別支援学校との連携のうえ、生徒一人一人のニーズに合った就労支援及び卒業後の定着支援を行います。

(商工労働部労働雇用課)

- ⑯ 「働きたい！応援団ぎふ」登録企業を拡大し、地域の企業と一体になった職業教育を推進するとともに、労働・福祉関係機関との連携により、卒業後の定着支援等、企業と生徒をつなぐきめ細かな就労支援を充実します。

【教育関連（再掲）】(教育委員会特別支援教育課)

- ⑰ 高等特別支援学校及び高等特別支援学校機能を導入した特別支援学校に配置された就労支援コーディネーターを活用し、地域の特別支援学校との連携や企業とのジョブプランの検討、高等学校向けの情報提供等を行います。

【教育関連（再掲）】(教育委員会特別支援教育課)

- ⑱ 高等特別支援学校機能の全県展開に向け、就労に関する専門的な職業教育が実施できるよう、専門教科の担当教員を養成します。

【教育関連（再掲）】(教育委員会特別支援教育課)

- ⑲ 肢体不自由及び病弱の特別支援学校高等部生徒の希望者を対象に、協力企業と連携した在宅就労プログラム実習を実施することで、就労先の拡大を図るとともに、そのノウハウを県内企業に向けて発信します。

(教育委員会特別支援教育課)

- ⑳ 特別支援学校高等部や高等学校等を卒業する予定の生徒（卒業年度の10月までに就職先が決まっておらず、一般就労を希望する場合）を対象に、企業での1ヶ月以内の職場実習を実施し、就労の促進を図ります。

(商工労働部労働雇用課)

【就業に向けた支援施策の推進】

- ㉑ 在宅での就業を希望する障がい者を対象にITを活用した研修を充実し、職域の拡充を

図ります。

(健康福祉部障害福祉課)

- ②② 岐阜労働局等関係機関と連携し、障がい者の特性と能力に合ったより多くの職場実習先や就職先の開拓・確保を行うとともに、短期の職場実習を実施し、障がい者及び事業所双方の理解を深め、就職の促進を図ります。

(商工労働部労働雇用課)

- ②③ 就労継続支援事業所を利用する障がい者を対象に、障がい者雇用に取り組む企業の見学会への参加、就労相談会への参加を支援することにより、一般就労意欲の向上を図ります。

(商工労働部労働雇用課)

- ②④ 就職に必要な知識・技能を習得するために、民間事業者等に委託して実施する障がい者の職業訓練の機会の拡充に努めます。訓練実施においては、障がい者の意思疎通手段の確保に配慮します。また、障がい者職業訓練コーディネーターが訓練カリキュラムをコーディネートし、障がい者の個別の事情に応じた効果的な訓練実施に努めます。

【情報環境整備関連（再掲）】(商工労働部労働雇用課)

- ②⑤ 障がい者の職業能力の開発を図るため、岐阜県障がい者技能競技大会(アビリンピック)を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構岐阜支部と共催で開催するとともに、上位入賞者を全国障害者技能競技大会へ派遣します。

(商工労働部労働雇用課)

- ②⑥ 岐阜県障がい者総合就労支援センターにおいて、障がい者の一般就労を、相談、職業訓練、職業紹介、定着支援により総合的に支援します。

【ぎふ清流福祉エリア関連（再掲）】(商工労働部労働雇用課)

- ②⑦ 障がい者の就労等に対する支援として、各圏域の中核的な社会福祉法人等に障害者就業・生活支援センターを設け、雇用、保健福祉等の関係機関との連携を図りつつ、身近な地域において必要な指導、助言等の支援を行います。

(商工労働部労働雇用課)

- ②⑧ 障がい者の就労等に対する支援として、障害者就業・生活支援センターに生活支援担当者を設置し、雇用、保健福祉等の関係機関との連携を図りつつ、日常生活、地域生活に関する助言を行います。

(健康福祉部障害福祉課)

□県内の障害者就業・生活支援センター一覧（令和5年3月末現在）

圏域	施設名	運営主体
岐阜	岐阜障がい者就業・生活支援センター	(社福) 岐阜市社会福祉事業団
	清流障がい者就業・生活支援センターふなぶせ	(社福) 舟伏
西濃	西濃障がい者就業・生活支援センター	(社福) あゆみの家
中濃	ひまわりの丘障害者就業・生活支援センター	(社福) 岐阜県福祉事業団
東濃	東濃障がい者就業・生活支援センターサテライト t	(社福) 陶技学園
飛騨	ひだ障がい者就業・生活支援センターぷりずむ	(社福) 飛騨慈光会

- ⑳ 難病生きがいサポートセンターに相談員を設置し、難病患者の就労に関する相談・支援を実施します。

また、ハローワークと連携した難病患者への就労支援に関する普及啓発を行います。

(健康福祉部保健医療課)

- ㉑ 障がい者職業能力開発校において、障がい者が一般就労を目指す上で必要となる知識や技能を習得するための訓練を実施します。

(商工労働部労働雇用課)

- ㉒ 県立ハローワークにおいて、障がい者の職業紹介事業を関係機関と連携しながら実施します。

(商工労働部労働雇用課)

- ㉓ 障がい者職業能力開発校において、テレワークに必要な Web 会議ツールの利用体験などを実施します。

(商工労働部労働雇用課)

数値目標

項目	基準値 (時点)	R8 末目標	備考
県内障がい者の実雇用率	2.35% (R4)	2.62%	
特別支援学校高等部及び高等特別支援学校卒業生のうち、就職を希望する生徒の就職率	95.4% (R4)	100%	
「働きたい！応援団 ぎふ」登録企業数（累計）	981 社 (R4)	1,100 社	
多様な障がい者委託訓練による就職率	40.0% (R4)	55.0%	
チャレンジトレーニング事業実施人数	370 人 (R4)	440 人	

障がい者職業能力開発校の修了者における就職率	80.0% (R4)	76.1%	
難病生きがいサポートセンターにおける1年間の就労相談件数	664件 (R4)	700件	
年間一般就労移行者数	262人 (R3)	336人	
就労定着支援事業の利用者数	156人 (R3)	220人	
就労定着支援による就労定着率が7割以上の事業所の割合	—	25%	

(2) 福祉的就労の充実



現状と課題

- 障がい者が地域において生活する上で、就労の場、活動の場があるということは、生計の維持、生活の質の向上に大きな役割を果たしています。
- 県内就労継続支援B型事業所等における工賃水準の向上に向けた取組みを推進するため、岐阜県工賃向上計画を策定しています。
- 就労継続支援B型事業所における県の平均工賃は、令和元年度までは上昇傾向であり、令和元年度には全国平均を上回りました。しかし、令和2年度以降は新型コロナウイルス感染症によるイベント中止などの販売機会の減少により、全国平均を下回っています。
- 販路や受注の拡大にあたっては、共同受注窓口等を通じた取組みのほか、インターネットを活用したPRや販売等の取組みも重要となっています。

□平均工賃・賃金

(単位：円/月)

施設種別/県・全国別		H30	R元	R2	R3	R4
就労継続支援A型	岐阜県	72,522	75,090	79,030	77,118	81,581
	全国	76,887	78,975	79,625	81,645	集計中
就労継続支援B型	岐阜県	15,191	16,486	15,346	16,390	17,496
	全国	16,118	16,369	15,776	16,507	集計中

- 就労継続支援事業を充実させるためには、事業所間や、事業所と企業等とのネットワークが必要であり、市町村においても多部門にまたがる連携が必要です。
- 障害者総合支援法には、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるために、障がい者の就労を重要施策として位置づけています。このため、引き続き、福祉施設から一般就労への移行の促進に努める必要があります。
- 特別支援学校卒業生は増加傾向にあり、生徒一人一人のニーズに合った就労支援をさらに強化する必要があります。
- 障害者優先調達推進法が平成 25 年 4 月に施行され、同法に基づき、地方公共団体等は毎年度障害者就労施設等からの物品等の調達方針を作成し、当該年度の終了後、調達の実績を公表することが義務付けられました。また、障がい者就労施設等から優先的に物品等を調達するよう努める必要があります。

今後の取組み

- ① 障害者支援施設、障害福祉サービス事業所が生産する製品の受注・販路の拡大、商品開発等を通じて生産活動の活性化を図るため、セルフ支援センターの活動強化を支援します。
(健康福祉部障害福祉課)
- ② セルフ支援センターに設置した複数の事業所が共同で仕事を受注する共同受注窓口の運営を促進し、受注の拡大を図ります。
(健康福祉部障害福祉課)
- ③ 県内の障がい者就労支援事業所等が製造・製作する商品を取り扱うオンライン販売サイト「岐阜福祉の杜オンライン」を開設し、販路拡大を促進します。
(健康福祉部障害福祉課)
- ④ 障害者支援施設、障害福祉サービス事業所が生産する製品の販売については、大型商業施設や常設店舗等における販売のほか、県庁舎においても「福祉施設自主製品販売会」を開催し、販売機会を創出します。
(健康福祉部障害福祉課)
- ⑤ 経営コンサルタントや専門家の派遣、研修など、就労継続支援 B 型事業所の工賃向上に向けた取組みを推進します。
(健康福祉部障害福祉課)
- ⑥ 5 圏域ごとに障がい者の就労支援のためのネットワーク会議を設置し、就労継続支援事業所、企業、市町村の福祉部門及び商工部門等が参加する障がい者就労に関する情報交換会、講演、研修等を行い、地域のネットワーク構築を支援します。
(健康福祉部障害福祉課)

- ⑦ 就労継続支援A型事業所について、収入の改善等により、賃金水準の向上を図るよう指導します。

(健康福祉部障害福祉課)

- ⑧ 精神障がい者が生活訓練を行っている作業所等への通所費用の経済的負担を軽減することにより、精神障がい者の社会復帰及び社会参加を促進します。

(健康福祉部保健医療課)

- ⑨ 福祉的就労を希望する生徒についても、一般就労と同様、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所等との連携のうえ、生徒一人一人のニーズに合った就労支援及び卒業後の定着支援を行います。

(教育委員会特別支援教育課)

- ⑩ 物品の購入や役務の提供などについて、県優先調達推進方針を毎年度策定し、官公需の受注機会を拡大するための取組みを進めます。また、市町村の調達方針策定や受注拡大に向けた取組みの推進について助言や支援を行います。

(健康福祉部障害福祉課)

数値目標

項目	基準値 (時点)	R8 末目標	備考
就労継続支援B型事業所の平均工賃	16,390 円 (R4)	20,000 円	

(3) 農福連携の推進



現状と課題

- 担い手不足が進む農業分野で、新たな人材として障がい者が活躍し、同時に自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組みとして農福連携を推進しています。
- 平成30年に県の就農支援窓口(一社)岐阜県農畜産公社「ぎふアグリチャレンジ支援センター」内に「農福連携推進室」を設置し、農業と福祉の双方に対し、総合的な支援を実施する体制を整備しています。
- 令和2年度には、県内10地域に、県、市町村、JA、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等からなる「農福連携地域連携会議」を設置し、マッチング等、現場目線による効果的な農福連携の推進に取り組んでいます。

- 令和4年に実施した消費者アンケートでは、約8割の方が農福連携を知らないという結果が出ており、農福連携の取組みの推進が必要です。
- 障がい者の特性を活かし、農業分野で活躍できるよう、農業者と福祉事業者の相互理解や情報共有を図る必要があります。
- 農福連携の取組みをより一層進めるためには、農業や福祉、教育関係者等が共通認識のもと、横断的かつ計画的に各施策を推進する必要があります。

今後の取組み

- ① 令和4年4月に策定した「ぎふ農福連携アクションプラン」に基づき、「農福連携の理解促進と認知度向上」「農福連携を支える人材育成」「農業と福祉のニーズをつなぐマッチングの強化」「障がい者等が働きやすい環境の整備」「ブランド力向上・販路拡大」を5本の柱として、各種施策に取り組みます。
(農政部農業経営課)
- ② 先進地視察や優良事例の講演等の研修会を開催することで、農業者、福祉事業者等の農福連携への理解促進を図ります。
(農政部農業経営課)
- ③ ノウフクマルシェの開催やSNSによる情報発信を行うことで、農福連携の取組みやノウフク商品に対する県民の認知度向上を図ります。
(農政部農業経営課)
- ④ 福祉事業所職員等を対象とした栽培技術基礎講座や農業現場で農業者や障がい者の作業支援等を行う岐阜県農業ジョブコーチを育成し、農福連携の現場での支援体制を整備します。
(農政部農業経営課)
- ⑤ 障がい者や農業者、福祉事業所のニーズをもとに、ぎふアグリチャレンジ支援センター農福連携推進室と地域連携会議が連携して、農作業受委託等のマッチングを推進します。
(農政部農業経営課)
- ⑥ 福祉事業所等の農業参入や障がい者が働きやすい環境整備に必要な施設、機械等の導入を支援し、障がい者の雇用を促進します。
(農政部農業経営課)
- ⑦ ノウフクJAS認証の取得を支援し、ノウフクJAS商品の販売を通じた農福連携の魅力を発信します。
(農政部農業経営課)
- ⑧ ノウフク商品を積極的に取り扱う意向を有する企業・団体等を「ぎふノウフクサポーター」として登録し、ノウフク商品の活用機会の創出や農福連携の認知度向上に取り組みます。

(農政部農業経営課)

- ⑨ 農業分野における工賃向上に向けた職域の拡大を図るため、生産者と福祉事業所間の農作業受託の仲介支援や、福祉事業所に対する専門家派遣、農業参入セミナーの開催など、農福連携の取組みを推進します。

(健康福祉部障害福祉課)

- ⑩ ノウフク商品の販路拡大を図るため、優先調達推進法に基づく障害者就労施設等からのノウフク商品の調達、岐阜県セルフ支援センターにおいて、各種イベントやオンライン販売サイト等でのノウフク商品のPRや販売を行います。

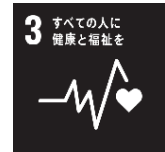
(健康福祉部障害福祉課)

数値目標

項目	基準値 (時点)	R8 末目標	備考
農業者と福祉事業所のマッチング数	79 件 (R4)	158 件	

3 外出や移動の支援

様々な障がいに合わせて移動支援の充実



現状と課題

- 障がい者の社会参加を支援するため、障がい者の外出や移動の支援を目的とした福祉サービスの一層の充実を図る必要があります。
- 障害者総合支援法における障がい者の移動支援のサービスは、自立支援給付や市町村の地域生活支援事業の中で行われています。
しかし、市町村の地域生活支援事業については、支援の対象者及び範囲等について各市町村が定めることとされているため、市町村間で移動支援のサービスに格差が生じている状況です。
- 身体障がい者の自立及び社会参加を促進するため、身体障害者補助犬の育成を支援するとともに、身体障害者補助犬が不適切に同伴拒否されることがないように、身体障害者補助犬法の普及啓発を行う必要があります。

今後の取組み

- ① 重度の視覚障がいのある人や脳性麻痺等による全身性の障がいのある人の外出する機会を確保するため、同行援護事業等の質の向上及び必要なサービス量の確保を市町村へ働きかけます。
(健康福祉部障害福祉課)
- ② 車いす等を使用する在宅の重度身体障がい者が利用するため、介助者が運転する福祉車両の購入やリフト付き車両への改造等を支援します。
(健康福祉部障害福祉課)
- ③ 市町村が実施する移動支援事業における外出支援の方策や支援の在り方等について、市町村の協議会や圏域障害者自立支援推進会議の場で検討されるよう働きかけていきます。
(健康福祉部障害福祉課)
- ④ 身体障害者補助犬の育成、使用者への貸与を行うほか、公共施設はもとより、民間施設において身体障害者補助犬の同伴を拒否されることがないように、身体障害者補助犬法について事業者をはじめ広く県民に対し啓発を行います。
(健康福祉部障害福祉課)

4 パラスポーツの充実

誰もが楽しめるパラスポーツの推進と環境の整備



現状と課題

- 県では平成 24 年にぎふ清流大会を通じた競技人口の拡大や選手の競技力向上の取組みを実施し大きな成功を収めました。ぎふ清流大会における取組みを一過性に終わらせることなく、スポーツによる障がい者の社会参加を推進するため、パラスポーツの普及促進を図っていく必要があります。
- 子どもから高齢者、障がいがある方もない方もレクリエーションに触れ合う機会を創出するため、レクリエーションの指導者派遣事業を展開しています。
- 生涯の健康と生きがいをづくりのスポーツ推進・地域支援を活かしたスポーツによるまちづくりに取組むため、幅広い世代が楽しむことができ、より多くの県民が関与できるスポーツイベントを支援していく必要があります。
- コロナ禍でのレクリエーションは自粛されることが多く、特に障がいのある人はその傾向がありました。今後、レクリエーションから離れていた人たちが、再びレクリエーションに参加できるよう広報活動などの取組みが必要です。
- 令和 3 年度に開催する予定で準備してきた「全国健康福祉祭（ねんりんピック）」は新型コロナウイルスの影響により中止となり、令和 7 年度に改めて開催することとなりました。
- 令和 3 年に開催された東京 2020 パラリンピックを契機とした障がい者アスリートの発掘・育成・強化の取組みにより、世界最高峰の舞台を目指す県内のパラアスリートが増加し、競技力も着実に向上してきました。この取組みの成果を、次世代アスリートの育成に繋げていく必要があります。
- 競技力向上のためには、パラスポーツを支える環境の整備を進める必要があります。第 3 期岐阜県障がい者総合支援プランでの取組みにより、競技団体の組織化、専門指導者や練習場所の確保が進み、環境は整いつつありますが、県内選手が実施する競技が増えたこ

とや、選手のレベルアップの状況に合わせて、こうした取組みを更に継続していく必要があります。

- 競技力向上につながる新規選手の発掘や競技変更、環境整備などの支援が必要です。
- 初・中・上級パラスポーツ指導員の養成、指導者のスキルアップにかかる経費の支援を行っていることを、さらに多くの指導者へ周知することが必要です。
- パラスポーツの競技団体設立後の継続的な組織運営についての支援が必要となっており、令和4年度は競技団体へ持続可能な組織運営の研修を行いました。
- パラスポーツチーム、団体へ利用可能な施設の周知が必要です。
- 県では令和4年3月に第2期清流の国ぎふスポーツ推進計画を策定し、柱の1つとして、「障がい者の活躍を広げるパラスポーツの推進」を掲げ、障がいの有無に関わらず、ともにスポーツを楽しむ機会の創出に取り組んでいます。
- 県が令和5年度に実施した「障がい児・者の運動・スポーツ実施状況調査」において、スポーツ実施率(20歳以上の障がい者のうち、週1回以上スポーツを実施した者の割合)は32.1%でした。「スポーツに関心がない」と回答された方も多く、パラスポーツの一層の普及促進に取り組んでいく必要があります。

今後の取組み

【生涯にわたる健康と生きがいくりのスポーツの推進】

- ① 障がいのある人もない人も、県民皆がレクリエーションに触れることのできる「ぎふ清流レクリエーションフェスティバル」を開催し、レクリエーションを通じた交流を促進します。

【共生社会条例関連（再掲）】（清流の国推進部ねんりんピック推進事務局）

- ② 令和7年度に開催する「第37回全国健康福祉祭ぎふ大会（ねんりんピック岐阜2025）」に向け、障がいのある方の参加を積極的に促すなど、スポーツ・レクリエーション・文化を通じた交流の場を創出します。

【共生社会条例関連（再掲）】（清流の国推進部ねんりんピック推進事務局）

【障がい者の活躍を広げるパラスポーツの推進】

- ③ パラスポーツの裾野拡大を支える人材の育成、活用のため、初級パラスポーツ指導員の養成講習会を実施します。

(健康福祉部障害福祉課)

- ④ 公認指導者の養成研修会への参加、中央競技団体や強豪チームへの指導者の研修派遣を支援するとともに、健常者の競技団体指導者を活用するなど、専門指導者の養成を進めます。

(清流の国推進部競技スポーツ課)

- ⑤ パラスポーツの普及を図るため、パラスポーツを行う者の裾野を広げるための取組みや、パラスポーツにおける功労者を讃える取組みを実施します。

県のパラスポーツを統括する(一社)岐阜県障害者スポーツ協会の活動に対する継続的な支援を行い、引き続き県のパラスポーツ振興の推進役としての役割を強化していきます。

(清流の国推進部地域スポーツ課)

- ⑥ パラスポーツ競技団体の組織化を進めるため、競技団体設立のための準備、設立後の運営を支援します。

(清流の国推進部競技スポーツ課)

- ⑦ 総合型地域スポーツクラブの活動を支援する補助金において、パラスポーツの裾野拡大を図る取組みを補助事業に追加するとともに、一部の取組みを全クラブに広めることができるよう、クラブ研修会で事例を紹介します。

(清流の国推進部地域スポーツ課)

- ⑧ ウォーキングアプリを活用した障がい者のスポーツ参加促進や、障がい者も無理なく取組める運動プログラムの提供、地域のスポーツ指導者が障がいに関する知識や指導法を学ぶ研修会の開催など、障がい者が気軽にスポーツに取り組める環境づくりを推進します。

(清流の国推進部地域スポーツ課)

- ⑨ パラスポーツ関係機関連絡会議を開催し、関係行政機関や民間団体等と協議や情報共有を行い、パラスポーツの推進等に関する施策を推進します

(清流の国推進部地域スポーツ課)

- ⑩ 岐阜県パラスポーツ大会等を開催し、パラスポーツの裾野拡大とパラスポーツの振興を目指します。

(健康福祉部障害福祉課)

(清流の国推進部地域スポーツ課)

- ⑪ 県内のパラスポーツの裾野を拡大するため、スポーツ団体や市町村が開催するパラスポーツイベントに対する支援を実施します。

(清流の国推進部地域スポーツ課)

- ⑫ 障がいのある人もない人も参加できるパラスポーツフェスタ等を実施し、スポーツを通じた障がい者の社会参加を促進します。

(健康福祉部障害福祉課)

- ⑬ 精神障がい者スポーツ大会の開催を通じて、日頃、社会参加の機会が少なくなりがちな精神障がい者の方の相互交流、体力の向上を目指すとともに、県民の精神障がいに対する理解促進を図ります。

(健康福祉部保健医療課)

- ⑭ パラリンピック、デフリンピックを含めた、国際大会等を目指す次世代のトップアスリートを育成するため、県内のパラアスリート、チーム、団体の競技力向上を支援します。

(清流の国推進部競技スポーツ課)

- ⑮ スポーツを通じた社会参加を促進するため、全国障害者スポーツ大会への県選手団の派遣を実施し、派遣選手の競技力の向上に努めます。

(清流の国推進部地域スポーツ課)

【誰もが楽しめるスポーツ環境の整備】

- ⑯ ぎふ清流福祉エリア内に整備した「福祉友愛プール」及び「福祉友愛アリーナ」の全国的な活用を促進するとともに、エリア内の連携によるスポーツ活動の推進を図ります。

(健康福祉部障害福祉課)

- ⑰ パラスポーツの活動の場として、特別支援学校の体育施設の優先利用など、県立学校体育施設の開放に引き続き取り組みます。

(清流の国推進部競技スポーツ課)

- ⑱ 障がい者が新たなパラスポーツに触れられるよう県下全域でパラスポーツ教室を開催するとともに、競技人口拡大に向けた取組みを支援します。

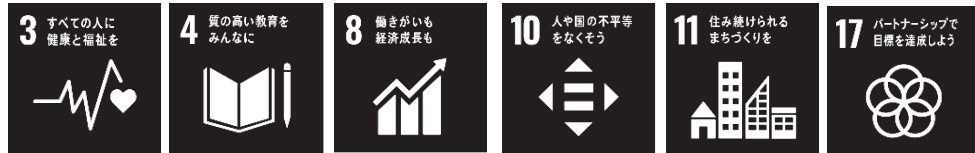
(健康福祉部障害福祉課)

数値目標

項 目	基準値 (時点)	R8 末目標	備考
パリパラリンピックへの県ゆかりの選手輩出数	9人 (R3)	10人 (R6)	
年間のパラスポーツ教室の開催数	116回 (R4)	137回	

5 障がい者の芸術文化活動の充実

障がい者芸術文化活動の取組み推進と環境の整備



現状と課題

- 平成 30 年 6 月、芸術文化活動の振興を図るため、障害者文化芸術活動推進法が施行されました。これに基づき、国において、平成 31 年 3 月に障害者文化芸術活動推進基本計画が策定され、障がい者の文化芸術活動の促進に関する施策の推進が図られています。
- 芸術文化活動に参加することは、障がい者の生活を豊かにし、社会参加を促進するうえで重要なことです。また、県民の障がい者に対する理解と認識を深めるうえでも、大きな役割を果たしています。
- 本県における障がい者の芸術文化活動の一層の推進に向けては、特に障がい者や事業所の取組みを支援する仕組みづくりを進め、県全域で障がい者芸術を定着させていく必要があります。
- このほか、障がい者の芸術文化活動の振興に向けては、芸術文化活動を行う障がい者の裾野拡大や発表機会の拡充を進めていく必要があります。
- 岐阜県障がい者ふれあい福祉フェアの開催等、障がい者の芸術文化活動の発表の場を提供し、障がい者の芸術文化活動の振興を図っていく必要があります。
- 障がい者の芸術文化活動を振興するために、県の障がい者芸術文化活動を総合的にコーディネートできる人材が必要です。
- 芸術活動を行う障がい者の裾野拡大を図るためには、県内全域で障がい者が芸術活動に触れる機会を創出する必要があります。
- 令和 6 年 10 月 14 日から 11 月 24 日までの 42 日間、「第 39 回国民文化祭」「第 24 回全国障害者芸術・文化祭」を一体とした「清流の国ぎふ」文化祭 2024 が開催されます。「ともに・つなぐ・みらいへ ～清流文化の創造～」をキャッチフレーズに、県内全市町村で 300 を超える事業が開催される予定です。

- 「清流の国ぎふ」文化祭 2024 は、芸術文化活動を全国規模で発表・交流するほか、障がいの有無などにかかわらず、誰もが多彩な文化芸術に親しみ、その魅力を共有し、一人ひとりが輝く「共生社会」の実現に向けた大会となるよう取組む必要があります。また、文化祭による芸術文化活動を一過性のものとせず、開催の意義や成果を継承し、文化芸術活動の更なる促進に取組む必要があります。
- 県立の文化施設（美術館、図書館等）では、車いす等での移動に配慮した設備の改善が求められています。
- 図書館では、視覚障がい者等向けの対面読書サービスを継続することが課題となっています。
- 図書館では、障がいの特性や程度に応じたアクセシブルな資料の充実や普及が求められています。
- より多くの障がい者が芸術文化活動に積極的に取り組むことができるよう、鑑賞の際の情報保障や、会場への交通アクセスの向上等、アクセシビリティの向上に努める必要があります。

今後の取組み

【障がい者芸術を推進する仕組みづくりの推進】

- ① 障害者文化芸術活動推進法の趣旨に基づき、国や市町村、関係機関と連携を図りながら、障がい者による文化芸術活動を幅広く推進します。

（健康福祉部障害福祉課）

- ② ぎふ清流文化プラザを「障がい者の文化芸術活動の拠点」と位置付け、障がい者の文化芸術活動を紹介する企画展示の実施など、発表の場や情報発信・情報交流の場として活用を進めます。

【共生社会条例関連（再掲）】（環境生活部県民文化局文化創造課）

- ③ ぎふ清流文化プラザ内の障がい者芸術文化支援センターに障がい者文化芸術コーディネーターを設置するなど、障がい者の芸術文化活動に関する相談支援や障がい者の発掘、登録・育成、ネットワークづくり、情報発信を行うとともに、障がい者の芸術文化活動の総合的な支援を実施します。

（健康福祉部障害福祉課）

- ④ 障がい者の芸術文化活動に対する理解と認識を深めるため、支援者に対する人材育成研修を行うなど人材の育成を進めます。

（健康福祉部障害福祉課）

【障がい者芸術文化活動の裾野拡大や発表機会の充実等】

- ⑤ より多くの障がい者が芸術文化活動を体験できるように、県下全域で芸術教室を開催するとともに、芸術家派遣や出張アトリエ等を実施します。また、移動が困難な障がい者のために、派遣型の芸術教室やバス借り上げによる移動支援を実施するとともに、自宅等で楽しめるインターネットを活用した事業を実施します。
- (健康福祉部障害福祉課)
- ⑥ 障がい者の活動意欲の高揚を図るため、公益財団法人岐阜県教育文化財団等と連携して、障がい者の制作した絵画等による展覧会及び岐阜県障がい者ふれあい福祉フェアの開催等、創作活動等の成果を発表する機会の拡充に努めます。
- (健康福祉部障害福祉課)
(環境生活部県民文化局文化創造課)
- ⑦ 障がい者の制作した絵画等をポジフィルムに登録し、官公庁や企業等にその利用を呼びかけ、使用料の一部を制作者に還元するアートバンク事業（ふれあいアートステーション・ぎふ）の実施を支援します。
- (健康福祉部障害福祉課)
- ⑧ 「岐阜県芸術文化顕彰・奨励」において、障がいのあるなしにかかわらず、優れた文化振興活動等を積極的に表彰します。

(環境生活部県民文化局文化創造課)

【「清流の国ぎふ」文化祭 2024 開催による芸術文化活動の取組みの推進】

- ⑨ 自然、歴史、伝統、技、産業、暮らし、文化、食など「清流の国ぎふ」を象徴する地域資源の魅力や、世界に認められた「ぎふブランド」を発信する地域文化発信事業の中で、年齢、性差、障がいの有無などに関わらず誰もが文化芸術に親しみ、魅力を共有し、共生社会の実現につなげる「共生社会推進事業」としても実施します。
- (環境生活部文化祭推進事務局文化祭総務企画課)
(健康福祉部障害福祉課)
- ⑩ 県内の市町村、文化団体などが例年開催する文化イベントなど、文化祭の趣旨に賛同する事業を応援事業と位置づけ、相互に広報等を協力するほか、市町村や文化団体等が実施する事業の一部について財政支援を行います。
- (環境生活部文化祭推進事務局文化祭総務企画課)
(健康福祉部障害福祉課)
- ⑪ 事業を実施する際には、障がいの有無などにかかわらず、誰もが多彩な文化芸術に親しむことができるよう、合理的配慮及び実施会場のバリアフリーの情報等について、公式ガイドブック及び公式ホームページに掲載します。
- (環境生活部文化祭推進事務局文化祭総務企画課)
- ⑫ 文化祭の開催による芸術文化に対する関心の高まりや文化活動の盛り上がりを一過性のものとせず、障がい者の芸術文化活動の更なる発展及び共生社会の実現にむけて、芸術

文化活動の取組みを進めます。

(環境生活部文化祭推進事務局文化祭総務企画課)

(健康福祉部障害福祉課)

【芸術文化に親しめる環境の整備】

- ⑬ 県立の文化施設（美術館、図書館等）において、障がい者に配慮した鑑賞、閲覧等の手段を確保します。

(環境生活部県民文化局文化伝承課)

- ⑭ より多くの方が、障がいの有無や程度に関わらず芸術文化の鑑賞が行えるよう、展示会場等における情報保障に努めます。

(健康福祉部障害福祉課)

- ⑮ 図書館では、施設内の移動の容易化、もしくは介助体制を整えることなどを検討し、車いす等での移動に配慮します。

また、館内に点字の案内を整備し、視覚障がい者の利用に配慮します。

【情報環境整備関連（再掲）】（環境生活部県民文化局文化伝承課）

- ⑯ 図書館では継続的なデージー図書の製作・提供、対面読書の実施、視覚・身体障がい者への在宅郵送サービスの実施など、障がいの有無にかかわらず全ての人が図書館を利用できる機会を提供します。

【情報環境整備関連（再掲）】（環境生活部県民文化局文化伝承課）

- ⑰ 図書館では、対面読書の利用方法を来館型とオンライン型を用意し、利用者のニーズに応えます。

【情報環境整備関連（再掲）】（環境生活部県民文化局文化伝承課）

- ⑱ 図書館では、図書館協力者の技術向上を目指した研修会を実施するなど、養成に努め、サービスの質の向上を図ります。

【情報環境整備関連（再掲）】（環境生活部県民文化局文化伝承課）

- ⑲ 図書館では館内にあるバリアフリーコーナーの拡充に努め、障がい者サービス関連の資料や機器を広く紹介します。また、図書館協力者の活動やバリアフリーの取組みについての情報発信を行い、サービスの普及と利用促進を図ります。

【情報環境整備関連（再掲）】（環境生活部県民文化局文化伝承課）

- ⑳ 図書館では、マルチメディアデージーやLLブックのPRに努め、障がいの理解と資料の利用普及を推進します。

(環境生活部県民文化局文化伝承課)

- ㉑ 図書館では、ウェブサイトのアクセシビリティの向上に努めるとともに、読み上げ機能付きの電子書籍などアクセシブルな資料の収集と提供を継続し、読書や図書館の利用に困難のある方が、利用しやすい形式の資料にアクセスできるよう支援します。

【情報環境整備関連（再掲）】（環境生活部県民文化局文化伝承課）

- ㉒ 図書館では、音声形式など障がいの特性に合わせた利用案内を行い、図書館や資料の利

用促進を図ります。

(環境生活部県民文化局文化伝承課)

- ⑳ 図書館では、ディスレクシアなどの学習障がいを対象とした相談会を開催し、活字による読書に困難がある子どものための読書支援を行います。

(環境生活部県民文化局文化伝承課)

- ㉑ 図書館では、県内公共図書館の障がい者サービスの実態把握に努め、サービス展開のための情報提供や図書館職員を対象とした研修を実施するなど、全県域における図書館サービスの推進を図ります。

【情報環境整備関連（再掲）】(環境生活部県民文化局文化伝承課)

- ㉒ 図書館では関係機関と連携し、障がいの理解促進を図るための催事を開催するとともに、関連する図書資料の展示を行い、参加者が理解を深めるための一助となるよう努めます。

(環境生活部県民文化局文化伝承課)

- ㉓ 特別支援学校向けのおはなし会・調べ学習・読書に活用できるセット文庫の充実を図るとともに、出前おはなし会を実施するなど、読書に困難のある子どもたちの読書環境整備を推進します。

【情報環境整備関連（再掲）】(環境生活部県民文化局文化伝承課)

- ㉔ 博物館では、ポケット学芸員の利用を推進したり、触察資料を設置したりするなど視覚障がい者が楽しめる工夫に努めます。

(環境生活部県民文化局文化伝承課)

【生涯学習の振興】

- ㉕ 身体障がい者及び精神障がい者の生涯学習を推進するため、放送大学岐阜学習センターの入学料、授業料の一部を助成します。

(環境生活部環境生活政策課)

- ㉖ 障がい者の生涯を通じた多様な学習活動の支援を推進するため、関係部局を構成員とする庁内連絡会議を開催し、情報共有、意見交換等を行います。

(環境生活部環境生活政策課)

数値目標

項目	基準値 (時点)	R8 末目標	備考
障がい者芸術事業開催圏域数	5 圏域 (R4)	5 圏域	

Ⅲ 日常生活を支える福祉の充実

1 障がい者の地域生活支援

(1) 地域生活支援拠点等の機能の充実



現状と課題

- 令和5年4月現在、地域生活支援拠点等は、39市町村において整備されており、令和6年3月までに全市町村で整備される予定です。また、令和4年度末現在、地域のニーズの把握や関係機関との連携推進を行うコーディネーターの配置が11市町村、機能の充実のため年1回以上運用状況の検証を実施している市町村は31市町村となっています。
- 市町村において地域生活支援拠点等の機能が様々であることから、地域生活支援拠点等の機能の充実・強化を図っていく必要があります。

今後の取組み

- ① 障がい者の地域生活を支えるために、相談、体験の機会、緊急時の受入れなど、居住支援機能と地域支援機能を持った地域生活支援拠点等の機能の充実を図ります。
(健康福祉部障害福祉課)
- ② 地域生活支援拠点等にコーディネーターを配置するなど効果的な支援体制の構築を進め、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討し、必要な機能の確保について検討するよう、市町村に促します。
(健康福祉部障害福祉課)
- ③ 地域生活支援拠点等の機能等が様々であることから、運用状況や課題、事例等の研修会等を開催し、地域の実情に応じた整備や必要な機能の充実・強化を支援します。
(健康福祉部障害福祉課)

数値目標

項目	基準値 (時点)	R8 末目標	備考
地域生活支援拠点等の整備	39 市町村 (R4)	42 市町村	
地域生活支援拠点等へのコーディネーター等の配置市町村	11 市町村 (R4)	42 市町村	

地域生活支援拠点等の運用状況 の検証および検討の実施	31 市町村 (R4)	42 市町村	
-------------------------------	----------------	--------	--

(2) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援



現状と課題

- 県においては、「第6期岐阜県障害福祉計画（令和3～5年度）」からこれまで地域移行を推進しつつ入所定員数を削減してきました。令和4年度入所定員は2,319人と、令和元年度定員比で20人の減員となっています。
- 一方、入所施設の待機者数は、今後3年以内に入所が必要な方が約180人います。また、時期未定としている待機者は約300人おり、3年前の同時期と変わらず、依然として多くの待機者がいます。このことから、入所が必要な方が相当数おり、入所施設の確保が必要な状況にあります。
- 県が令和4年度に行った障がい者のニーズ調査では、重度の障がい者のうち約4割の方が3年後に入所施設が必要、約半数の方が親亡き後に必要との回答がありました。
- 一方で、同調査においては、軽度の障がい者を中心に、グループホームを必要とする声が多数ありました（軽度障がい者のうち約3割の方が3年後に必要、約4割の方が親亡き後に必要と回答）。
- また、同年度に県が特別支援学校の児童生徒の保護者に対して実施したニーズ調査では、入所施設とグループホームのいずれも、約5割の保護者が将来的に必要との回答がありました。
- 県内の障がい者関係団体からは、「グループホームの整備促進とともに、地域生活支援拠点等の整備、日中系サービスの充実等が必要」「障がいの程度にかかわらず、親亡き後の住まいや必要なサービスが適切に確保されることが必要」との意見をいただきました。
- 障がい者の地域生活への移行を進めていくためには、障害福祉サービスやグループホーム等の住まいの受け皿の整備といったハード・ソフト面の整備・充実だけでなく、障がい者に対する地域の理解の促進や、万一の際のバックアップ態勢など、障がい者の地域生活

を支えるための総合的な環境整備が必要です。

- 県営住宅について、現状では、心身障がい者世帯からの優先入居の申込みについて、ほぼ全ての事例で入居に対応することができています。引き続き、障がい者の優先入居に対応していく必要があります。
- 視覚障がい者の高齢化が進む中で、居宅での生活が困難な視覚障がいの高齢者が安心・安全に生活できるよう、盲養護老人ホームが整備されています。
- 障害者総合支援法における障害者支援施設については、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念に照らし、地域の実情や障がい者本人のニーズ等を踏まえた入所者支援を進める必要があります。
- 施設利用者の支援に当たっては、利用者の自己決定の尊重と意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の障がいの重度化・高齢化に適切に対応するとともに、プライバシーの確保など、生活の質を高める必要があります。
- グループホームの施設数は、近年、増加傾向ですが、重度障がい者の方に対して常時支援体制を確保しているグループホームは少ない状況です。
- 障害児入所施設に入所している児童が、18歳以降、大人のふさわしい環境へ円滑に移行できるよう、市町村、子ども相談センター、障害児入所施設、相談支援事業所等の関係機関と連携し移行調整に取り組む必要があります。
- 障がい福祉サービス事業所において、ピアサポート活動を実施することは、障がい者の地域移行や地域生活の支援に有効であることから、ピアサポーター等を育成する必要があります。
- 市町村によって、小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業に関する実施要綱を整備できていないところがあります（R4時点で18市町村が未整備）。

今後の取組み

【生活の場の確保・充実】

- ① 施設入所者数は、入所者の高齢化が進み地域生活移行が難しい状況や県内の向こう3年間の入所施設の待機者が相当数（約180人）いる状況、さらには障がい者のニーズ調査に

おける入所施設が必要との結果(重度障がい者の約4割が3年後に必要と回答)を踏まえ、現状維持を目標とします。

(健康福祉部障害福祉課)

- ② 地域で暮らすための住まいの場として、グループホームの整備を国の補助制度を活用するなどして促進し、施設入所者や入院患者が地域生活に移行できるようにするとともに、同居している介護者の高齢化等も視野に入れた、在宅からの移行に対応する観点からもグループホームの整備を推進します。また、障がいの程度の重い方や高齢の障がい者の入居ニーズにも対応できるグループホームの整備を市町村と連携し、進めていきます。

(健康福祉部障害福祉課)

- ③ 自宅あるいは施設からグループホームへの移行については、地域によっては、グループホームが不足しているため、必要なサービス量の確保を市町村へ働きかけます。

(健康福祉部障害福祉課)

- ④ 県営住宅における障がい者の優先入居を引き続き実施します。なお、市町村営住宅に関しても市町村と協力・連携をしていきます。

(都市建築部住宅課)

- ⑤ 段差の解消や手すりの設置等、県営住宅のバリアフリー化を引き続き推進します。

(都市建築部住宅課)

- ⑥ 障がい者等住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅の登録、登録住宅の改修や入居者への経済的支援、入居のマッチングや情報提供を行う「新たな住宅セーフティネット制度」を推進し、障がい者等が安心して暮らせる住まいの確保に努めます。

(都市建築部住宅課)

- ⑦ 国予算状況により、施設整備補助金の採択が困難な状況となっている中で、障がい者の地域移行に重要な役割を担うグループホーム整備について、国の補助制度に採択されない場合に、県独自の支援策(県単補助)により、市町村と連携して支援していきます。

(健康福祉部障害福祉課)

- ⑧ 重度の障がいのある方のグループホームの確保については、地域の課題として地域の自立支援協議会において、課題解決に向け検討するなど地域のサービス基盤の整備を進めていくよう働きかけます。

(健康福祉部障害福祉課)

- ⑨ 県障がい者総合支援懇話会の部会として障害児入所施設移行調整部会を設置し、障害児入所施設から成人としての生活への移行調整を推進していきます。

(健康福祉部障害福祉課)

- ⑩ 障害福祉サービス事業所等においてピアサポーターが相談支援等を行う取組を推進するため、研修会を開催し、サポーターを育成していきます。

(健康福祉部障害福祉課)

- ⑪ 多様な障がいのある子どもや家庭環境等に困難を抱えた子ども等に対し、適切な発達支援の提供など児童発達支援センターを中心とした重層的な支援体制を構築するため、特別アドバイザー等の派遣や圏域の自立支援協議会等で市町村の児童発達支援センターの設置を促していきます。

(健康福祉部障害福祉課)

- ⑫ 障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築するため、特別アドバイザー等の派遣や圏域の自立支援協議会等で児童発達支援センターの機能強化や巡回支援専門員の整備等の活用・整備を促していきます。

(健康福祉部障害福祉課)

- ⑬ 在宅の小児慢性特定疾病児童の日常生活の便宜を図るため、地域のニーズを踏まえて日常生活用具給付事業に取り組む市町村を引き続き支援します。

(健康福祉部保健医療課)

- ⑭ 県立障がい福祉施設については、利用者の生活環境を守るため、長寿命化計画に基づく予防修繕を実施するとともに、不具合のある部分についての修繕を適宜実施します。

あわせて、老朽化に加え、入所者の高齢化や重度化、ニーズの変化を踏まえつつ、県立施設が担う役割などを整理したうえで、施設のあり方を含めた再整備の方向性を検討していきます。

(健康福祉部障害福祉課)

数値目標

項目	基準値 (時点)	R8 末目標	備考
施設入所者数	2,209 人 (R4)	2,209 人	
地域生活移行者数	—	92 人	
福祉対応リフォーム実施済み県営住宅数（累計）	287 戸 (R4)	327 戸	
障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制が構築された市町村数	22 市町村 (R4)	42 市町村	

(3) 障害福祉サービスの充実、質の向上



現状と課題

- 障害福祉サービス等を提供する事業所については、年々増加してきましたが、一部のサービスによっては、まだまだ不足するサービスもあります。また、事業所の増加に合わせ、サービスの質の向上も求められています。
- 平成 30 年度に、介護保険サービスと障害福祉サービスとの間で相互参入がし易くなる共生型サービス制度が導入されました。
- 平成 30 年度における障害福祉サービス事業所等の情報公表制度導入により、事業者情報を広く一般公開することが必要とされました。
- 近年、障害福祉サービス事業所等の数の増加に伴い、不正請求や虚偽の人員配置等による行政処分の件数も増加していることから、事業所に対してより効果的な指導監督を実施することが必要となっています。
- 本県では、令和 4 年 3 月に「岐阜県デジタル・トランスフォーメーション推進計画」を策定し、年齢、地域等の状況によらず、全ての県民がその恩恵を享受できる、安心・安全なデジタル社会である岐阜県を目指し、取組みを進めています。
- 多様な障がいのある子どもや家庭環境等に困難を抱えた子ども等に対し、適切な発達支援の提供につなげるとともに、地域全体の障がい児支援の質の底上げを図るため、今後、児童発達支援センターが地域の障がい児支援の中核的役割を担う必要があります。
- 障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、児童発達支援センターや障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援を活用する必要があります。
- 市町村によって、小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業に関する実施要綱を整備できていないところがあります（R4 時点で 18 市町村が未整備）。
- コミュニケーション支援等、多様化する難病患者のニーズに対応できる支援者の養成が必要です。

今後の取組み

【障害福祉サービスの確保と充実】

- ① 障害福祉計画（第5章）に基づき、訪問系サービス、日中活動系サービス、障害児通所支援及び居住系サービス等について、計画におけるサービス見込みに応じたサービス量の確保に努めます。

（健康福祉部障害福祉課）

- ② 障害福祉サービス等を提供する事業所に対して適正な指導・監査を実施するとともに、必要に応じて行政処分等の行政上の措置を機動的かつ適切に実施することより、事業所の質の向上に努めます。

（健康福祉部障害福祉課）

- ③ 障がいのある人が身近な地域で満足のいく訪問系サービスが受けられるよう、事業者の新規参入や介護保険制度の訪問介護事業者の参入によるサービス量の確保・質の充実を図ります。

（健康福祉部障害福祉課）

- ④ 情報公表制度における事業者情報の公表率を100%とすべく、事業所の情報公表への取組みを推進します。

（健康福祉部障害福祉課）

- ⑤ 重度障がい者のための入所施設等の環境やサービスの質の向上を図ります。
- ・居室の個室化など居住環境の整備や、強度行動障がいを持った人に対する支援技術の向上などハード・ソフト両面の整備を促進します。
 - ・施設等において利用者の個別支援計画の作成、サービスの提供について統括を行うサービス管理責任者に対する研修を実施します。
 - ・障がい者の高齢化が進み、また、医療的ケアが必要な障がいが増えるなかで、施設における医療行為の方向性や対策について、今後検討をしていきます。

（健康福祉部障害福祉課）

- ⑥ 障害福祉サービス施設等の業務省力化、生産性向上のため、介護ロボット、ICT機器等の導入を推進します。

（健康福祉部障害福祉課）

- ⑦ 平成30年4月に導入された「共生型サービス」については、社会的、地域的ニーズを踏まえ、県条例等の基準に沿って、共生型サービスの適切な実施を推進します。

（健康福祉部高齢福祉課）

（健康福祉部障害福祉課）

- ⑧ 難病患者等が安心して在宅での療養生活を送れるよう、難病患者の多様化するニーズに対応できる支援者の養成・資質向上に引き続き取り組みます。

（健康福祉部保健医療課）

【障がい児支援の充実】

- ⑨ 多様な障がいのある子どもや家庭環境等に困難を抱えた子ども等に対し、適切な発達支援の提供など児童発達支援センターを中心とした重層的な支援体制を構築するため、特別

アドバイザー等の派遣や圏域の自立支援協議会等で市町村の児童発達支援センターの設置を促していきます。

(健康福祉部障害福祉課)

- ⑩ 医療的ケアが必要な在宅の障がい児者が利用できる障害児通所支援事業所の確保を図るため、医療的ケアに対応できる看護師や介護職員の増加を図ります。

(健康福祉部医療福祉連携推進課)

- ⑪ 障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築するため、特別アドバイザー等の派遣や圏域の自立支援協議会等で児童発達支援センターの機能強化や巡回支援専門員の整備等の活用・整備を促していきます。

(健康福祉部障害福祉課)

- ⑫ 障がいのある子どもの安全を守るため、障害児通所支援事業所等において、送迎用バスへの安全装置等の設置を支援します。

(健康福祉部障害福祉課)

- ⑬ 障害児通所支援事業所等において事務の効率化により従事者の負担を軽減し、事故防止に繋げるため、ICTを活用した子ども見守りサービス等の機器及び登降園管理システムの導入を支援します。

(健康福祉部障害福祉課)

数値目標

項目	基準値 (時点)	R8 末目標	備考
指導監査の予定計画数に対する実施割合	97% (R4)	100%	
児童発達支援センターが設置された圏域数	3 圏域 (R4)	5 圏域	
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所が確保された市町村数	30 市町村 (R4)	42 市町村	
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所が確保された市町村数	27 市町村 (R4)	42 市町村	

(4) 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の推進



現状と課題

- 平成 29 年 2 月に、「入院医療中心から地域生活中心」という国の政策理念に基づく施策をより強力に推進し、精神障がい者の一層の地域移行を地域において具体的な政策手段により実現していくため、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」という新たな政策理念が示されました。
- 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」とは、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保されたシステムのことを指します。このしくみが、「入院医療中心から地域生活中心へ」の理念を支えるものになり、また、多様な精神疾患等に対応するための土台づくりとしての基盤整備にもつながることが期待されます。
- これまで地域移行・地域定着事業の実施など、患者を退院に導く仕組みを整備してきた結果、精神科病院に入院している精神障がい者の地域移行が徐々に促進されてきました。しかし、精神障がい者を直接支援する人材が不足していること、住居・就労・活動の場等地域の受け皿が十分でないこと、市町村における精神保健福祉施策への認識にばらつきがあること等、精神障がい者の地域移行に向けては、多くの課題があります。
- このような状況の中で、精神障がい者が、地域の一員として、安心して自分らしい暮らしができるよう、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を推進する必要があります。
- また、措置入院から退院した後の患者についても、医療等の継続的な支援を受け、地域で孤立することなく生活を送れるようにするためには、措置入院中から措置解除後の各段階において、明確な責任主体を中心として、関係者による退院後の医療等の支援が進められていく仕組みを設けることが必要です。

今後の取組み

【「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の推進】

- ① 地域生活に必要な体制整備を推進するために保健所が、病院や市町村、福祉サービス事業者等への働きかけや、地域の必要なサービス体制に関する指導・助言や、相談支援専門員への指導・助言等、地域での退院促進や地域生活支援の体制整備の総合的な調整を実施します。

(健康福祉部保健医療課)
- ② 保健所が主催する地域移行推進会議や保健・医療・福祉関係者による協議の場において、地域の事業所や医療機関などと、精神障がい者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるための、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、

地域の助け合い、教育が包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括システム」の構築推進が図られるよう協議・検討を行っていきます。

(健康福祉部保健医療課)

- ③ 精神保健福祉法により医療保護入院者が入院している精神科病院に選任が義務付けられている「退院後生活環境相談員」が十分に機能するよう、病院に対する指導を行います。

(健康福祉部保健医療課)

【入院中の精神障がい者の地域移行支援】

- ④ 精神障がい者の社会的入院等を防ぎ、当事者及び家族の意思を尊重した地域移行ができるよう、精神科病院へ入院する際には、本人への支援に加えて、家族を含めた包括的な支援を行います。

(健康福祉部保健医療課)

- ⑤ ピアサポーターの協力を得て、当事者の視点やリカバリーの経験を踏まえた働きかけを行うことで、地域移行・地域定着の推進を図ります。

(健康福祉部保健医療課)

- ⑥ 措置入院患者が退院後も切れ目なく必要な医療などの支援が受けられるよう、措置入院中から、市町村、民間支援団体などの関係者と支援内容等の検討を行うための調整会議を保健所に設置し、退院後支援における関係機関の役割の確認、調整などを適切に行うため「退院後支援計画」を作成します。

(健康福祉部保健医療課)

数値目標

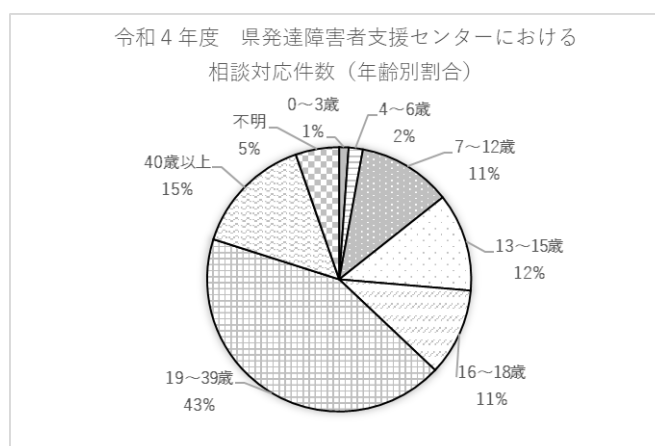
項目	基準値 (時点)	R8 末目標	備考
精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数	319.2日 (R1)	325.3日	
65歳以上の1年以上長期入院患者数	1,148人 (R4)	1,100人	
65歳未満の1年以上長期入院患者数	905人 (R4)	817人	
入院後3ヶ月経過時点の退院率	67.1% (R1)	69%	
入院後6ヶ月経過時点の退院率	84.1% (R1)	85%	
入院後1年経過時点の退院率	90.4% (R1)	91%	
保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催回数	8回 (R4)	6回	

(5) 発達障がい児者支援の充実



現状と課題

- 平成 28 年に改正された発達障害者支援法は、「ライフステージを通じた切れ目のない支援」、「家族なども含めたきめ細やかな支援」、「地域の身近な場所で受けられる支援」が大きな柱となっており、地域の実情に合わせた支援体制の構築が求められています。
- 県の支援拠点である発達障害者支援センターの相談件数は増加傾向にあり、そのうち成人期の相談が全体の約半数を占めています。発達障がいの認知度の広がりにより、成人期の支援ニーズが高まっていますが、県全体を見ると中学・高等学校・専門学校・大学卒業後のフォロー体制や、支援者間の情報共有・引継ぎ体制は十分とは言えない現状があります。



- 「ライフステージを通じた切れ目のない支援」を行うため、各圏域に発達障がい地域支援マネジャーを配置していますが、特に成人期以降の支援について、さらなる充実、強化が求められています。
- 発達障がい者の就労や職場定着に対するニーズが高いことから、福祉と雇用の両分野にネットワークを有する発達障がい者支援コンシェルジュの支援が必要です。
- 地域での支援体制を強化するため、発達障がい児者やその家族に適切な対応のできる支援者の養成と、支援者間のネットワーク構築を図る取り組みが必要です。

- また、発達障がい支援において早期発見・早期支援が重要とされていますが、専門的医療機関は限られており、県立希望が丘こども医療福祉センターの初診予約は約3か月待ち（令和5年9月時点）など、依然として初診待機期間の長期化が続いています。
- 発達障がい児者やその家族が身近な地域で安心して生活できるよう、本人・家族同士が互いに支え合う活動の推進や、県民に対する正しい理解の普及を幅広く図る必要があります。

今後の取組み

【身近な地域で受けられる支援の充実】

- ① 県発達障害者支援センター及び圏域発達障がい支援センターにおいて発達障がい児者やその家族からの相談に応じるとともに、市町村、保育所、学校、障害福祉サービス事業所等に対し、研修、連絡調整、助言等を行い、地域の支援体制の強化を図ります。
(健康福祉部障害福祉課)
- ② 市町村における個別支援ファイル（サポートブック）の作成、活用を促進し、教育と福祉の連携及びライフステージを通じた切れ目のない支援体制の構築を目指します。
(健康福祉部障害福祉課)
- ③ 成人期の発達障がい者が身近な地域で支援を受けられる体制を整備するため、県発達障害者支援センター及び圏域発達障がい支援センターが地域のネットワーク体制の構築に向けて働きかけを行います。
(健康福祉部障害福祉課)
- ④ 発達障がい者支援コンシェルジュが県発達障害者支援センターやハローワーク、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等と連携し、就労に重点を置いた支援を実施します。
(健康福祉部障害福祉課)
- ⑤ 重度の発達障がい児者とその家族が身近な地域で安心して生活できるよう、発達障害者支援センター及び圏域発達障がい支援センターが関係機関と連携をとり、市町村のケース会議等への参加を通して支援に取り組みます。
(健康福祉部障害福祉課)
- ⑥ 高齢期を迎える発達障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、市町村に対し、障害福祉サービスと医療・介護等多職種連携体制の整備を図るよう働きかけます。
(健康福祉部障害福祉課)
- ⑦ 福祉、教育、医療、保健、労働その他の関連分野の有識者で構成される発達障がい者等支援体制整備推進連携会議（発達障害者支援地域協議会）において、県内の支援体制の状況等を把握、評価し、次なる施策の展開に繋がります。

(健康福祉部障害福祉課)

- ⑧ 発達障がい児者やその家族に対して、適切な対応を行うことのできる地域の支援者を養成するため、発達障がいに関する各種研修の充実を図ります。

(健康福祉部障害福祉課)

【発達障がい医療提供体制の強化】

- ⑨ 市町村の乳幼児健診における健診状況を把握し、保健師等に具体的な提案や助言等を実施することを通して発達障がいの早期発見・早期支援に繋がります。

(健康福祉部障害福祉課)

- ⑩ 発達障がいの診療が可能な医療機関の情報を集約して県民向けに公開する等、発達障がい児者が医療資源に繋がりがやすい環境を整備します。

(健康福祉部障害福祉課)

- ⑪ 県立希望が丘こども医療福祉センター内に設置した発達精神医学研究所の運営により、発達障がい診療や支援を通じて、発達障がいに対応できる医師や療育人材の育成を図ります。

(健康福祉部医療福祉連携推進課)

- ⑫ 発達障がい児者が日頃受診するかかりつけ医等の医療従事者に対し、発達障がいに関する対応力向上研修を行い、どの地域の医療機関においても一定水準の発達障がいの診断、対応を可能とする体制の整備を図ります。

(健康福祉部障害福祉課)

【本人・家族支援の充実】

- ⑬ 同じ悩みを持つ本人同士や発達障がい児者の家族同士等の活動の提供、周知等を行い、ピアサポート活動の推進を図ります。

(健康福祉部障害福祉課)

- ⑭ 発達障がい児者の家族支援体制の構築を図るため、市町村に対するペアレントトレーニング（親が子の行動を観察し、特性を理解したり、適切な対応をするための知識や方法を学ぶこと）の普及やペアレントメンター（発達障がい児者の子育て経験のある親で、その経験を生かし相談を行う者）の養成及びその派遣を県内全域に拡大します。

(健康福祉部障害福祉課)

【発達障がいについての理解促進】

- ⑮ 自閉症をはじめとする発達障がいの理解を深めるため、国連が制定した4月2日の「世界自閉症啓発デー」及び4月2日から8日までの「発達障害啓発週間」の機会をとらえ、市町村や障がい者関係団体と連携して県内各地でブルーライトアップや啓発物品の配布等の活動を行います。

【共生社会条例関連（再掲）】(健康福祉部障害福祉課)

- ⑯ 社会全体で支え合う体制を構築するため、県内各地で幅広く「発達障がいサポーター養成講座」を開催し、発達障がいに対する正しい理解の普及を図ります。

(健康福祉部障害福祉課)

数値目標

項目	基準値 (時点)	R8 末目標	備考
発達障害者支援センターによる 相談支援件数	2,872 件 (R4)	3,050 件	

(6) 高齢障がい者への支援の充実



現状と課題

- 市町村においては、障がいの重度化・高齢化を踏まえ、障がいの生活を地域全体で支える「地域生活支援拠点等」の整備が進められていますが、障がい者関係団体等から、その機能の充実・強化を図る必要があるなどの指摘があります。
- 障害者総合支援法に基づき市町村に設置される自立支援協議会において、令和3年度から令和5年度8月末までに、高齢期の障がい者支援などについて検討している協議会は11協議会に止まっています。
- 障がい者が満65歳以上となった場合は、原則として介護保険サービスを優先利用することとなりますが、障がいの個別の状況に応じ、障害福祉サービスと介護保険サービスを併せて利用できることとなっています。しかし、相談支援専門員と介護支援専門員の連携が十分でないなどの指摘があります。
- 一方、市町村においては、団塊の世代が75歳以上となる令和7年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築が進められています。
- 地域包括ケアシステムを構築するため、全ての市町村において、介護保険法に基づく「在宅医療・介護連携推進事業」が進められ、医療・歯科医療・訪問看護・介護等の多

職種連携体制の整備が進められています。

しかしながら、地域包括ケアシステムは障がいのある高齢者のためにも構築されるものですが、障がい福祉との連携が進んでいない現状があります。

今後の取組み

【現状把握と課題抽出】

- ① 高齢障がい者が住み慣れた地域で安心して生活できる体制を整備することは市町村の役割ですが、県では市町村自立支援協議会などにおいて、住まいの確保や利用できる介護・障害福祉サービスの不足などの課題解決に向けた検討を行うことができるよう研修の実施や先進事例の紹介などを通して支援します。

(健康福祉部障害福祉課)

【高齢障がい者を支える体制づくり】

- ② 高齢障がい者を共に支える地域包括支援センター・居宅介護支援事業所（介護）と基幹相談支援センター・相談支援事業所（障がい福祉）の連携を図るため、相互の制度理解や連携方法を学ぶ研修会を開催し、介護・障がい福祉の連携体制を構築します。

(健康福祉部障害福祉課)

- ③ さらに、高齢化は疾病等のリスクが高まることから、障がい福祉・介護関係者だけでなく、医療・歯科医療・訪問看護などの職種との連携が重要になって来ます。関係職種に対して、知的障がい者や発達障がい者の認知症などの疾病に関する研修の実施や在宅医療・介護連携推進事業（介護保険事業）との協働を働きかけます。

(健康福祉部障害福祉課)

- ④ 地域包括ケアシステムは日常生活圏域（主に中学校区単位）での構築を目指していることから、地域包括支援センター職員に対し、障がい福祉に関する研修を実施し、障がいのある高齢者が身近な地域で相談できる体制整備を図ります。

(健康福祉部障害福祉課)

【親と共に考える将来の生活】

- ⑤ 障がい福祉関係団体や有識者から、障がい者本人が親と共に将来の生活について考え、また、グループホームなどの体験利用を進める必要があるなどの意見があり、基幹相談支援センターや相談支援事業所に対して、ガイドラインを示すなどして、本人と親の将来の生活に関するニーズを把握する機会を確保するよう働きかけます。

(健康福祉部障害福祉課)

【住まいの場の確保と共生型サービスの整備推進】

- ⑥ 地域で暮らすための住まいの場として、グループホームの整備を国の補助制度を活用するなどして促進し、施設入所者や入院患者が地域生活に移行できるようにするとともに、同居している介護者の高齢化等も視野に入れた、在宅からの移行に対応する観点からも整備を推進します。また、障がいの程度の重い方や高齢の障がい者の入居ニーズにも対応で

きるグループホームの整備を促進します。

さらに、グループホームの整備に当たり、地域住民の理解が得られやすいように、障がい者及びグループホームに対する理解の促進を図ります。

(健康福祉部障害福祉課)

- ⑦ 平成30年4月に導入された「共生型サービス」については、社会的、地域的ニーズを踏まえ、県条例等の基準に沿って、共生型サービスの適切な実施を推進します。

【障がい者の地域生活支援関連（再掲）】 (健康福祉部高齢福祉課)

【障がい者の地域生活支援関連（再掲）】 (健康福祉部障害福祉課)

2 身近な相談支援体制の確立

(1) 相談支援従事者の養成、確保及び質の向上



現状と課題

- 障がい者が地域で安心して自立した生活を送っていくためには、障がい者が日々の暮らしの中で抱えているニーズや課題にきめ細かく対応し、必要に応じて適切な障害福祉サービス等に結びつけていくための相談支援が重要です。
- 県が令和4年度に行った「障がい者のニーズ調査」においても、今後必要なサービスとして、「いつでも気軽に相談できる場所がある（人がいる）」との選択肢に回答された方が最も多く、相談支援のニーズは非常に高くなっています。
- 障害者総合支援法では、地域の障がい者等の福祉に関する様々な問題についての相談に応じ、必要な情報提供、助言及び関係機関との連絡調整等を行う「相談支援事業」を都道府県及び市町村が実施することと定められています。
- 相談支援事業は、まず、住民に最も身近な存在である市町村が主体となって行うこととされており、その多くが高い専門性を持つ相談支援事業者への委託により行われている中で、各従業者が高い技術と見識を有していることが大前提として重要です。
- また、地域における相談支援の中核機関として全市町村に設置されたため、基幹相談支援センター等の従業者となり得る主任相談支援専門員の計画的な確保が必要となっています。

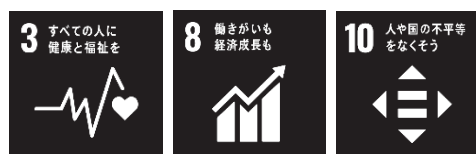
今後の取組み

- ① 相談支援従事者研修において、地域の相談支援事業者に従事する人材育成の役割を担う基幹相談支援センター等での演習を取り入れながら、意思決定支援への配慮、高齢障がい者への対応やサービス等利用計画の質の向上等を踏まえた質の高いケアマネジメントを含む地域を基盤としたソーシャルワークを実践できる相談支援専門員を養成します。
(健康福祉部障害福祉課)
- ② 主任相談支援従事者養成研修の実施により、市町村と連携しながら、地域づくり、人材育成、困難事例への対応等、相談支援に関して地域の指導的な役割を担う人材となる主任

相談支援専門員を養成します。

(健康福祉部障害福祉課)

(2) 専門性の高い相談支援事業の実施



現状と課題

- 県では、広域的な展開が必要とされる相談支援や、特に専門性の高い相談支援を実施する役割を担っています。
- 障がいの状態は、人によって様々であり、また、年齢や環境により大きく変わることもあるため、障がい者が状態に応じた適切な支援を受けられるように、質の高い相談支援の提供を図る必要があります。
- 障がい者が職業自立されるためには、就労の準備、就職活動、就職後の定着を支援する機関が必要です。また、就業面と生活面の一体的な相談・支援が必要です。

今後の取組み

- ① 県発達障害者支援センター及び各圏域の圏域発達障がい支援センターにおいて、発達障がい児者やその家族からの相談に応じるとともに、市町村、保育所、学校、障害福祉サービス事業所等に対し、研修、連絡調整、助言等を行い、地域の支援体制の強化を図ります。
【発達障がい児者支援関連（再掲）】(健康福祉部障害福祉課)
- ② 高次脳機能障がい者への専門相談を行う支援拠点機関や圏域コーディネーターを設置することで、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする障がい者に対し、医療や福祉、就労など包括的な指導、助言等の相談支援体制の推進を図ります。
(健康福祉部保健医療課)
- ③ アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症患者への治療などを専門的に行う医療機関や相談拠点を中心とし、医療や福祉、就労など包括的な指導、助言等の相談支援体制の推進を図ります。
(健康福祉部保健医療課)
- ④ 地域で生活する難病患者等の日常生活における相談・支援や地域交流活動の推進、就労支援などを行う「難病生きがいサポートセンター」の機能の充実を図ります。
(健康福祉部保健医療課)
- ⑤ 障がい者の就労等に対する支援として、各圏域の中核的な社会福祉法人等に障害者就

業・生活支援センターを設け、雇用、保健福祉等の関係機関との連携を図りつつ、身近な地域において必要な指導、助言等の支援を行います。

【就労・雇用の促進関連（再掲）】（商工労働部労働雇用課）

- ⑥ 障がい者の就労等に対する支援として、障害者就業・生活支援センターに生活支援担当者を設置し、雇用、保健福祉等の関係機関との連携を図りつつ、日常生活、地域生活に関する助言を行います。

【就労・雇用の促進関連（再掲）】（健康福祉部障害福祉課）

- ⑦ 難聴児に対し、新生児期における発見の段階から乳幼児期における療育段階、学齢期以降の教育段階へと必要かつ適切な支援が受けられるよう一貫した相談支援を行います。

（健康福祉部障害福祉課）

（３）地域における相談支援体制の強化



現状と課題

- 本県の指定特定相談支援事業所は年々増加しており、令和5年9月1日時点においては187か所に達しており、計画相談支援対象者拡大前の平成24年4月1日時点と比較すると7倍になっています。
- 相談支援については、基本相談支援を基盤とした計画相談支援（指定特定相談支援事業者が主に担うもの）及び一般的な相談支援（市町村や委託相談支援事業者が主に担うもの）により個別に障がい児者への支援に当たりつつ、これらのネットワークにより、地域における相談支援体制の整備や地域資源の開発等（市町村の協議会や基幹相談支援センターが主に担うもの）に繋げていくことが望ましい姿です。
- そうした姿に近づくためには、まずは、地域の福祉、医療、教育、雇用等の関連する分野の関係者等により構成される市町村の協議会において、地域の実情に応じた相談支援体制整備の検討が進められる中で、相談支援に係る事業所間の有機的なネットワークの強化が図られることが重要です。
- しかしながら、市町村の協議会については、現在、全市町村において設置されていますが、その取組状況については、市町村ごとに格差があり、依然として低調な運営となっている状況です。

- また、ネットワークの中核的な役割を担う機関となる基幹相談支援センターについては、令和5年4月1日時点において全市町村において設置されましたが、市町村において機能が様々であることから、基幹相談支援センターの機能の充実・強化を図っていく必要があります。

今後の取組み

- ① 相談支援に係る事業所間のネットワーク強化を含めた相談支援体制の確立のため、市町村の協議会や各圏域に設置されている障がい者自立支援推進会議における検討の場に、相談支援特別アドバイザー及び圏域サポーターを派遣します。

相談支援特別アドバイザー等の派遣や各圏域の障害者自立支援推進会議の場における関係者による協議により、市町村の協議会の活性化についても併せて取り組みます。

(健康福祉部障害福祉課)

- ② 基幹相談支援センターの機能を充実し、地域相談支援の拠点として、地域の相談支援事業者への助言など事業者間の連携を促進します。

(健康福祉部障害福祉課)

- ③ 基幹相談支援センターは、相談支援事業所に対する専門的な助言等地域の相談支援体制の強化等地域の中核的機能を担うことから、研修会等を開催し、基幹相談支援センターの相談機能の強化・充実を図り、地域の相談支援体制の強化を促進していきます。

(健康福祉部障害福祉課)

- ④ 岐阜県身体障害者及び知的障害者相談員の更なる活用について促すほか、基幹相談支援センターの研修等の中で効果的な相談員との連携について検討し、好事例があれば紹介するなど連携の促進を図ります。

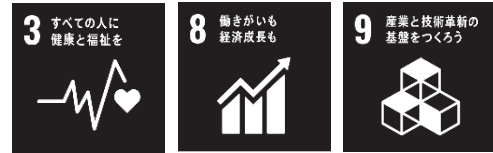
(健康福祉部障害福祉課)

数値目標

項目	基準値 (時点)	R8 末目標	備考
基幹相談支援センターの設置	41 市町村 (R4)	42 市町村	

3 福祉人材の確保支援と育成

(1) 福祉人材確保対策の総合的な推進



現状と課題

- 福祉人材を確保するため「岐阜県福祉人材総合支援センター」を設置し、福祉の仕事への求職者に対する無料職業紹介、福祉の仕事への理解促進のための啓発活動等を実施してきましたが、福祉人材は不足しています。
- 高齢化の進行により、65 歳以上の高齢者の人口に占める割合（高齢者率）は今後も増加を続ける見込みとなっています。これにより、介護需要の増加も予想されることから、介護人材の確保・定着が課題となっています。
- 福祉の仕事に対するマイナスイメージや理解不足等から、人材が集まりにくく、福祉施設では人材不足の状況が続いています。
- 本県では、令和4年3月に「岐阜県デジタル・トランスフォーメーション推進計画」を策定し、年齢、地域等の状況によらず、全ての県民がその恩恵を享受できる、安心・安全なデジタル社会である岐阜県を目指し、取組みを進めています。

今後の取組み

- ① 障がい福祉分野を含む福祉人材の確保・定着促進の中核を担う「岐阜県福祉人材総合支援センター」において、福祉人材のマッチング、求人等の情報発信、児童・生徒向け福祉啓発活動等を推進します。

（健康福祉部地域福祉課）
- ② 障がい福祉分野に係るサービスの種類及びその職務の内容、やりがい等について詳細な紹介をするための小冊子や動画等を作成し、学校等への啓発活動やホームページ上での案内において活用することで、障がい福祉分野への理解促進を図ります。

（健康福祉部地域福祉課）
- ③ 障害福祉サービス事業所を運営する法人の責任者及び事業所の管理者等に対し、職場の環境改善や人材マネジメント能力の向上につながる経営管理研修を実施することで、事業所における職員の定着や支援の質の向上を図ります。

（健康福祉部障害福祉課）

- ④ 障害福祉サービス事業所の職員に対し、障がい福祉分野の職務に従事することへの自らの社会的役割を再確認し、職務の遂行上困難な事態に遭遇した場合にあってもモチベーションを低下させることなく仕事を続けられるようにするための人材定着・モチベーション向上研修を実施することで、障がい福祉分野からの離職の防止を図ります。
(健康福祉部障害福祉課)
- ⑤ 障害福祉サービスの現場において、支援プロセスの管理、支援に携わる従業者への指導・助言等を行うサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者に対する研修を圏域ごとに開催し、他事業所との交流による気づき等により現場の改善が進められるようにすることで離職の防止を図ります。
(健康福祉部障害福祉課)
- ⑥ 相談支援従事者やサービス管理責任者など、障害福祉サービスの提供の担い手のために必要な資格取得やキャリアアップ、スキルアップのための専門的な研修を実施します。
(健康福祉部障害福祉課)
- ⑦ 障害福祉サービス施設等の業務省力化、生産性向上のため、介護ロボット、ICT機器等の導入を推進します。
(健康福祉部障害福祉課)
- ⑧ 介護福祉士養成施設等（県外介護福祉士養成施設を含む。）に在学し、介護福祉士などの資格取得を目指す学生に対して、修学資金を無利子で貸し付け、県内で一定期間、介護福祉士等として業務に従事した場合は返還を免除するなど、介護・福祉人材の育成と養成を支援します。
(健康福祉部高齢福祉課)
- ⑨ 介護人材の育成に取り組む事業者を認定するなど、事業者の職場環境整備、人材確保のための取組みを支援します。
(健康福祉部高齢福祉課)
- ⑩ 介護の仕事に従事されている方のキャリアアップやスキルアップのため、資格取得や研修参加等を支援します。
(健康福祉部高齢福祉課)
- ⑪ 人手不足等の理由により職員を外部研修に派遣することが困難な事業所に研修講師を派遣し、介護職員のスキルアップを図ります。
(健康福祉部高齢福祉課)
- ⑫ 介護の仕事に対するイメージアップや理解を深めるために、岐阜県介護情報ポータルサイト「ぎふk a i G O」を運営し、介護分野で活躍する人や、事業所の職場環境改善の取組みなど、様々な情報を発信します。
(健康福祉部高齢福祉課)
- ⑬ 福祉人材の確保・定着を図るため、福祉施設職員、福祉系の大学生、福祉教育に携わる教員等を構成員とした「福祉のイメージアップ委員会」において、福祉の仕事のイメージ

アップを図るとともに、若手職員を対象とした研修・交流会を開催します。

(健康福祉部地域福祉課)

- ⑭ 障害福祉サービス事業所等において、福祉・介護職員の賃金改善に充てることを目的とする処遇改善加算等の取得を支援するため、社会保険労務士等による研修を実施します。

(健康福祉部障害福祉課)

数値目標

項目	基準値 (時点)	R8 末目標	備考
介護福祉士等修学資金貸付利用者数 (累計)	3,172 人 (R4)	4,414 人	
学生等のインターンシップ、1 日体験受入数 (介護) (累計)	889 人 (R4)	1,021 人	

(2) 障害福祉サービス等を担う専門的人材の育成と資質の向上



現状と課題

- 障がい者の様々なニーズに対応し、専門的な知識・技能を要する分野のサービスを適切に提供するためには、サービスに従事する人材の質と量の確保が求められており、県では、サービス提供の担い手である相談支援専門員、サービス管理責任者等を養成するため、岐阜県福祉事業団へ委託し、養成研修を実施しています。
- 近年は、特に就労系及び児童通所系のサービス事業者が増加しており、これらのサービスの質を確保するために、適切なスキルを持った人材の養成が必要となっています。また、障がい者の高齢化及び重度化に伴い、より高い専門性を持つ人材の養成が必要となっています。
- サービス提供の担い手のみではなく、障害支援区分の認定調査員など、障害福祉サービスの支給決定に関わる人材育成、確保も必要です。
- それぞれの障がい特性に応じた意思疎通手段を確保するため、障がい特性に対応できる支援者を育成し、資質の向上を図ることが必要です。
- 強度行動障がいのある方への支援を行う人材を強度行動障がい支援者養成研修を実施

し、養成しています。一方で、強度行動障がい支援者養成研修だけでは実際の現場において活かされにくいと指摘されており、より専門性の高い人材の育成を進めていく必要があります。

今後の取組み

- ① 質の高いケアマネジメントを含む地域を基盤としたソーシャルワークを実践できる相談支援専門員や相談支援に関して地域の指導的な役割を担う人材となる主任相談支援専門員の養成を推進します。

(健康福祉部障害福祉課)
- ② 障害福祉サービス等の提供の現場において、総合的な支援の方針を定める重要な役割を担うサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の養成を推進します。

(健康福祉部障害福祉課)
- ③ 重度訪問介護、行動援護、同行援護など専門的な知識・技能を要する分野を中心に、居宅介護従事者の養成を推進します。

(健康福祉部障害福祉課)
- ④ 医療的ケアが必要な在宅の障がい児者の利用できる障害福祉サービス(居宅介護等)の利用拡大を図るため、医療的ケアを行う資格を有する介護職員の増加を図ります。

(健康福祉部医療福祉連携推進課)
(健康福祉部障害福祉課)
- ⑤ 強度行動障がい支援者養成研修修了者を対象に、より実践的な演習等を行うフォローアップ研修を実施します。

(健康福祉部障害福祉課)
- ⑥ 現場支援で中心となる中核的人材及び困難事例について中核的人材等に指導助言を行うことができ、地域を支援する広域的支援人材について、国の育成指針を注視しつつ、積極的に専門性の高い人材の育成を図ります。

(健康福祉部障害福祉課)
- ⑦ 障害支援区分認定調査員及び市町村審査会委員の養成、資質の向上を図り、指定障害福祉サービスの適切な支給体制を確保します。

(健康福祉部障害福祉課)
- ⑧ 市町村が実施する移動支援事業における外出支援の方策や支援の在り方等について、市町村の協議会や圏域障害者自立支援推進会議の場で検討されるよう働きかけていきます。

(健康福祉部障害福祉課)
- ⑨ 手話通訳者、手話通訳士、要約筆記者、点訳奉仕員、音訳奉仕員、盲ろう者通訳介助者、失語症意思疎通支援者を育成養成し、全市町村での意思疎通支援事業の実施を促進します。また、現任者のスキルアップ研修を実施するなど、従事者の質の向上を図ります。

【情報環境整備関連(再掲)】(健康福祉部障害福祉課)

4 生活支援に係る各種制度等の活用促進

各種手当制度や割引・減免制度の周知徹底



現状と課題

- 障がい者が地域社会の中で自立し、生き生きとした生活を送るためには、生活の糧となる所得の確保が重要です。

- 生活安定のための各種手当や関連制度などの活用を促進するため、積極的に広報活動を展開し、周知徹底に努める必要があります。

今後の取組み

- ① 障がい者の生活安定のため、障害基礎年金等の公的年金制度や特別障害者手当、特別児童扶養手当等の各種手当制度の周知徹底を図ります。
(健康福祉部障害福祉課)
- ② 障がい者の経済的負担を軽減するため、障害福祉サービス制度の内容や利用方法等について紹介する「岐阜県障がい者福祉の手引」を活用し、鉄道や有料道路等の運賃・料金の割引制度、NHK放送受信料の減免制度等について周知の徹底を図ります。
(健康福祉部障害福祉課)
- ③ 市町村が実施している重度心身障害者医療費助成制度(県が事業費の1/2を補助)について、市町村と連携して、制度内容、手続き方法等について周知徹底を図ります。
(健康福祉部国民健康保険課)

IV 質の高い保健・医療提供体制の整備

1 障がいの原因となる疾病等の予防・早期発見・治療体制の充実 各種健診の受診勧奨や保健指導、心の健康づくりの推進



現状と課題

- 県では、全ての県民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現に向け、健康増進計画「ヘルスプランぎふ 21」を策定し、県民一人一人、また県全体で健康づくりに取り組み、健康寿命の延伸及び健康格差の縮小を目指しています。
- 健康寿命の延伸を図るためには、これまでの取組みをさらに推進するとともに、自然に健康になれる環境づくりに向けた取組みや、性差や年齢等を加味した健康づくりの取組みなどを、関係団体等と連携して推進することが必要です。
- 妊娠期から乳幼児期において、疾病等の予防・早期発見が障がいの予防や軽減につながることから、保健、医療、福祉等の連携を図りながら、より一層の保健施策を充実していくことが必要です。
また、県においては、早期支援を目的とした医療機関との連携による支援体制を整備していますが、育児不安等精神的な問題による妊産婦に対する支援依頼数が年々増加傾向にあるため、妊産婦等の孤立感や負担感を軽減し、妊娠期から子育て期における切れ目のない支援体制の整備が重要となります。
- 市町村では、地域住民の健康の保持、増進を図るため、保険者として高齢者の医療の確保に関する法律に基づき実施する特定健診・特定保健指導をはじめ、健康増進法による保健事業や各種がん検診を実施しています。生活習慣病の予防や早期発見、重症化予防のために、各種健診の受診率向上に向けた取組みの強化や保健指導の充実を図っていく必要があります。
- 特定健診・特定保健指導や各種がん検診の実施率の向上に向け、市町村や医療保険者等の関係機関と連携し、保健事業の充実を図っていく必要があります。
- 食に関する価値観の変化やライフスタイルの多様化などによる、栄養の偏り、食塩の過

剰摂取、野菜摂取量の不足など、生活習慣病に結びつく食生活習慣を改善させる必要があります。

- 雇用情勢の悪化等著しい社会経済情勢の変化は、労働者の職場における労働衛生の面に大きな影響を及ぼしており、特に最近では、従来以上に仕事が原因のうつ病など心の健康問題が生じています。このため、自殺予防対策を含めた心の健康づくり対策が大きな課題となっています。
- 安定的な産科医確保により、総合周産期母子医療センターをはじめとする三次周産期医療機関の機能が堅持できるよう、周産期医療機関関係者との協議を継続すると共に、周産期医療機関の連携や救急搬送体制等県内における新たな周産期医療体制の構築に向けた対応を図る必要があります。
- 新生児蘇生法講習会の受講者のうち、一次周産期医療機関の医師の受講が少ないため、一次周産期医療機関において適切に新生児蘇生を実施できるようにする必要があります。
- 幼児の視力発達については、おおむね5歳までで完了すると言われており、これまでに弱視等を発見できないと、その後、視力を得ることが難しくなるため、3歳児健診で弱視等を発見する必要がありますが、現行のランドルト環等を使ったスクリーニングは充分とは言えないことから対応が必要です。

今後の取組み

【健康づくりの推進】

- ① 県が策定した「第4次ヘルスプランぎふ21」（令和6～令和17年度）に基づき、関係団体と連携、協働しながら、県民一人一人の自覚と実践を基本とした健康づくりの取組みを促進します。

(健康福祉部保健医療課)

- ② 県民の自主的な健康づくりをポイント化し、ポイントに応じて特典が得られる「健康・スポーツポイント事業」や、企業による従業員への健康づくりなどの取組みを支援する「健康経営推進事業」、県民の野菜摂取量増加や食塩摂取量減少を促進する「清流の国ぎふ野菜ファーストプロジェクト事業」など、健康無関心層も含めた県民に対し行動変容を促すとともに、自然に健康になれる環境づくりを促進します。

(健康福祉部保健医療課)

【疾病等の予防、早期発見】

- ③ 障がいの原因となる脳血管疾患、心疾患、CKD（慢性腎臓病）、COPD（慢性閉塞性肺疾患）等の誘因の生活習慣病（高血圧症、糖尿病、脂質異常症、喫煙等）予防、がん

予防をはじめ、うつ病、アルコール依存症、ニコチン依存症、高齢化に伴う認知症、ロコモティブシンドローム（運動器症候群）といった健康課題を予防するために、保健事業、健康づくりに取り組みます。

（健康福祉部保健医療課）

- ④ 市町村と連携して妊産婦の健康教育、保健指導及び健康診査、各種乳幼児健康診査の充実を図るとともに、新生児に対する先天性代謝異常等検査や新生児聴覚検査を実施して疾病等の早期発見に努めます。

また、妊娠・出産・育児において、不安や孤立感等を持つ対象者の早期把握・継続的支援を行うため、市町村における妊娠届出書等を活用した妊娠期の支援や、子どもの成長発達の段階に応じたきめ細かい健康診査・育児相談の充実を図り、こども家庭センター等地域に密着した支援体制の強化を推進します。

（健康福祉部子ども・女性局子育て支援課）

- ⑤ 「第4次岐阜県食育推進基本計画－未来へつなぐ清流の国ぎふの食育(令和6年3月策定)」に基づき、次世代を担う子供と食生活の課題が多い青年期を重点世代とし、多様な暮らしを支え、生涯を通じて心身の健康を守ることができるよう、食育を推進します。

（健康福祉部保健医療課）

- ⑥ 岐阜県方式の児童生徒の集団心電図検査や心臓・腎臓疾患の学校生活管理指導票を活用した健康診断を実施し、疾病の早期発見・早期治療に努めます。

（教育委員会体育健康課）

- ⑦ 心の健康づくりに関する知識の普及、啓発を図るとともに、保健所、精神保健福祉センター等関係機関の連携による相談支援体制の充実・強化を図ります。また、第4期岐阜県自殺総合対策行動計画(令和6年3月策定)に基づき、うつ病対策や相談体制の充実など、自殺予防に向けた取組みを進めます。

（健康福祉部保健医療課）

- ⑧ 生活習慣病予防意識の向上を図るため、市町村や医療保険者と連携し、特定健診・特定保健指導の効果的な実施や各種がん検診等の保健事業の充実に努めます。

また、市町村や保険者等と連携し、健診や医療費等のヘルスデータを活用して健康実態を把握し、効果的な健康施策の展開を進めます。

（健康福祉部保健医療課）

- ⑨ アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策については、依存症に対する正しい理解を促すために普及啓発活動の実施などに努めるとともに、依存症相談拠点における専門相談や、専門的な医療の提供体制の充実を図り、依存症の早期発見・早期治療に努めます。

（健康福祉部保健医療課）

- ⑩ がん検診受診率50%の目標値に満たない中、R11までの受診率60%達成に向けた効果的な支援策について検討し、受診率向上に努めます。

(健康福祉部保健医療課)

- ⑪ 3歳児眼科検診のあり方について、検査機器（ビジョンスクリーナー）を用いた方法について、市町村での実施を支援します。

(健康福祉部子ども・女性局子育て支援課)

【治療体制の充実】

- ⑫ 総合医療センターをはじめとする三次周産期医療機関において、ハイリスク妊産婦や新生児を受け入れる体制を維持し、高度医療の提供に努めます。また、周産期医療協議会を通じて、関係機関等との連携を図りながら各圏域における出産前後の医療体制を確立させ、県における出産前後の医療ネットワークの整備を進めます。

(健康福祉部医療整備課)

- ⑬ 周産期医療に携わる医師・看護職員等を対象に専門的な知識・技術を習得するための研修等を行い、従事者の資質の向上に努めます。

(健康福祉部医療整備課)

- ⑭ 医療機関の選択に資するため、インターネット等による医療機関の医療機能に関する情報の提供を促進します。

(健康福祉部医療整備課)

- ⑮ 周産期医療関係者による岐阜県周産期医療協議会を開催し、緊急時に最適な医療機関へ妊婦等を搬送し、迅速に医療が提供できるよう、「妊婦救急搬送マニュアル」の改訂を行うとともに、三次周産期医療機関において24時間体制の電話連絡システムによる妊婦等の受入体制を維持するための支援を行います。

(健康福祉部医療整備課)

- ⑯ 引き続き、一次周産期医療機関の医師への研修等の受講勧奨に取り組みます。

(健康福祉部医療整備課)

2 障がい児者に対する医療と福祉の連携による支援の充実

(1) 保健・医療体制の充実



現状と課題

- 障がい者は、身体に何らかの疾病を抱えている人も多く、障がい者の多くが自身の健康や体力に不安を抱いており、医療的ケアを必要としています。
- 障がい児者は、口腔の管理や治療が困難な場合が多く、個々の障がいに応じた日常的口腔ケア等の対応や、歯科診療には多くの医療スタッフや長時間の診療を要することもあり、専門的な人材育成を推進することが必要です。
- 精神障がい者の在宅生活を支援するため、地域で適切な精神医療が受けられる体制を整備するとともに、保健所や精神保健福祉センター等において様々な精神保健相談や訪問指導など、地域における精神保健対策の充実を図っていくことが重要です。
- 交通事故や脳血管疾患等による脳損傷の後遺症として、記憶障がい、注意障がい等の後遺症を呈する高次脳機能障がいなど新たな障がいへの対応が求められています。
- 精神保健福祉法の改正（令和6年4月施行）により、市町村長の同意による医療保護入院者等を対象とする「入院者訪問支援事業」が法定化されたことに伴い、入院者訪問支援員による生活相談等を通じて、入院者の権利擁護への取り組みや退院後を見据えた地域移行支援の充実を図ることが求められています。

今後の取組み

【医療体制の充実】

- ① 歯科疾患の予防や口腔機能向上を推進するため、人材育成等の歯科保健医療事業の充実を図ります。

(健康福祉部医療福祉連携推進課)

【精神障がい者に対する保健、医療の充実】

- ② 保健所、精神保健福祉センター等において、多様化する精神疾患の早期発見と早期治療のための相談体制の充実を図り普及啓発を行います。また、自殺予防対策の一環として、市町村と連携を図りながら、ゲートキーパーの養成を行い、地域において自身や周囲の人の心の健康に関心を持てる人材を育成します。

(健康福祉部保健医療課)

- ③ 精神障がい者の人権に配慮した医療を推進するため、精神医療審査会において入院の必要性や入院患者の処遇について審議を行います。

(健康福祉部保健医療課)

- ④ 入院患者の処遇改善など、精神障がい者に対する適切な医療の確保を図るため、医療機関に対し、実地指導等を通じて助言・指導を行います。

(健康福祉部保健医療課)

- ⑤ 地域で生活する精神障がい者の適正な医療の確保を24時間体制で支援するため、輪番制による精神科救急医療システムにより、精神疾患の急変、急発により速やかに医療を必要とする者に対し、迅速かつ適切な医療を行います。

(健康福祉部保健医療課)

- ⑥ 「入院者訪問支援事業」の普及を図るため、訪問支援員としての資格保有者の増員に取り組むとともに、入院者の話を誠実かつ熱心に聞き、生活に関する相談や必要な情報提供を行うなど、入院中の精神障がい者の権利擁護を図ります。

(健康福祉部保健医療課)

【高次脳機能障がいへの対応】

- ⑦ 高次脳機能障がいに係る支援拠点病院、支援協力医療機関、連携病院等の関係機関が、障がいに関する相談事例を踏まえた連携支援方法等の情報共有や意見交換を行い、連携による支援の充実を図ります。

(健康福祉部保健医療課)

- ⑧ 高次脳機能障がい者への専門相談を行う支援拠点機関や圏域コーディネーターを設置することで、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする障がい者に対し、医療や福祉、就労など包括的な指導、助言等の相談支援体制の推進を図ります。

【専門性の高い相談支援関連（再掲）】(健康福祉部保健医療課)

数値目標

項目	基準値 (時点)	R8 末目標	備考
年1回以上は歯科健診を実施する障がい者支援施設の増加	81.8% (R4)	90% (R11 年度末)	

(2) 療育体制の充実



現状と課題

- 各市町村において、障がい者を早期に発見し、成長段階や個々の特性に合わせた適切な支援を行うため、療育機関、保健センター、医療機関、保育所、学校等と連携し、早期に療育（発達支援）を提供する体制の確保に取り組んでいますが、障がい児本人の状況やニーズにきめ細かく応える体制の整備が求められています。
- 療育（発達支援）を行う県内の障害児通所支援事業所数は増加傾向にあり、令和元年から令和4年までに児童発達支援事業所は1.61倍、放課後等デイサービス事業所は1.44倍に増加しました。障がい児が身近な地域で適切な支援を受けられるよう、サービスの質の向上に向けた職員の専門性確保や支援者間のネットワーク構築を図る必要があります。

今後の取組み

【県立希望が丘こども医療福祉センターにおける療育支援】

- ① 県立希望が丘こども医療福祉センターにおいて、重度障がい児・肢体不自由児の受入れ、リハビリ、レスパイトのための短期入所、発達障がい児の診療など、障がい児とその家族に対する支援・療育を総合的に行います。

(健康福祉部医療福祉連携推進課)

【地域療育体制の構築】

- ② 県立希望が丘こども医療福祉センターの医師やリハビリスタッフ等の専門チームを地域に派遣し、地域の療育支援体制の強化を図ります。

(健康福祉部医療福祉連携推進課)

- ③ 療育支援に携わる障害児通所支援事業所職員等に対し、研修を実施し、職員の専門性向上を図ります。

(健康福祉部障害福祉課)

- ④ 県発達障害者支援センター及び圏域発達障がい支援センターにおいて発達障がい児者やその家族からの相談に応じるとともに、市町村、保育所、学校、障害福祉サービス事業所等に対し、研修、連絡調整、助言等を行い、地域の支援体制の強化を図ります。

【発達障がい児者支援関連（再掲）】(健康福祉部障害福祉課)

- ⑤ 障がいのある児も地域で保育を受けられるよう、市町村に働きかけるなど障がい児を受け入れる保育所、認定こども園の増加を促進します。

(健康福祉部子ども・女性局子育て支援課)

- ⑥ 障がい児保育に携わる保育士等を対象に専門的な知識・技術を習得するための研修等を行い、従事者の資質の向上に努めます。

(健康福祉部子ども・女性局子育て支援課)

(3) 強度行動障がい支援体制の充実



現状と課題

- 自傷、他害行為などの行動が頻回に出現する強度行動障がいのある方は、県が令和4年度に実施した調査によると、約500人が在宅で生活を送っています。一方、強度行動障がいのある方を支援する福祉資源については、不足しています。
- 県では強度行動障がいのある方の支援のため、平成27年度より中濃圏域、令和5年度より西濃圏域に入院の受け入れを行う医療拠点及び入退院支援を行う福祉拠点を整備しています。
- 県では、強度行動障がいのある方の行動障がいが増した時や、強度行動障がいのある方の家族が病気になった時などの緊急時に利用できる短期入所の空床を1床確保しています。また、西濃圏域をモデル地域とし、「緊急時の受け入れ体制」の整備について市町を支援しています。
- 相談支援や短期入所の確保など支援体制が未だ十分とは言えないことから、支援者などの人材育成や基幹相談支援センター等の支援拠点の整備、医療機関を含めた関係機関のネットワーク構築などの体制整備に向けた取組みが必要です。

今後の取組み

【強度行動障がい支援体制の整備・充実】

- ① 西濃圏域及び中濃圏域に設置している強度行動障がいのある方の入院の受け入れを行う医療拠点及び入退院支援を行う福祉拠点の他圏域への設置に努めます。

(健康福祉部障害福祉課)
- ② 強度行動障がいのある方の家族が身近な地域で相談できるよう市町村の基幹相談支援センター等の相談機能の強化、自立支援協議会等を活用し関係機関のネットワーク構築を図ります。

(健康福祉部障害福祉課)
- ③ 県において緊急時に利用できる短期入所を1床確保しているものの、1床では県全体の

ニーズに対応することができないため、全圏域において「緊急時の受け入れ体制」を整備できるように市町村を支援します。

(健康福祉部障害福祉課)

【強度行動障がい支援者の養成】

- ④ 強度行動障がいのある方に適切な支援を行う人材を養成するため、強度行動障がい支援者養成研修を実施します。

(健康福祉部障害福祉課)

- ⑤ サービスの質の向上が求められているため、強度行動障がい支援者養成研修修了者を対象として、より実践的な演習等を行うフォローアップ研修を実施します。

(健康福祉部障害福祉課)

- ⑥ 現場支援で中心となる中核的人材及び困難事例について中核的人材等に指導助言を行うことができ、地域を支援する広域的支援人材について、国の育成指針を注視しつつ、積極的に専門性の高い人材の育成を図ります。

【専門的人材の育成と資質の向上関連（再掲）】(健康福祉部障害福祉課)

【強度行動障がいの予防への取組み】

- ⑦ 幼児期からの子どもの特性と家族の状況に応じた適切な関わりが強度行動障がいの状態の予防につながると考えられており、児童発達支援センターの職員を対象にコミュニケーション支援に関する研修を実施し、強度行動障がいの予防のあり方について検討していきます。

(健康福祉部障害福祉課)

数値目標

項目	基準値 (時点)	R8 末目標	備考
強度行動障がい者支援体制の整備	—	42 市町村	

(4) 重度障がい・医療的ケア児者支援の充実



現状と課題

- 周産期をはじめとする医療の進歩や支援体制が充実する一方で、医療的ケアが必要な障がい児が年々増加し、また、医療的ケアが必要な障がい児の寿命も延びています。

- 医療的ケアが必要な在宅の障がい児者が利用できる短期入所等の障害福祉サービス事業所や在宅医療を提供する医療機関、支援に携わる人材の確保など、在宅支援体制の充実が必要です。
- 保護者の高齢化などもあり、在宅で生活する医療的ケアが必要な障がい児の入所ニーズも増加しています。

今後の取組み

【医療的ケアが必要な障がい児者在宅支援体制の充実】

- ① 医療的ケアが必要な障がい児者を介護する家族を支援するため、相談対応や家族間ネットワークづくりを重症心身障がい在宅支援センターみらいにおいて行うほか、保護者のレスパイトに役立つ短期入所事業所等の増加を図ります。

(健康福祉部医療福祉連携推進課)

- ② 岐阜大学大学院医学系研究科内に設置した小児在宅医療教育支援センターの運営、医師・看護師・セラピストなど医療従事者向けの実務的・専門的な研修、医療・福祉等の支援を総合的に調整できるコーディネーターの養成及び喀痰吸引等研修費用の負担軽減等により、医療的ケアが必要な障がい児者を支援する医療・福祉人材の育成・確保を図ります。

(健康福祉部医療福祉連携推進課)

- ③ 医療的ケアが必要な障がい児者の在宅生活を支える医療・保健・障がい福祉・保育・教育等の関係者による多職種連携の推進に向け、顔の見える関係づくりを目的とした研究会の開催や協議の場を設置することで、医療的ケアが必要な障がい児者支援体制の充実を図ります。

(健康福祉部医療福祉連携推進課)

- ④ 在宅の医療的ケアが必要な障がい児者やその家族に対し、運動機能等の低下防止と情緒の安定、家庭における介護者のリフレッシュを図る「重症心身障がい児(者)いきがい創出支援事業」を実施し、地域社会の中で豊かな生活を送ることができるよう支援します。

(健康福祉部医療福祉連携推進課)

- ⑤ 医師や看護師等を対象とした各種人材育成事業や小児在宅医療に関する研究会等により、医療的ケアが必要な障がい児者に対する訪問診療・訪問看護ができる医療機関等の確保を図ります。

(健康福祉部医療福祉連携推進課)

【入所施設の整備・運営】

- ⑥ 県立希望が丘こども医療福祉センターにおいて、医療的ケアが必要な障がい児の受入れやレスパイトのための短期入所などを行い、障がい児とその家族に対する支援機能の充実を図ります。

(健康福祉部医療福祉連携推進課)

- ⑦ 県立希望が丘こども医療福祉センター、岐阜県総合医療センター重症心身障がい児施設すこやか、国立病院機構長良医療センターとの連携・役割分担により、医療的ケアが必要な障がい児者の入所需要に対応します。

(健康福祉部医療整備課)

(健康福祉部医療福祉連携推進課)

数値目標

項目	基準値 (時点)	R8 末目標	備考
医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置（市町村においては、圏域での設置を含む）	1 県 (R4)	1 県	
	5 圏域 (R4)	5 圏域	
	21 市町村 (R4)	42 市町村	
超重症児（者）・準超重症児（者）の短期入所月平均利用日数	509 日 (R4)	610 日	
超重症児（者）・準超重症児（者）の受入れが可能な短期入所事業所数（累計）	27 箇所 (R4)	29 箇所	
市町村における医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	34 人 (R4)	56 人	

（5）難病患者・小児慢性特定疾病児童支援の充実



現状と課題

- 難病患者及びその家族（以下「難病患者等」という。）が住み慣れた地域において安心して生きがいを持って暮らすことができるよう、療養環境の整備に引き続き取り組むことが必要です。
- 協力病院が増加したことに伴い、拠点病院・基幹病院以外の病院とのネットワークづくりについて引き続き強化していく必要があります。
- コロナ禍において、特に地域交流活動や相互交流の機会が減少したことで、希少疾病を抱える難病患者等の患者同士の交流の機会等が求められています。

- 難病患者や小児慢性特定疾病児童等へのニーズに応じた支援を推進していくために、地域の状況を踏まえた具体的な検討ができる協議の場が求められています。
- 在宅医療の推進等により、人工呼吸器を装着した難病患者等に対する支援ニーズが増大しています。
- 市町村に対して、個別避難計画策定が努力義務化されたことにより、難病患者の個別避難計画策定に対する都道府県による市町村支援が求められています。
- 障害者総合支援法によるサービスの受給等に関して、難病患者が4障がいの1つであることを認識した支援が求められています。
- 令和5年10月に児童福祉法が改正され、小児慢性特定疾病児童等に対する自立支援事業の強化等が求められています。
- 病状の変化に合わせた意思伝達装置の調整など、難病患者特有のコミュニケーション支援に関するニーズへの対応が求められています。

今後の取組み

【良質かつ適切な医療の確保】

- ① 難病患者等の経済的負担の軽減を図るため、医療費の自己負担分に対する助成に引き続き取り組みます。
(健康福祉部保健医療課)
- ② 難病患者に対し適時・適切な医療を提供するため、難病診療連携拠点病院・難病医療協力病院や関係団体等が相互に連携協力し、難病患者支援に係る相談窓口の整備や医療従事者等への研修等を行う難病医療ネットワーク事業に引き続き取り組みます。
(健康福祉部保健医療課)

【療養生活の質の維持向上】

- ③ 地域で生活する難病患者等の日常生活における相談・支援や地域交流活動の推進、就労支援などを行う「難病生きがいサポートセンター」の機能の充実を図ります。
【専門性の高い相談支援関連（再掲）】 (健康福祉部保健医療課)
- ④ 地域の実情に応じた支援体制の充実を図るため、保健所ごとに設置した難病対策地域協議会や慢性疾病児童等地域支援協議会が中心となって市町村など関係機関の連携強化や情報共有に取り組めます。
(健康福祉部保健医療課)
- ⑤ 医療依存度の高い難病患者等が安心して在宅での療養生活を送れるようにするため、在

宅人工呼吸器使用者支援事業や在宅難病患者一時入院事業に引き続き取り組みます。

(健康福祉部保健医療課)

- ⑥ 災害時における避難行動要支援者の避難支援体制の強化を図るため、難病医療ネットワーク構成医療機関や市町村と連携した個別支援に取り組みます。

(健康福祉部保健医療課)

- ⑦ 市町村が提供する障害福祉サービスについて、難病患者が必要なサービスを受けられるよう、市町村に周知します。

(健康福祉部保健医療課)

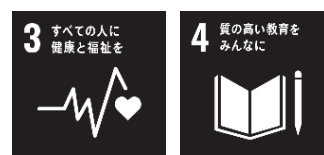
- ⑧ 各保健所や難病生きがいサポートセンターにおける相談支援事業の実施等、引き続き個別支援の充実に取り組みます。

(健康福祉部保健医療課)

- ⑨ 難病患者等のコミュニケーション支援に従事できる支援者の養成や、支援者による訪問を中心としたコミュニケーション支援の充実を図ります。

(健康福祉部保健医療課)

(6) 難聴児支援の充実



現状と課題

- 耳のきこえは、乳幼児のことばの獲得、発達に欠かせないものであり、子どもの健やかな成長、ひいては将来の社会参加のためにも大切なものです。
- このため、本県では、難聴を早期に発見するため、新生児への聴覚スクリーニング検査の実施体制を整備しているところですが、この検査の結果を踏まえて療育又は教育に繋ぐ体制は必ずしも十分なものではありません。
- 難聴の子どもが、生まれ育つ地域において、できるだけ不自由なく暮らしていけるよう、新生児の段階から途切れなく支援できる体制を築く必要があります。
- また、聴覚障がいのある児童生徒が、学校生活において必要とする支援を適切に受けることができるための体制の充実が必要です。
- 補装具費支給制度の対象外となっている軽度、中等度の難聴児に対して、補聴器装用による聴力の向上、言語の習得及びコミュニケーション能力の向上を図る必要があります。

今後の取組み

【早期発見・早期療育の推進体制の整備】

- ① 市町村と連携して妊産婦の健康教育、保健指導及び健康診査、各種乳幼児健康診査の充実を図るとともに、新生児に対する先天性代謝異常等検査や新生児聴覚検査を実施して疾病等の早期発見に努めます。

【疾病等の予防・早期発見関連（再掲）】（健康福祉部子ども・女性局子育て支援課）

- ② 新生児聴覚検査支援事業検討会を設置し、県の新生児聴覚検査の精度管理について検討するとともに「新生児聴覚検査支援事業の手引き」を発行します。また、新生児聴覚検査の実施主体である市町村の全てが検査費用の助成を実施し、検査に係る受診者の負担軽減を図ります。

（健康福祉部子ども・女性局子育て支援課）

- ③ 新生児聴覚検査の受検状況等の把握を行うため、市町村の行う乳幼児全戸訪問や乳幼児健診時において、親からの聞き取り等で受検状況等を把握するように指導を実施します。また、母子保健事業報告により、市町村の状況を把握します。

（健康福祉部子ども・女性局子育て支援課）

- ④ 保健分野（早期発見）は、子ども・女性局、福祉分野（療育）は、健康福祉部、教育は、教育委員会と役割を明確にし、難聴児を支援します。

（健康福祉部障害福祉課）

（健康福祉部子ども・女性局子育て支援課）

（教育委員会特別支援教育課）

- ⑤ 難聴児支援の中核機関としての「岐阜県難聴児支援センター」において、保健、医療、福祉、教育の各分野の関係機関の連携しながら、新生児期から学齢期まで一貫した支援を実施するとともに、2次・3次聴覚検査医療機関との間で難聴と診断を受けたお子さんの検査結果の情報を共有します

（健康福祉部障害福祉課）

- ⑥ 当事者家族や当事者支援団体をメンバーとする「岐阜県難聴児支援に関する検討会」において、難聴児支援に係る取組や課題等を共有し、難聴児支援に関する検討を実施します。

（健康福祉部障害福祉課）

【本人及び家族等への支援の充実】

- ⑦ 岐阜県難聴児支援センターにおいて、難聴と診断された（疑いを含む。）お子さんの家族に対する専門相談を実施し、保護者等に対して聴覚検査を踏まえた助言や保護者等の希望に応じた医療・療育機関への繋ぎ等の支援や学習会等の開催により保護者等の交流の機会を確保します。

（健康福祉部障害福祉課）

- ⑧ サポートブック「お子さんのきこえのために（概要版・本編）」を作成し、関係機関を通じて配布し、難聴児の子育てに関する情報を提供します。

(健康福祉部障害福祉課)

- ⑨ 軽度、中等度の難聴児に対して、成長の早い段階から補聴器を利用することにより、成人に達するまでの間に十分に学習の機会を確保し、コミュニケーション能力等を身につけて将来、円滑に日常生活を送ることができるよう補聴器購入の費用の一部を助成します。

(健康福祉部障害福祉課)

- ⑩ 新生児聴覚検査においてリファーマー(要精密検査)となった場合等に保健所や市町村の保健師による家庭訪問を実施します。

(健康福祉部子ども・女性局子育て支援課)

【聴覚障がいのある乳幼児・児童生徒等の支援】

- ⑪ 飛騨地域及び東濃地域において、聴覚障がい支援の専任教員や専門性の高い教員を配置し、聴覚障がいのある児童生徒の保護者等を対象とした相談会、近隣の小・中学校等への指導助言等を行います。また、飛騨地域に加え、東濃地域においても、幼児教室を実施できる体制を整備します。

【情報環境整備関連(再掲)】(教育委員会特別支援教育課)

- ⑫ 聴覚障がい支援を行う特別支援学校が核となり、各地域において、難聴児の子育てについて兄弟を含めた家族同士や当事者同士が交流する機会を設けます。

【情報環境整備関連(再掲)】(教育委員会特別支援教育課)

- ⑬ 県立学校で学ぶ聴覚障がいに関わる合理的配慮を必要とする児童生徒に対し、コミュニケーション力の伸長や学習内容の習得を目的として、音声認識ソフトを活用した学習支援を行います。

【情報環境整備関連(再掲)】(教育委員会特別支援教育課)

- ⑭ 教育機関や児童発達支援事業所等に対し、難聴児専門療育機関が難聴児支援に関する指導、助言、研修を実施します。

(健康福祉部障害福祉課)

【切れ目のない支援】

- ⑮ 未就学児については、市町村が実施する乳幼児健診において、きこえの確認等を行い、難聴が疑われる子が精密検査を受診できるように支援します。

(健康福祉部子ども・女性局子育て支援課)

- ⑯ 小学校(1、2、3、5年生)、中学校(1、3年生)の健康診断時に聴力検査を実施します。

(教育委員会体育健康課)

3 リハビリテーション体制の整備

地域リハビリテーションの充実



現状と課題

- 障がいの早期発見、重度化、重複化及び高齢化の進展、医療技術の進歩等により、治療だけでなくリハビリテーションに対する需要も増大しており、質的にも高度化、多様化しています。
- 県では、障がいのある方の自立と社会復帰に向けた総合的なリハビリテーションサービスの提供を行う体制づくりが遅れており、急性期から回復期、維持期までの一貫した総合的なリハビリテーションサービスの提供が求められています。
- 精神疾患の再発防止と円滑な社会復帰を図るため、精神障がい者に対するリハビリテーション医学の普及・充実が求められています。
- 安らぎや癒しなど園芸の持つ効果を医療や福祉等に活かす「園芸福祉」を推進するため、ボランティアとして園芸福祉活動を実践できる「園芸福祉サポーター」の平均年齢の上昇等による活動人数の減少及び、新規サポーターの獲得が課題となっています。

今後の取組み

- ① 関係団体と協力してリハビリ人材が確保できるよう研修等を通じて能力の向上を促進します。

(健康福祉部医療福祉連携推進課)
- ② 精神障がいのある方のリハビリテーションについては、急性期のみならず、回復期、維持期のリハビリテーションも重要であることから、慢性疾患においては、回復過程に応じて療養場所を移して必要なリハビリテーションなどのサービスを受けるなど、医療機関相互の連携や福祉関係機関との連携により、地域における切れ目のない支援を受けられる体制づくりに努めます。

(健康福祉部保健医療課)
- ③ 「園芸福祉サポーター」の人材確保や活動促進のため、福祉系大学と連携し、学生向けの園芸福祉サポーター養成講座の開催を実施します。

(農政部農産園芸課)

数値目標

項 目	基準値 (時点)	R8 末目標	備考
園芸福祉サポーター認定者数 (累計)	343 人 (R 元)	500 人 (R7 年度末)	

第5章 国の基本指針に即して定める「第7期障害福祉計画」

1 計画の策定にあたって

(1) 計画の性格及び位置付け

障害福祉計画は、障害者総合支援法第89条に基づき、国の定める「基本指針」※に即し、市町村障害福祉計画の達成に資するため、広域的な見地から障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画を定めるものです。

本県の障害福祉計画は、これまで、第1期計画（平成18～20年度）、第2期計画（平成21～23年度）、第3期計画（平成24～26年度）、第4期計画（平成27年～29年度）、第5期計画（平成30～令和2年度）及び第6期計画（令和3～5年度）を策定しており、このうち第4期計画以降は、障害者基本法に基づく障害者計画と統合し、「岐阜県障がい者総合支援プラン」の中に位置付けて策定しております。

第7期計画（令和6～8年度）においても、引き続き、同プランの中に位置付けて策定します（第5章、第7章）。

※ 国の定める「基本指針」

根拠規定：障害者総合支援法第87条（基本指針）

主務大臣は、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制を整備し、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針を定めるものとする。

→ 指針の内容については、185ページに掲載

(2) 第7期計画の期間

この計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

(3) 障害保健福祉圏域の設定

障害者総合支援法では、障がい者に身近な行政主体である市町村が、当事者のニーズを的確に把握したうえで障がい者の支援に取り組んでいくことを基本としていますが、専門的な支援については、広域的な取組みも必要です。

このため、指定障害福祉サービス等の見込量等については、5つの障害保健福祉圏域ごとに定めることとします。

(障害保健福祉圏域)

圏域名	区 域
岐阜圏域	岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、北方町
西濃圏域	大垣市、海津市、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町
中濃圏域	関市、美濃市、美濃加茂市、可児市、郡上市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町
東濃圏域	多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市、土岐市
飛騨圏域	高山市、飛騨市、下呂市、白川村

(4) 計画の推進体制

障害福祉計画における目標等について、年に1回は実績を把握し、障がい者施策や関連施策の動向を踏まえながら分析及び評価を行い、必要に応じて障害福祉計画の見直しの措置を講じます。

①岐阜県障がい者総合支援懇話会等との協働

障害福祉計画を推進するためには、行政だけではなく、障がい者支援に関連するすべての者が連携し、積極的・主体的に取り組む必要があります。

このため、「岐阜県障がい者総合支援懇話会」等で意見を聴き、実践活動面で障害福祉計画の推進に資するよう関係者間の協働を図ります。

②岐阜県障害者施策推進協議会への協議

障害福祉計画の進捗状況等を「岐阜県障害者施策推進協議会」に報告し、適切な進行管理と評価を行います。

また、障害福祉計画を見直す場合は、県民に広く意見募集するとともに岐阜県障害者施策推進協議会において、その内容を協議します。

(5) 障害福祉サービス等の見込量の算出

第7期障害福祉計画の目標年度である令和8年度における障害福祉サービス等の見込量は、市町村の報告数値を基礎として、第6期障害福祉計画の実績を踏まえ、算出しました。

①市町村との調整

市町村は障害福祉サービス等の見込量や目標数値等について、これまでの実績を踏まえ、各種調査や有識者会議等を実施したうえで計画数値を見込んでいます。

県においては市町村ごとの障害福祉サービス等の見込量を合計したうえで、サービスの種類ごとに精査・調整を行い、サービスの見込量を定めました。

2 成果目標

(1) 令和8年度の成果目標の設定

国の基本指針では、①福祉施設の入所者の地域生活への移行、②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、③地域生活支援の充実、④福祉施設から一般就労への移行等、⑤相談支援体制の充実・強化等、⑥障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築について、これまでの実績及び地域の実情を踏まえ、令和8年度の成果目標を設定することとされています。

本計画では、国の基本指針を踏まえ、令和8年度の成果目標を次のとおり設定します。

①福祉施設の入所者の地域生活への移行

ア 成果目標の設定

【国の基本指針】

- ・ 令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から、5%以上削減することを基本として、これまでの実績及び地域の実情に応じて設定。
- ・ 令和8年度末までに、令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本として、これまでの実績及び地域の実情に応じて設定。



【県の成果目標】

- ・ 令和8年度末の施設入所者数は、令和4年度末時点を基準に現状維持とします。
- ・ 令和8年度末までに、令和4年度末時点の施設入所者数の4.2% (92人)以上が地域生活へ移行することを目指します。

【成果目標の積算】

項 目	数 値	備 考
① 令和4年度末の施設入所者数	2,209人	令和4年度末現在の県内施設の入所者数
② 令和8年度末の施設入所者数	2,209人	令和8年度末現在の県内施設の入所者数
③【目標値】 施設入所者数の減少見込み(②-①) (割合 ③÷①)	0人 (△0%)	令和4年度末現在の施設入所者数の令和8年度末までの減少見込み数
④【目標値】 地域生活移行者数 (割合 ④÷①)	92人 (4.2%)	施設入所者のうち、令和8年度末までにグループホーム、一般住宅等へ地域移行する者の数
⑤(参考)【第6期計画実績】 地域生活移行者数 (割合)	41人 (1.8%)	施設入所者のうち、令和4年度末までにグループホーム、一般住宅等へ地域移行した者の数

イ 成果目標設定の考え方

- 施設入所者数は、入所者の高齢化が進み地域生活移行が難しい状況や県内の向こう3年間の入所施設の待機者が相当数(約180人)いる状況を踏まえるとともに、障がい者の将来ニーズを見据え、セーフティネットの役割の重要性に鑑み、令和8年度末の施設入所者数は現状維持を目標値とします。
- 施設入所者の地域生活移行は、地域生活を望む入所者の希望を実現するため、また、緊急度の高く真に入所が必要な待機者が入所できるよう可能な限り推進していきます。しかしながら、入所者の高齢化が進み地域生活移行が難しい状況等を踏まえ、入所者のうち、60歳以下かつ、障害支援区分の中・軽度(障害支援区分4以下)の方である92人(4.2%)を、令和8年度末までの地域生活移行者数の目標値とします。

ウ 指定障害者支援施設の必要定員総数の設定

- 国の基本指針では、各年度の指定障害者支援施設の必要入所定員総数を定めることとされているため、これまでの実績及び地域の実情を踏まえ、次のとおり設定します。
- なお、指定障害者支援施設においては、多くの入所待機者がいる施設がある一方、入所定員数に空きがあり、今後も入所希望者がいない施設もあるという状況が生じています。そのため、利用者ニーズや地域バランス等を踏まえ、入所定員数と入所者数の乖離、入所待機者の解消について検討していきます。

【指定障害者支援施設の必要定員総数】

	令和4年度*	令和5年度*	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者支援施設定員数 (実際の定員数)	2,339人 (2,319人)	2,339人	2,319人	2,319人	2,319人

※前計画で定めた必要定員総数

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

ア 成果目標の設定

【国の基本指針】

- ・令和8年度における精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上とすることを基本に設定する。
- ・令和8年度時点の精神病床における65歳以上及び65歳未満の1年以上長期入院患者数の目標値を国が提示する推計式を用いて設定。
- ・令和8年度における入院後3か月時点の退院率を、68.9%以上を基本として地域の実情に応じて設定。
- ・令和8年度における入院後6か月時点の退院率を、84.5%以上を基本として地域の実情に応じて設定。
- ・令和8年度における入院後1年時点の退院率を、91.0%以上を基本として地域の実情に応じて設定。



【県の成果目標】

- ・令和8年度における精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均が325.3日以上になることを目指します。
- ・令和8年度時点の精神病床における65歳以上及び65歳未満の1年以上長期入院患者数の目標値を国が提示する推計式を用いて設定します。
- ・令和8年度における入院後3か月時点の退院率を、69%以上として設定します。
- ・令和8年度における入院後6か月時点の退院率を、85%以上として設定します。
- ・令和8年度における入院後1年時点の退院率を、91%以上として設定します。

【成果目標の積算】

項 目	令和4年度実績	令和8年度目標
①【目標値】 退院後1年以内の地域における生活日数の平均	319.2日※	325.3日以上
②【目標値】 65歳以上の1年以上長期入院患者数	1,148人	1,100人
③【目標値】 65歳未満の1年以上長期入院患者数	905人	817人
④【目標値】 入院後3か月時点の退院率	67.1%※	69%以上
⑤【目標値】 入院後6か月時点の退院率	84.1%※	85%以上
⑥【目標値】 入院後1年時点の退院率	90.4%※	91%以上

※については、令和元年度の実績

イ 成果目標設定の考え方

- 国の基本指針においては、「退院後1年以内の地域における生活日数の平均」の目標値は325.3日以上とすることが基本とされています。これを踏まえ、本県においても、325.3日以上を目標とします。
- 国が提示する推計式を用いて「65歳以上の1年以上長期入院患者数」「65歳未満の1年以上長期入院患者数」を算出し、それぞれ、1,100人、817人を目標とします。
- 国の基本指針においては、「入院後3か月時点の退院率」「入院後6か月時点の退院率」「入院後1年時点の退院率」の目標値は、それぞれ68.9%以上、84.5%以上、91.0%以上とすることが基本とされております。これを踏まえ、本県においては、それぞれ69%以上、85%以上、91%以上を目標とします。

③地域生活支援の充実

ア 成果目標の設定

【国の基本指針】

- ・ 令和8年度末までに各市町村（複数市町村による共同含む）において地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーター等の配置等を進め、また、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。
- ・ 令和8年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障がい者を有する障がい者に関して、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。



【県の成果目標】

- ・ 令和8年度末までに各市町村（複数市町村による共同含む）において地域生活支援拠点等が整備されることを目指します。
- ・ 地域生活支援拠点等には、各市町村においてコーディネーター等が配置されるとともに、年1回以上運用状況の検証及び検討が実施されることを目指します。
- ・ 令和8年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障がい者を有する障がい者に関して、地域の関係機関が連携した支援体制が整備されることを目指します。

【成果目標の積算】

項 目	令和4年度実績	令和8年度目標
【目標値】 地域生活支援拠点等が整備された市町村数	39市町村	42市町村
【目標値】 コーディネーター等が配置された市町村数	11市町村	42市町村
【目標値】 年1回以上の運用状況の検証及び検討が実施された市町村数	31市町村	42市町村
【目標値】 強度行動障がい者を有する障がい者支援体制が整備された市町村数（圏域整備の市町村含む）	一市町村	42市町村

イ 成果目標設定の考え方

- 地域生活支援拠点等とは、障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」に対応するため、相談（地域移行、親元からの自立等）、緊急時の受入れ・対応（ショートステイの利便性・対応力向上等）、体験の機会・場（一人暮らし、グループホーム等）、専門性（人材の確保・養成、連携等）、地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）の項目の機能を満たす拠点又は複数の事業所・機関による面的な体制です。
- 国の基本指針においては、令和8年度末までに各市町村（複数市町村による共同整備含む。）において地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーター等の配置等を進め、また、年1回以上運用状況を検証及び検討を実施することとされています。これを踏まえ、本県においても、各市町村（複数市町村による共同含む。）において整備されるとともに、整備された地域生活支援拠点等にコーディネーター等が配置され、年1回以上運用状況の検証及び検討が実施されることを目標とします。
- また、国の基本指針において、令和8年度末までに各市町村又は圏域において、強度行動障がいを有する障がい者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることとされています。これを踏まえ、本県においても、各市町村又は圏域において整備されることを目標とします。

④福祉施設から一般就労への移行等

ア 成果目標の設定

【国の基本指針】

- ・令和8年度における就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じた一般就労移行者数を令和3年度移行実績の1.28倍以上とすることを基本とする。
- ・令和8年度における就労移行支援事業、就労継続支援A型事業、就労継続支援B型事業の各事業を通じた一般就労移行者数を令和3年度移行実績のそれぞれ1.31倍以上、1.29倍以上、1.28倍以上とすることを基本とする。
- ・令和8年度において、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。
- ・令和8年度における就労定着支援事業の利用者数を令和3年度実績の1.41倍以上とすることを基本とする。
- ・令和8年度において、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。
- ・令和8年度末までに県が協議会（就労支援部会）等を設けて取組を進めることを基本とする。



【県の成果目標】

- ・令和8年度における就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じた一般就労移行者数を令和3年度移行実績の1.28倍以上とすることを目指します。
- ・令和8年度における就労移行支援事業、就労継続支援A型事業、就労継続支援B型事業の各事業を通じた一般就労移行者数を令和3年度移行実績のそれぞれ1.31倍以上、1.29倍以上、1.28倍以上とすることを目指します。
- ・令和8年度において、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指します。
- ・令和8年度における就労定着支援事業の利用者数を令和3年度実績の1.41倍以上とすることを目指します。
- ・令和8年度において、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを目指します。
- ・令和8年度末までに県が協議の場を設けて取組を進めることを目指します。

【成果目標の積算】

項 目	数 値	備 考
① 令和3年度の一般就労移行者数	262人	令和3年度において就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じて一般就労した者の数
② 【目標値】 令和8年度の一般就労移行者数 (増加率 ②÷①)	336人 (1.28倍)	令和8年度において就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じて一般就労した者の数

項 目	数 値	備 考
③ 令和3年度の就労移行支援事業の一般就労移行者数	130人	令和3年度において就労移行支援事業を通じて一般就労した者の数
④ 【目標値】 令和8年度の就労移行支援事業の一般就労移行者数 (増加率 ④÷③)	171人 (1.31倍)	令和8年度において就労移行支援事業を通じて一般就労した者の数

項 目	数 値	備 考
⑤ 令和3年度の就労継続支援A型事業の一般就労移行者数	90人	令和3年度において就労継続支援A型事業を通じて一般就労した者の数
⑥ 【目標値】 令和8年度の就労継続支援A型事業の一般就労移行者数 (増加率 ⑥÷⑤)	117人 (1.29倍)	令和8年度において就労継続支援A型事業を通じて一般就労した者の数

項 目	数 値	備 考
⑦ 令和3年度の就労継続支援B型事業の一般就労移行者数	33人	令和3年度において就労継続支援B型事業を通じて一般就労した者の数
⑧ 【目標値】 令和8年度の就労継続支援B型事業の一般就労移行者数 (増加率 ⑧÷⑦)	43人 (1.28倍)	令和8年度において就労継続支援B型事業を通じて一般就労した者の数

項 目	数 値	備 考
⑨ 【目標値】 令和8年度の一般就労移行者割合が5割以上の事業所の割合	5割以上	令和8年度において、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合

項 目	数 値	備 考
⑩ 令和3年度の就労定着支援事業の利用者数	156人	令和3年度において就労定着支援事業を利用した者の数
⑪ 【目標値】 令和8年度の就労定着支援事業の利用者数 (増加率 ⑪÷⑩)	220人 (1.41倍)	令和8年度において就労定着支援事業を利用した者の数

項 目	数 値	備 考
⑫ 【目標値】 令和8年度の就労定着率が7割以上の 事業所の割合	2割5分以上	令和8年度において、就労定着支援事業による就労定着率が7割以上の事業所の割合

項 目
⑬ 【目標】 令和8年度末までに県が協議の場を設けて取組を進める。

イ 成果目標設定の考え方

- 令和8年度における福祉施設から一般就労する者の数については、国の基本指針において、令和3年度実績の1.28倍以上とすることが基本とされています。これを踏まえ、本県においても、令和8年度における福祉施設から一般就労する者の数を令和3年度実績の1.28倍以上（336人以上）とすることを目標とします。
- このうち、就労移行支援事業を通じた一般就労については、一般就労への移行において重要な役割を担うものであることから、国の基本指針を踏まえ、令和8年度の一般就労者を令和3年度実績の1.31倍以上（171人以上）とすることを目標とします。
また、事業所ごとの実績の確保・向上の観点から、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指します。
- 就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業については、一般就労が困難である者に対し、就労や生産活動の機会の提供、就労に向けた訓練等を実施するものであることから、その事業目的に照らし、それぞれ、国の基本指針を踏まえ、令和8年度の一般就労者数を令和3年度実績の1.29倍以上（117人以上）、1.28倍以上（43人以上）とすることを目標とします。
- また、一般就労への定着も重要であることから、国の基本指針を踏まえ、令和8年度における就労定着支援事業の利用者数については令和3年度の実績の1.41倍以上（220人以上）とするとともに、就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所を全体の2割5分以上とすることを目標とします。
- 加えて、県が地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議の場を設けて取組を進めることを目標とします。

⑤相談支援体制の充実・強化等

ア 成果目標の設定

【国の基本指針】

- ・令和8年度末までに、各市町村（複数市町村による共同含む）において、基幹相談支援センターを設置し、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。
- ・令和8年度末までに、各市町村協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。



【県の成果目標】

- ・令和8年度末までに、各市町村（複数市町村による共同含む）に基幹相談支援センターが設置され、地域の相談支援体制の強化を図る体制が確保されることを目指します。
- ・令和8年度末までに、各市町村協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組が行われるとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制が確保されることを目指します。

【成果目標の積算】

項 目	令和4年度実績	令和8年度目標
【目標値】 基幹相談支援センターの設置市町村数	41市町村	42市町村
【目標値】 協議会の体制確保市町村数	29市町村	42市町村

イ 成果目標設定の考え方

- 国の基本指針においては、令和8年度末までに、各市町村（複数市町村による共同設置を含む。）において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とすることとされています。

これを踏まえ、本県においても、各市町村に同センターが設置され、地域の相談支援体制の強化を図る体制が確保されることを目標とします。

- また、協議会についても、国の基本指針を踏まえ、各市町村の協議会において個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組が行われるとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制が確保されることを目指します。

⑥障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

ア 成果目標の設定

【国の指針】

令和8年度までに、下記の体制を構築することを基本とする。

- ・市町村職員向け研修、相談支援専門員研修及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修等の計画的な人材養成を推進する。
- ・障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析して、その結果を関係自治体等と共有する体制を構築する。
- ・指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査結果の関係市町村との共有体制を構築する。



【県の成果目標】

令和8年度までに、下記の実施を目指します。

- ・市町村職員向け研修、相談支援専門員研修及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修等の計画的な人材養成を推進する。
- ・障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析して、その結果を関係自治体等と共有する。
- ・指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査結果を関係市町村と共有する。

イ 成果目標設定の考え方

- 国の基本指針においては、障害福祉サービス等が多様化するとともに多くの事業者が参入している中、改めて障害者総合支援法の基本理念を念頭に、その目的を果たすためには、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等の提供を行うことが重要であり、県は、必要な体制を構築することを基本とすることとされています。

これを踏まえ、本県においても、計画的に市町村職員向け研修、相談支援専門員研修（初任者・現任・主任）及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修（基礎・実践・更新）を実施するとともに、障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を関係自治体等と共有し、指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する年間の指導監査結果について関係市町村と情報共有する機会を設けることにより、障害福祉サービスの一層の質の向上を図っていきます。

(2) 令和8年度の活動指標の設定

国の基本指針では、障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標を達成するため、令和8年度の活動指標を見込むことが適当であるとされています。

本計画では、国の基本指針を踏まえ、令和8年度の活動指標を次のとおり設定します。

【精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築】

事 項	令和4年度実績	令和8年度見込
①保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	県 8回 市町村 74回	県 6回 市町村 130回
②保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	県 272人 市町村 264人	県 204人 市町村 534人
③保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	県 6回 市町村 41回	県 6回 市町村 66回
④精神障がい者の地域移行支援の利用者数	6人	42人
⑤精神障がい者の地域定着支援の利用者数	11人	44人
⑥精神障がい者の共同生活援助の利用者数	515人	684人
⑦精神障がい者の自立生活援助の利用者数	3人	29人
⑧精神障がい者の自立訓練（生活訓練）の利用者数	176人	245人
⑨精神病棟における退院患者の退院後の行き先	自宅 252人 施設 80人 医療機関 38人 その他 21人	自宅 291人 施設 92人 医療機関 44人 その他 24人

【福祉施設から一般就労への移行等】

事 項	令和4年度実績	令和8年度見込
①障がい者の職業訓練の受講者数 (福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、職業訓練の受講者数)	労働局 8人 県 28人	労働局 10人 県 33人
②福祉施設から公共職業安定所への誘導者数 (福祉施設から公共職業安定所へ誘導する福祉施設利用者数)	392人	485人
③福祉施設から障害者就業・生活支援センターへの誘導者数 (福祉施設から一般就労に移行する利用者のうち、障害者就業・生活支援センターへ誘導する福祉施設利用者数)	117人	120人
④公共職業安定所における福祉施設利用者の支援者数 (福祉施設の利用者のうち、公共職業安定所の支援を受けて就職する福祉施設利用者数)	161人	190人

【障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築】

事 項	令和4年度実績	令和8年度見込
①障害福祉サービス等の市町村職員向け研修の参加者数	144 人	169 人
②相談支援専門員研修の修了者数	初任者 74 人 現任 128 人 主任 8 人	初任者 80 人 現任 160 人 主任 15 人
③サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の修了者数	基礎 318 人 実践 225 人 更新 388 人	基礎 380 人 実践 290 人 更新 420 人
④意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施回数及び修了者数	1 回 54 人	1 回 48 人
⑤障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の関係機関との共有回数	3 回	3 回
⑥指導監査結果の関係市町村との共有回数	1 回	1 回

【発達障がい者等に対する支援】

事 項	令和4年度実績	令和8年度見込
①発達障害者支援地域協議会の開催回数	1 回	2 回
②発達障害者支援センターによる相談支援件数	2,872 件	3,050 件
③発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数	センター 23 件 マネジャー1,278 件	センター 100 件 マネジャー1,300 件
④発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発件数	264 件	270 件
⑤ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者）及び実施者数（支援者）	受講者 31 人 実施者 一人	受講者 149 人 実施者 30 人
⑥ペアレントメンターの人数	33 人	50 人
⑦ピアサポートの活動への参加人数	172 人	449 人

3 障害福祉サービス等の見込量と確保策等

(1) 指定障害福祉サービス及び相談支援の見込量と確保策等

国の基本指針では、都道府県障害福祉計画の作成に関する事項として、各年度の指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策及びその質の向上のために講ずる措置を区域ごとに定めることとされています。

本計画においては、令和5年度までの障害福祉サービスなどの実績（見込）を踏まえ、令和6年度～8年度のサービス見込量を定めるとともに、その確保及び質の向上に関する方策を定めました。

今後は、この方策に基づき、県と市町村が協働して、障害福祉サービス等の計画的かつ着実な整備を進めていきます。また、整備にあたっては、サービス提供事業者に働きかけを行うとともに、サービスの質の向上につながる支援を行います。

なお、サービス見込量は、各市町村におけるサービス見込量^{*}を基に積算しています。

※見込量の個別単位

【人 分】 月間の利用人数

【時間分】 月間のサービス提供時間

【人日分】 「月間の利用人数」×「1人1月当たりの平均利用日数」で算出されるサービス量

① 訪問系サービス

ア 提供サービスの概要

項 目	備 考
居宅介護	居宅での入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他生活全般にわたるサービス
重度訪問介護	重度の肢体不自由又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有するため、常時介護を必要とする人への居宅での長時間にわたる介護や移動中の介護などの総合的なサービス
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人に対し、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護を行うサービス
行動援護	自己判断力が制限されている人（自閉症、てんかん等の重度の知的障がいのある人又は統合失調症等の重度の精神に障がいのある人であって、危険回避ができない、自傷、異食、徘徊等の行動障がいに対する援護を必要とする人）が行動する際の危険を回避するためのサービス
重度障害者等 包括支援	常時介護を要する障がいのある人であって、その介護の必要の程度が著しく高い人のサービス利用計画に基づく、居宅介護等複数の包括的サービス

イ サービス見込量

項 目	単 位	第 6 期 計 画	第 7 期 計 画		
		令和 5 年度 (実績見込)	6 年度	7 年度	8 年度
居宅介護	人分	1,969	2,075	2,133	2,199
	時間分	27,765	29,102	30,053	31,086
重度訪問介護	人分	65	79	83	90
	時間分	15,825	17,695	18,477	19,518
同行援護	人分	232	245	258	267
	時間分	3,399	3,653	3,777	3,875
行動援護	人分	142	172	196	219
	時間分	2,456	3,026	3,366	3,717
重度障害者等包括支援	人分	1	1	2	4
	時間分	4	4	34	52

ウ 見込量確保と質の向上のための方策

- 市町村と協働し、地域のニーズに応じたサービスが確保されるよう、事業者に対する情報提供等を行います。

(健康福祉部障害福祉課)

- 重度訪問介護、同行援護、行動援護など専門的な知識・技能を要する分野を中心に、居宅介護従事者の養成を推進します。

(健康福祉部障害福祉課)

- 在宅における医療的ケアが必要な障がい者の支援のため、重度訪問介護従業者研修や介護職員等に対するたん吸引等の研修を実施します。

(健康福祉部障害福祉課)

(健康福祉部医療福祉連携推進課)

② 日中活動系サービス（生活介護）

ア 提供サービスの概要

項 目	備 考
生活介護	常時介護を要する障害支援区分3以上(50歳以上は障害支援区分2以上)の人を対象とし、主として昼間において、障害者支援施設等で入浴、排泄又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会を提供するサービス

イ サービス見込量

		第6期計画	第7期計画		
項目	単位	令和5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
生活介護	人分	5,101	5,237	5,325	5,413
	人日分	100,561	103,723	105,365	107,150
うち 重度障がい者	人分	1,684	1,731	1,763	1,792
	人日分	33,459	34,325	34,939	35,489

ウ 見込量確保と質の向上のための方策

- 市町村と協働し、地域のニーズに応じたサービスが確保されるよう、事業者に対する情報提供等を行います。

(健康福祉部障害福祉課)

③ 日中活動系サービス（自立訓練）

ア 提供サービスの概要

項目	備 考
自立訓練 (機能訓練)	病院や施設を退院・退所し、身体的リハビリテーションの継続が必要な身体に障がいのある人等を対象とし、地域生活を営む上で必要な身体機能の維持・回復等のための訓練を行うサービス
自立訓練 (生活訓練)	病院や施設を退院・退所し、社会的リハビリテーションの実施が必要な人等を対象とし、地域生活を営む上で必要な生活能力の維持・向上を図るための訓練を行うサービス

イ サービス見込量

		第6期計画	第7期計画		
項目	単位	令和5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
自立訓練(機能訓練)	人分	9	16	18	22
	人日分	87	173	184	266
自立訓練(生活訓練)	人分	243	279	298	317
	人日分	3,310	3,891	4,161	4,433

ウ 見込量確保と質の向上のための方策

- 市町村と協働し、地域のニーズに応じたサービスが確保されるよう、事業者に対する情報提供等を行います。

(健康福祉部障害福祉課)

- 病院や施設を退院・退所した人など、対象となる者が限定されており、確保可能な事業所数が限られることから、市町村の協議会や圏域障がい者自立支援推進会議等を通じて、サービスが不足する地域を把握するとともに、広域的な見地で事業所の確保に努めます。

(健康福祉部障害福祉課)

④ 日中活動系サービス（就労系サービス）

ア 提供サービスの概要

項 目	備 考
就労選択支援	障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するサービス
就労移行支援	就職を希望する人に、生産活動等の活動の機会を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うサービス
就労継続支援（A型）	通常の事業所に雇用されることが困難な人に就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会を通じて、知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う、一般雇用に近い形態のサービス
就労継続支援（B型）	通常の事業所に雇用されることが困難な人に就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会を通じて、知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う、従来の福祉的就労（障害者授産施設）に近い形態のサービス
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労し、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている方に対し、その就労先企業や関係機関等との連絡調整及び課題解決に向けた支援等を行うサービス

イ サービス見込量

項 目	単 位	第 6 期計画	第 7 期計画		
		令和 5 年度 (実績見込)	6 年度	7 年度	8 年度
就労選択支援	人分			97	139
	人日分			1,013	1,411
就労移行支援	人分	371	387	409	432
	人日分	5,394	5,984	6,304	6,638
就労継続支援 (A 型)	人分	2,804	2,887	2,965	3,046
	人日分	54,378	56,216	57,810	59,408
就労継続支援 (B 型)	人分	4,767	4,975	5,246	5,523
	人日分	80,215	85,035	89,663	94,265
就労定着支援	人分	180	201	216	236

ウ 見込量確保と質の向上のための方策

- 市町村と協働し、地域のニーズに応じたサービスが確保されるよう、事業者に対する情報提供等を行います。

(健康福祉部障害福祉課)

- 就労移行支援事業については、標準的な利用期間の定めがあり、一定期間以上の継続的な利用が制限されています。このため、経営上、大人数の定員設定が難しいことから、既存の就労系サービス事業所に対して、多機能型による事業運営について提案します。

(健康福祉部障害福祉課)

- サービス提供の現場において支援プロセスの管理、支援に携わる従業者への指導・助言等を行うサービス管理責任者に対し、サービスを提供するうえでの必要な知識や理解を深めるための研修を実施し、支援の質の向上を図ります。

(健康福祉部障害福祉課)

⑤ 日中活動系サービス（療養介護）

ア 提供サービスの概要

項 目	備 考
療養介護	常時医療を要する障がいのある人であって常時介護を要する人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活の世話をを行うサービス

イ サービス見込量

		第6期計画	第7期計画		
項目	単位	令和5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
療養介護	人分	213	219	224	228

ウ 見込量確保と質の向上のための方策

- 県立希望が丘こども医療福祉センター、岐阜県総合医療センター重症心身障がい児施設すこやかと、国立病院機構長良医療センターとの連携・役割分担により、医療的ケアが必要な障がい児者の入所需要に対応します。

(健康福祉部障害福祉課)

(健康福祉部医療福祉連携推進課)

- 障がい児者医療を支える医療人材を育成するため、医療的ケアが必要な障がい児者の医療や看護等に必要となる知識・技術に関する専門的な研修を実施します。

(健康福祉部障害福祉課)

(健康福祉部医療福祉連携推進課)

⑥ 日中活動系サービス（短期入所）

ア 提供サービスの概要

項目	備考
短期入所（福祉型）	病気などで家族・保護者等による介護が受けられない等の理由により、一時的な期間での障害者支援施設等への宿泊を伴う入所・介護のサービス
短期入所（医療型）	病気などで家族・保護者等による介護が受けられない等の理由により、一時的な期間での医療機関への宿泊を伴う入所・介護のサービス

イ サービス見込量

項 目	単 位	第 6 期計画	第 7 期計画		
		令和 5 年度 (実績見込)	6 年度	7 年度	8 年度
短期入所（福祉型）	人分	813	855	896	949
	人日分	4,337	4,614	4,850	5,124
うち 重度障がい者	人分	209	227	235	242
	人日分	1,131	1,231	1,271	1,312
短期入所（医療型）	人分	193	208	221	233
	人日分	813	911	972	1,028
うち 重度障がい者	人分	103	115	123	130
	人日分	413	478	526	553

ウ 見込量確保と質の向上のための方策

- 日常的に医療的ケアを必要とする障がい児者（医療的ケア児等）の家族が、身近な地域で安心してレスパイトサービスを利用できるよう、医療・福祉人材の育成・確保や事業所への運営支援等を通じて、医療的ケア児等を受け入れる短期入所事業を実施する医療機関等の増加を図ります。

（健康福祉部障害福祉課）

（健康福祉部医療福祉連携推進課）

⑦ 居住系サービス

ア 提供サービスの概要

項 目	備 考
施設入所支援	常時介護を要する障害支援区分4以上（50歳以上は障害支援区分3以上）の人に主として夜間において、障害者支援施設等で入浴、排泄又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会を提供するサービス
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を行う住宅で、相談や日常生活上の援助、介護を行うサービス
自立生活援助	定期的に居宅を訪問し、家事や体調に変化がないか、必要な助言を行うとともに、利用者からの相談や要請があった際には、訪問等による対応を行うサービス

イ サービス見込量

		第6期計画	第7期計画		
項目	単位	令和5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
施設入所支援	人分	2,209	2,209	2,209	2,209
共同生活援助	人分	2,037	2,150	2,263	2,374
うち重度障がい者	人分	174	190	202	214
自立生活援助	人分	3	14	17	29

(注) 施設入所支援のサービス見込量は、目標値や県内の向こう3年間の待機者数を踏まえて算出したため、各圏域の合計とは異なる。

ウ 見込量確保と質の向上のための方策

- 自宅あるいは施設からグループホームへの移行については、地域によっては、グループホームが不足しているため、グループホームの整備を市町村と連携し、進めていきます。
(健康福祉部障害福祉課)
- グループホームの整備にあたっては国の補助制度を活用するなどして促進するとともに、同居している介護者の高齢化等も視野に入れ、在宅からの移行に向けた整備を推進します。また、障がいの程度の重い方や発達障がいの方の入居ニーズにも対応できるグループホームの整備を推進します。
(健康福祉部障害福祉課)
- 障がい者の地域生活を支えるために、相談、体験の機会、緊急時の受入れなど、居住支援機能と地域支援機能を持った地域生活支援拠点等の機能の充実を図ります。
(健康福祉部障害福祉課)
- 地域生活支援拠点等にコーディネーターを配置するなど効果的な支援体制の構築を進め、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討し、必要な機能の確保について検討するよう、市町村に促します。
(健康福祉部障害福祉課)
- 各拠点等の運用状況、課題や事例等について、研修会等を開催し、各拠点等の機能の更なる充実、強化に繋がります。
(健康福祉部障害福祉課)

⑧ 相談支援

ア 提供サービスの概要

項目	備考
計画相談支援	支給決定前のサービス等利用計画案及び支給決定後の計画の作成、一定の期間後にサービス等の利用状況の検証を行い計画の見直しを行うサービス
地域移行支援	住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の便宜を提供するサービス
地域定着支援	常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他の便宜を提供するサービス

イ サービス見込量

項目	単位	第6期計画	第7期計画		
		令和5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
計画相談支援	人分	5,079	5,304	5,465	5,631
地域移行支援	人分	5	23	30	39
地域定着支援	人分	8	20	26	38

ウ 見込量確保と質の向上のための方策

- 市町村において総合的な相談支援業務や権利擁護・地域移行等の施策を担う基幹相談支援センターの機能を充実し、地域相談支援の拠点として、地域の相談支援事業者への助言など事業者間の連携を促進させます。

(健康福祉部障害福祉課)

- 相談支援従事者研修において、意思決定支援への配慮、高齢障がい者への対応やサービス等利用計画の質の向上等を踏まえた質の高いケアマネジメントを含む地域を基盤としたソーシャルワークを実践できる相談支援専門員を養成します。

(健康福祉部障害福祉課)

- 主任相談支援従事者養成研修の実施により、市町村と連携しながら、地域づくり、人材育成、困難事例への対応等、相談支援に関して地域の指導的な役割を担う人材となる主任相談支援専門員を養成します。

(健康福祉部障害福祉課)

(2) 圏域ごとの障害福祉サービス等の見込量について

市町村障害福祉計画における障害福祉サービス等の見込量を圏域ごとに集計したものを次のとおり定めます。

なお、県では、市町村ごとの障害福祉サービス等の見込量を合計したうえで、サービスの種類ごとに精査・調整を行い、サービス見込量を定めていることから、ここでの県合計の数値は、(1)に示した県のサービス見込量とは一部異なっております。

① 岐阜圏域

○訪問系サービス		第6期計画	第7期計画		
項目	単位	令和5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
居宅介護	人分	955	990	1,023	1,059
	時間分	15,201	15,726	16,283	16,848
重度訪問介護	人分	27	31	33	35
	時間分	6,937	7,851	8,174	8,752
同行援護	人分	95	100	105	110
	時間分	1,969	2,047	2,116	2,197
行動援護	人分	63	73	86	101
	時間分	1,026	1,205	1,385	1,586
重度障害者等包括支援	人分	1	1	1	1
	時間分	4	4	4	4

○日中活動系サービス		第6期計画	第7期計画		
項目	単位	令和5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
生活介護	人分	1,809	1,857	1,894	1,932
	人日分	34,889	35,647	36,277	37,013
うち 重度障がい者	人分	968	989	1,012	1,034
	人日分	19,220	19,589	19,966	20,448
自立訓練（機能訓練）	人分	1	3	3	5
	人日分	15	63	63	103
自立訓練（生活訓練）	人分	96	106	112	117
	人日分	1,571	1,769	1,853	1,936
就労選択支援	人分			63	91
	人日分			662	942
就労移行支援	人分	177	179	187	193
	人日分	2,658	2,697	2,804	2,903

項目	単位	令和5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
就労継続支援 (A型)	人分	1,280	1,328	1,372	1,417
	人日分	25,183	26,036	26,935	27,831
就労継続支援 (B型)	人分	1,900	2,010	2,159	2,324
	人日分	33,280	35,459	38,097	40,950
就労定着支援	人分	79	83	89	95
療養介護	人分	77	79	81	83
短期入所 (福祉型)	人分	243	256	266	278
	人日分	1,079	1,135	1,178	1,233
うち 重度障がい者	人分	94	99	105	109
	人日分	478	505	539	560
短期入所 (医療型)	人分	149	154	163	173
	人日分	647	661	705	751
うち 重度障がい者	人分	76	82	86	91
	人日分	307	322	353	372

○居住系サービス		第6期計画	第7期計画		
項目	単位	令和5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
施設入所支援	人分	761	755	750	741
共同生活援助	人分	816	860	914	970
	うち重度障がい者	人分	111	119	124
自立生活援助	人分	1	3	4	9

○相談支援		第6期計画	第7期計画		
項目	単位	令和5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
計画相談支援	人分	1,710	1,781	1,837	1,896
地域移行支援	人分	2	5	8	10
地域定着支援	人分	1	4	7	10

② 西濃圏域

○訪問系サービス		第6期計画	第7期計画		
項目	単位	令和5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
居宅介護	人分	305	318	328	339
	時間分	4,282	4,518	4,760	5,029
重度訪問介護	人分	11	15	16	17
	時間分	2,927	3,342	3,650	3,959
同行援護	人分	36	39	43	44
	時間分	505	555	586	592
行動援護	人分	44	52	57	62
	時間分	1,032	1,194	1,323	1,467
重度障害者等包括支援	人分	0	0	0	1
	時間分	0	0	0	3

○日中活動系サービス		第6期計画	第7期計画		
項目	単位	令和5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
生活介護	人分	989	1,011	1,028	1,043
	人日分	20,028	20,389	20,666	20,949
うち 重度障がい者	人分	352	356	362	369
	人日分	7,352	7,382	7,571	7,657
自立訓練（機能訓練）	人分	0	4	5	6
	人日分	0	22	32	52
自立訓練（生活訓練）	人分	15	23	24	25
	人日分	298	404	415	438
就労選択支援	人分			18	31
	人日分			97	198
就労移行支援	人分	62	71	76	84
	人日分	954	1,157	1,237	1,339

項 目	単位	令和5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
就労継続支援 (A型)	人分	367	377	387	397
	人日分	7,143	7,346	7,550	7,738
就労継続支援 (B型)	人分	838	853	891	927
	人日分	14,767	15,250	15,926	16,575
就労定着支援	人分	16	18	22	27
療養介護	人分	41	42	43	43
短期入所 (福祉型)	人分	166	174	182	188
	人日分	997	951	1,007	1,054
うち 重度障がい者	人分	54	59	62	65
	人日分	297	330	343	363
短期入所 (医療型)	人分	14	15	17	19
	人日分	39	58	68	78
うち 重度障がい者	人分	7	8	10	12
	人日分	19	25	35	43

○居住系サービス		第6期計画	第7期計画		
項 目	単位	令和5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
施設入所支援	人分	317	319	315	310
共同生活援助	人分	410	436	465	493
	うち重度障がい者	人分	45	50	56
自立生活援助	人分	2	5	6	11

○相談支援		第6期計画	第7期計画		
項 目	単位	令和5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
計画相談支援	人分	570	607	622	636
地域移行支援	人分	1	7	7	11
地域定着支援	人分	1	4	4	8

③ 中濃圏域

○訪問系サービス		第6期計画	第7期計画		
項目	単位	令和5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
居宅介護	人分	246	259	265	275
	時間分	2,792	3,077	3,158	3,284
重度訪問介護	人分	10	13	13	15
	時間分	628	909	909	917
同行援護	人分	37	38	41	42
	時間分	295	346	358	358
行動援護	人分	13	18	21	23
	時間分	138	222	228	230
重度障害者等包括支援	人分	0	0	0	0
	時間分	0	0	0	0

○日中活動系サービス		第6期計画	第7期計画		
項目	単位	令和5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
生活介護	人分	999	1,022	1,028	1,034
	人日分	19,853	20,733	20,914	21,052
うち 重度障がい者	人分	130	130	133	133
	人日分	2,479	2,455	2,503	2,485
自立訓練（機能訓練）	人分	0	1	1	2
	人日分	0	20	20	42
自立訓練（生活訓練）	人分	41	45	49	52
	人日分	410	490	539	559
就労選択支援	人分			3	3
	人日分			42	42
就労移行支援	人分	54	52	57	62
	人日分	627	694	757	825

項目	単位	令和5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
就労継続支援 (A型)	人分	556	577	591	607
	人日分	10,093	10,733	11,035	11,362
就労継続支援 (B型)	人分	823	858	887	919
	人日分	13,307	14,041	14,490	14,976
就労定着支援	人分	20	24	27	34
療養介護	人分	39	40	42	44
短期入所 (福祉型)	人分	248	258	273	294
	人日分	1,301	1,479	1,574	1,704
うち 重度障がい者	人分	27	33	32	32
	人日分	113	135	128	128
短期入所 (医療型)	人分	19	22	22	22
	人日分	84	131	131	131
うち 重度障がい者	人分	13	15	15	15
	人日分	60	83	83	83

○居住系サービス		第6期計画	第7期計画		
項目	単位	令和5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
施設入所支援	人分	482	481	479	476
共同生活援助	人分	352	370	387	401
	うち重度障がい者	人分	14	17	17
自立生活援助	人分	0	3	3	4

○相談支援		第6期計画	第7期計画		
項目	単位	令和5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
計画相談支援	人分	1,236	1,271	1,299	1,327
地域移行支援	人分	0	3	6	9
地域定着支援	人分	5	9	11	15

④ 東濃圏域

○訪問系サービス		第6期計画	第7期計画		
項目	単位	令和5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
居宅介護	人分	268	276	281	286
	時間分	3,174	3,249	3,294	3,341
重度訪問介護	人分	12	15	16	17
	時間分	4,121	4,382	4,533	4,664
同行援護	人分	30	31	31	32
	時間分	317	337	340	342
行動援護	人分	12	17	17	17
	時間分	211	351	351	351
重度障害者等包括支援	人分	0	0	0	0
	時間分	0	0	0	0

○日中活動系サービス		第6期計画	第7期計画		
項目	単位	令和5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
生活介護	人分	828	860	883	907
	人日分	16,549	17,457	17,915	18,448
うち 重度障がい者	人分	44	47	47	47
	人日分	885	924	924	924
自立訓練（機能訓練）	人分	1	2	2	2
	人日分	8	18	18	18
自立訓練（生活訓練）	人分	56	66	74	84
	人日分	562	723	849	995
就労選択支援	人分			11	12
	人日分			192	209
就労移行支援	人分	37	41	44	47
	人日分	569	646	697	743

項目	単位	令和5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
就労継続支援 (A型)	人分	436	441	450	459
	人日分	8,737	8,845	9,014	9,181
就労継続支援 (B型)	人分	802	850	894	927
	人日分	13,024	14,296	15,021	15,575
就労定着支援	人分	38	39	40	41
療養介護	人分	27	28	28	28
短期入所 (福祉型)	人分	100	110	117	125
	人日分	531	629	668	707
うち 重度障がい者	人分	18	18	18	18
	人日分	132	132	132	132
短期入所 (医療型)	人分	9	12	14	14
	人日分	31	41	48	48
うち 重度障がい者	人分	6	7	9	9
	人日分	23	33	40	40

○居住系サービス		第6期計画	第7期計画		
項目	単位	令和5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
施設入所支援	人分	441	439	436	431
共同生活援助	人分	319	329	341	353
	うち重度障がい者	人分	2	2	2
自立生活援助	人分	0	3	3	3

○相談支援		第6期計画	第7期計画		
項目	単位	令和5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
計画相談支援	人分	649	704	745	789
地域移行支援	人分	0	2	2	2
地域定着支援	人分	0	2	2	2

⑤ 飛騨圏域

○訪問系サービス		第6期計画	第7期計画		
項目	単位	令和5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
居宅介護	人分	196	232	236	240
	時間分	2,315	2,532	2,558	2,584
重度訪問介護	人分	5	5	5	6
	時間分	1,212	1,211	1,211	1,226
同行援護	人分	34	37	38	39
	時間分	314	368	377	386
行動援護	人分	11	12	15	16
	時間分	50	54	79	83
重度障害者等包括支援	人分	0	0	1	2
	時間分	0	0	30	45

○日中活動系サービス		第6期計画	第7期計画		
項目	単位	令和5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
生活介護	人分	476	487	492	497
	人日分	9,243	9,497	9,593	9,688
うち 重度障がい者	人分	190	209	209	209
	人日分	3,523	3,975	3,975	3,975
自立訓練（機能訓練）	人分	7	6	7	7
	人日分	64	50	51	51
自立訓練（生活訓練）	人分	35	39	39	39
	人日分	470	505	505	505
就労選択支援	人分			2	2
	人日分			20	20
就労移行支援	人分	41	44	45	46
	人日分	586	790	809	828

項目	単位	令和5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
就労継続支援 (A型)	人分	165	164	165	166
	人日分	3,222	3,256	3,276	3,296
就労継続支援 (B型)	人分	404	404	415	426
	人日分	5,837	5,989	6,129	6,189
就労定着支援	人分	27	37	38	39
療養介護	人分	29	30	30	30
短期入所 (福祉型)	人分	56	57	58	64
	人日分	429	420	423	426
うち 重度障がい者	人分	16	18	18	18
	人日分	111	129	129	129
短期入所 (医療型)	人分	2	5	5	5
	人日分	12	20	20	20
うち 重度障がい者	人分	1	3	3	3
	人日分	4	15	15	15

○居住系サービス		第6期計画	第7期計画		
項目	単位	令和5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
施設入所支援	人分	262	260	255	250
共同生活援助	人分	140	155	156	157
	うち重度障がい者	人分	2	2	3
自立生活援助	人分	0	0	1	2

○相談支援		第6期計画	第7期計画		
項目	単位	令和5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
計画相談支援	人分	915	941	962	983
地域移行支援	人分	2	6	7	7
地域定着支援	人分	1	1	2	3

第6章 国の基本指針に即して定める「第3期障害児福祉計画」

1 計画の策定にあたって

(1) 計画の性格及び位置付け

障害児福祉計画は、児童福祉法第33条の22に基づき、国の定める「基本指針」※に即し、市町村障害児福祉計画の達成に資するため、広域的な見地から障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する計画を定めるものです。

本県の障害児福祉計画は、障害者基本法に基づく障害者計画及び障害者総合支援法に基づく障害福祉計画とともに、「岐阜県障がい者総合支援プラン」の一部として第1期計画（平成30～令和2年度）及び第2期計画（令和3～5年度）を策定しており、第3期計画（令和6～8年度）においても、引き続き、同プランの中に位置付けて策定します（第6章）。

※ 国の定める「基本指針」

根拠規定：児童福祉法第33条の19（基本指針）

内閣総理大臣は、障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援の提供体制を整備し、障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針を定めるものとする。

→ 指針の内容については、185ページに掲載

(2) 第3期計画の期間

この計画の期間は、第7期障害福祉計画と同様、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

(3) 障害保健福祉圏域の設定

第7期障害福祉計画と同様、障害児通所支援等の見込量等については、5つの障害保健福祉圏域ごとに定めることとします。

(障害保健福祉圏域)

圏域名	区 域
岐阜圏域	岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、北方町
西濃圏域	大垣市、海津市、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町
中濃圏域	関市、美濃市、美濃加茂市、可児市、郡上市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町

東濃圏域	多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市、土岐市
飛騨圏域	高山市、飛騨市、下呂市、白川村

(4) 計画の推進体制

第7期障害福祉計画と同様、目標等については、年に1回は実績を把握し、障がい児施策や関連施策の動向を踏まえながら分析及び評価を行い、必要に応じて障害児福祉計画の見直しの措置を講じます。

①岐阜県障がい者総合支援懇話会等との協働

第7期障害福祉計画と同様、障害児福祉計画を推進するために、「岐阜県障がい者総合支援懇話会」等で意見を聴き、実践活動面で障害児福祉計画の推進に資するよう関係者間の協働を図ります。

②岐阜県障害者施策推進協議会への協議

第7期障害福祉計画と同様、障害児福祉計画の進捗状況等を「岐阜県障害者施策推進協議会」に報告し、適切な進行管理と評価を行います。

また、障害児福祉計画を見直す場合は、県民に広く意見募集するとともに岐阜県障害者施策推進協議会において、その内容を協議します。

(5) 障害児通所支援等の見込量の算出

第3期障害児福祉計画の目標年度である令和8年度における障害児通所支援等の見込量は、市町村の報告数値を基礎として、これまでの実績を踏まえ、算出しました。

①市町村との調整

市町村は障害児通所支援等の見込量や目標数値等について、これまでの実績を踏まえ、各種調査や有識者会議等を実施したうえで計画数値を見込んでいます。

県においては市町村ごとの障害児通所支援等の見込量を合計したうえで、種類ごとに精査・調整を行い、見込量を定めました。

2 成果目標

(1) 令和8年度の成果目標の設定

国の基本指針では、障がい児支援の提供体制の整備等について、地域の実情を踏まえ、令和8年度の成果目標を設定することとされています。

本計画では、国の基本指針を踏まえ、令和8年度の成果目標を次のとおり設定します。

① 障がい児支援の提供体制の整備等

ア 成果目標の設定

【国の基本指針】

- ・ 令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置すること（市町村単独での設置が困難な場合は、圏域での設置であっても差し支えない）を基本として、地域の実情に応じて設定。
- ・ 令和8年度末までに、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本として、地域の実情に応じて設定。
- ・ 令和8年度末までに、県は、難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画を策定するとともに、県において、難聴児支援のための中核的機能を果たす体制を確保すること及び新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の構築に向けた取組を進めることを基本とする。
- ・ 令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保すること（市町村単独での確保が困難な場合は、圏域での確保であっても差し支えない）を基本として、地域の実情に応じて設定。
- ・ 令和8年度末までに、県は医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置すること及び県及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置する（市町村単独での設置が困難な場合は、都道府県が関与した上で圏域での設置であっても差し支えない）とともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本として、地域の実情に応じて設定。
- ・ 令和8年度末までに県において、障害児入所施設に入所している児童が、18歳以降大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるよう、移行調整に係る協議の場を設置することを基本とする。



【県の成果目標】

- ・令和8年度末までに、各圏域に1か所以上、児童発達支援センターが設置されることを目指します。
- ・令和8年度末までに、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制が構築されることを目指します。
- ・第4期岐阜県障がい者総合支援プランに、難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画を盛り込んでいます。
- ・令和3年度に難聴児支援のための中核的機能を果たす体制を構築し、新生児聴覚検査から療育につなげる連携の取組を進めています。
- ・令和8年度末までに、各市町村（圏域等での確保を含む）に1か所以上、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所が確保されることを目指します。
- ・平成27年度に設置した重症心身障がい在宅支援センターみらいを医療的ケア児支援センターに位置付け、医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターとして看護職員を配置しています。
- ・令和8年度末までに、県、圏域及び各市町村（圏域等での設置を含む）において、医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう協議の場が設置されるとともに、県及び各市町村（圏域等での設置を含む）において医療的ケア児等に関するコーディネーターが配置されることを目指します。
- ・令和5年度に、障害児入所施設に入所している児童が18歳以降大人にふさわしい環境へ円滑に移行するための移行調整に係る協議の場を設置しています。

【成果目標の積算】

項 目	令和4年度実績	令和8年度目標
①【目標値】 児童発達支援センターが設置された圏域数	3圏域	5圏域
②【目標値】 障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制が構築された市町村数	22市町村	42市町村
③【目標値】 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所が確保された市町村数（圏域等での確保を含む）	30市町村	42市町村
④【目標値】 主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所が確保された市町村数（圏域等での確保を含む）	27市町村	42市町村

項 目	設置主体	令和4年度実績	令和8年度目標
⑤【目標値】 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	県	1か所	1か所
	圏域	5圏域	5圏域
	市町村 （圏域等での設置を含む）	21市町村	42市町村

イ 成果目標設定の考え方

- 児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、各圏域に1か所以上、児童発達支援センターが設置されることを目標とします。
- 障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容を推進する体制が構築されることを目標とします。
- 聴覚障がい児を含む難聴児が適切な支援を受けられるように、「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針」（令和4年2月）に基づき、難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画を第4期岐阜県障がい者総合支援プランに盛り込んでいます。
- 令和3年度に岐阜県難聴児支援センター（岐阜大学医学部附属病院内）を設置し、難聴児支援のための中核的機能を果たすとともに、新生児聴覚検査から療育につなげる連携の取組を進めています。
- 重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように、各市町村（市町村単独での確保が困難な場合は圏域等）に1か所以上、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を確保することを目標とします。
- 重症心身障がい在宅支援センターみらいに、医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターとして看護職員を配置しています。
- 医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、県、各圏域、各市町村（圏域等での設置を含む）において、保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置するとともに、県（県は配置済）のみならず各市町村（圏域等での設置を含む）において、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを目標とします。
- 令和5年度に、障害児入所施設に入所している児童が18歳以降大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるよう、岐阜県障がい者総合支援懇話会に障害児入所施設移行調整部会を設置し、関係者間において連携及び調整を図っています。

ウ 指定障害児入所施設の必要定員総数の設定

- 国の基本指針では、各年度の指定障害児入所施設の必要入所定員総数を定めることとされているため、これまでの実績及び地域の実情を踏まえ、次のとおり設定します。

【指定障害児入所施設の必要定員総数】

区 分	令和4年度※	令和5年度※	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児入所施設定員数 (実際の定員数)	343人 (323人)	343人	323人	323人	323人

※前計画で定めた必要定員総数

(2) 令和8年度の活動指標の設定

国の基本指針では、障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標を達成するため、令和8年度の活動指標を見込むことが適当であるとされています。

本計画では、国の基本指針を踏まえ、令和8年度の活動指標及び見込量を次のとおり設定します。

【医療的ケア児に対する支援】

事 項	令和4年度実績	令和8年度見込
①県における医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置人数	4人	4人
②市町村における医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	34人	56人

【発達障がい者等に対する支援】 【再掲】

事 項	令和4年度実績	令和8年度見込
①発達障害者支援地域協議会の開催回数	1回	2回
②発達障害者支援センターによる相談支援件数	2,872件	3,050件
③発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数	センター 23件 マネジャー1,278件	センター 100件 マネジャー1,300件
④発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発件数	264件	270件
⑤ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者）及び実施者数（支援者）	受講者 31人 実施者 一人	受講者 149人 実施者 30人
⑥ペアレントメンターの人数	33人	50人
⑦ピアサポートの活動への参加人数	172人	449人

また、国の基本指針では、障がい児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備について示されています。

本計画では、国の基本指針を踏まえ、子ども・子育て支援等の利用を希望する障がい児が希望に沿った利用ができるよう、保育所と認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）における障がい児の受入れに関する見込量を次のとおり設定します。

【障がい児の受入れに関する見込量】

事 項	令和4年度実績	令和8年度見込
①保育所・認定こども園	1,823	2,045
②放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	524	689

3 障害児通所支援等の見込量と確保策等

(1) 障害児通所支援等の見込量と確保策等

国の基本指針では、都道府県障害児福祉計画の作成に関する事項として、区域ごとの各年度の障害児通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策及びその質の向上のために講ずる措置を定めることとされています。

本計画においては、令和5年度までの障害児通所支援等の実績（見込）を踏まえ、令和6年度～8年度のサービス見込量を定めるとともに、その確保及び質の向上に関する方策を定めました。

今後は、この方策に基づき、県と市町村が協働して、障害児通所支援等の計画的かつ着実な整備を進めていきます。また、整備に当たっては、サービス提供事業者に働きかけを行うとともに、サービスの質の向上につながる支援を行います。

なお、サービス見込量は、各市町村におけるサービス見込量を基に積算しています。

※見込量の個別単位

【人 分】 月間の利用人数

【時間分】 月間のサービス提供時間

【人日分】 「月間の利用人数」×「1人1月当たりの平均利用日数」で算出されるサービス量

① 障害児通所支援

ア 提供サービスの概要

項 目	備 考
児童発達支援	通所による日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行う支援
医療型児童発達支援	治療及び通所による日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行う支援
放課後等デイサービス	通所による社会との交流の促進の支援や生活能力の向上のための訓練等を行う支援
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行う支援
居宅訪問型児童発達支援	居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行う支援

イ サービス見込量

項 目	単 位	第 2 期計画	第 3 期計画		
		令和 5 年度 (実績見込)	6 年度	7 年度	8 年度
児童発達支援	人分	4,003	4,270	4,403	4,542
	人日分	21,180	22,520	23,670	24,958
医療型児童発達支援*	人分	95			
	人日分	525			
放課後等デイサービス	人分	5,562	5,930	6,293	6,647
	人日分	65,263	70,009	74,295	78,828
保育所等訪問支援	人分	227	280	295	306
	人日分	394	472	513	555
居宅訪問型児童発達支援	人分	6	13	16	18
	人日分	23	49	60	67

※「医療型児童発達支援」は、令和 6 年度から「児童発達支援」へ一元化

ウ 見込量確保と質の向上のための方策

- 市町村による障がい児の療育支援体制の確保のため、市町村や児童発達支援事業所等のニーズに応じ、県立希望が丘こども医療福祉センターに設置する発達精神医学研究所の医師や作業療法士等の医療従事者の派遣、関係職員の専門研修により、関係機関の障がい児支援技術の向上等を図ります。

(健康福祉部障害福祉課)

(健康福祉部医療福祉連携推進課)

- 発達障がい児に対する地域支援機能を強化するため、各圏域に設置している「圏域発達障がい支援センター」により、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、子育て支援施設等に対し、研修、連絡調整、助言等を行います。

(健康福祉部障害福祉課)

(健康福祉部子育て支援課)

- 就学時及び卒業時における支援体制の円滑な移行、学校と障害児通所支援事業所等の緊密な連携等を図るべく、県・市町村内で障がい児支援担当部局と教育委員会との連携体制を確保します。

(健康福祉部障害福祉課)

(教育委員会特別支援教育課)

- 国が定める「放課後等デイサービスガイドライン」「児童発達支援ガイドライン」の周知徹底、児童発達支援管理責任者を対象とする圏域研修、発達障がいに関する研修の実施や関係団体・事業所との連携の促進等により、支援の質の向上を図ります。

(健康福祉部障害福祉課)

② 障害児入所支援

ア 提供サービスの概要

項 目	備 考
福祉型障害児入所支援	入所による保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行うサービス
医療型障害児入所支援	入所による保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行うサービス

イ サービス見込量

項 目	単 位	第 2 期 計 画	第 3 期 計 画		
		令和 5 年度 (実績見込)	6 年度	7 年度	8 年度
福祉型障害児入所支援	人分	58	58	58	58
医療型障害児入所支援	人分	32	32	32	32

ウ 見込量確保と質の向上のための方策

- 福祉型障害児入所支援は、障がい児に対する発達支援、自立支援、社会的養護等の機能を有する地域のセーフティーネットとしての役割があり、本県においては、2施設においてそれが担われているところです。今後も、国の施策を注視しながら、必要なセーフティーネットの維持を図ってまいります。

また、県、市町村、施設、学校、相談支援事業所及び障害福祉サービス事業所等の関係機関の連携により、入所している児童が18歳以降も適切な場所で適切な支援を受けることができるようにすることで、支援の質の向上を図ってまいります。

(健康福祉部障害福祉課)

- 県立希望が丘こども医療福祉センター、岐阜県総合医療センター重症心身障がい児施設すこやかと、国立病院機構長良医療センターとの連携・役割分担により、医療的ケアが必要な障がい児者の入所需要に対応します。

(健康福祉部障害福祉課)

(健康福祉部医療福祉連携推進課)

③ 障害児相談支援

ア 提供サービスの概要

項目	備考
障害児相談支援	支給決定前の障害児支援利用計画案及び支給決定後の計画の作成、一定の期間後にサービス等の利用状況の検証を行い計画の見直しを行うサービス

イ サービス見込量

		第2期計画	第3期計画		
項目	単位	令和5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
障害児相談支援	人分	2,846	3,067	3,235	3,411

ウ 見込量確保と質の向上のための方策

- 市町村において総合的な相談支援業務や権利擁護・地域移行等の施策を担う基幹相談支援センターの機能を充実し、地域相談支援の拠点として、地域の相談支援事業者への助言など事業者間の連携を促進させます。

(健康福祉部障害福祉課)

- 相談支援従事者研修において、意思決定支援への配慮、障がい児への対応やサービス等利用計画の質の向上等を踏まえた質の高いケアマネジメントを含む地域を基盤としたソーシャルワークを実践できる相談支援専門員を養成します。

(健康福祉部障害福祉課)

- 主任相談支援従事者養成研修の実施により、市町村と連携しながら、地域づくり、人材育成、困難事例への対応等、相談支援に関して地域の指導的な役割を担う人材となる主任相談支援専門員を養成します。

(健康福祉部障害福祉課)

(2) 圏域ごとの障害児通所支援等の見込量について

市町村障害児福祉計画における障害児通所支援等の見込量を圏域ごとに集計したものを次のとおり定めます。

① 岐阜圏域

項目	単位	第2期計画	第3期計画		
		令和5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
児童発達支援	人分	1,325	1,509	1,632	1,771
	人日分	10,705	11,643	12,679	13,834
医療型児童発達支援	人分	82			
	人日分	475			
放課後等デイサービス	人分	2,680	2,830	3,019	3,223
	人日分	33,272	35,479	37,869	40,431
保育所等訪問支援	人分	94	100	105	110
	人日分	185	201	223	243
居宅訪問型児童発達支援	人分	3	4	5	6
	人日分	18	22	24	26
福祉型障害児入所支援	人分	28	28	28	28
医療型障害児入所支援	人分	17	17	17	17
障害児相談支援	人分	1,063	1,147	1,230	1,319

② 西濃圏域

項目	単位	第2期計画	第3期計画		
		令和5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
児童発達支援	人分	836	886	901	917
	人日分	3,502	3,704	3,768	3,846
医療型児童発達支援	人分	8			
	人日分	36			
放課後等デイサービス	人分	718	781	836	895
	人日分	8,530	9,024	9,623	10,226
保育所等訪問支援	人分	20	31	38	40
	人日分	37	61	76	84
居宅訪問型児童発達支援	人分	0	4	5	6
	人日分	0	11	15	20
福祉型障害児入所支援	人分	4	4	4	4
医療型障害児入所支援	人分	5	5	5	5
障害児相談支援	人分	425	479	496	513

③ 中濃圏域

項 目	単位	第2期計画	第3期計画		
		令和5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
児童発達支援	人分	767	789	800	807
	人日分	2,730	2,799	2,837	2,865
医療型児童発達支援	人分	5			
	人日分	14			
放課後等デイサービス	人分	947	1,023	1,099	1,144
	人日分	10,834	12,009	12,738	13,478
保育所等訪問支援	人分	33	62	63	65
	人日分	39	72	73	84
居宅訪問型児童発達支援	人分	2	3	4	4
	人日分	4	10	15	15
福祉型障害児入所支援	人分	9	9	9	9
医療型障害児入所支援	人分	3	3	3	3
障害児相談支援	人分	805	880	935	993

④ 東濃圏域

項 目	単位	第2期計画	第3期計画		
		令和5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
児童発達支援	人分	650	640	625	603
	人日分	2,485	2,585	2,599	2,628
医療型児童発達支援	人分	0			
	人日分	0			
放課後等デイサービス	人分	856	894	937	982
	人日分	9,367	9,847	10,415	11,033
保育所等訪問支援	人分	20	21	22	23
	人日分	40	42	44	46
居宅訪問型児童発達支援	人分	0	0	0	0
	人日分	0	0	0	0
福祉型障害児入所支援	人分	13	13	13	13
医療型障害児入所支援	人分	5	5	5	5
障害児相談支援	人分	355	359	371	383

⑤ 飛騨圏域

項 目	単 位	第 2 期 計 画	第 3 期 計 画		
		令和 5 年度 (実績見込)	6 年 度	7 年 度	8 年 度
児童発達支援	人分	425	446	445	444
	人日分	1,758	1,789	1,787	1,785
医療型児童発達支援	人分	0			
	人日分	0			
放課後等デイサービス	人分	360	402	402	403
	人日分	3,260	3,650	3,650	3,660
保育所等訪問支援	人分	60	66	67	68
	人日分	93	96	97	98
居宅訪問型児童発達支援	人分	1	2	2	2
	人日分	1	6	6	6
福祉型障害児入所支援	人分	4	4	4	4
医療型障害児入所支援	人分	2	2	2	2
障害児相談支援	人分	197	202	203	203

第7章 地域生活支援事業の実施に関する事項

地域生活支援事業は、相談支援、移動支援、コミュニケーション支援など、障がいのある人たちが安心して自立した地域生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、市町村及び都道府県が主体となって実施するものです。

このうち、都道府県においては、特に専門性の高い相談支援事業や広域的な対応が必要な事業、指導者育成事業などを実施することとされています。

本県では、専門性・広域の視点から、次のような地域生活支援事業を展開していきます。

1 県が行う地域生活支援事業の実施に関する事項

(1) 専門性の高い相談支援事業

特に専門性の高い相談について、必要な情報の提供等の便宜を供与し、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的としています。

① 発達障害者支援センター運営事業

発達障害者支援センターは、発達障がい児者に対する支援を総合的に行う地域の拠点として、発達障がいに関する各般の問題について発達障がい児者及びその家族からの相談に応じ、適切な指導又は助言を行うとともに、関係施設及び関係機関との連携強化等により、発達障がい児者に対する地域における総合的な支援体制の整備を推進し、もって、これらの発達障がい児者及びその家族の福祉の向上を図ることを目的とします。

- 発達障がい児者やその家族からの相談に応じるとともに、関係機関との連携強化により地域の総合的な支援体制の整備を推進します。

(健康福祉部障害福祉課)

延べ利用見込み者数

年 度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延べ利用見込み者数	3,050人	3,050人	3,050人

② 高次脳機能障害支援普及事業

高次脳機能障がいに対する県全体の相談体制を強化し、医療関係者、県民及び市町村職員等への普及・啓発を図ります。

○ 高次脳機能障害相談支援事業

相談体制を強化するため、支援拠点機関における相談を継続するとともに、身近な地域において相談が可能となるよう、圏域ごとに設置したコーディネーターが引き続き相談支援を行います。

(健康福祉部保健医療課)

○ 高次脳機能障害啓発・人材養成事業

高次脳機能障がいについては、普及・啓発を継続することで、徐々に認知されるようになってきましたが、まだ社会的な理解が十分ではないため、さらに普及・啓発活動及び研修会を継続していきます。

(健康福祉部保健医療課)

○ 地域連携型の支援システムの構築

高次脳機能障がいに対する医療やリハビリテーションを身近な地域で受けることができるよう、圏域ごとに指定した協力医療機関と支援拠点病院が連携を強化していきます。さらに、安心して地域生活が送れるよう、圏域コーディネーターが所属する地域支援協力機関や協力医療機関等連携病院（精神科病院）とも連携し、地域連携型の支援システムの構築を推進します。

(健康福祉部保健医療課)

地域支援協力機関設置数（支援拠点病院を含む）・支援拠点機関等への相談件数見込み（延べ）

年 度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域支援協力機関設置数	7か所	7か所	7か所
支援拠点機関等への相談件数見込み(延べ)	1,000件	1,000件	1,000件

(2) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員及び失語症者向け意思疎通支援者を養成することにより、聴覚、言語機能、音声機能等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等の自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的としています。

① 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業

- 身体障がい者福祉の概要や手話通訳又は要約筆記の役割・責務等について理解ができ、手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術及び基本技術を習得した手話通訳者並びに要約筆記に必要な要約技術及び基本技術を習得した要約筆記者を養成します。

また、現任者に対するスキルアップ研修の実施により資質の向上を図ります。

(健康福祉部障害福祉課)

合格者数*

年 度	通訳・筆記	令和6年度	令和7年度	令和8年度
合格者数累計	手話通訳者	54人	60人	66人
	要約筆記者(手書)	56人	58人	60人
	要約筆記者(PC)	32人	34人	36人

※手話通訳者及び要約筆記者(手書・PC)は養成研修終了後、統一試験を受験し合格することで、手話通訳者・要約筆記者(手書・PC)となります。

② 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業

- 盲ろう者の自立と社会参加を図るため、盲ろう者向け通訳・介助員を養成するとともに、現任者に対するスキルアップ向上を図ります。

(健康福祉部障害福祉課)

実養成講習修了見込み者数

年 度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実養成講習修了見込み者数	6人	1人	6人

③ 失語症意思疎通支援養成事業

- 失語症者に対する意思疎通支援者を養成し、失語症者の社会参加を支援します。

(健康福祉部障害福祉課)

意思疎通支援者講習終了見込み者数

年 度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
講習修了見込み者数	8人	8人	8人

(3) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

特に専門性の高い意思疎通支援を行う者を派遣する体制を整備することにより、広域的な派遣や市町村での実施が困難な派遣等を可能とし、意思疎通を図ることが困難な障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を行うことができるようにすることを目的としています。

(健康福祉部障害福祉課)

① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

- 聴覚障がい者の自立と社会参加を図るため、障がい福祉関係団体が主催又は共催する広域的な行事に、手話通訳者又は要約筆記者を派遣します。

実利用見込み件数

年 度	通訳・筆記	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用見込み件数	手話通訳者	230件	230件	230件
	要約筆記者(手書)	50件	50件	50件
	要約筆記者(PC)	30件	30件	30件

② 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

- 盲ろう者の自立と社会参加を図るため、コミュニケーション及び移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員を派遣します。

(健康福祉部障害福祉課)

実利用見込み件数

年 度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用見込み件数	580件	580件	580件

③ 失語症意思疎通支援派遣事業

- 失語症者の自立と社会参加を図るため、コミュニケーションの確保及び外出等の支援を行う意思疎通支援者を派遣します。

(健康福祉部障害福祉課)

実利用見込み件数

年 度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用見込み件数	40件	40件	40件

(4) 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業

手話通訳者、要約筆記者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整体制を整備することにより、広域的な派遣を円滑に実施し、聴覚障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を行うことができるようにすることを目的としています。

- 市町村域又は都道府県域を越えた広域的な派遣を円滑に実施するため、市町村間では派遣調整ができない場合には、県が市町村間の派遣調整を行います。
(健康福祉部障害福祉課)

(5) 広域的な支援事業

① 都道府県相談支援体制整備事業

圏域ごとに相談支援等に関する特別アドバイザー及び圏域サポーターを配置し、市町村における障がい者相談支援体制の構築に向けて必要な支援を行うとともに、広域的・専門的な相談支援を行っております。

- 市町村の協議会の運営の活性化と基幹相談支援センターの相談支援体制の強化を図るため、各圏域に1人(岐阜圏域は2人)の特別アドバイザー及び同人数の圏域サポーターを設置しております。
(健康福祉部障害福祉課)

② 精神障害者地域移行・地域生活支援事業

精神障がい者が住み慣れた地域を拠点とし、本人の意向に即して、本人が充実した生活を送ることができるよう、統合失調症を始めとする入院患者の減少及び地域生活への移行に向けた支援並びに地域生活を継続するための支援を推進します。

県では、精神障がい者の視点を重視した支援を充実する観点や、精神障がい者が自らの疾患や病状について正しく理解することを促す観点から、ピアサポーター※の積極的な活用に努めます。

※ピアサポーターとは

ピアサポート(精神障がいの当事者(経験者)として、自身の精神疾患や病状等の経験を通じて同じ障がいを持つ方に対して支援)を行う人。ピアサポーターは、精神障がい者の相談や地域交流・自己啓発などの社会参加活動を支援する。

- ピアサポーターの活用により、当事者の視点やリカバリーの経験を踏まえた働きかけを行うことで、地域移行・地域定着支援の推進を図ります。
【入院中の精神障がい者の地域移行・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進(再掲)】
(健康福祉部保健医療課)

ピアサポーターの登録見込み者及びピアサポーター向け学習会参加者数(延人数)

年 度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
登録見込み者及び ピアサポーター向け学習会参加者数	51人	53人	55人

③ 発達障害者支援地域協議会による体制整備事業

自閉症、アスペルガー症候群等の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい等の発達障がいを有する障がい児者への支援体制を整備するため、医療、保健、福祉、教育、労働等の関係者で構成する「発達障害者支援地域協議会」を設置し、発達障がい児者への支援体制の充実を図ります。

- さまざまな関係者で構成する「県発達障がい者等支援体制整備推進連携会議」を開催します。

(健康福祉部障害福祉課)

開催見込み数

年 度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催見込み数	2回	2回	2回

【参考】

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（令和5年子ども家庭庁・厚生労働省告示第1号）」（国の基本指針）に掲げる都道府県障害福祉計画に定める事項等（抜粋）

○都道府県障害福祉計画において定める事項

別表第三

事 項	内 容
一 都道府県障害福祉計画等の基本的理念等	都道府県障害福祉計画等に係る法令の根拠、趣旨、基本的理念、目的及び特色等を定めること。
二 区域の設定	指定障害福祉サービス等又は指定通所支援等の種類ごとの量の見込みを定める単位となる区域を定めた場合に、その趣旨、内容等を定めること。
<p>三 提供体制の確保に係る目標</p> <p>(一) 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標</p> <p>(二) 障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標</p>	<p>障害者について、施設入所者の地域生活への移行、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、地域生活支援拠点等が有する機能の充実、福祉施設の利用者の一般就労への移行等を進めるため、この基本指針に即して、地域の実情に応じて、令和八年度における成果目標を設定すること。</p> <p>特に福祉施設の利用者の一般就労への移行等の数値目標を達成するため、労働担当部局、教育委員会等の教育担当部局、都道府県労働局等の関係機関と連携して、次に掲げる事項について障害者雇用の推進に関する活動指標を設定して、実現に向けた取組を定めること。</p> <p>① 就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者の一般就労への移行</p> <p>② 障害者に対する職業訓練の受講</p> <p>③ 福祉施設から公共職業安定所への誘導</p> <p>④ 福祉施設から障害者就労・生活支援センターへの誘導</p> <p>⑤ 公共職業安定所における福祉施設利用者の支援</p> <p>障害児支援の体制整備を進めるため、この基本指針に即して、地域の実情に応じて、令和八年度における成果目標を設定すること。</p>

<p>四 支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策</p> <p>(一) 各年度における指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策</p> <p>(二) 各年度における指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み及びそのための方策</p>	<p>① 市町村障害福祉計画を基礎として、④の令和八年度末の長期入院患者の地域移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）を勘案しながら、地域の実情を踏まえて、令和八年度までの各年度における指定障害福祉サービス等の種類ごとの実施に関する考え方及び必要な量の見込みについて、区域及び都道府県全域で定めること。</p> <p>② 指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策を定めること。</p> <p>③ 市町村障害福祉計画を基礎として、地域生活支援拠点等の整備の方策について、圏域及び都道府県全域で定めること。</p> <p>④ 別表第四の三の項に掲げる式により算出した、令和八年度末の長期入院患者の地域移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）を定めること。</p> <p>① 市町村障害児福祉計画を基礎として、令和八年度末までの各年度における指定通所支援等の種類ごとの実施に関する考え方及び必要な量の見込みについて、区域及び都道府県全域で定めること。</p> <p>② 指定通所支援等の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策を定めること。</p>
<p>五 圏域単位を標準とした指定障害福祉サービス及び指定通所支援の見通し及び計画的な基盤整備の方策</p>	<p>① 障害福祉サービス及び障害児通所支援の利用状況や供給体制について、国民健康保険団体連合会へ委託する自立支援給付の支払に関するデータの分析等により的確に把握すること。</p> <p>② 障害者等のニーズを踏まえ、必要な住まい、訪問系サービス、日中活動の拠点及び障害児支援の提供体制が適切に整備されているかという視点から課題を整理すること。</p> <p>③ ①及び②を踏まえ、障害者等の支援に必要となる指定障害福祉サービス及び障害児通所支援の種類及び量の見通しを作成すること。加えて、当該見通しを達成するために新たに必要となる指定障害福祉サービス及び</p>

	障害児通所支援を実施する事業所数を見込むとともに、年次ごとの事業所の整備計画を作成すること。
六 各年度の指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の必要入所定員総数	令和八年度までの各年度における指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の必要入所定員総数を定めること。
七 都道府県の地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項	都道府県が実施する地域生活支援事業について、第二に定める成果目標の達成に資するよう地域の実情に応じて、次の事項を定めること。 ① 実施する事業の内容 ② 各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み ③ 各事業の見込量の確保のための方策 ④ その他実施に必要な事項
八 指定障害福祉サービス等支援に従事する者の確保又は資質の向上のために講ずる措置	指定障害福祉サービス等支援に従事する者及び相談支援専門員等の確保又は資質の向上のために実施する措置に関する事項を定めること。
九 関係機関との連携に関する事項 (一) 区域ごとの指定障害福祉サービス又は指定地域相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターその他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項 (二) 区域ごとの指定通所支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項	都道府県の障害保健福祉部局と医療機関、教育機関等関係機関との連携方法を定めること。 都道府県の障害保健福祉部局と医療機関、教育機関等関係機関との連携方法を定めること。
十 都道府県障害福祉計画等の期間	都道府県障害福祉計画等の期間を定めること。
十一 都道府県障害福祉計画等の達成状況の点検及び評価	年度における都道府県障害福祉計画等の達成状況を点検及び評価する方法等を定めること。

第8章 達成目標

【I】安心して暮らせる社会環境づくり

項目	設定事項	設定単位	達成目標			
			基準値(時点)	期間増	R8末目標	
継続	乗合バスに占めるノンステップバス車両の割合	導入率	%	43.3 (R3)	22.1	65.4 (R7)
継続	視覚障がい者の移動上の安全性を確保することが特に必要と認められる部分に設置されている音響信号機及びエスコートゾーンの設置率	割合	%	100 (R4)	—	100
継続	交番及び駐在所の改築、改修においてスロープ、自動ドア、ローカウンター、客溜の整備が行われた割合	整備率	%	55.8 (R4)	6.9	62.7
継続	手話通訳者統一試験合格者数(累計)(※)	合格者数	人	42 (R4)	24	66
継続	要約筆記者(手書)統一試験合格者数(累計)(※)	合格者数	人	52 (R4)	8	60
継続	要約筆記者(PC)統一試験合格者数(累計)(※)	合格者数	人	28 (R4)	8	36
継続	盲ろう者通訳・介助者養成人数(累計)	養成人数	人	298 (R4)	12	310
継続	失語症者意思疎通支援者養成人数(累計)	養成人数	人	64 (R4)	32	96
継続	福祉友愛プール年間利用者数	利用者数	人	37,461 (R4)	7,539	45,000
継続	福祉友愛アリーナ年間利用率	利用率	%	59.4 (R元)	24.6	84.0
継続	要配慮者利用施設がある土砂災害特別警戒区域の着手率	割合	%	97.4 (R4)	2.6	100

【Ⅱ】社会参加と自立を進める支援の充実

項目	設定事項	設定単位	達成目標			
			基準値 (時点)	期間増	R8末 目標	
継続	高等特別支援学校機能の整備件数（累計）	整備件数	件	2 (R4)	3	5
継続	特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状保有率	割合	%	89.2 (R4)	10.8	100
新規	幼稚園・小・中・高等学校教員を対象とした発達障がい支援担当教員等養成研修の受講者数（累計）	受講者数	人	207 (~R4累計)	443	650
継続	県内障がい者の実雇用率	実雇用率	%	2.35 (R4)	0.27	2.62
継続	特別支援学校高等部及び高等特別支援学校卒業生のうち、就職を希望する生徒の就職率	割合	%	95.4 (R4)	4.6	100
継続	「働きたい！応援団 ぎふ」登録企業数（累計）	企業数	社	981 (R4)	119	1,100
継続	多様な障がい者委託訓練による就職率	就職率	%	40.0 (R4)	15.0	55.0
新規	チャレンジトレーニング事業実施人数	実施人数	人	370 (R4)	70	440
新規	障がい者職業能力開発校の修了者における就職率	就職率	%	80.0 (R4)	—	76.1
継続	難病生きがいサポートセンターにおける1年間の就労相談件数	相談件数	件	664 (R4)	36	700
福祉施設から一般就労への移行等（※）						
継続	年間一般就労移行者数（※）	移行者数	人	262 (R3)	74	336
新規	就労定着支援事業の利用者数（※）	利用者数	人	156 (R3)	64	220
継続	就労定着支援による就労定着率が7割以上の事業所の割合（※）	割合	%	—	—	25

継続	就労継続支援B型事業所の平均工賃	円	円	16,390 (R4)	3,610	20,000
新規	農業者と福祉事業所のマッチング数	マッチング数	件	79 (R4)	79	158
新規	パリパラリンピックへの県ゆかりの選手輩出数	選手数	人	9 (R3)	1	10 (R6)
継続	年間のパラスポーツ教室の開催数	回数	回	116 (R4)	21	137
継続	障がい者芸術事業開催圏域数	開催圏域	圏域	5 (R4)	—	5

【Ⅲ】日常生活を支える福祉の充実

項目	設定事項	設定単位	達成目標			
			基準値 (時点)	期間 増	R8末 目標	
新規	地域生活支援拠点等の整備(※)	市町村数	39 (R4)	3	42	
新規	地域生活支援拠点等へのコーディネーター等の配置市町村(※)	市町村数	11 (R4)	31	42	
新規	地域生活支援拠点等の運用状況の検証および検討の実施(※)	市町村数	31 (R4)	11	42	
福祉施設の入所者の地域生活への移行(※)						
継続	施設入所者数(※)	入所者数	人	2,209 (R4)	—	2,209
継続	地域生活移行者数(※)	移行人数	人	—	—	92
継続	福祉対応リフォーム実施済み県営住宅数(累計)	供給戸数	戸	287 (R4)	40	327
新規	障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制が構築された市町村数(※)	市町村数	市町村	22 (R4)	20	42
新規	指導監査の予定計画数に対する実施割合	割合	%	97 (R4)	—	100

継続	児童発達支援センターが設置された圏域数（※）	圏域数	圏域	3 (R4)	2	5
新規	主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所が確保された市町村数（※）	市町村数	市町村	30 (R4)	12	42
新規	主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所が確保された市町村数（※）	市町村数	市町村	27 (R4)	15	42
入院中の精神障がい者の地域生活への移行						
継続	精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数（※）	日数	日	319.2 (R1)	6.1	325.3
継続	65歳以上の1年以上長期入院患者数（※）	在院者数	人	1,148 (R4)	△48	1,100
継続	65歳未満の1年以上長期入院患者数（※）	在院者数	人	905 (R4)	△88	817
継続	入院後3ヶ月経過時点の退院率（※）	退院率	%	67.1 (R1)	1.9	69
継続	入院後6ヶ月経過時点の退院率（※）	退院率	%	84.1 (R1)	0.9	85
継続	入院後1年経過時点の退院率（※）	退院率	%	90.4 (R1)	0.6	91
継続	保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催回数（※）	開催回数	回	8 (R4)	—	6
新規	発達障害者支援センターによる相談支援件数（※）	相談支援件数	件数	2,872 (R4)	178	3,050
継続	基幹相談支援センターの設置（※）	市町村数	市町村	41 (R4)	1	42
継続	介護福祉士等修学資金貸付利用者数（累計）	貸付人数	人	3,172 (R4)	1,242	4,414
継続	学生等のインターンシップ、1日体験受入数（介護）（累計）	受入人数	人	889 (R4)	132	1,021

【IV】質の高い保健・医療提供体制の整備

項 目		設定 事項	設定 単位	達成目標		
				基準 値(時 点)	期間増	R8末 目標
継続	年1回以上は歯科健診を実施する障がい者支援施設の増加	割合	%	81.8 (R4)	8.2	90 (R11)
新規	強度行動障がい者支援体制の整備(※)	市町村数	市町村	—	—	42
継続	医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置(市町村においては、圏域での設置を含む)(※)	県数	県	1 (R4)	—	1
		圏域数	圏域	5 (R4)	—	5
		市町村数	市町村	21 (R4)	21	42
継続	超重症児(者)・準超重症児(者)の短期入所月平均利用日数	平均利用日数	日	509 (R4)	101	610
継続	超重症児(者)・準超重症児(者)の受入れが可能な短期入所事業所数(累計)	事業所数	箇所	27 (R4)	2	29
継続	市町村における医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数(※)	配置人数	人	34 (R4)	22	56
継続	園芸福祉サポーター認定者数(累計)	認定者数	人	343 (R元)	167	500 (R7)

注：(※)は、第5章「国の基本方針に即して定める『第7期障害福祉計画』」及び第6章「国の基本方針に即して定める『第3期障害児福祉計画』」における数値(成果)目標との重複項目。

第4期岐阜県障がい者総合支援プランの 策定に向けた障がい者(児)のニーズ調査の 実施状況について

1

障がい者(児)の将来の生活に関する正確なニーズを把握し、第4期岐阜県障がい者総合支援プランにおける施設入所者数の設定等の見通しを立てるため、全県的な規模でのアンケート調査を実施した。

1 障がい者に対する調査

障がい者との意思疎通に精通した相談支援専門員による、計画相談、モニタリングの場を活用した聴取調査(障がい者の生の声を直接聴く)を実施。

- ・対象者:障害福祉サービスの利用のために相談支援を利用している障がい者
- ・期間:令和4年7月22日～11月30日
- ・実施方法:一般社団法人ぎふケアマネジメントネットワークに委託
- ・調査人数:3,099名

2 障がい児に対する調査

特別支援学校に通う障がい児の保護者に対してアンケート調査を実施。

- ・対象者:特別支援学校児童・生徒の保護者
- ・期間:令和4年9月2日～10月31日
- ・実施方法:特別支援学校を通じて依頼文書を配布し、オンラインにて回答
- ・調査人数:1,122名(回収率:43%)



障がい者に対する調査結果の概要

全体	障害支援区分ごと			障がい種別ごと(重複あり)			
	区分なし	区分 1~3	区分 4~6	身体 障がい	知的 障がい	精神 障がい	発達 障がい
3,099人	1,124人	776人	1,199人	621人	1,855人	930人	157人

3

【今の生活について】

◎ 全体では、半数程度の方が「満足している」と回答。

◆今の生活について

	全体	障害支援区分ごと			障がい種別ごと(重複あり)			
		区分なし	区分 1~3	区分 4~6	身体 障がい	知的 障がい	精神 障がい	発達 障がい
満足している	47%	41%	50%	50%	49%	54%	34%	41%
不満である	11%	14%	13%	8%	10%	8%	16%	15%
満足でも不満でもない	27%	33%	25%	23%	29%	22%	34%	33%
わからない	15%	13%	12%	20%	12%	16%	16%	12%

- 障害支援区分ごとに見ると、区分1~3、4~6の方は、いずれも5割が「満足している」と回答。
- 障がい種別ごとに見ると、知的障がいのある方は、5割超が「満足している」と回答。

4

【今後必要なサービスについて(障害支援区分別)】 ※複数回答可

- ◎ どの区分でも、「いつでも相談できる場所や人」が必要と回答した方が最も多い。
- ◎ 重度の区分の方は、将来「入所施設」が必要と回答された方が5割以上。

◆生活に必要なサービス

※「将来」…将来、家族等からの支援を受けられなくなったとき

	区分なし		区分1~3		区分4~6	
	3年後	将来	3年後	将来	3年後	将来
いつでも相談できる場所や人	77%	79%	77%	80%	57%	57%
ひとり暮らしの体験や練習	23%	23%	17%	16%	12%	12%
緊急時に受け入れてくれるところ	27%	28%	31%	31%	37%	32%
養護者の休息のための受け入れ	9%	9%	11%	10%	20%	18%
グループホーム	19%	24%	33%	37%	31%	37%
入所施設	5%	9%	10%	14%	43%	52%
居宅介護等の訪問支援	14%	20%	32%	32%	18%	17%
通所の生活介護	5%	7%	12%	12%	36%	34%
通所の就労系事業所	58%	54%	44%	42%	14%	14%
移動支援の事業所	12%	14%	23%	23%	25%	25%
その他	12%	12%	11%	12%	10%	10%
回答者数(=n)	1,124人		776人		1,199人	

- 「いつでも相談できる場所や人」 :どの区分の方でも、必要との回答が最も多い
- 「緊急時に受け入れてくれるところ」 :どの区分の方でも、必要との回答が多い
- 「グループホーム」 :中度(区分1~3)、重度(区分4~6)の方は、3割以上が必要と回答
- 「入所施設」 :重度の方は、3年後は4割、将来は5割が必要と回答
- 「通所の就労系事業所」 :軽度、中度の方は、4割以上が必要と回答

5

【今後必要なサービスについて(障がい別)】 ※複数回答可

- ◎ どの障がい種別でも、「いつでも相談できる場所や人」が必要と回答した方が最も多い。
- ◎ どの障がい種別でも、「緊急時の受け入れ」が必要と回答した方が約3割以上。

◆生活に必要なサービス

※「将来」…将来、家族等からの支援を受けられなくなったとき

	身体障がい		知的障がい		精神障がい		発達障がい	
	3年後	将来	3年後	将来	3年後	将来	3年後	将来
いつでも相談できる場所や人	70%	72%	63%	64%	82%	83%	71%	74%
ひとり暮らしの体験や練習	11%	13%	18%	18%	18%	18%	28%	31%
緊急時に受け入れてくれるところ	37%	36%	34%	31%	27%	29%	30%	31%
養護者の休息のための受け入れ	19%	16%	17%	15%	9%	8%	12%	12%
グループホーム	22%	29%	33%	40%	21%	23%	19%	27%
入所施設	29%	38%	28%	35%	8%	11%	5%	10%
居宅介護等の訪問支援	32%	31%	17%	20%	21%	23%	17%	19%
通所の生活介護	27%	25%	26%	25%	7%	8%	7%	8%
通所の就労系事業所	25%	23%	33%	31%	50%	48%	45%	43%
移動支援の事業所	25%	25%	24%	25%	11%	12%	10%	14%
その他	12%	14%	9%	9%	12%	12%	14%	14%
回答者数(=n)	621人		1,855人		930人		157人	

- 「いつでも相談できる場所や人」 :どの障がいの方でも、必要との回答が最も多い
- 「緊急時に受け入れてくれるところ」 :どの障がいの方でも、必要との回答が多い
- 「グループホーム」 :身体障がいの方(将来)、知的障がいの方は、約3割以上が必要と回答
- 「入所施設」 :身体障がい・知的障がいの方は、3年後は約3割、将来は約4割が必要と回答
- 「通所の就労系事業所」 :精神障がい・発達障がいの方は、4割以上が必要と回答

6



障がい児に対する調査結果の概要

全体	学年ごと				障がい種別ごと(重複あり)		
	幼稚部	小学部	中学部	高等部	身体障がい	知的障がい	発達障がい
1,122人	3人	480人	257人	382人	293人	1,065人	362人

7

【今の生活について】

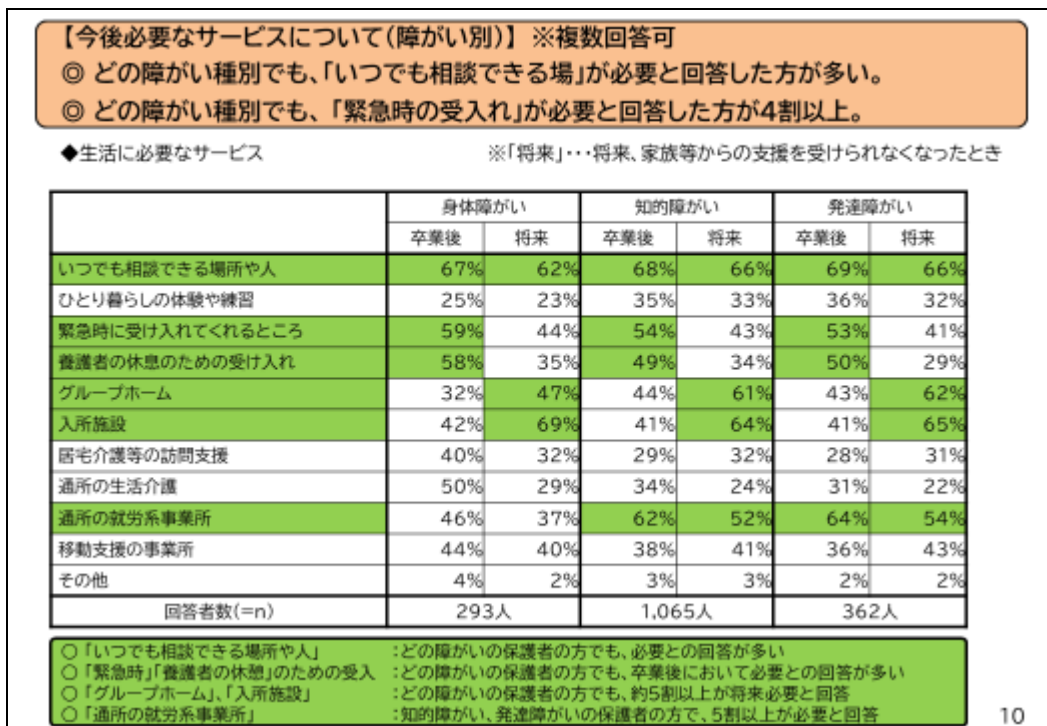
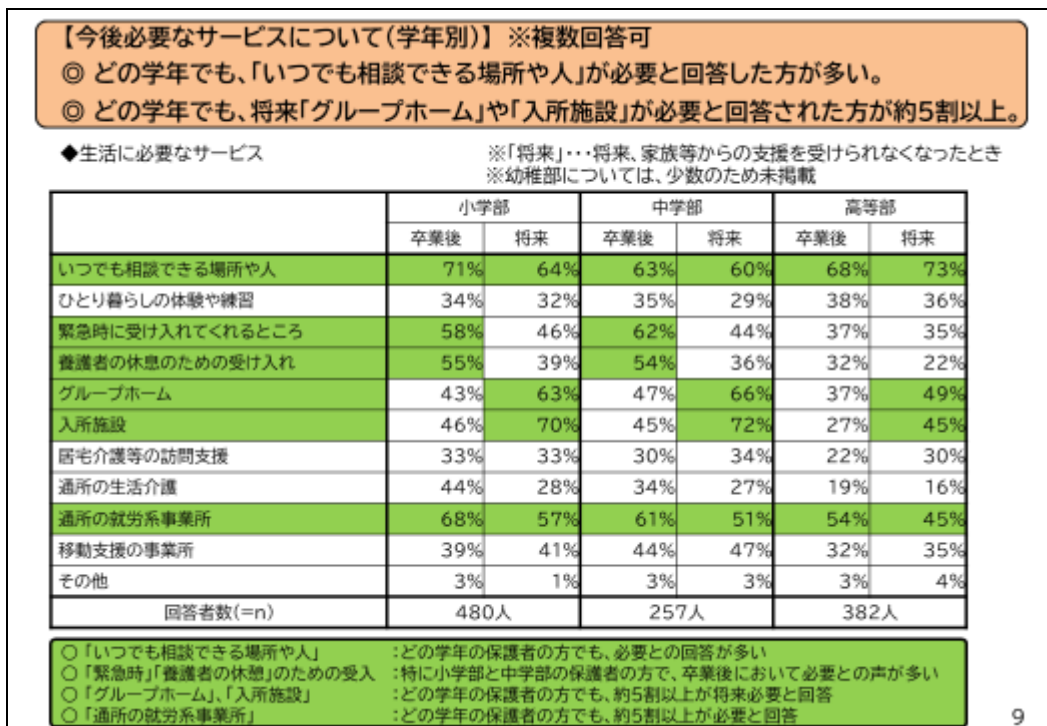
- ◎ 小学部、中学部、高等部を通じて傾向はほぼ同じである。
- ◎ 「不満である」と回答された方は約1割。

◆今の生活について

	全体	学年ごと				障がい種別ごと(重複あり)		
		幼稚部	小学部	中学部	高等部	身体障がい	知的障がい	発達障がい
満足している	27%	33%	26%	28%	29%	27%	27%	22%
不満である	13%	-	13%	14%	13%	16%	13%	15%
満足でも不満でもない	36%	33%	36%	36%	37%	32%	37%	38%
わからない	23%	33%	25%	21%	21%	25%	23%	25%

- 小学部、中学部、高等部とも、「満足」3割、「不満」1割、「満足でも不満でもない」4割、「わからない」約2割である。

8



第4期プラン策定に向けた大まかな方向性

障がい者(児)のニーズに応えるために

相談の場、緊急時の受け入れ等の場を設ける

- ◆市町村における基幹相談支援センターの設置、地域生活支援拠点等の整備の一層の促進と機能強化が必要。

安心して生活できる住まいの場を確保する

- ◆親亡き後の住まいの場として、グループホームを必要とする声が多い一方、重度の障がい者では半数が入所施設が必要と回答されている。こうしたニーズを踏まえながら、将来の住まいの場の確保が必要。

社会参加のための環境を整える

- ◆軽度、中度の障がい者からは、就労系事業所の整備を望む声が多い。就労の促進等により、社会参加のための環境整備が必要。

11

今後の予定

- ◆本調査結果の詳細(圏域ごとの調査結果等)を市町村に提供し、第7期市町村障害福祉計画及び第3期市町村障害児福祉計画における障害福祉サービス等の見込量等の設定の参考にしていただく。

- ◆本調査結果に加え入所施設を巡る以下の状況を踏まえ、第4期プランにおける施設入所者数(目標)を設定する。

- ・待機者の状況 … 入所施設の待機者調査の実施
- ・関係者の声 … 県内障がい者団体等からの意見聴取
- ・地域の受け皿の状況 … グループホーム、地域生活支援拠点等の整備状況の把握

12

障がい福祉に関するアンケート調査結果

I 調査の概要

1 調査目的

県では、「第3期岐阜県障がい者総合支援プラン(令和3～令和5年度)」に基づく各種施策を実施し、「人にやさしい岐阜県づくり」を目指しています。

障がい福祉に対する県民の皆さんの意識を把握し、今後の障がい福祉行政の参考とするとともに、本年は上記プランの改訂の年であり、プラン改訂の参考とするため、アンケート調査を実施します。

2 調査対象など

調査対象: 県政モニター818人(うち郵送モニター282人、インターネットモニター536人)

調査方法: 郵送及びインターネット

調査期間: 令和5年6月15日～7月7日

回収結果: 742人(回収率90.7%)

構成比はパーセントで表し、小数点以下第2位を四捨五入して算出しています。

そのため、合計が100%にならない場合があります。

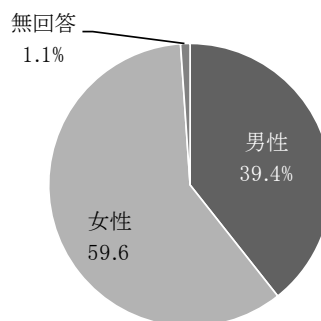
3 結果概要

- 障がいを理由とする差別や偏見について
障がいを理由とする差別が「ある」「少しはある」が合わせて90.2%となった。
- 県が力を入れるべき共生社会実現に向けた取組みについて
他の選択肢に比べ、「障がいに関する理解の促進」が71.0%と最も高い結果となった。
一方、「共生社会の実現に向け、県民の模範となる活動を行った個人や団体の表彰」は12.1%にとどまった。
- 障がいのある人にとっての住みやすさについて
「どちらともいえない」が最も多く40.8%となった。
なお、「そう思う」「おおむねそう思う」を合せた割合は19.7%となった。
- 今後力を入れるべき障がい福祉行政について
「障がいのある子どもやその親に対する支援の充実」(61.5%)、「障がいに関する理解啓発や障がい者差別の解消」(54.0%)、「道路・交通・建物のバリアフリー化」(50.4%)、「障がい者の就労支援の推進」(50.1%)が高い結果となった。
- 意思疎通手段の利用促進のため今後力を入れるべき取組みについて
「学校教育における意思疎通手段に対する理解の促進」(57.7%)、「障がいの特性に応じた意思疎通手段による情報の発信」(55.0%)が高い結果となった。

4 回答者属性

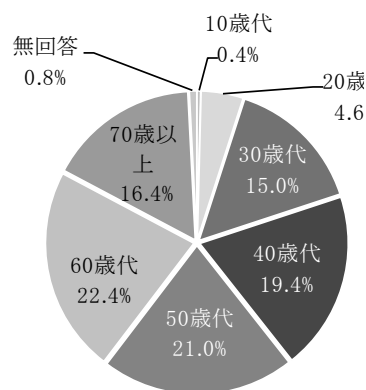
(1) 性別

	人数	割合
男性	292	39.4%
女性	442	59.6%
無回答	8	1.1%
計	742	100.0%



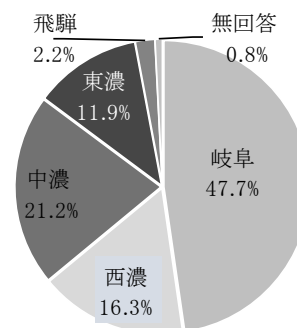
(2) 年代別

	人数	割合
10歳代	3	0.4%
20歳代	34	4.6%
30歳代	111	15.0%
40歳代	144	19.4%
50歳代	156	21.0%
60歳代	166	22.4%
70歳以上	122	16.4%
無回答	6	0.8%
計	742	100.0%



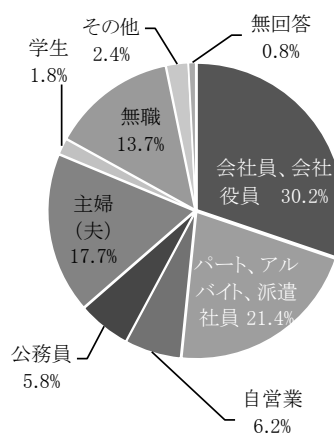
(3) 居住圏域別

	人数	割合
岐阜圏域	354	47.7%
西濃圏域	121	16.3%
中濃圏域	157	21.2%
東濃圏域	88	11.9%
飛騨圏域	16	2.2%
無回答	6	0.8%
計	742	100.0%



(4) 職業別

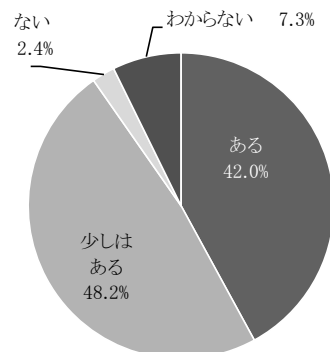
	人数	割合
会社員、会社役員	224	30.2%
パート、アルバイト、派遣社員	159	21.4%
自営業	46	6.2%
公務員	43	5.8%
主婦(夫)	131	17.7%
学生	13	1.8%
無職	102	13.7%
その他	18	2.4%
無回答	6	0.8%
計	742	100%



5 調査結果

問1 あなたは、障がいがある人に対して、障がいを理由とする差別や偏見が社会にあると思いますか。次の中からあてはまるものを1つあげてください。

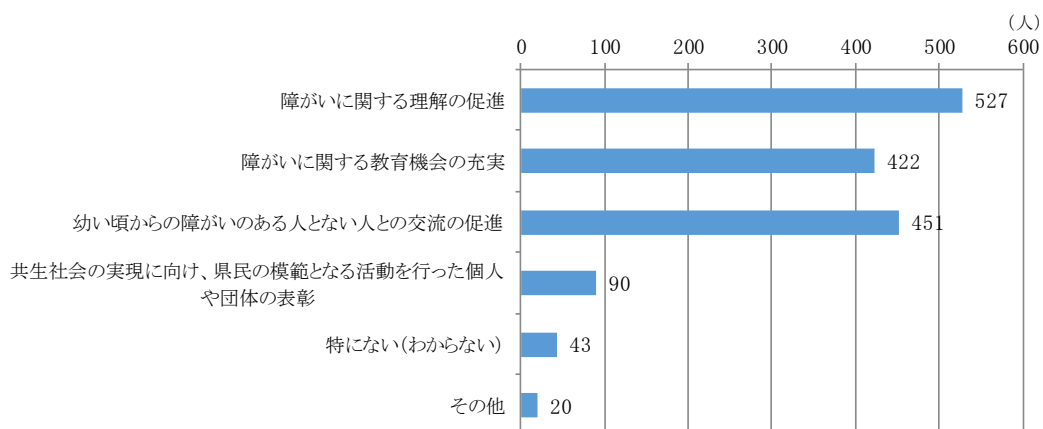
	人数	割合
ある	312	42.0%
少しはある	358	48.2%
ない	18	2.4%
わからない	54	7.3%
無回答	0	0.0%
計	742	100.0%



問2 県では、平成28年4月に「岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例」を施行し、共生社会実現に向けた取組みを進めています。このうち、あなたが力を入れる必要があると思うものは何ですか。次の中からあてはまるものをすべてあげてください。

(複数回答) 回答者 742人
回答数

	回答数	割合
障がいに関する理解の促進	527	71.0%
障がいに関する教育機会の充実	422	56.9%
幼い頃からの障がいのある人とない人との交流の促進	451	60.8%
共生社会の実現に向け、県民の模範となる活動を行った個人や団体の表彰	90	12.1%
特にない(わからない)	43	5.8%
その他	20	2.7%
計	1553	-

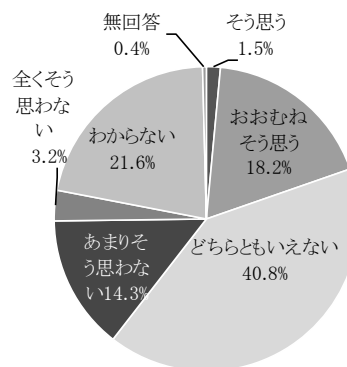


【「その他」の主な回答】

- ・子どものうちから障がいについて学べる機会がもっとあればいいと思う
- ・市町村職員、公共施設職員の理解促進
- ・パラリンピックに出場した人、様々な力を発揮している人達が多くいる。皆の勇気になるのでリレー方式で講演したり、アート等作品の展覧会などイベントをしていく等

問3 あなたは、岐阜県は障がいのある人にとって住みやすい県だと思いますか。次の中からあてはまるものを1つあげてください。

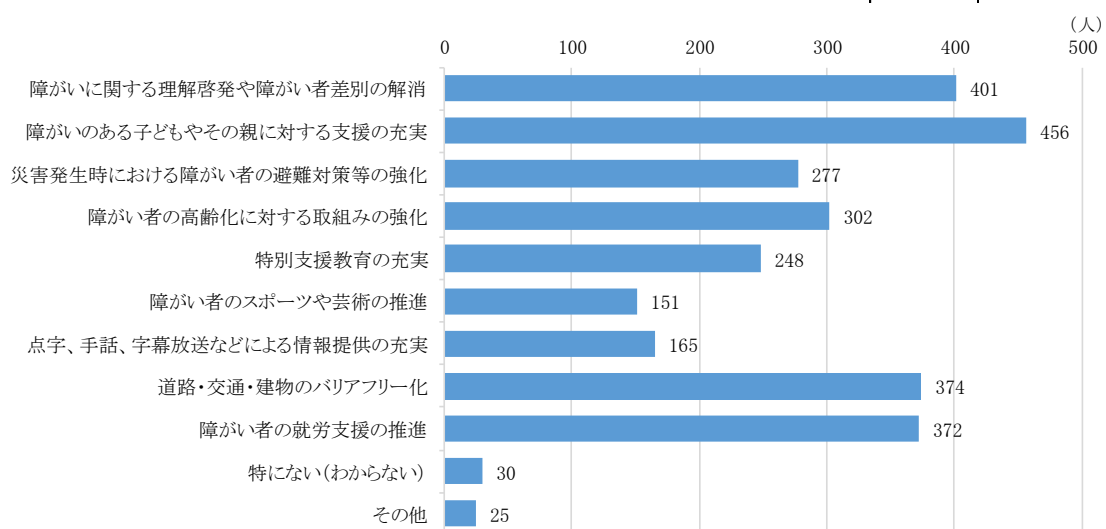
	人数	割合
そう思う	11	1.5%
おおむねそう思う	135	18.2%
どちらともいえない	303	40.8%
あまりそう思わない	106	14.3%
全くそう思わない	24	3.2%
わからない	160	21.6%
無回答	3	0.4%
計	742	100.0%



問4 今後の障がい福祉行政について、あなたが、今後もっと力を入れる必要があると思うものは何ですか。次の中からあてはまるものをすべてあげてください。

(複数回答) 回答者 742人
回答数

	回答数	割合
障がいに関する理解啓発や障がい者差別の解消	401	54.0%
障がいのある子どもやその親に対する支援の充実	456	61.5%
災害発生時における障がい者の避難対策等の強化	277	37.3%
障がい者の高齢化に対する取組みの強化	302	40.7%
特別支援教育の充実	248	33.4%
障がい者のスポーツや芸術の推進	151	20.4%
点字、手話、字幕放送などによる情報提供の充実	165	22.2%
道路・交通・建物のバリアフリー化	374	50.4%
障がい者の就労支援の推進	372	50.1%
特にない(わからない)	30	4.0%
その他	25	3.4%
計	2801	-

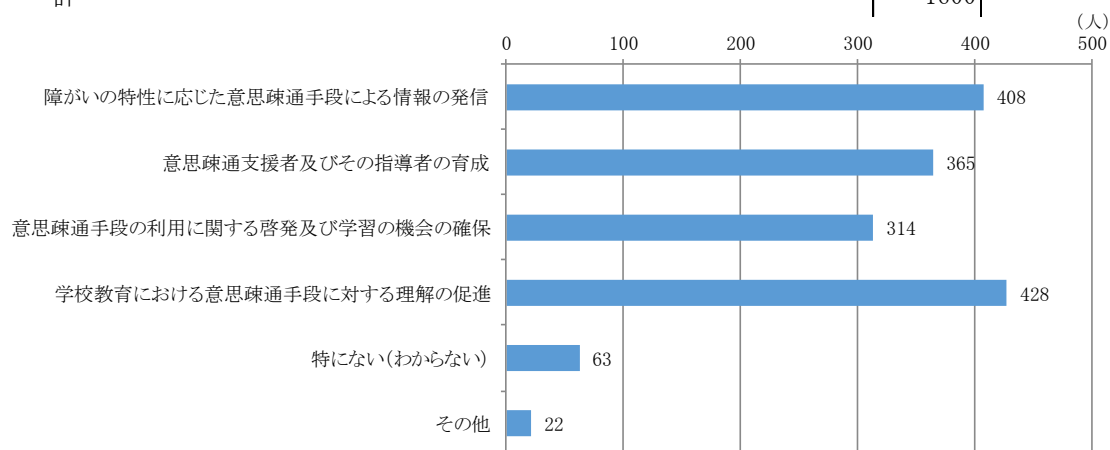


【「その他」の主な回答】

- ・車道は路側帯がないまたは非常に狭いところがあり、歩道はやたらに凸凹と段差があり自転車でも通りにくく、車いすならなおさらと思う。歩道がどこまでも車いすで通行しやすくなることを願っています
- ・ヘルプマークの理解と推進が課題
- ・子供世代に、障がいがあることはどういうことなのか想像できる大人になれるような教育カリキュラムを組むべき
- ・私が住む市には障がい者施設がありません。この点も考えるべきところではないでしょうか
- ・障がい者といってもいろんな障がいがありますが、発達障がい児の支援も充実させると良いのでは。図書館にそういった子ども楽しめる絵本の充実など
- ・公共交通(バス)ですが、車椅子の方が乗車拒否にあたりするのを目にするのでなんとかならないものかと思っています 等

問5 県では、平成30年4月に「岐阜県手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例」を施行し、手話言語の普及及び点字、要約筆記など全ての障がいの特性に応じた意思疎通手段の利用促進に取り組んでいます。このうち、あなたが力を入れる必要があると思うものは何ですか。次の中からあてはまるものをすべてあげてください。

(複数回答)	回答者	742 人
	回答数	割合
障がいの特性に応じた意思疎通手段による情報の発信	408	55.0%
意思疎通支援者及びその指導者の育成	365	49.2%
意思疎通手段の利用に関する啓発及び学習の機会の確保	314	42.3%
学校教育における意思疎通手段に対する理解の促進	428	57.7%
特にない(わからない)	63	8.5%
その他	22	3.0%
計	1600	-



【「その他」の主な回答】

- ・点字の知識が全くない。たまに見る点字に私たちでもわかるようにフリガナをふってほしい。少しは理解につながる気がする
- ・意思疎通支援の指導者の育成に一番力を入れる必要がある
- ・健聴者の手話教室はあるが、難聴はついていけないので断られる。教える場所を作って欲しい。中途失聴者も上達したい
- ・申し訳ありませんが、こういう条例があることを知りませんでした。手話の訓練を手軽に教えてもらえる機会を作ってもらえたら参加したい
- ・聾者の中にも、中途だったり、高齢者だと手話が出来ない方もみえるため、音声アプリを含むコミュニケーションの勉強が必要だと思う 等

岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例

平成28年3月29日岐阜県条例第38号

豊かな森を源として県内をあまねく流れる「清流」は、美しい自然や伝統的な文化を育んできただけでなく、里や街、人と人とをつなぎ、地域の絆(きずな)を深め、障害のある人もない人も共に生きる社会を徐々に育んできた。

さらに、ぎふ清流大会においては、障害のある人が積み重ねた努力の成果を発揮する姿や障害を乗り越えて懸命に頑張る姿が、県民に感動を与えるとともに、県民総参加による地域の絆づくりの取組が、障害のある人もない人も共に生きる社会づくりをさらに推し進める契機となった。

しかしながら、障害のある人の社会参加が進む中、今なお障害を理由とする差別や社会的障壁が存在することも事実である。

こうした状況を踏まえ、障害のある人に対する理解を深め、障害を理由とする差別の解消を推進することはもちろん、さらに一歩進んで、障害のある人とない人とが積極的に交流する機会を幼児期から増やし、障害のある人もない人も共に生きる社会づくりを進めていかなければならない。

このため、障害のある人への誤解や偏見を無くしていくよう、教育や普及啓発、交流の機会の創出等に、県、障害者関係団体、市町村、県民及び事業者が、それぞれの役割を果たすとともに、互いに連携して、又は一体となって取り組む必要がある。

ここに、全ての県民のために、障害を理由とする差別を解消するとともに、一人ひとりの違いを認め合い、かけがえのない個人として尊重し合い、障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくりを目指して、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、障害のある人に対する理解を深めることその他の障害を理由とする差別を解消するための取組及び障害のある人と障害のない人との交流を促進するための取組について、基本理念を定め、県の責務並びに障害者関係団体、市町村、県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定め、これらの取組に係る施策を総合的に推進することにより、障害を理由とする差別を解消し、障害のある人も障害のない人も分け隔てなく共に安心して暮らせる社会（以下「共生社会」という。）の実現を図り、もって県民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「障害のある人」とは、障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

- 2 この条例において「障害」とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害をいう。
- 3 この条例において「社会的障壁」とは、障害のある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

（基本理念）

第3条 共生社会の実現は、全ての県民が、障害の有無にかかわらず、基本的人権を有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提に、次の事項を旨として図られなければならない。

- 一 全ての障害のある人は、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- 二 全ての障害のある人は、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共に暮らすことを妨げられないこと。
- 三 全ての障害のある人は、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。
- 四 障害を理由とする差別及び社会的障壁に係る問題は、障害の有無にかかわらず、全ての県民の問題として認識され、その理解が深められること。
- 五 県内に暮らす障害のある人の生活だけでなく、県外から訪れる障害のある人の過ごしやすさにも配慮されること。

（県の責務）

第4条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、障害を理由とする差別の解消及び障害のある人と障害のない人との交流の促進による共生社会を実現するための施策（以下「共生社会実現施策」という。）を総合的かつ主体的に策定し、及び実施する責務を有する。

（障害者関係団体の役割）

第5条 障害者関係団体は、基本理念にのっとり、障害のある人の意見を聴き、必要に応じ、県及び市町村に対し必要な措置を講ずるよう要請することその他の共生社会を実現するために必要な障害のある人に対する支援を行うよう努めるものとする。

- 2 障害者関係団体は、基本理念にのっとり、障害のある人に対する理解を深めるための啓発を行うとともに、県、市町村又は他の障害者関係団体が実施する共生社会実現施策又は障害を理由とする差別の解消及び障害のある人と障害のない人との交流の促進による共生社会を実現するための取組について協力するよう努めるものとする。

（市町村及び障害者関係団体との連携等）

第6条 県は、市町村が独自の工夫により、共生社会実現施策を実施する場合は、市町村と連携して共生社会実現施策を推進するとともに、市町村に対して情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を行うものとする。

2 県は、障害者関係団体が前条第二項の取組を実施する場合は、障害者関係団体と連携して共生社会実現施策を推進するとともに、その活動に関する普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

3 県は、前二項に規定する市町村及び障害者関係団体と連携し、又は一体となって共生社会実現施策を推進するものとする。

(県民の役割)

第7条 県民は、基本理念にのっとり、障害のある人に対する理解を深めるよう努め、障害のある県民及びその関係者は、社会的障壁があると感じた場合は、周囲の人に対してそれを積極的に伝えるよう努めるものとする。

2 県民は、基本理念にのっとり、県、障害者関係団体又は市町村が実施する共生社会実現施策又は第五条第二項の取組に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、基本理念にのっとり、障害のある人に対する理解を深めるよう努めるものとする。

2 事業者は、障害のある人の雇用に関し、その有する能力を正當に評価し、適当な雇用の場を与えるとともに、雇用環境の整備その他適正な雇用管理を行うことによりその雇用の安定を図るよう努めるものとする。

第2章 障害を理由とする差別の禁止

第9条 何人も、障害のある人に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

第3章 共生社会実現施策

(県民会議)

第10条 県は、共生社会実現施策に広く県民の意見を反映し、県民と一体となってこれを実施するため、県民会議を設置する。

(啓発等)

第11条 県は、県民の基本理念に対する関心と理解を深めるとともに、白杖(じょう)(道路交通法(昭和35年法律第105号)第14条第1項に規定する目が見えない者が携えるつえをいう。)、障害のある人に関する記号(障害のある人が利用できる建物、施設であることを表すための記号その他の障害のある人に関する事項を表示するための記号をいう。)その他の障害のある人に対する理解を深めることに資する知識の普及を図るため、必要な啓発を行うものとする。

(教育の充実)

第12条 県は、学校教育において、障害のある人に対する理解の促進が図られるよう努めるものとする。

(交流の促進)

第13条 県は、障害のある人と障害のない人との相互理解を促進するため、幼児期から互いの交流を促進するものとし、保育所、学校、地域その他のあらゆる場所において交流の機会の拡大及び充実に努めるものとする。

(顕彰)

第14条 県は、共生社会の実現のため、県民の模範となる行為をしたと認められる障害者関係団体その他の団体、県民及び事業者を顕彰するものとする。

(財政上の措置)

第15条 県は、共生社会実現施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則 (平成30年3月22日条例第39号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

岐阜県手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例

平成 30 年 3 月 22 日岐阜県条例第 39 号

手話が言語であることは、障害者の権利に関する条約において世界的に認められており、わが国においても障害者基本法において明らかにされている。

岐阜県においても、全ての県民が、障害を理由とする差別を受けず、一人ひとりの違いを認め合い、かけがえのない個人として尊重し合い、障害のある人もない人も共に生きることができる社会を目指して、平成 28 年 3 月、岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例を制定し、手話を言語として位置づけた。

同条例では、基本理念として、全ての障害のある人が手話を含む言語その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段について選択の機会の拡大が図られなければならないとされたところである。

その理念を具現化するためには、手話が言語として認められた歴史的背景を踏まえた手話に対する県民の理解と、地域社会全体における普及促進が必要である。さらに、全ての障害のある人が、それぞれの障害の特性に応じた手段により意思疎通を図ることができるよう、その手段の普及、利用環境の整備及び県民の理解促進を図るための具体的な取組を定めるため、本条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する基本理念を定め、県の責務、県民、事業者並びに障害のある人、障害者関係団体及び支援者（以下「障害のある人等」という。）の役割を明らかにするとともに、意思疎通手段に関する施策の総合的かつ計画的な推進に必要な基本的事項を定めることにより、県民の手話及び障害のある人に対する理解の促進を図り、もって障害のある人もない人も分け隔てなくともに安心して暮らせる社会及び障害のある人がその意欲と能力に応じて活躍できる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害のある人 岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例（平成 28 年岐阜県条例第 38 号）第 2 条第 1 項に規定する障害のある人をいう。
- 二 手話 ろう者（盲ろう者を含む。以下同じ。）が情報を取得し、その意思を表示し、他人との意思疎通を図り、及び思考をするための手段として、手若しくは指の動き又は表情等により視覚的に表現される独自の語彙及び文法体系を有する言語をいう。

三 手話言語の普及 手話が言語の一つであることを普及することをいう。

四 意思疎通手段 手話、要約筆記、点字、点訳、音訳、筆談、代読、代筆その他の障害のある人が他者との意思疎通を図るための手段（障害のある人の意思疎通を補助するための手段を含む。）をいう。

五 支援者 手話通訳、要約筆記、盲ろう者向け通訳又は介助、点訳又は音訳を行う者その他の障害のある人の意思疎通を支援する者をいう。

（基本理念）

第3条 手話言語の普及は、手話が独自の語彙及び文法体系を有する言語であるとともに、ろう者が日常生活及び社会生活を営むために創意工夫し、受け継いできた文化的所産であるという認識の下に行われるものとする。

2 意思疎通手段の利用の促進は、全ての県民が、障害の有無にかかわらず、相互に意思を伝え、理解し、及び尊重し合うために、それぞれの障害の特性に応じた意思疎通手段を利用することの必要性を認めることにより行われるものとする。

（県の責務）

第4条 県は、手話が独自の語彙及び文法体系を有する言語であるとの認識が県民に広く共有されるよう、県民の手話に関する理解の促進に努めるものとする。

2 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、障害の特性に応じた意思疎通手段を利用しやすい環境の整備を推進し、意思疎通手段を利用する上で障壁となるものの除去について必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 県は、障害のある人等の協力を得て、教育活動、広報活動その他の活動を通じて、基本理念に対する県民の理解を深めるよう努めるものとする。

（市町村その他の関係機関との連携）

第5条 県は、障害の特性に応じた意思疎通手段を利用しやすい環境の整備の推進及び基本理念に対する県民の理解の促進に当たっては、市町村その他の関係機関と連携を図るよう努めるものとする。

（県民の役割）

第6条 県民は、基本理念にのっとり、意思疎通手段の理解を深めるよう努めるものとする。

2 県民は、基本理念にのっとり、県、市町村又は障害のある人等が実施する意思疎通手段の利用の促進に関する取組に協力するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第7条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、県が実施する意思疎通手段の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、基本理念にのっとり、障害のある人に対しサービスを提供するとき又は障害のある人を雇用するときは、障害の特性に応じた意思疎通手段の利用に関して合理的な配慮を行うよう努めるものとする。

（障害のある人等の役割）

第8条 障害のある人等は、県の施策に協力し、主体的かつ自主的に、基本理念に対する県民の理解の促進及び意思疎通手段の普及に努めるものとする。

2 障害のある人等は、意思疎通手段を利用する上で障壁があると感じた場合は、それを周囲の人に積極的に伝えるよう努めるものとする。

第2章 基本的施策の推進

(計画等)

第9条 県は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第2項に規定する障害者のための施策に関する基本的な計画において、障害の特性に応じた意思疎通手段に関する基本的施策について定め、これを総合的かつ計画的に推進するとともに、基本的施策の推進にあたっては、障害のある人等と連携して推進するための体制を整備するものとする。

(情報の取得等におけるバリアフリー化等)

第10条 県は、障害のある人が県政に関する情報を円滑に取得し、県政に対する意思を表示することができるよう、障害の特性に応じた意思疎通手段による情報の発信に努めるものとする。

2 県は、市町村その他の関係機関と連携し、障害のある人が災害その他の非常の事態において、障害の特性に応じた意思疎通手段により、安全を確保するために必要な情報を速やかに取得するとともに、円滑に他者との意思疎通を図ることができるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(人材育成等)

第11条 県は、必要な支援者が確保されるよう、市町村その他の関係機関と協力し、支援者及びその指導者の育成に努めるとともに、障害のある人が支援者の派遣等による意思疎通の支援を適切に受けられることができる体制の整備に努めるものとする。

(意思疎通手段に関する啓発及び学習の機会の確保)

第12条 県は、県民が意思疎通手段の利用に対する理解を深めることができるよう、市町村その他の関係機関と協力し、意思疎通手段に関する啓発及び学習の機会の確保に努めるものとする。

(学校の設置者の取組)

第13条 県は、学校教育において、基本理念及び意思疎通手段に対する理解の促進に努めるものとする。

2 障害の特性に応じた意思疎通手段の利用を必要とする児童、生徒又は幼児（以下「児童等」という。）が通学する学校の設置者は、児童等が必要な意思疎通手段により学習することができる環境の整備に努めるとともに、当該学校の教職員の意思疎通手段に関する知識及び技術を向上させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 児童等が通学する学校の設置者は、児童等の保護者からの学校における意思疎通手段の利用に関する相談への対応及び支援を行うよう努めるものとする。

(事業者への協力)

第 14 条 県は、事業者が障害のある人に対しサービスを提供するとき又は障害のある人を雇用するときにおいて、障害の特性に応じた意思疎通手段の利用に関して合理的な配慮を行うための取組に対し、必要な協力を行うよう努めるものとする。

(意思疎通手段に関する調査研究)

第 15 条 県は、障害のある人等が行う意思疎通手段の発展のための調査研究の推進及びその成果の普及に協力するものとする。

(財政上の措置)

第 16 条 県は、基本的施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

岐阜県障害者施策推進協議会条例

昭和47年3月31日岐阜県条例第8号

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第36条第3項の規定により、岐阜県障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命する。

- 一 関係行政機関の職員
- 二 学識経験を有する者
- 三 障害者及び障害者の福祉に関する事業に従事する者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長)

第3条 協議会に会長を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮つて定める。

附 則 抄

この条例は、公布の日から施行する。

岐阜県障害者施策推進協議会委員名簿

(令和5年8月現在)

区分	所属	職名	氏名	分野	備考
学識	岐阜大学教育学部	名誉教授	池谷 尚剛 <small>いけたに なおたけ</small>	教育	(会長)
	中部学院大学人間福祉学部	特任准教授	打保 由佳 <small>うつぼ ゆか</small>	福祉	
	岐阜県相談支援事業者連絡協議会	会長	熊崎 千晶 <small>くまざき ちあき</small>	相談支援	
	岐阜大学大学院医学系研究科 小児在宅医療教育支援センター	副センター長	山本 崇裕 <small>やまもと たかひろ</small>	医療	
	(一社)岐阜県医師会	常務理事	山本 昌督 <small>やまもと まさすけ</small>	医療	
	岐阜県議会	厚生環境委員長	若井 敦子 <small>わかい あつこ</small>	県議会(厚生環境)	
障がい者関係団体	(一財)岐阜県身体障害者福祉協会	会長	岡本 敏美 <small>おかもと としみ</small>	身体障がい	
	(一社)岐阜県視覚障害者福祉協会	副会長	溝口 広美 <small>みぞぐち ひろみ</small>	視覚障がい	
	(一社)岐阜県聴覚障害者協会	会長	水野 義弘 <small>みずの よしひろ</small>	聴覚障がい	
	(特非)岐阜県難病団体連絡協議会	理事長	長谷川 典彦 <small>はせがわ のりひこ</small>	難病関係	
	岐阜県肢体不自由児者父母の会連合会	会長	日比 奈緒美 <small>ひび なおみ</small>	身体障がい	
	岐阜県特別支援学校PTA連合会	副会長	長屋 成博 <small>ながや しげひろ</small>	障がい児教育	
	(一社)岐阜県手をつなぐ育成会	理事長	帆ノ下 久美子 <small>はげのした くみこ</small>	知的障がい	
	岐阜県知的障害者支援協会	会長	平下 博文 <small>ひらした ひろふみ</small>	知的障がい	
	岐阜県自閉症協会	会長	水野 佐知子 <small>みずの さちこ</small>	発達障がい	
(特非)岐阜県精神保健福祉会連合会	理事長	服部 信子 <small>はっとり のぶこ</small>	精神障がい		
行政	岐阜県特別支援学校校長会	会長	松原 勝己 <small>まつばら かつみ</small>	教育	
	ひだ障がい者就業・生活支援センター ぶりずむ	所長	浅岡 直之 <small>あさおか なおゆき</small>	就労	
	岐阜県市長会	岐阜市福祉部長	川瀬 由紀子 <small>かわせ ゆきこ</small>	市町村行政	
岐阜県町村会	八百津町健康福祉課長	上野 義治 <small>うえの よしはる</small>	市町村行政		

(敬称略、順不同)

岐阜県障がい者総合支援懇話会設置要綱

(目的)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3の規定に基づき、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について会議を行うため「岐阜県障がい者総合支援懇話会」（以下「懇話会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 懇話会は、委員17人以内をもって組織する。

(委員)

第3条 委員は、関係機関等から、健康福祉部長が選任した者とする。

(座長)

第4条 懇話会に座長を置き、岐阜県障害福祉課長をもって充てる。

2 座長は、会務を総理する。

(会議)

第5条 懇話会の会議は座長が招集する。

2 懇話会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

3 懇話会は、課題等に応じ専門部会を設置することができる。

(圏域協議会との連携)

第6条 懇話会には、各障害保健福祉圏域ごとに支部（以下「圏域支部」という。）を置く。

2 圏域支部は、各県事務所（岐阜圏域にあつては岐阜地域福祉事務所）に設置された圏域協議会等をもって充てる。

3 圏域支部の組織及び運営に関する事項は、圏域支部において別に定める。

4 圏域支部は、地域協議会と連携し、地域の協議事項等をまとめ、懇話会へ協議または報告することができる。

(事務局)

第7条 懇話会の事務局は、健康福祉部障害福祉課に置く。

2 事務局は、必要に応じて関係する本庁各課及び現地機関等を招集し、障害福祉課長の主宰により事務局会議を開催する。

(連携)

第8条 懇話会は、県内における障がい者施策の推進について、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第26条第3項の規定に基づき設置された岐阜県障害者施策推進協議会と連携し、運営するものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 抄

1 この要綱は、平成25年7月24日から施行する。

2 略

岐阜県障がい者総合支援懇話会委員名簿

(令和5年4月現在)

所属・役職	氏名	分野
障がい者相談支援特別アドバイザー	大西 鈴彦	相談体制支援
東濃障がい者就労・生活支援センター サテライト t 所長	藏前 芳勝	就労・生活支援
岐阜労働局 職業安定部職業対策課 課長	新田 嘉紀	就労支援
国立病院機構長良医療センター 療育指導室主任児童指導員	竹村 真紀	重心児(者)支援
ひだ障害者総合支援センターぷりずむ	浅岡 直之	相談体制支援
岐阜県知的障害者支援協会 会長	平下 博文	知的障がい支援
清流障がい者就業・生活支援センター 所長	森 敏幸	精神障がい支援
西濃圏域発達障害支援センター 地域支援マネジャー	中野 たみ子	発達障がい支援
岐阜県難病団体連絡協議会 相談員	白木 裕子	難病支援
岐阜市福祉部障がい福祉課 課長	加藤 直美	行政関係(市)
八百津町健康福祉課 課長	上野 義治	行政関係(町村)
岐阜県特別支援学校長会 会長 (大垣特別支援学校校長)	松原 勝己	教育関係
岐阜県身体障害者福祉協会事務局 次長	小川 剛矢	当事者等
岐阜県手をつなぐ育成会 常務理事	田中 眞澄	当事者等
岐阜市あけぼの会 副会長	服部 信子	当事者等

(敬称略、順不同)

計画の策定経過

令和4年7～11月	□ 第4期岐阜県障がい者総合支援プランの策定に向けた障がい者のニーズ調査の実施
令和4年9～10月	□ 第4期岐阜県障がい者総合支援プランの策定に向けた障がい児のニーズ調査の実施
令和5年2月9日	□ 岐阜県障がい者総合支援懇話会 ・「第4期岐阜県障がい者総合支援プラン」の策定方法等（案）について
令和5年2月16日	□ 岐阜県障害者施策推進協議会 ・「第4期岐阜県障がい者総合支援プラン」の策定方法等（案）について
令和5年4～8月	□ 県内障がい者団体への意見聴取 ＜意見聴取を行った団体＞ (訪問日順)

1	(一財)岐阜県身体障害者福祉協会	16	岐阜県障害福祉事業所連絡会
2	(一社)岐阜県聴覚障害者協会	17	岐阜県脊髄損傷者協会
3	(一社)岐阜県視覚障害者福祉協会	18	(社福)岐阜アソシア
4	(特非)岐阜県精神保健福祉会連合会	19	岐阜県精神科病院協会
5	岐阜県特別支援学校PTA連合会	20	(一社)日本精神科看護協会岐阜県支部
6	(特非)岐阜県難病団体連絡協議会	21	岐阜県肢体不自由児父母の会連合会
7	(一社)岐阜県知的障害者支援協会	22	東海地区遷延性意識障害者と家族の会 「ひまわり」岐阜地区
8	(一社)岐阜県知的障害者支援協会(施設長会)	23	(特非)障害者自立センターつかいぼう
9	頸髄損傷者連絡会・岐阜	24	岐阜県精神障害者作業所交流会
10	岐阜県失語症友の会	25	岐阜盲ろう者友の会
11	岐阜県自閉症協会	26	岐阜県身体障害者福祉施設協議会
12	(特非)ぎふ難聴者協会	27	岐阜睦声会
13	岐阜県重症心身障害児(者)を守る会	28	岐阜県筋ジストロフィー協会
14	(一社)岐阜県手をつなぐ育成会	29	岐阜県精神保健福祉協会社会復帰専門委員会
15	岐阜県言語障害児をもつ親の会		

令和5年5～8月	<input type="checkbox"/> 有識者への意見聴取
令和5年6～7月	<input type="checkbox"/> 「障がい福祉に関するアンケート調査」(県政モニター)の実施 (1) 調査対象 県政モニター(818人) (2) 主な調査項目 <ul style="list-style-type: none"> ・障がいを理由とする差別や偏見について ・県が力を入れるべき共生社会実現に向けた取組みについて ・障がいのある人にとっての住みやすさについて ・県が力を入れるべき障がい福祉行政について ・意思疎通手段の利用促進のため今後力を入れるべき取組みについて
令和5年8月18日	<input type="checkbox"/> 岐阜県障がい者総合支援懇話会 ・第4期岐阜県障がい者総合支援プラン(骨子案)を協議
令和5年9月6日	<input type="checkbox"/> 岐阜県障害者施策推進協議会 ・第4期岐阜県障がい者総合支援プラン(骨子案)を協議
令和5年11～12月	<input type="checkbox"/> 市町村への意見照会 ・第4期岐阜県障がい者総合支援プラン(素案)に対する意見
令和5年11月24日	<input type="checkbox"/> 岐阜県障害者総合支援懇話会 ・第4期岐阜県障がい者総合支援プラン(素案)を協議
令和5年11月28日	<input type="checkbox"/> 岐阜県障害者施策推進協議会 ・第4期岐阜県障がい者総合支援プラン(素案)を協議
令和5年12月1日	<input type="checkbox"/> 岐阜県難聴児支援に関する検討会 ・第4期岐阜県障がい者総合支援プラン(素案)を協議
令和5年12月～ 令和6年1月	<input type="checkbox"/> パブリック・コメントの実施 ・インターネットによる第4期岐阜県障がい者総合支援プラン(案)の公表
令和6年2月 日	<input type="checkbox"/> 岐阜県障がい者総合支援懇話会 ・第4期岐阜県障がい者総合支援プラン(最終案)を報告
令和6年2月 日	<input type="checkbox"/> 岐阜県障害者施策推進協議会 ・第4期岐阜県障がい者総合支援プラン(最終案)を報告

用語解説

あ

■アビリンピック

「アビリンピック」(ABILYMPICS)は、「アビリティ」(ABILITY:能力)と「オリンピック」(OLYMPICS)を合わせた造語です。アビリンピックは、障がいのある方々が、日頃培った技能を互いに競い合うことにより、その職業能力の向上を図るとともに、企業や社会一般の人々に障がいのある方々に対する理解と認識を深めてもらい、その雇用の促進を図ることを目的として開催しています。

い

■医療的ケア児

人工呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児です。

■医療型障害児入所施設

障がいのある児童を入所させて、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与を行う「障害児入所施設」の種類の1つです。

障害児入所施設には、福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」があり、医療型障害児入所施設では、疾病の治療、看護、医学的管理の下における食事、排せつ、入浴等の介護、日常生活上の相談支援、助言、身体能力や日常生活能力の維持・向上のための訓練、レクリエーション活動等の社会参加活動支援、コミュニケーション支援などを行います。

■インクルーシブ^{きょういく}教育システム

障がいの有無に関係なく、全ての子どもを対象として、学校や地域社会が個々の子どものニーズに対応して行う教育のことです。

■インクルージョン

障がいの有無等に関わらず、全ての人が等しく受け入れられる社会のことです。

う

■ウェブアクセシビリティ

特に高齢者や障がい者など、ホームページの利用になんらかの制約があったり、または利用に不慣れな人を含めて、誰もがホームページで提供されている情報やサービスを支障なく利用できることを言います。

え

■ SST

“Social Skills Training” の略で、集団行動、仲間関係、コミュニケーションなど、社会生活上の基本的な技能を身に付けるための学習のことです。

■ SOS シグナル

視覚に障がいのある方が白い杖を垂直に頭上に上げて、周囲に助けを求めるサインのことです。街や駅などでこの SOS シグナルを見かけたときは積極的に声を掛けましょう。

■ エスコートゾーン

道路を横断する視覚障がい者の安全性及び利便性を向上させるために、横断歩道上に設置され、視覚障がい者が横断時に横断方向の手がかりとする突起体の列のことです。

■ LLブック

誰もが読書を楽しめるように工夫して作られた「やさしく読みやすい本」であり、分かり書き（文章を単語ごとに分けて書く）、絵記号（ピクトグラム）、抽象的な表現を避けるなどの工夫がされている本です。

お

■ 音声機能障がい

喉頭摘出等により音声機能の喪失により、音声を全く発することができなくなる、又は、音声機能に著しい障がいがあり、音声をを用いた意思疎通が著しく困難となる障がいのことです。

■ 音訳奉仕員

本、雑誌、新聞、その他文章を、晴眼者（目の見える方）が視覚障がいがある人たち等の代わりに朗読し、テープやCDに録音したものを通して情報提供するボランティアのことです。

き

■ 基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関の事で、身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の相談を総合的に行います。各市町村が設置することができます。

■ 共生社会ホストタウン

東京 2020 大会におけるパラリンピアンとの交流を契機として、共生社会の実現に向けてユニバーサルデザインの街づくり及び心のバリアフリーの取組みを実施するホストタウンを国が登録するものです。

■ きょうせい共生型サービス

デイサービスなどについて、高齢者と障がい児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障がい福祉両方の制度に、平成30年4月1日から新たに位置付けられたものです。

介護保険又は障がい福祉のいずれかの指定を受けている事業所が、もう一方の制度における指定も受けやすくなり、障がい者が65歳以上になっても、使い慣れた障害福祉サービス事業所を利用し続けることができるようになります。

■ きょうどこうどうしょう強度行動障がい

直接的な他害（噛み付き、頭突き等）や、間接的な他害（睡眠の乱れ、同一性の保持等）、自傷行為等が通常考えられない頻度と形式で出現している状態をいいます。障がい特性（コミュニケーションの苦手さや感覚の過敏性など）に環境がうまく合っていないことが、人や場に対する嫌悪感や不信感を高め、行動障がいをより強いものにしてしまいます。

◀

■ きょうどうせいかつえんじょグループホーム（共同生活援助）

障がいのある人が地域で安心して暮らすことができるよう、単身での生活が困難な障がいのある人が共同して自立した生活を営む場として位置づけられているものです。

グループホームでは、金銭管理や相談等の支援、また、必要な人に対しては食事や入浴等の介護を行うこととしています。

従来は、介護が必要な人が利用するケアホームと、介護が必要ない人が利用するグループホームとに分かれていましたが、今後、障がい者の高齢化・重度化が進展し、介護が必要な障がい者のグループホームの新規入居や、入居後に介護が必要となるケースの増加が見込まれることから、平成26年度の障害者総合支援法の施行により、ケアホームがグループホームへ一元化されました。

■

■ ゲートキーパー

心理、社会的問題や生活上の問題、健康上の問題を抱えている人など、自殺の危険を抱えた人々に気づき適切にかかわる人のことです。

■

■ こうじのうきのうしょう高次脳機能障がい

病気や外傷などの原因により脳が損傷され、その後遺症として、記憶、注意、判断、意思伝達、情緒といった高次の脳機能障がいをきたす病態です。先天性疾患、周産期における脳損傷、発達障がい、進行性の変性疾患によるものは除外します。

■ こうどうえんご 行動援護

障害者総合支援法における自立支援給付により受けられるサービスの1つで、行動上著しい困難を有する知的障がいのある人または精神障がいのある人に対し、外出時において同行し、移動に必要な支援等を行うサービスのことです。

■ こうとうとくべつしえんがっこう 高等特別支援学校

知的障がいの程度が軽度である生徒の潜在的な社会的・職業的自立能力を最大限まで引き伸ばし、一人一人の適性或希望に応じた進路を実現するための新しいタイプの特別支援学校です。高等部のみの学校で、職業教育に特化した専門学科を設置します。

■ ごうりてきはいりよ 合理的配慮

障がいのある人等から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応することです。

■ の

■ かんりせきにんしゃ じどうはつたつしえんかんりせきにんしゃ サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス（訪問系サービスを除く）及び児童福祉法に基づく障害児通所支援及び障害児入所支援を実施する事業者の指定に係る人員配置基準において、事業所ごとに必ず配置することとされている者のことです。

事業所において、サービスの質の向上を図るため、個々の利用者についての初期状態の把握（アセスメント）や個別支援計画の作成、定期的な評価（モニタリング）などの一連のサービス提供プロセス全般に関する責任を担う者です。

■ とうりようけいかく サービス等利用計画

ケアマネジメント手法を活用し、障がいのある人のニーズや置かれている状況を勘案して、福祉、保健、医療、教育、就労、住宅等の総合的な視点から、地域での自立した生活を支えるために必要な支援を記述した計画のことです。

■ さいがいずじょうくんれん 災害図上訓練（DIG）

災害図上訓練「DIG（ディグ）」とはDisaster（災害）、Imagination（想像力）、Game（ゲーム）の略。地域の地図を活用し、災害が発生した場合を想定して、地域住民である参加者が、イメージトレーニング（机上訓練）をするものです。

■ さいがいふくしこういしえん 災害福祉広域支援ネットワーク

大規模災害に備えるため、福祉分野において、発災直後からの能動的・機動的な対応や被災地外からの支援と被災地ニーズとのマッチング調整等について包括的・継続的に支援を行う仕組みのことです。



■ COPD（慢性閉塞性肺疾患）

慢性閉塞性肺疾患（Chronic Obstructive Pulmonary Disease、以下「COPD」）とは、有毒な粒子やガスの吸入による進行性の疾患であり、運動時の呼吸困難や慢性の咳・痰等を伴います。主な原因は喫煙であり、他に粉塵や化学物質などがあります。

■ CKD（慢性腎臓病）

慢性腎臓病（Chronic Kidney Disease、以下「CKD」）とは、糖尿病や高血圧症などのさまざまな要因により、腎臓の働きが慢性的に低下するものです。または、たんぱく尿が出るなどの腎臓の異常が3か月以上続く状態です。

■ 色弱模擬フィルタ

色弱者が感じる色の見分けにくさを一般色覚者が体験できるようにしたフィルタです。

■ 失語症

脳梗塞や脳出血など脳卒中や、けがなどによって、大脳（たいていの人は左脳）の中にある、言葉を受け持っている「言語領域」という部分が傷ついたために、言葉がうまく使えなくなる状態をいいます。失語症になると、「話す」ことだけでなく、「聞く」「読む」「書く」ことも難しくなります。しかし、脳（左脳）の傷ついた場所の違いによって、「聞く」「話す」「読む」「書く」の障がいの重なり方や程度は異なり、失語症はいくつかのタイプに分類されています。

■ 失語症意思疎通支援者

所定の講習を受け、失語症者に対し、外出時など支援が必要な場面において、意思疎通の支援を行う人のことを言います。

■ 児童発達支援管理責任者

→サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者

■ 児童発達支援事業所

地域の障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設です。福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」があります。

■じへいしやう自閉症

相互的な対人関係の障がい、コミュニケーションの障がい、興味や行動の偏り（こだわり）の特徴をもつ障がいです。最近では、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害」をまとめて「自閉スペクトラム症」と呼ぶことが多くなっています。

■じへいしやう自閉症・じやうちしやう情緒障がいとくべつしえんがつきやう特別支援学級

自閉症（他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする発達の障がい）や情緒障がい（状況に合わない感情・気分が持続し、不適切な行動を引き起こされ、それらを自分の意思ではコントロールできないことが継続し、学校生活や社会生活に適応できなくなる状態）のために、通常の学級での教育では十分に成果が期待できない子どもが在籍する特別支援学級のことを言います。

■しやかいてきしやうへき社会的障壁

障がいがある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものを言います。

■しやうさんきりやう周産期医療

妊娠後期（妊娠満22週）から早期新生児期（生後満7日未満）までの期間を周産期といいます。この時期は、合併症妊娠や分娩時の新生児仮死など、母体や胎児、新生児の生命に関わる事態が発生する可能性があります。この時期の母体や胎児、新生児について産科・小児科双方からの一貫した総合的な医療を提供することで母子の健康を守るのが周産期医療です。

■じやうしやうしんしんしやう重症心身障がい児じ（者）しや

重度の知的障がいと重度の肢体不自由が重複した障がい児（者）です。

■じやうどほうもんかいご重度訪問介護

障害者総合支援法における自立支援給付により受けられるサービスの1つで、常時介護を要する身体に重度の障がいがある人、重度の知的障がいがある人又は重度の精神障がいがある人に対し、入浴等の介護や調理等の家事の援助のほか、日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等を行うサービスです。

■しやうろらいこうしえん就労移行支援

障害者総合支援法における自立支援給付により受けられるサービスの1つで、一般就労等への就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識及び能力のために必要な訓練を行うサービスです。

■ しゅうろうけいぞくしえん 就労継続支援

障害者総合支援法における自立支援給付により受けられるサービスの1つで、一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

■ しょうがいしゃしゅうぎょう せいかつしえん 障害者就業・生活支援センター

障がい者の身近な地域において、雇用、保健福祉、教育等の関係機関の連携拠点として、就業面及び生活面における一体的な相談支援を実施する機関です。

■ しょうにまんせいとくていしつべい 小児慢性特定疾病

子どもの慢性疾患のうち、小児がんなど、治療期間が長く、医療費負担が高額となるもののことです。

■ ジョブコーチ

障がい者が職場に適應できるよう、職場に出向いて、障がい者が仕事に適應するための支援、人間関係や職場でのコミュニケーションを改善するための支援などを行う人のことです。また、支援が終わった後も安心して働き続けられるように、企業の担当者や職場の従業員に対しても、障がいを理解し配慮するための助言などを行います。

■ しんたいしょうがいしゃほじょけん 身体障害者補助犬

盲導犬、介助犬及び聴導犬のことです。身体障がい者の自立と社会参加に資するものとして、身体障害者補助犬法に基づき訓練・認定された犬であり、法に基づく表示をつけています。また、人が立ち入ることのできるさまざまな場所で受け入れるよう義務づけられています。

盲導犬…視覚障がいのある人が街なかを安全に歩けるようにサポートします。

介助犬…肢体不自由のある人の日常生活動作をサポートします。

聴導犬…聴覚障がいのある人に生活の中の必要な音を知らせ、音源まで誘導します。

す

■ スペシャルオリンピックス

知的障がいのある人達に、日常的なスポーツトレーニングと、その成果の発表の場である競技会を、年間を通じて提供し、社会参加を応援する国際的なスポーツ組織です。

せ

■ せいしん かきゅうきゅういりょう 精神科救急医療システム

休日、夜間等における精神疾患の急激な発作や精神症状の悪化等により、緊急に精神科治療を必要とする精神障がい者を対象に、適正かつ円滑な医療及び保護を図るシステムで

す。

せいねんこうけんせいど ■成年後見制度

知的障がい、精神障がい、認知症等により、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度です。本人の意思を尊重しつつ、財産管理（不動産や預貯金などの管理、遺産分割協議などの相続手続など）や身上保護（介護・福祉サービスの利用契約や施設入所・入院の契約締結、履行状況の確認など）などの法律行為を一人で決めることが難しい方を法的に保護し、不利益から本人を守る制度です。

せんえんせいいしきしょう ■遷延性意識障がい

日本脳神経外科学会の定義によると、重度の昏睡状態を指す病状のことで、3か月以上、種々の治療にもかかわらず、次の6項目を満たす状態にある方です。

- (1) 自力移動が不可能である。
- (2) 自力摂食が不可能である。
- (3) 尿尿失禁状態にある。
- (4) 声を出しても意味のある発言がまったく不可能である。
- (5) 眼を開け、手を握れという簡単な命令にはかろうじて応ずることもあるが、それ以上の意志疎通が不可能である。
- (6) 眼球はかろうじて物を追っても認識はできない。

そ ■相談支援専門員

県または市町村の指定を受けて相談支援事業を行う事業者が、事業所に必ず配置することとされている者です。

相談支援専門員は、利用者が地域で希望する自律した生活を維持・継続する上で生じる様々な生活の課題（ニーズ）に対して、生活の目標を明らかにし、課題解決を達成する道筋と方向を明らかにして、地域社会にある資源の活用・改善・開発を通じて、総合的かつ効率的に継続して利用者のニーズに基づく課題解決を図ることが役割として求められています。

た ■退院後生活環境相談員

平成26年4月1日に精神保健福祉法が改正され、医療保護入院を中心に制度が変わり、精神科病院には「退院後生活環境相談員」の設置が義務づけられました。

医療保護入院された方が退院後に利用する障害福祉サービス及び介護サービスについて、退院前から相談し、医療保護入院者が円滑に地域生活へ移行することができるよう、必要に応じ、「退院後生活環境相談員」が地域援助事業者（居宅介護事業者等）と連携を図るこ

とになりました。

ち

■ちいきせいかつしえんじぎょう地域生活支援事業

障害者総合支援法に基づき、都道府県及び市町村が主体となって実施される事業のことです。障がい者及び障がい児が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により事業を効果的・効率的に実施し、障がい者及び障がい児の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを事業の目的としています。

ち

■ちいきほうかつ地域包括ケアシステム

住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制のことです。

ち

■じぎょうチャレンジトレーニング事業

障がい者を採用する意欲のある企業と、就労を望む障がい者の互いの理解不足解消、不安解消及び障がい者の就職に向けた事前トレーニングとして、短期職場実習（10日間）を行います。

て

■ていーわつと さいがいはけんふくしDWAT（災害派遣福祉チーム）

大規模災害時において、被災した高齢者や障がいのある方などの要配慮者が、避難所等で十分な福祉的支援を受けられるよう必要な支援活動を行う、地域の福祉人材からなる派遣チームです。（Disaster Welfare Assistance Team の略）

■デフリンピック競技大会

4年に一度行われる、聴覚に障がいのある人の国際スポーツ大会であり、夏季、冬季の両大会が開催されます。夏季第1回大会は1924年フランスで開催、冬季は1949年オーストリアで開催されました。国内で開催が予定されている第25回夏季大会は、2025年11月に東京都、福島県、静岡県で行われます。

て

■てんやくほうしじん点訳奉仕員

所定の講習を受けて点訳の技術を取得し、視覚障がい者のために点字の書籍や文書を作成するボランティアです。

と

■ 同行援護事業

障害者総合支援法における自立支援給付により受けられるサービスの1つで、重度の視覚障がいのある人に対し外出時において同行し、移動に必要な情報を提供するほか、移動に必要な支援等を行うサービスです。

■ 統合失調症

統合失調症は、幻覚や妄想という症状が特徴的な精神疾患です。それに伴って、人々と交流しながら家庭や社会で生活を営む機能が障がいを受け（生活の障がい）、「感覚・思考・行動が病気のために歪んでいる」ことを自分で振り返って考えることが難しくなりやすい（病識の障がい）、という特徴を併せもっています。

■ 特定求職者雇用開発助成金

高齢者や障がい者等の就職困難者をハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者（雇用保険の一般被保険者）として雇い入れる事業主に対して、賃金相当額の一部を助成するものです。

■ トライアル雇用

トライアル雇用とは、働いた経験が少ないことから、期間の定めのない雇用（常時雇用）での就職に不安のある方などが、常時雇用への移行を前提として、原則3か月間その企業で試用雇用として働いてみる制度です。

トライアル雇用の期間中は、仕事や企業について理解を深めることができ、また、労働基準法などの法律が適用され賃金も支払われます。

な

■ 難病

発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものをいいます。

難病のうち、以下の要件をすべて満たすものであって、患者に対する良質かつ適切な医療の確保を図る必要性が高いとして厚生労働大臣が指定したものが、指定難病として医療費助成の対象とされています。

- ・ 患者数が人口の0.1%程度に達しないこと
- ・ 診断に関し客観的な指標による一定の基準が定まっていること

平成25年4月から施行された障害者総合支援法においては、障がいの定義に難病患者等を追加して障害福祉サービス等の対象とし、新たに対象となる難病患者等は障害者手帳の有無にかかわらず、必要に応じて障害支援区分の認定などの手続きを経たうえで、市町村において必要と認められた障害福祉サービス等（障がい児にあっては、児童福祉法に基

づく障がい児支援)が利用できます。

に

■日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う事業です。都道府県・指定都市社会福祉協議会を実施主体としています。(窓口業務等は市町村の社会福祉協議会等により行われています。)

ね

■Net119緊急通報システム

Net119緊急通報システムは、音声による119番通報が困難な聴覚・言語機能障がい者が円滑に消防への通報を行えるようにするシステムです。

スマートフォンなどから通報用Webサイトにアクセスして、消防本部が消防隊や救急隊をどこに出動させるべきかを判断するために必要な「救急」「火事」の別と、通報者の位置情報を入力すれば、即座に消防本部に通報が繋がり、その後にテキストチャットで詳細を確認する仕組みとなっています。

の

■ノーマライゼーション

デンマークのバンク・ミケルセンが障がい者(特に知的障がい者)の処遇に関して唱え、北欧から世界に広まった障がい者福祉の最も重要な理念です。障がい者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるという考え方です。

■ノンステップバス

誰でも乗降しやすいように、床を低くして乗降口の階段を極力なくしたバスのことです。従来のバスとの違いは、ノンステップバスは、床下の機材を主に後方部分に集中させることで、床を地上から概ね30センチと低くし、乗降口にスロープ(渡り板)を付けることで車いすも乗降できるようにしたものです。空気圧で車体を下げるニーリング(車高調整)装置がついているものもあります。

は

■パーキングパーミット^{せいど}制度

障がい者等用駐車スペースを利用できる対象者の範囲を設定し、条件に該当する希望者に地域の協力施設で共通に利用できる利用証を交付する制度です。

■^{はったつしょう}発達障がい

脳機能の発達に関係する生まれつきの障がいで、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものをいいます。

■^{はったつしょうがいしやしえん}発達障害者支援センター

発達障がい児者及びその家族等に対する相談支援、発達支援、就労支援及び関係機関に対する普及啓発や研修などを行う専門機関です。発達障がい児者とその家族が豊かな地域生活を送れるよう、保健、医療、福祉、教育、労働などの関係機関と連携し、地域における総合的な支援ネットワークを構築しながら、発達障がい児者とその家族からのさまざまな相談に応じ、指導と助言を行っています。

ひ

■ピアサポート

障がいのある人自身が、自らの体験に基づいて、他の障がいのある人の相談相手となったり、同じ仲間として社会参加や地域での交流、問題の解決等を支援する活動です。

■ヒアリンググループ

マイクを通した音声を直接補聴器や人工内耳へ伝えることができ、講演や会議、コンサートなどの会場で、発生者の声や音楽をクリアに聞くことができる難聴者の聞こえを支援する設備です。

■^{ひなんじょうんえい}避難所運営ゲーム (HUG)

Hinanzyo (避難所) Unei (運営) Game (ゲーム) の頭文字を取ったもので、英語で「抱きしめる」という意味を持っています。

避難者の年齢、性別、国籍やそれぞれが抱える事情が書かれたカードを、避難所に見立てた平面図にどれだけ適切に配置できるか、また避難所で起こる様々な出来事にどう対応していくかを模擬体験し、避難所運営を学ぶことができるものです。

ふ

■FAX 110^{ばん}番

障がいのある人が警察へアクセスする際の困難を取り除くための対策の1つとして、全都道府県警察において行われている、FAXによる緊急通報の受理のことです。

■^{ふくしひなんじょ}福祉避難所

災害時に、一般の避難所での避難生活が困難な高齢者や障がいのある方など、特別な配慮を必要とする人が安心して避難できるように開設される避難所です。市町村において社

会福祉法人等の協力を得て、高齢者福祉施設や障がい者福祉施設などが指定されています。

■ブルーライトアップ

4月2日の「世界自閉症啓発デー」及び4月2日から8日の「発達障害啓発週間」に、広く一般の関心を高めるよう各地の名所旧跡などを青色にライトアップする活動です。青色は癒しや希望などを表し、自閉症や発達障がいを理解していただくためのシンボルカラーとして使用されています。



■ペアレントトレーニング

子どものほめ方や指示の出し方、環境調整、不適切な行動への対応といった具体的な養育スキルを保護者に学んでもらいながら子どもの行動変容を目指す、行動理論に基づいたプログラムです。

■ペアレントメンター

発達障がいのある子どもを育てた経験のある先輩保護者で、現在子育てを行っている保護者の相談役となる人のことです。改正発達障害者支援法（平成28年）において、「発達障がいの家族が互いに支え合う活動の支援」が明記され、全国でペアレントメンターの養成・活用が推進されています。

■ヘルプマーク

義足や人工関節を利用している方、内部障がいや難病の方、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としている方々が、バッグ等に身に付けることで、周囲の方に手助けを必要とすることや「見えない障がい」への理解を求めるものです。



■マルチメディアデイジー

視覚に障がいのある方、発達障がいなどで活字による読書が困難な方に対し、文字や音声、画像などで読書が楽しめる図書のことです。



■もう盲ろう

盲ろうとは「視覚と聴覚の両方に障がいがあること」を言います。また、視覚と聴覚の両方に障がいがある者を盲ろう者と言い、全盲ろう、盲難聴、弱視ろう、弱視難聴の4タイプ分けられます。

■もう盲ろう者しゃつうやく通訳・かいじょしゃ介助者

盲ろう者の、生活上のコミュニケーションや移動の支援を行う者のことです。

ゆ

■ユニバーサルツーリズム

高齢や障がいの有無等にかかわらず、誰もが気兼ねなく楽しめるよう創られた旅行のことです。

よ

■要約筆記者ようやくひっきしや

所定の講習を受けて要約筆記の技術を習得し、聴覚障がい者のために要約筆記を行う人です。要約筆記とは、聴覚障がい者のための意思疎通を図る手段のひとつで、話し手の内容をつかんで、要点をまとめて筆記し聴覚障がい者に伝達するものです。

れ

■レスパイト

障がい者（児）を家族の一員に抱える親・家族を、一時的に一定の期間障がい者（児）の介護から解放することによって、日ごろの心身の疲れを回復し一息つけるようにするサービスです。

ろ

■ロコモティブシンドロームうんどうきしょうこうぐん（運動器症候群）

骨や関節、筋肉、動きの信号を伝える神経などが衰えて「立つ」「歩く」といった動作が困難になり、要介護や寝たきりになってしまうこと、又は、そのリスクが高い状態のことです。